

東庄町地域防災計画

令和 7 年 3 月

東庄町防災会議

一 目 次

第 1 編 総 則	1
第 1 章 計画の目的・構成	3
第 1 節 計画作成の目的	3
第 2 節 計画の性格	4
第 3 節 計画の構成	5
1 総 則	5
2 地震・津波編	5
3 風水害等編	5
4 大規模事故等災害編	5
第 2 章 計画の基本的な考え方	7
1 減災を重視した防災対策の方向性	7
2 地域防災力の向上	7
3 要配慮者及び男女共同参画の視点	8
4 近年の災害傾向を考慮した対策	8
5 計画に基づく施策の推進及び見直し	9
第 3 章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	11
第 4 章 東庄町の地勢概要等	19
1 位置・地勢	19
2 人口	19
3 気象	21
4 過去の災害	21
第 2 編 地震・津波編	25
第 1 章 総 則	27
第 1 節 地震・津波対策の基本的視点	27
1 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な 防災対策であること	27
2 東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性 の高い計画であること	27
3 あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること	27
第 2 節 想定地震と被害想定	29

目 次

1	想定地震、想定条件	29
2	千葉県全体の被害の概要	29
3	町における地震被害想定結果	37
4	津波による被害想定	38
第3節	減災目標	39
1	防災体制の強化	39
2	災害に強いまちづくり	39
3	消防・救急体制の充実	39
第2章	災害予防計画	41
第1節	防災意識の向上	41
1	防災教育	41
2	過去の災害教訓の伝承	41
3	防災広報の充実	42
4	自主防災体制の強化	44
5	防災訓練の充実	45
6	調査・研究	46
第2節	津波災害予防対策	47
1	総合的な津波対策の基本的な考え方	47
2	津波広報、教育、訓練計画	47
3	津波避難対策	49
第3節	火災等予防計画	51
1	地震火災の防止	51
2	建築物不燃化・防災空間の整備	52
第4節	消防計画	54
1	消防体制・施設の強化	54
2	市町村相互の応援体制	54
3	広域航空消防応援体制	54
4	消防思想の普及	54
5	消防計画及びその推進	54
第5節	建築物の耐震化等の推進	56
1	建築物等の耐震対策	56
2	ライフライン等の耐震対策	57
3	道路及び交通施設の安全化	58
4	危険物施設等の安全化	58
第6節	液状化災害予防対策	61

1	液状化対策の推進	61
2	ライフライン施設、公共施設の液状化対策	61
3	液状化対策の広報・周知	61
4	液状化被害における生活支援	62
第7節	土砂災害等予防計画	63
1	土砂災害の防止	63
2	地籍調査データの管理	65
3	河川、ため池施設の安全化	65
第8節	要配慮者等の安全確保のための体制整備	67
1	避難行動要支援者に対する対応	67
2	要配慮者全般に対する対応	70
3	社会福祉施設等における防災対策	71
4	外国人に対する対策	72
第9節	情報連絡体制の整備	73
1	災害通信施設の整備	73
2	非常通信体制の充実強化	73
3	その他通信網の整備	73
第10節	備蓄・物流計画	74
1	食料・生活必需物資等の供給体制の整備	74
2	医薬品及び応急医療資機材等の整備	75
3	水防用資機材の整備	75
第11節	防災施設の整備	76
1	避難施設の整備	76
第12節	帰宅困難者等対策	80
1	帰宅困難者等	80
2	一斉帰宅の抑制	80
3	帰宅困難者等の安全確保対策	81
4	帰宅支援対策	81
5	関係機関と連携した取組み	81
6	大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み	82
第13節	防災体制の整備	83
1	防災体制の整備	83
2	町の業務継続計画	83
第3章	災害応急対策計画	85
第1節	災害対策本部活動	85

目 次

1	町の活動体制	85
2	災害対策本部設置前の初動対応	85
3	災害対策本部	87
4	配備体制の区分・基準	95
5	動員配備の方法	97
6	災害対策本部と県及び防災関係機関との連携	98
7	県への応援要請	98
8	災害救助法の適用手続き等	98
第2節	情報収集・伝達体制	102
1	通信体制	102
2	地震に関する情報の収集・伝達	105
3	気象官署の地震・津波に関する警報及び情報	105
4	関係機関における措置	111
5	被害情報等収集・報告	111
6	災害時の広報	116
第3節	地震・火災避難計画	118
1	計画内容	118
2	実施機関	118
3	避難の指示等	119
4	避難誘導等	120
5	警戒区域の設定	121
6	避難所等の開設・運営	122
7	安否情報の提供	124
第4節	津波避難計画	125
1	津波対策	125
2	津波からの避難	125
第5節	要配慮者等の安全確保対策	127
1	避難誘導等	127
2	避難所の開設、要配慮者への対応	127
3	福祉避難所の設置	128
4	避難所から福祉避難所への移送	128
5	被災した要配慮者等の生活の確保	128
第6節	消防・救助救急・医療救護活動	129
1	消防活動	129
2	救助・救急	130

3	水防活動.....	131
4	危険物等の対策.....	131
5	医療救護.....	132
第7節	警備・交通の確保・緊急輸送対策.....	138
1	災害警備計画.....	138
2	交通規制計画（警察本部）.....	138
3	交通規制の指針.....	138
4	緊急輸送の実施.....	139
5	緊急通行車両の確認等.....	140
6	規制除外車両の確認等.....	140
7	震災発生時における運転手のとるべき措置.....	141
8	道路管理者の通行の禁止又は制限.....	141
9	道路啓開.....	141
10	交通マネジメント.....	142
第8節	救援物資供給活動.....	143
1	応急給水.....	143
2	食料供給計画.....	144
3	衣料・生活必需品等供給計画.....	145
4	企業等との協定.....	146
第9節	広域応援の要請及び県外支援.....	147
1	国・県に対する応援要請.....	147
2	市町村間の相互応援.....	147
3	町の受援計画.....	148
4	消防機関の応援.....	148
5	国土交通省所管の公共施設に係る相互応援.....	148
6	水道事業体等の相互応援.....	148
7	資料の提供及び交換.....	149
8	経費の負担.....	149
9	民間団体等との協定等の締結.....	149
10	広域避難.....	149
11	広域一時滞在.....	150
第10節	自衛隊への災害派遣要請.....	151
1	災害派遣の方法.....	151
2	知事への災害派遣の要請の要求.....	152
3	自衛隊との連絡.....	154

4	災害派遣部隊の受入体制	154
5	災害派遣部隊の撤収要請	155
6	経費負担区分	155
第 11 節	学校等の安全対策・文化財の保護	156
1	防災体制の確立	156
2	応急教育実施の予定施設	157
3	応急教育方法	157
4	教材・学用品の調達及び配給方法	157
5	授業料等の減免・育英補助の措置	158
6	学校給食の実施	158
7	文化財の保護	158
第 12 節	帰宅困難者対策	160
1	一斉帰宅抑制の呼びかけ	160
2	企業、学校など関係機関における施設内待機	160
3	大規模集客施設や駅等における利用者保護	160
4	帰宅困難者等の把握と情報提供	160
5	一時滞在施設の開設及び施設への誘導	160
6	徒歩帰宅支援	161
7	帰宅困難者（特別搬送者）の搬送	161
第 13 節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策	162
1	保健活動	162
2	飲料水の安全確保	162
3	防疫活動	162
4	遺体の搜索処理等	163
5	動物対策	165
6	清掃及び障害物の除去	165
第 14 節	応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理	169
1	応急仮設住宅の供与等	169
2	被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備	170
3	被災宅地危険度判定支援体制の整備	171
4	り災証明書の交付	171
第 15 節	液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧	172
1	水道施設	172
2	電気施設	172
3	ガス施設	172

4	通信施設.....	173
5	放送機関.....	173
6	道路・橋梁.....	174
7	鉄道施設（東日本旅客鉄道（株））.....	174
8	その他公共施設.....	174
第16節	ボランティアの協力.....	175
1	町災害ボランティアセンターの設置.....	175
2	ボランティアの活動分野.....	175
3	ボランティアとして協力を求める個人、団体.....	176
4	ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ.....	176
5	災害時におけるボランティアの登録及び受入れ.....	176
6	ボランティア受入体制.....	177
7	災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等.....	177
第17節	労働力の確保.....	178
1	供給方法.....	178
2	賃金及びその他の費用負担.....	178
第4章	災害復旧計画.....	179
第1節	被災者生活安定のための支援.....	179
1	被災者に関する支援の情報の提供等.....	179
2	災害弔慰金・災害見舞金.....	179
3	被災者生活再建支援金.....	180
4	公営住宅の建設等.....	181
5	災害援護資金.....	181
6	生活福祉資金の貸付.....	182
7	租税の減免措置等.....	183
8	被災者の生活相談.....	183
9	雇用の維持に向けた支援.....	183
10	義援金.....	183
11	その他の生活確保.....	183
12	中小企業への融資.....	184
13	被災農林業関係者への融資.....	186
第2節	津波災害復旧対策.....	187
1	河川.....	187
第3節	液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策.....	188
1	水道施設.....	188

2	電気施設	188
3	ガス施設	188
4	通信施設	188
5	農林業施設	189
6	公共土木施設	190
第4節	激甚災害の指定	191
1	激甚災害指定手続き	191
2	特別財政援助等の申請手続き等	191
第5節	災害復興	192
1	体制の整備	192
2	災害からの復興に関する基本的な考え方	192
3	想定される復興準備計画	192
4	復興対策の研究、検討	193
第5章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	195
第1節	総 則	195
1	推進計画の目的	195
2	定義	195
第2節	推進地域及び特別強化地域	195
第3節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	196
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	197
1	避難場所・避難施設、避難経路等の整備	197
2	避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設	197
3	消防活動が困難である区域の解消に資する道路	197
4	延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備	197
5	道路、緊急輸送道路、ヘリポート等	197
6	共同溝、電線共同溝等	197
7	砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等	197
8	医療機関、社会福祉施設、学校等	197
9	ため池	197
10	地域防災拠点施設	198
11	防災行政無線施設	198
12	備蓄施設等	198
13	救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備	198
第5節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	199
1	津波からの防護	199

2	津波に関する情報の伝達.....	199
3	避難対策等.....	199
4	消防機関等の活動.....	199
5	ライフライン、通信、放送関係.....	199
6	交通.....	200
7	迅速な救助.....	200
第6節	関係者との連携協力の確保.....	201
1	物資等の調達手配.....	201
2	広域応援の要請.....	201
3	帰宅困難者への対応.....	201
第7節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項.....	202
1	北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等.....	202
2	後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知.....	202
3	災害応急対策をとるべき地域及び期間等.....	202
4	町のとるべき措置.....	202
第8節	防災訓練に関する事項.....	203
第9節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	204
1	町及び防災関係機関の職員に対する教育.....	204
2	地域住民等に対する教育及び広報.....	204
第10節	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画.....	205
地震・津波編附編.....		207
東海地震に係る周辺地域としての対応計画.....		207
第1章 総 論.....		209
第1節	地震・津波編の附編としての位置づけ.....	210
1	計画の内容.....	210
2	計画の範囲.....	210
3	前提条件.....	210
4	計画の実施.....	210
5	計画の位置づけ.....	210
第2章 東庄町の業務.....		211
第3章 事前の措置.....		213
第1節	東海地震に備え事前に促進すべき事項.....	213
1	町の事前の措置.....	213
第2節	事業所等に対する指導及び協力要請.....	215

第3節 広報及び教育	216
1 広報	216
2 教育	217
第4節 地震防災訓練	218
1 総合防災訓練	218
2 住民、事業所が実施する訓練	218
第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置	219
第1節 東海地震注意情報の伝達	219
1 伝達系統及び伝達手段	219
2 伝達体制	219
3 伝達事項	220
第2節 活動体制の準備等	221
1 災害対策本部の設置準備	221
2 東海地震注意情報発表時の所掌事務	221
第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報	221
第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置	223
第1節 活動体制	223
第2節 警戒宣言の伝達及び広報	224
1 警戒宣言の伝達	224
2 警戒宣言時の広報	225
第3節 水防・消防等対策	226
1 町	226
2 水防管理団体（町）	226
3 発災後に備えた資機材人員等の輸送体制	226
第4節 交通対策	226
1 道路管理者のとり措置	226
第5節 上下水道、電気、ガス、通信等対策	227
1 上水道対策	227
2 電気対策	228
3 ガス対策	228
4 通信対策	228
第6節 学校・病院・社会福祉施設等対策	231
1 学校対策	231
2 病院対策	231
3 社会福祉施設等対策	231

第7節	避難対策	233
1	警戒宣言時の措置	233
2	事前の措置	233
第8節	救護救援・防疫対策・保健活動対策	235
1	救護救援対策	235
2	防疫対策	235
3	保健活動対策	235
第9節	その他の対策	237
1	物資等の確保対策	237
2	緊急輸送の実施準備	237
3	公共施設対策	237
第6章	住民等のとるべき措置	239
第1節	住民のとるべき措置	239
第2節	自主防災組織のとるべき措置	242
第3節	事業所のとるべき措置	243
第3編	風水害等編	245
第1章	総 則	247
第1節	風水害等対策の基本的視点	247
1	減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な 防災対策であること	247
2	過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること	247
3	早期対応が実施できる計画であること	247
第2節	町域の保全	248
1	治水	248
2	治山	248
第3節	浸水被害の想定	249
第2章	災害予防計画	251
第1節	防災意識の向上	251
1	防災教育	251
2	過去の災害教訓の伝承	251
3	防災広報の充実	251
4	自主防災体制の強化	253
5	防災訓練の充実	253
第2節	水害予防計画	255

1	農作物等の水害予防対策	255
2	河川改修等に関する治水事業	256
3	浸水想定区域等の作成及び公表	257
4	道路災害による事故防止	258
5	気象（降水量）、河川水位等の観測	258
6	電力・通信施設水害防止対策	258
第3節	土砂災害予防計画	259
1	土砂災害防止法に基づく対策の推進	259
2	土砂災害に対する警戒避難体制の整備	260
3	防災知識の普及・啓発	261
4	県土保全事業の推進	261
5	災害に強いまちづくりの推進	263
第4節	風害予防計画	264
1	台風・竜巻等に関する知識の普及・啓発	264
2	農作物等の風害防止対策	265
3	電力・通信施設風害防止対策	265
第5節	雪害予防計画	266
1	道路雪害防止対策	266
2	農作物等の雪害防止対策	266
3	電力施設雪害防止対策	267
4	通信施設雪害防止対策	267
第6節	火災予防対策	268
1	火災予防に係る立入検査	268
2	住宅防火対策	268
3	火災予防についての啓発	269
第7節	消防計画	270
第8節	要配慮者等の安全確保のための体制整備	270
第9節	情報連絡体制の整備	270
第10節	備蓄・物流計画	270
第11節	防災施設の整備	270
第12節	帰宅困難者等対策	271
1	一斉帰宅の抑制	271
2	情報連絡体制の整備	271
3	帰宅困難者等への情報提供	271
4	大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み	271

第13節 防災体制の整備	272
第3章 災害応急対策計画	273
第1節 災害対策本部活動	273
1 町の活動体制	273
2 災害対策本部設置前の初動対応	273
3 災害対策本部	273
4 配備体制の区分・基準	273
5 動員配備の方法	275
6 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携	276
7 県への応援要請	276
8 災害救助法の適用手続き等	276
第2節 情報収集・伝達体制	277
1 通信体制	277
2 気象注意報・警報等の収集・伝達及び気象業務組織	277
3 気象に関する情報	278
4 被害情報等収集・報告	288
5 災害時の広報	288
第3節 水防計画	289
1 水防の目的	289
2 水防の責任	289
3 安全配慮	289
4 水防組織	290
5 連絡系統	290
6 水防管理団体	292
7 水防訓練	293
8 洪水予報・水防警報	293
9 情報収集及び巡視、警戒	298
第4節 避難計画	304
1 計画方針	304
2 実施機関	304
3 避難の指示等	304
4 避難の誘導等	308
5 警戒区域の設定	308
6 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への対応	308
7 避難所等の開設・運営	308

8 安否情報の提供.....	308
第5節 要配慮者等の安全確保対策.....	309
第6節 消防・救助救急・医療救護活動.....	309
第7節 交通対策・警備計画.....	310
1 災害警備計画.....	310
2 被災施設の応急対策方法.....	310
3 交通規制計画.....	310
4 交通規制の指針.....	310
5 緊急輸送の実施.....	310
6 緊急通行車両の確認等.....	310
7 道路啓開.....	310
第8節 救援物資供給活動.....	311
第9節 広域応援の要請県外支援.....	311
第10節 自衛隊への災害派遣要請.....	311
第11節 学校等の安全対策・文化財の保護.....	311
第12節 帰宅困難者等対策.....	312
1 一斉帰宅抑制の呼びかけ.....	312
2 企業、学校など関係機関における施設内待機.....	312
3 大規模集客施設や駅等における利用者保護.....	312
4 帰宅困難者等への情報提供.....	312
5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導.....	312
第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策.....	313
第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理.....	313
第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧.....	313
第16節 ボランティアの協力計画.....	313
第17節 労働力の確保.....	313
第4章 災害復旧計画.....	315
第1節 被災者生活安定のための支援.....	315
第2節 ライフライン関連施設等の復旧対策.....	315
第3節 激甚災害の指定.....	315
第4節 災害復興.....	315
第4編 大規模事故等災害編.....	317
第1章 総 則.....	319
1 応急活動体制.....	319

2	災害対策本部設置前の初動対応	319
3	災害対策本部	319
4	現地災害対策本部の設置	319
5	災害対策本部と県及び防災関係機関との連携	320
第2章	大規模火災対策	321
第1節	基本方針	321
第2節	予防計画	321
1	建築物不燃化の促進	321
2	防災空間の整備・拡大	321
3	火災予防に係る立入検査	321
4	住宅防火対策	321
5	多数の者を収容する建築物の防火対策	321
6	文化財の防火対策	322
7	消防組織及び施設の整備充実	322
第3節	応急対策計画	323
1	応急活動体制	323
2	情報収集・伝達体制	323
3	災害救助法の適用	323
4	消防活動	323
5	救助・救急計画	323
6	交通規制計画	323
7	避難計画	323
8	救援・救護計画	324
第3章	林野火災対策	325
第1節	基本方針	325
第2節	予防計画	325
1	広報宣伝	325
2	法令による規制	325
3	予防施設の設置	326
4	消火施設の設置	326
5	林野等の整備	326
第3節	応急対策計画	327
1	消防計画の樹立	327
2	総合的消防体制の確立	327
3	情報収集・伝達体制	328

4 避難計画.....	328
第4章 危険物等災害対策	329
第1節 基本方針.....	329
1 危険物.....	329
2 高圧ガス.....	329
第2節 予防計画.....	330
1 危険物.....	330
2 高圧ガス.....	331
第3節 応急対策計画.....	333
1 危険物.....	333
2 高圧ガス.....	334
第5章 放射性物質事故対策	335
第1節 基本方針.....	335
第2節 放射性物質事故の想定.....	336
第3節 放射性物質事故予防対策.....	337
1 町内の放射性物質取扱事業所の把握.....	337
2 情報の収集・連絡体制の整備.....	337
3 通信手段の確保.....	337
4 応急活動体制の整備.....	337
5 環境放射線モニタリング体制の整備.....	338
6 緊急時被ばく医療体制の整備.....	338
7 退避誘導体制の整備.....	338
8 広報相談活動体制の整備.....	338
9 防災教育・防災訓練の実施.....	338
第4節 放射性物質事故応急対策.....	339
1 情報の収集・連絡.....	339
2 事業者による応急対策活動の実施.....	339
3 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施.....	340
4 放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置.....	340
5 避難等の防護対策.....	340
6 緊急時被ばく医療対策.....	341
7 広報相談活動.....	341
8 飲料水及び飲食物の摂取制限等.....	341
9 消防活動.....	341
10 広域避難.....	341

11 協定による広域避難者の受入れ.....	341
第5節 放射性物質事故復旧対策.....	343
1 汚染された土壌等の除染等の措置.....	343
2 各種制限措置等の解除.....	343
3 被災住民の健康管理.....	343
4 風評被害対策.....	343
5 廃棄物等の適正な処理.....	343
第6章 航空機事故災害対策.....	345
第1節 基本方針.....	345
第2節 予防計画.....	345
1 情報の収集・連絡体制の整備.....	345
2 協力・応援体制の整備.....	345
3 消火救難、救助・救急及び医療活動に係る資機材等の整備及び備蓄.....	345
4 防災訓練.....	345
第3節 応急対策計画.....	346
1 情報の収集.....	346
2 応急対策.....	346
3 応援体制.....	347
第7章 鉄道事故災害対策.....	349
第1節 基本方針.....	349
第2節 予防計画.....	349
1 事業者による予防対策.....	349
2 行政等による予防対策.....	349
第3節 応急・復旧計画.....	350
1 行政等による応急活動体制.....	350
2 情報収集・伝達体制.....	350
3 相互協力・派遣要請計画.....	350
4 消防活動.....	351
5 救助・救急計画.....	351
6 交通規制.....	351
7 避難計画.....	351
第8章 道路事故災害対策.....	353
第1節 基本方針.....	353
第2節 予防計画.....	353
1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処.....	353

目 次

2	危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処	354
第3節	応急対策計画	355
1	道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処	355
2	危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処	356

第1編 総則

第1章 計画の目的・構成

第1節 計画作成の目的

〔総務課〕

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、東庄町の地域に係る災害対策を実施するものである。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0を記録した過去最大の地震であり、国内の広範囲にわたって未曾有の災害をもたらした。本町では、一部損壊を含め多数の家屋被害が生じたほか、町道の損壊や利根川低地部における液状化被害が発生した。

また、令和元年9月9日に本県に上陸した令和元年房総半島台風（台風15号）は、県内10箇所において、観測史上1位の最大瞬間風速を更新する記録的な暴風をもたらし、大規模停電とそれに伴う広範囲にわたる断水が発生した。

さらに、令和元年10月に発生した令和元年東日本台風（台風19号）の影響で、10月25日の大雨では、竜巻と推定される突風、河川の越水、土砂崩れなどにより大きな被害が発生した。

近年の大型台風の度重なる襲来に加え、熊本地震（平成28年）の一連の地震活動、平成30年北海道胆振東部地震による大規模停電や液状化の被害、そして令和6年元日に発生した能登半島地震も記憶に新しいところである。このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の異常気象による集中豪雨や防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、災害対策を実施する際の災害予防、災害応急対策及び復旧復興に関し、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者及び住民が処理すべき事務及び業務の大綱を定める。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に被害を最小限にとどめるためには、公助はもとより自助・共助の取組みが重要であり、住民や事業者、自主防災組織等の自助・共助の自主的かつ積極的な取組みを一層推進するとともに、これら各主体の役割を明らかにし、地震津波災害、風水害、放射性物質事故や大規模火災、航空機・鉄道などの公共交通等の事故災害などの各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定める。

これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮するとともに、住民が相互に協力して住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

〔総務課〕

- 1 この計画は、国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画に基づいて作成し、町の防災対策に関して総合的、基本的性格を有する。なお、指定行政機関、指定公共機関等の防災業務計画に抵触するものではない。
- 2 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときは速やかに修正する。
- 3 防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有し、平素から研究、訓練等を行うなどして計画の習熟に努めるとともに、住民に対し計画の周知を図り、効果的な運用ができるように努める。
- 4 これら防災計画を効果的に推進するため、指定行政機関、指定公共機関及び県・他の市町村の防災担当部局等、機関間及び他部局との連携を図りつつ、次の3点を実行する。
 - ・必要に応じた計画に基づくマニュアル(実践的応急活動要領を意味する。以下同じ。)の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
 - ・計画及びマニュアルの定期的な点検
 - ・他の計画の防災の観点からのチェック

第3節 計画の構成

〔総務課〕

この計画は、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

第1編 総 則

第2編 地震・津波編

（地震・津波編附編 [東海地震に係る周辺地域としての対応計画]）

第3編 風水害等編

第4編 大規模事故等災害編

の4編をもって構成している。

1 総 則

第1編「総則」は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、整理するものである。

2 地震・津波編

第2編「地震・津波編」は、地震や地震発災後の利根川の水位変化により生じる浸水等の被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、災害時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。なお、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓から、津波対策の充実を期するため、平成24年修正において従来の「震災編」を改称し、「地震・津波編」とした。また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条第2項に基づく推進計画の内容を含む。

第2編「地震・津波編」の附編として定めている「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本県として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生の防止等を目的としてまとめたものである。

3 風水害等編

第3編「風水害等編」は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、災害時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

4 大規模事故等災害編

第4編「大規模事故等災害編」は、放射性物質事故、大規模火災等（大規模火災、林野火災、危険物等災害）、公共交通等事故（航空機事故、鉄道事故、道路事故）など大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策についてまとめたものである。この計画に定めないものについては、第3編風水害等編の規定に準ずることとしている。

第2章 計画の基本的な考え方

〔総務課〕

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、住宅地、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上の最も重要な施策である。

災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、地域及び住民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指すべきである。

1 減災を重視した防災対策の方向性

本町では、これまでに様々な地震災害や風水害等を経験し、その都度、防災対策を強化してきた。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

2 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の住民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。平常時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、住民に災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人たちが救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域の人々で守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う、地域の防災リーダーとしての災害対策コーディネーターの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

さらに、阪神・淡路大震災以降、民間団体等との連携の取組みも重要となっており、本町においても、販売業者や燃料取扱事業者等との協定締結による連携体制の整備など、様々な分野で連携を促進している。

これらの連携の輪を広げていくことにより、民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。このような取組みの強化とあわせて、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、町内全域の防災力の向上を図っていく。

3 要配慮者及び男女共同参画の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、寝たきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等の要配慮者は、それぞれの特性により、情報、危険回避行動、移動行動、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障を抱えており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

平成23年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死亡者のうち、9割以上の人が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の人が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本町でも、高齢化の進行や障害のある人が年々増加している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じる。

また、東日本大震災や令和6年1月の能登半島地震において、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところであり、防災分野における女性の参画拡大等の一層の推進が求められる。さらに、性的マイノリティの人への配慮など、多様な視点に立つことも必要とされる。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

4 近年の災害傾向を考慮した対策

マグニチュード9.0を記録した東日本大震災（平成23年3月）以降も、震度5弱以上の地震が複数回連続的に発生した熊本地震（平成28年4月）、大規模停電や液状化により震源地から離れた地域でも大きな被害が発生した北海道胆振東部地震（平成30年9月）、能登半島地震（令和6年1月）、近年の大型台風の度重なる襲来などの災害が発生している。

東日本大震災や熊本地震では自治体そのものが被災し、災害対応が難しい状況となったことから、被災市町村又は県をまたいだ広域避難者が多く発生したため、災害に対する受援体制のみならず広域応援の実施体制、広域避難者の受入対策等を推進する。

北海道胆振東部地震においては、大規模停電により住民生活に支障が発生したことから、電力事業者及び通信事業者等防災関係機関と連携を強化し、ライフラインの早期回復を図るための体制を整備する。町の体制として、業務継続計画（BCP）の策定により、大規模停電の発生も考慮した災害対応を整備していくとともに、町内の事業者に対しても事業継続計画（BCP）の策定を促進し、停電時対応の強化等を推進する。液状化対策としては、ライフラインの被害予防対策の推進や応急復旧体制の整備を図るとともに、住民に対し液状化の知識や対策、「液状化危険度分布図」や「震度分布図」等の広報・周知を行う。

また、大型台風や集中豪雨などの風水害による被害も発生していることから、災害対策本部設置以前の体制を整備するとともに、避難の指示等の基準を明確化し、住民に対する早めの避難行動を促すことで、被害の軽減を図る。

5 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、町域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画や千葉県地域防災計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

〔全課・機関〕

東庄町及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等の防災に関して処理すべき事務・業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

機関名	事務又は業務の大綱
■ 東庄町	1 東庄町防災会議及び東庄町災害対策本部に関すること 2 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実並びに訓練に関すること 3 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること 4 災害の防除と拡大の防止に関すること 5 救助、防疫等及び保健衛生に関すること 6 災害応急対策用資材、災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること 8 被災町営施設の応急対策に関すること 9 災害時における文教対策に関すること 10 災害対策要員の動員、雇上げに関すること 11 災害時における交通、輸送の確保に関すること 12 被災施設の復旧に関すること 13 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること 14 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること
■ 千葉県	
香取地域振興事務所 香取土木事務所 香取保健所 (香取健康福祉センター) 香取農業事務所 北部林業事務所 北総教育事務所香取分室 香取警察署 小見川幹部交番 東庄交番 神代駐在所 橘駐在所 東城駐在所	1 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること 2 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること 3 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること 4 災害の防除と拡大の防止に関すること 5 災害時における防疫その他保健衛生に関すること 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること 8 被災県営施設の応急対策に関すること 9 災害時における文教対策に関すること 10 災害時における社会秩序の維持に関すること 11 災害対策要員の動員、雇上げに関すること 12 災害時における交通、輸送の確保に関すること 13 被災施設の復旧に関すること 14 町が処理する事務及び事業の指導、指示及び斡旋等に関すること 15 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること 16 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること

機関名		事務又は業務の大綱
		17 被災者の生活再建支援に関すること 18 町が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること
■指定地方行政機関		
関東管区警察局 千葉県情報通信部		1 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること 2 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること 3 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること 4 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること 5 津波等の伝達に関すること
関東総合通信局		1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
関東財務局 千葉財務事務所		1 立会関係 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること 2 融資関係 (1) 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること (2) 災害復旧事業費の融資（長期）に関すること 3 国有財産関係 (1) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること (2) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること (3) 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること (4) 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること (5) 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること (6) 町又は県が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること 4 民間金融機関等に対する指示、要請関係 (1) 災害関係の融資に関すること (2) 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること (3) 手形交換、休日営業等に関すること (4) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること (5) 営業停止等における対応に関すること

機関名	事務又は業務の大綱
関東信越厚生局	1 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること 2 関係職員の派遣に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること
千葉労働局 銚子労働基準監督署 佐原公共職業安定所	1 工場、事業所における労働災害の防止に関すること 2 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること
関東農政局 千葉県拠点	1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること 2 応急用食料・物資の支援に関すること 3 食品の需給・価格動向の調査に関すること 4 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること 5 飼料、種子等の安定供給対策に関すること 6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること 7 営農技術指導及び家畜の移動に関すること 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること 10 被害農業者に対する金融対策に関すること
関東森林管理局 千葉森林管理事務所	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興に関すること
関東東北 産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること
関東地方整備局 利根川下流河川事務所	1 災害予防 （１）防災上必要な教育及び訓練等に関すること （２）通信施設等の整備に関すること （３）公共施設等の整備に関すること （４）災害危険区域等の関係機関への通知に関すること （５）官庁施設の災害予防措置に関すること （６）大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること 2 災害応急対策 （１）災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること （２）水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること （３）建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること （４）災害時における復旧資材の確保に関すること （５）災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること （６）災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること

機関名		事務又は業務の大綱
		(7) 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること 3 災害復旧 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図る。
	関東運輸局 千葉運輸支局	1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること 2 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること 3 災害による不通区間におけるう回輸送等の指導に関すること
	成田空港事務所	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること 2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
	関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること 3 地殻変動の監視に関すること
	東京管区気象台 銚子地方気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発に関すること
■ 自衛隊		1 災害派遣の準備 (1) 防災関係資料の基礎調査に関すること (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (3) 防災資材の整備及び点検に関すること (4) 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること (2) 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること
■ 指定公共機関		
	東日本電信電話（株） 千葉事業部 （株）NTTドコモ 千葉支店	1 電気通信施設の整備に関すること 2 災害時等における通信サービスの提供に関すること 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

機関名	事務又は業務の大綱
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーショングループ（株） KDDI（株） ソフトバンク（株） 楽天モバイル（株） 千倉技術保守センター	
日本赤十字社 千葉県支部	1 医療救護に関すること 2 こころのケアに関すること 3 救援物資の備蓄及び配分に関すること 4 血液製剤の供給に関すること 5 義援金の受付及び配分に関すること 6 その他応急対応に必要な業務に関すること
日本放送協会 千葉放送局	1 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること 2 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること 4 被災者の受信対策に関すること
（独）水資源機構 利根川河口堰管理所	1 災害時等における利根川河口堰施設の応急復旧対策及び災害復旧に関すること 2 「地域防災窓口」を設置し、防災業務に関する利根川河口堰に関わる地域の自治体等との連携強化に関すること
東日本旅客鉄道（株） 千葉支社	1 鉄道施設の保全に関すること 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること 3 帰宅困難者対策に関すること
東京ガスネットワーク（株） 千葉支社	1 ガス供給施設（製造設備等を含む。）の建設及び安全確保に関すること 2 ガスの供給に関すること
日本通運（株） 千葉支社	1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
東京電力パワーグリッド（株）成田支社 銚子事務所	1 災害時における電力供給に関すること 2 被害施設の電力応急対策及び災害復旧に関すること
日本郵便（株） 千葉中央郵便局 銚子郵便局 東庄郵便局	1 災害時における郵便事業運営の確保 2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 （1）被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること （2）被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること （3）被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること （4）被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること （5）被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること 3 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

機関名		事務又は業務の大綱
福山通運（株） 佐川急便（株） ヤマト運輸（株） 西濃運輸（株） （一社）A Z - C O M丸和 ・支援ネットワーク		1 災害時における物資の輸送に関すること
（独）鉄道建設・運輸施設 整備支援機構		1 被災鉄軌道施設の災害復旧の支援に関すること
■指定地方公共機関		
（公社）千葉県L P ガス協 会 香取支部		1 ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
（公社）千葉県医師会 （一社）香取郡市医師会		1 医療及び助産活動に関すること 2 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
（一社）千葉県歯科医師会 （一社）香取匝瑳歯科医師会		1 歯科医療活動に関すること 2 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること
（一社）千葉県薬剤師会		1 調剤業務及び医薬品の管理に関すること 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること 3 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
（公社）千葉県看護協会 利根地区部会		1 医療救護活動に関すること 2 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること
千葉テレビ放送（株） （株）ニッポン放送 （株）ベイエフエム		1 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること 2 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
（一社）千葉県トラック協会 （一社）千葉県バス協会		1 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
■消防機関		
香取広域市町村圏事務組合 消防本部 東庄分署		1 災害時の消防、水防活動 2 家屋施設の災害予防 3 災害情報、予報・警報 4 工作物の除去及び消火、その他防災業務に関する災害調査 5 消防職、団員の招集配置 6 施設、設備等の事前措置 7 避難の指示誘導及び避難後の警戒
東庄町消防団		1 災害時の消防・水防活動及び応急復旧活動 2 被害情報の収集、伝達及び被害事態の把握 3 被害者の救出、救護、非常警戒
■公共的団体等		
かとり農業協同組合 東庄支店 東庄経済センター		1 町及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力 2 農作物の災害応急対策の指導 3 被災農家に対する融資、斡旋 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋 5 農産物の需給調整

機関名		事務又は業務の大綱
千葉県農業共済組合 香取支所		1 農作物被害状況の情報収集及び報告 2 農作物被害に係る共済事業
東庄町商工会		1 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力 2 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋 3 融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力 4 災害時における物価安定への協力
東総広域水道企業団		1 水道施設の被害調査 2 水道施設の応急対策 3 災害時の給水
香取広域市町村圏 事務組合		1 災害時の廃棄物、塵芥の収集・処理 2 し尿処理に関すること
保育所 こども園 小学校 中学校		1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における園児・児童・生徒の保護及び誘導 3 災害時における応急教育計画の確立及び実施 4 被災施設の災害復旧
国保東庄病院		1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における収容者の保護及び誘導 3 災害時における病人等の収容及び保護 4 災害時における負傷者への医療提供
神社・寺院等		1 被災者の一時収容措置についての協力 2 応急教育措置についての協力
重要文化財の管理者		1 重要文化財等の防災管理
東庄町社会福祉協議会		1 要配慮者の支援 2 災害時におけるボランティア活動の支援 3 義援金の募集及び受付に関すること 4 ボランティアセンターの運営に関すること
社会福祉施設		1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における入所者の保護及び誘導
一般運輸業者		1 緊急移送に関する協力
金融機関		1 被災事業者等に対する資金の融資
危険物等施設の管理者		1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備
プロパンガス取扱機関		1 ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策
■住民、自主防災組織等		
住 民		1 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めること 2 地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、町及び県が実施する防災対策に協力すること また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

機関名		事務又は業務の大綱
	事業者	1 事業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること 2 地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、町及び県が実施する防災対策に協力すること 3 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めること
	自主防災組織	1 地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること 2 町及び県が行う防災対策に協力するよう努めること
	ボランティア団体	1 普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

第4章 東庄町の地勢概要等

〔総務課・まちづくり課・町民課・健康福祉課〕

1 位置・地勢

(1) 位置

本町は千葉県北東部に位置し、北は利根川を隔てて茨城県神栖市と相対し、東は銚子市、南は旭市、西は香取市に接しており面積は46.25km²である。

東端	東経	140 度	43 分	14 秒
西端	東経	140 度	37 分	22 秒
南端	北緯	35 度	45 分	55 秒
北端	北緯	35 度	51 分	21 秒

役場所在地

笹川い4713-131

東経 140度40分08秒

北緯 35度50分14秒

(資料：令和3年度版「東庄町の姿」)

(2) 地勢

町は、東西に約9km、南北に約10.5kmの台形状をなしており、台地や沖積平野等、地区別に地形が大きく異なっている。中央部の丘陵地帯の標高は40～50mでシルト層（関東ローム層）で形成され、丘陵の斜面は森林に、上部の平地は畑作に利用されている。

町の北部は利根川下流域の水田地帯であるが、この沖積平野（利根川低地部）に平坦な台地が接している。中小の河川や湧き水によって開析された谷が発達し、また台地が樹枝状に刻まれており、景観や植生等に変化を与えている。北部を流れる利根川に黒部川が並行しており、笹川地先で桁沼川が黒部川に合流し、さらに新宿地先で利根川と合流、太平洋に注いでいる。沖積平野一帯は、集中豪雨や台風などの際に浸水被害などの影響を受けやすい地帯である。中央の丘陵地帯を挟む南部は平坦な台地及び平野で、干潟八万石ともよばれる大水田地帯があり、北部とともに県を代表する水田地帯となっている。

2 人口

本町は令和2年10月1日現在（国勢調査）で13,228人、令和6年6月1日現在（住民基本台帳）で12,744人となっており、人口の減少傾向が続いている。また、世帯数は令和2年10月1日現在（国勢調査）で4,600世帯、令和6年6月1日現在（住民基本台帳）で5,328世帯である。一世帯当たり人員も同様に減少傾向にあり、核家族化の進行や高齢単身世帯の増加によるものとみられる。

また、本町北部は国道356号沿いに街区を形成し、町の人口の多くが集中していることに伴い、介護認定者や要配慮者の数も多くなっている。そのため、介護認定者や避難行動要支援者などを適切に避難誘導する上での総合的な体制整備が求められる。また、南部では土砂災害警戒区域等を多く有しており、土砂災害発生の切迫性を考慮した的確な避難準備情報等の発令など、情報伝達体制の整備が求められる。

【町の人口・世帯等】（各年10月1日現在）

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人 口（人）	17,076	16,166	15,154	14,152	13,228
世帯数（世帯）	4,577	4,565	4,561	4,562	4,611
世帯当たり人員	3.73	3.54	3.32	3.10	2.87

（資料：総務省統計局「国勢調査」）

【5地区の人口・世帯等】（令和6年4月1日現在）

	町全域	神代地区	笹川地区	橘地区	東城地区
人 口（人）	12,794	1,640	5,077	4,256	1,821
世帯数（世帯）	5,329	642	2,104	1,823	760
世帯当たり人員	2.40	2.55	2.41	2.33	2.40

（資料：住民基本台帳）

【各地区の介護認定者・避難行動要支援者】（令和6年9月30日現在）

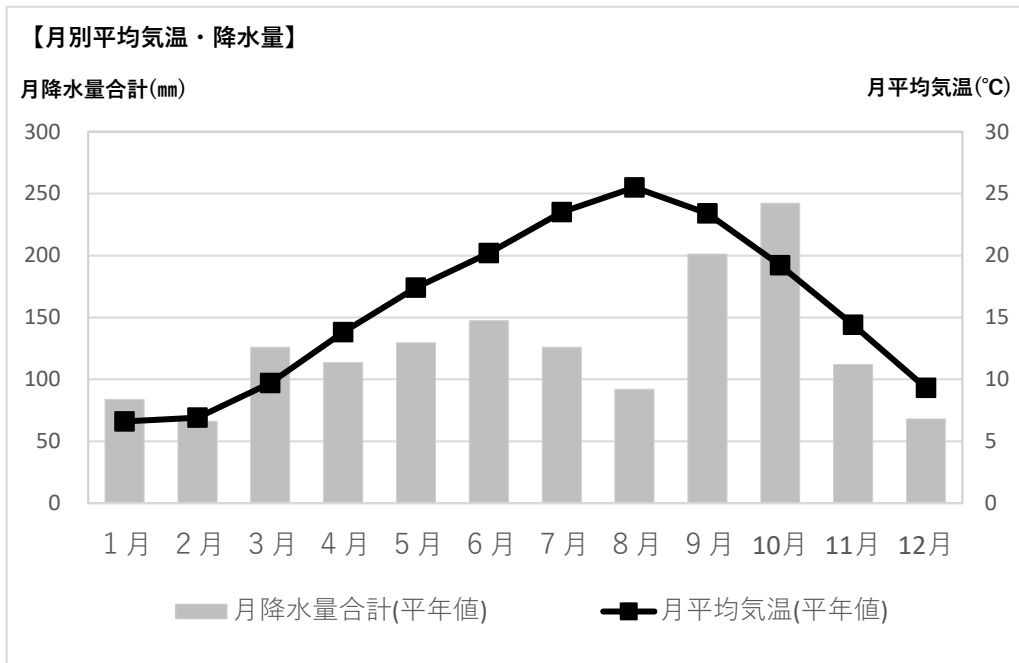
	神代地区	笹川地区	橘地区	東城地区
介護認定者	113	305	301	119
避難行動要支援者（介護認定者を除く）	90	427	386	116
合計	203	732	687	235

（資料：健康福祉課）

3 気象

日本は温暖気候に属し、冬は暖かく、夏は涼しく、1991年から2020年までの30年間の平均気温は15.8℃である。降水量は、近年は梅雨から秋にかけて比較的多く、年間降水量は1507.7mm である。冬季には北西の季節風が多く、夏季は南東の風が多くなっている。

※年間平均気温：銚子市、年間降水量：東庄町



(資料：国土交通省気象庁ホームページ)

月降水量合計：東庄地域雨量観測所（香取郡東庄町小南）

月平均気温：銚子地方気象台（銚子市川口町2丁目6431）

平均値：1991年から2020年までの30年間の平均値。平均的な気候状態を表す。

4 過去の災害

(1) 風水害等

本町に災害をもたらす気象の代表的なものには、梅雨前線・秋雨前線の豪雨、夏季の台風等があげられる。近年の災害履歴としては、昭和46年9月の台風25号により、町内一円の冠水、家屋の全半壊38棟、床上・床下浸水410世帯の被害があった。また、河川の氾濫やがけ崩れの多発により死者4人、重軽傷者10人などの大きな被害を受けている。

本町に関係する災害については、被害状況等の資料が少なく不明なものが多いが、昭和46年9月7日に襲来した台風25号による被害が過去における最大なものと思われるのでその概要を次のとおり記録する。

【災害発生年月日】 昭和46年9月7日～9月8日

【災害発生場所】 町内一円

【災害の種類概況】 台風25号による水害

【被害状況】

人的被害	死	者	4人	その他	田	流失・埋没	21ha				
	重	軽	傷			者	10人	冠	水	366ha	
住家被害	全	壊	家		屋	15棟	畑	流失・埋没	4ha		
	半	壊	家		屋	14棟		冠	水	178ha	
	一	部	損		壊	9棟	道	路	88箇所		
	床	上	浸		水	70棟	鉄	道	不	通	2箇所
	床	下	浸		水	340棟	が	け	崩	れ	166箇所
	り	災	世		帯	数	446棟				
	り	災	者	数	2,317人						

【被害額】

(単位：千円)

農業施設	7,100
農産被害	199,000
林産被害	60,000
畜産被害	11,600
水産被害	3,000
商工被害	14,000
その他	95,200
公共文教施設	800
農林水産業施設	98,000
公立土木施設	62,190
その他公共施設	6,670
	557,560

(2) 地震活動

本町周辺では、相模トラフ・房総半島沖のプレート境界地震(関東大震災等)について、強振動はあるものの、過去においては、大きな被害が生じたことはなかった。また、本町近傍の活断層については沖積層が厚いこともあり、現在のところ確認されていない。

なお、本町周辺の銚子市・香取市付近では、深さ30～50km程度を震源とするプレートの沈み込みに関係する地震活動が定常的に活発であり、マグニチュード6クラスの地震が平成元年3月(旧佐原市付近、震度5)、平成12年6月(多古町付近、震度5弱)に発生し、若干の被害があった。

千葉県全域を含む南関東地域では約24年間隔でマグニチュード7程度の地震の発生が懸念されており、南関東地方全般が沈み込むプレートの直上にあるため、本町付近が震源域となり大きな被害を被る可能性もある。

なお、駿河トラフ沿いの“東海地震”については、いつ発生してもおかしくない状況にあるとされ、もし、発生した場合は、千葉県では震度5以下の揺れが想定されている。

【地震発生状況】

発生年	地域（地震名）	規模(M)	被害状況
慶長9年 (1605)	東海・南海・西海諸道	7.9	房総半島東岸に大津波が来襲した。一時潮が引いて30余町（30ha）干潟になり、ついで津波が来襲した。死者多数。
延宝5年 (1677)	磐城・常陸・安房・上総・下総	8.0	房総沿岸に大津波があった。死者多数。
元禄16年 (1703)	江戸・関東諸国(元禄地震)	8.2	地震動・津波により甚大な被害。千葉県南部を中心に死者6,534人。家屋全壊9,610棟。
明治28年 (1895)	霞ヶ浦周辺	7.2	局部的被害はそれほど大きくないが、被災範囲が広い。佐原町では倒壊家屋1棟、その他土蔵の破損等数十。
明治30年 (1897)	千葉県南東部	5.6	（利根川流域で障壁に多少の亀裂が生じる。）
明治35年 (1902)	千葉県佐原町付近	5.6	極めて局所的な地震で、佐原で壁土の墜落あり。
明治42年 (1909)	千葉県北東部	6.7	銚子付近で地盤の亀裂、家屋傾斜2棟、煙突の挫折あり。
大正10年 (1921)	千葉県北部	7.0	千葉県印旛郡で土蔵破損数箇所、道路に亀裂を生ず。千葉、成田、東京でも微小被害があった。
大正12年 (1923)	関東地方南部 (関東大震災)	7.9	千葉県全体で、死者1,335人、負傷者3,426人、全壊家屋31,186戸、半壊14,919戸、焼失647戸、流出71戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流出は布良の津波によるもの。
昭和3年 (1928)	千葉県北西部	6.2	（江戸川河口付近で土壁の亀裂・崩壊あり）
昭和25年 (1950)	千葉県東部	6.3	一宮町の堤防に地割れを生ずる。その他電線切断等の微少被害あり。
昭和62年 (1987)	千葉県中央部 (千葉県東方沖)	6.7	千葉県全体で死者2名、負傷者144名、全壊家屋16戸、半壊家屋102棟、ブロック塀等の倒壊2,792箇所。
昭和63年 (1988)	東京都東部	6.0	千葉県内でがけ崩れ1箇所、その他に道路の亀裂等軽微な被害があった。
平成元年 (1989)	千葉・茨城県	5.6	千葉、茨城両県で軽傷2名、火災2件、他に塀・壁・屋根瓦、窓ガラスの破損あり。
平成元年 (1989)	千葉県北部	6.0	震央に近い多古町・佐原市等で水道管の破裂、屋根瓦の落下等の建物1部損傷12戸、農業用水施設破損10箇所。
平成23年 (2011)	東北地方・関東地方 (東北地方太平洋沖)	9.0	千葉県全体で死者22名、行方不明者2名、負傷者270名、全壊807棟、半壊10,313棟、一部損壊57,497棟。県内外において地盤の液状化等が多数発生。
平成24年 (2012)	千葉県東方沖	6.1	銚子市市道の一部で、液状化による噴砂等が発生した。県内で死者1名、負傷者1名、家屋の半壊2棟、一部損壊219棟の被害あり。

平成30年 (2018)	千葉県東方沖	6.0	被害なし。
令和2年 (2020)	千葉県東方沖	6.1	県内で重傷者1名(市原市)、軽傷者1名(いすみ市) 家屋の一部損壊7棟。
令和3年 (2021)	千葉県北西部	5.9	市原市で漏水が発生(1箇所)。 県内で重傷2名(木更津市、習志野市)、軽傷者12名 袖ヶ浦市の危険物施設で火災が発生(負傷者なし)。
令和5年 (2023)	千葉県南部	5.2	県内で軽傷者6名、住家の一部損壊16棟
令和5年 (2023)	千葉県東方沖	6.2	県内で住家の一部損壊1棟

【東日本大震災時における町内被害状況】

項 目	被 害 状 況
家屋被害	全壊 3件 大規模半壊 1件 半壊 9件 一部損壊 1,800件
人的被害	死亡 1名 重軽傷者 4名
水道断水	3日間
停 電	1日半
避難所避難者	556人(最大時)
避難所開設期間	3日間
道路被害	116箇所
被害額	町道路 160,330,020円 水 道 2,655,209円(減免分含む。) 農 林 106,342,578円

第2編 地震・津波編

第1章 総 則

本編は、「第1編 総則」で示された目的や基本的な考え方に基づき、地震や津波による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、災害時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期す。

第1節 地震・津波対策の基本的視点

〔総務課〕

1 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること

最大クラスの地震・津波に対して、利根川河口堰をはじめとした河川管理施設のハード対策に依存した防災対策には限界があり、東日本大震災の巨大な津波では、千葉県においても、海岸保全施設に一定の減災効果が認められたものの、施設の機能を超えた越流等が発生し、多くの死者が発生した。また、本町においては、利根川河口堰本体への大きな被災はなかったものの、水堰両岸上下流では護岸沈下による浸水被害などがみられた。

したがって、今後想定すべき巨大災害に対しては、減災の視点に重点を置き、住民の避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。

そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。その上で、最大クラスの地震・津波に対しても、多重防御の視点から、ハード・ソフトを織り交ぜた、総合的な防災対策を推進することが重要である。

2 東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、本町においても死者1名、重軽傷者4名の人的被害、全半壊13棟、一部損壊1,800棟の家屋被害をはじめ、断水や停電の発生により、生活基盤に多大な被害が生じた。さらに、利根川沿いの低地に所在する笹川地区や石出地区の一部区域に液状化現象が生じ、道路・河川施設などのライフラインなどに被害があった。また、被災者の避難・避難所生活の状況等の検証を行い、様々な課題が浮かび上がったところであり、これらの被害や検証結果を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

3 あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。

これらの結果を踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそれずに、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのものを想定することとする。

第2編 地震・津波編

第1章 総 則

第1節 地震・津波対策の基本的視点

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

第2節 想定地震と被害想定

〔総務課〕

千葉県が過去に大きな被害を受けた地震は、大正関東地震（大正12年(1923年)関東大震災）や元禄地震（元禄16年(1703年)）の相模トラフ沿いの大規模地震である。また、最近では千葉県東方沖地震（昭和62年(1987年)）や東日本大震災（平成23年(2011年)）でも広域に被害が発生している。

国の公表によると、大正関東地震（M7.9）や元禄地震（M8.2）などの相模トラフ沿いで発生するマグニチュード8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当又はそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は200～300年程度とされているが、千葉県を含む南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の蓋然性が高い状況にある。

そのため、県では平成19年度及び平成26・27年度に、近い将来（今後100年程度以内）千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震を対象に、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施したところである。

以下、県の被害想定調査について概要を抜粋する。詳細については、「平成19年度 千葉県地震被害想定調査報告書」「平成26・27年度 千葉県地震被害想定調査報告書」による。

1 想定地震、想定条件

近い将来、千葉県に大きな影響があると考えられる以下の4つの地震について調査した。

条件については、県民の多様な生活行動を反映するため、季節、時刻及び風速を複数のケースを設定し、調査した。

【想定地震の概要】

NO.	想定地震名	マグニチュード	震源の深さ	地震のタイプ	調査年度
1	千葉県北西部直下地震	7.3	約50km	プレート内部	平成26・27年度
2	東京湾北部地震	7.3	約28km	プレート境界	平成19年度
3	千葉県東方沖地震	6.8	約43km	プレート内部	
4	三浦半島断層群による地震	6.9	約14km	活断層	

2 千葉県全体の被害の概要

国は、南関東地域直下で今後30年間に70%程度の確率で発生するマグニチュード7程度の地震のタイプがフィリピン海プレート内であると公表し、首都機能に大きな影響を与える可能性がある地震、いわゆる首都直下地震による被害想定調査を行った（平成25年度公表）。

本県でも、人口が集中し建物が密集する地域における同タイプの地震として、千葉県北西部直下地震を想定している。以下に、その被害概要を中心に述べる。詳細については、「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」による。なお、東京湾北部地震は、千葉県北西部直下地震とは震源位置や地震のタイプが異なり、その発生の可能性が否定されるものではない。

（1）地震動（揺れ）

千葉県北西部の千葉市、習志野市、船橋市、市川市などに震度6強の地域が広がり、県土の約

40%が震度6弱以上となる。なお、震度7の地域はない。

(2) 建物被害と人的被害

被害の最も大きい冬の18時、風速8 m/秒の場合で、建物の全壊・焼失棟数は約8万1千棟となり、建物被害のほか、火災や急傾斜地崩壊、ブロック塀等の転倒等により、約2万7千人の死傷者が発生すると予測される。

(3) 液状化危険度

東京湾沿岸の浦安市から千葉市にかけての埋立地や、利根川や江戸川沿いの低地部、養老川や小櫃川沿いの谷底低地の一部において、危険度が高いと予測される一方で、九十九里地域は一部を除き危険度はあまり高くないと予測される。

(4) 交通施設

緊急輸送道路の被害箇所は、約2,600箇所と予測され、主に震度6弱以上の地域を中心に、道路の陥没や高架部の桁ずれ・段差等が生じると予測される。また、港湾施設では、57バースで被害が発生すると予測される。

(5) ライフライン

上水道は、最大約250万人の生活等に支障が生じ、電力は最大約49%の供給が停止し、都市ガスは約47万9千戸で影響があると予測される。

(6) 避難者

避難者（避難所に避難した者と、在宅での生活に不自由を迫られる者等を含む避難所外避難者の合計）は発災1日後に約30万人、2週間後にはピークとなり避難者数は、約80万人となり、1か月後でも約50万人が避難生活を送ると予測される。

(7) 帰宅困難者

通勤や通学により自宅を離れている際に被災し、千葉県内すべての公共交通機関が停止した場合、千葉県内での帰宅困難者（県民以外を含む。）は最大約73万6千人と予測される。また、県外で帰宅困難者となる県民は、東京都で64万5千人、埼玉県で3万6千人、神奈川県で3万6千人、茨城県で2万4千人となる。

鉄道利用者を対象とした主要駅別の帰宅困難者数は、舞浜駅・新浦安駅で約3万2千人、千葉駅で約3万1千人と予測される。

(8) 大規模集客施設等の滞留者

県内には大規模集客施設が複数あり、その施設への1日当たりの平均来訪（利用）者を滞留者数として設定すると、東京ディズニーリゾートで約8万6千人等と予測される。

(9) エレベーター閉じ込め台数

約2,500台のエレベーターで閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止が発生し、閉じ込め者数は昼12時で約1,900人と予測される。

(10) 直接経済被害

建物やライフライン、交通施設などによる被害額は約8兆円と予測される。

(11) 津波による被害

東北地方太平洋沖地震（2011年）は、岩手県北部から茨城県南部までの日本海溝沿いを震源域とした地震である。しかしながら、この震源域の南側に隣接する千葉県東方沖の日本海溝沿いは

今回割れ残ったことから、この領域を対象とした「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」（マグニチュード8.2）を想定し、その津波による被害量を算出した。この想定地震の津波シミュレーションでは、銚子市で最大津波高8.8mと予測され、避難行動の有無や避難開始時間を設定し、全員が発災後すぐに避難を開始する条件では、死者数が約10人と予測される一方で、早期に避難を開始しない条件では、死者数が約5,600人と予測される。また、建物被害は、全壊約2,900棟、半壊約6,700棟と予測される。

なお、元禄地震（1703年）及び延宝地震（1677年）は、ともにマグニチュード8クラスの地震で大規模な津波が発生したことにより、本県に甚大な津波被害をもたらしたとされている。元禄地震を想定した津波シミュレーションでは、南房総市で最大津波高8.3m程度、延宝地震の津波シミュレーションでは銚子市で最大津波高8.4m程度と予測されている。

被害想定の対象とした千葉県北西部直下地震、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震及び三浦半島断層群による地震では、津波が顕著に発生しない。

（12）その他

防災基本計画では、「国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。」とされている。今後の技術進歩や新たな知見によっては、最新の知見を反映させた地震被害想定調査の実施を検討する必要がある。

また、被害想定は、あくまで想定した地震（必ず発生する地震ではない。）やそれに伴う津波が発生すると、どのような被害が発生するのかを確率、統計や過去のデータから推定した結果の1つであること、自然は大きな不確実性を伴うことに留意する必要がある。

【平成26・27年度千葉県地震被害想定調査結果の概要】

				千葉県北西部直下地震		
想定地震	地震の規模及び タイプ等			規模		マグニチュード7.3
				タイプ		プレート内部
				震源の深さ		約50km
				震度分布		千葉県北西部の千葉市、習志野市、船橋市、市川市などを中心に震度6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約40%。震度7の地域はない。
物的被害	建物被害		全壊・消失棟数		約81,200 棟	
			半壊棟数		約150,700 棟	
	交通施設	道路	被害箇所		約2,600 箇所	
		港湾施設	港湾の被害箇所数		57 箇所	
	ライフライン	電力 都市ガス LPガス 上水道 下水道	供給停止率		約49 %	
停止戸数			約479,000 戸			
		機能障害世帯数		約82,100 世帯		
		機能支障人口		約2,500,400 人		
		影響人口		約184,600 人		
		死傷者数	死者数	揺れ（倒壊等）		約660 人
急傾斜地崩壊				約10 人		
火災				約1,400 人		
ブロック塀等の転倒ほか				約30 人		
小計			約2,100 人			
重傷者	揺れ（倒壊等）		約3,000 人			
	急傾斜地崩壊		— 人			
	火災		約660 人			
	ブロック塀等の転倒ほか		約430 人			
小計			約4,100 人			
軽傷者	揺れ（倒壊等）		約18,600 人			
	急傾斜地崩壊		約10 人			
	火災		約1,700 人			
	ブロック塀等の転倒ほか		約690 人			
小計		約21,000 人				
死傷者数合計			約27,200 人			
避難者数		1 日後		約298,300 人		
		2 週間後		約806,600 人		
帰宅困難者数 （昼12時）		県内		約736,400 人		
		県外で帰宅困難者となる県民		約741,000 人		
		合計		約1,477,000 人		
エレベーター停止台数			約2,500 台			
建物			住宅、家財、償却資産・棚卸資産		約7.13 兆円	
ライフライン			電力、通信、都市ガス、上・下水道		約0.47 兆円	
交通施設			道路、鉄道、港湾		約0.39 兆円	
その他公共土木施設					約0.15 兆円	
経済被害合計					約8.14 兆円	
震災廃棄物			体積		約7,789,300 m ³	

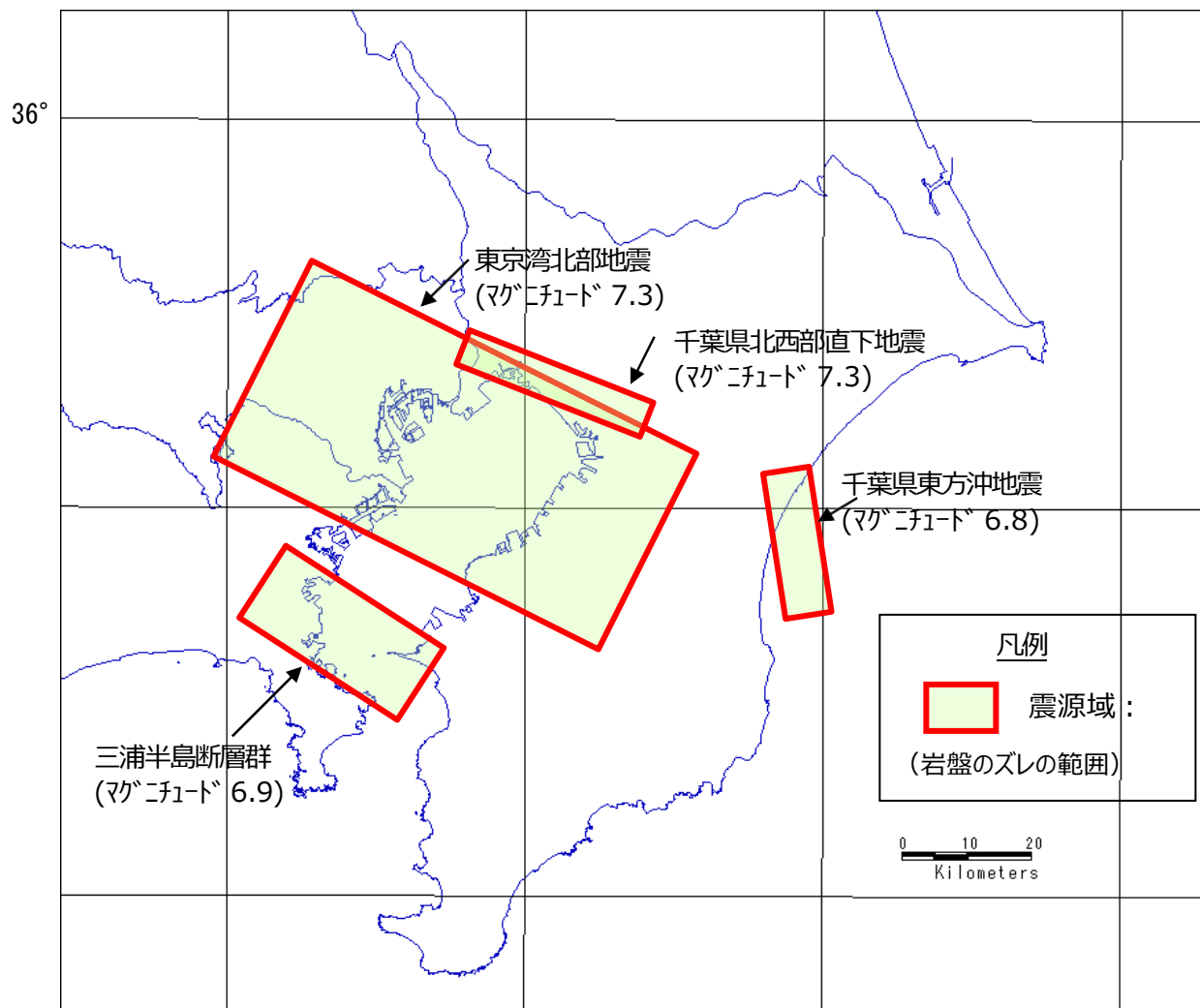
- ※1 地震被害は、季節・時刻や気象条件により大きく変わる。ここでは、特に記載のない場合は、冬の18時、風速8m/s。
※2 地震被害想定は、想定した地震が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したもの。

【平成19年度千葉県地震被害想定調査結果の概要】

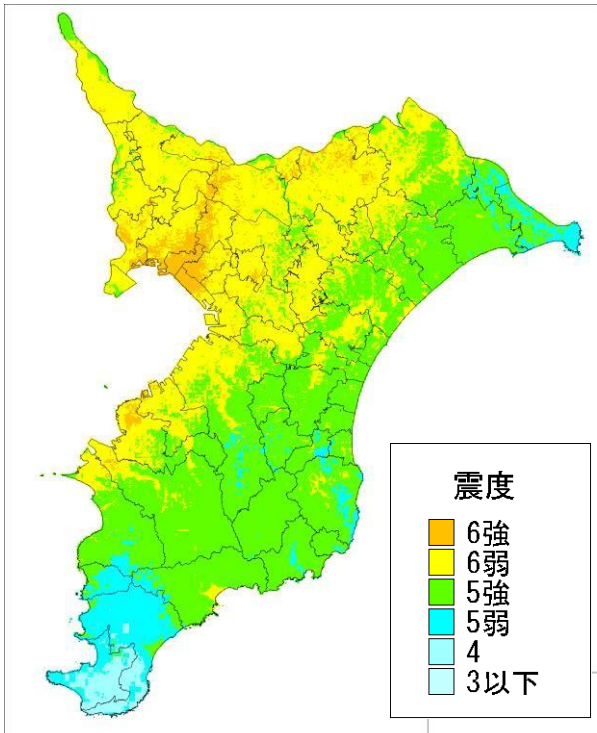
			東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群の地震
想定地震	地震の規模及びタイプ等	規模	マグニチュード7.3	マグニチュード6.8	マグニチュード6.9
		タイプ	プレート境界	プレート内部	活断層
		震源の深さ	27.8km	43.0km	14.4km
		震度分布	東京湾岸に震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度6弱以上。震度7の地域はない。	茂原市、東金市、八街市、いすみ市などに震度6弱の地域が散在。震度6弱の地域は県土の約0.3%	富津市、君津市、木更津市を中心に震度6弱から6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約5%
物的被害	建物被害	全壊棟数	68,692 棟	730 棟	6,633 棟
		半壊棟数	151,384 棟	4,594 棟	18,082 棟
		合計	220,076 棟	5,324 棟	24,715 棟
	交通施設	道路橋梁※3	大規模損傷（通行止め） 0 箇所 中規模損傷（通行止め） 31 箇所 小規模損傷（交通規制） 417 箇所	0 箇所 0 箇所 20 箇所	1 箇所 2 箇所 103 箇所
		鉄道橋脚	損壊（運行不能） 5 箇所	—	—
		港湾施設	港湾・漁港の被害数 25 箇所	3 箇所	2 箇所
	ライフライン	電力	停電戸数 203,999 戸	286 戸	19,767 戸
		都市ガス	停止戸数 374,533 戸	— 戸	— 戸
		LPGガス	漏洩戸数 23,667 戸	35 戸	1,483 戸
		上水道	断水戸数 1,471,675 戸	26,450 戸	113,956 戸
		工業用水	被害箇所数 60 箇所	1 箇所	3 箇所
		下水道	影響戸数 64,694 戸	13,819 戸	13,916 戸
人的被害	死者数	揺れ（全壊・半壊）	913 人	0 人	68 人
		火災	365 人	0 人	4 人
		急傾斜地崩壊	59 人	17 人	11 人
		ブロック塀等の転倒	54 人	20 人	5 人
		小計	1,391 人	37 人	88 人
	負傷者数	揺れ（全壊・半壊）	36,099 人	682 人	2,455 人
		火災	1,655 人	0 人	50 人
		急傾斜地崩壊	758 人	219 人	140 人
		ブロック塀等の転倒ほか	1,893 人	685 人	170 人
		屋内収容物の転倒等	1,176 人	112 人	117 人
		小計	41,581 人	1,698 人	2,932 人
	死傷者数合計		42,972 人	1,735 人	3,020 人
	避難者数	1日後	1,455,977 人	37,379 人	121,253 人
		1か月後	610,880 人	6,448 人	30,225 人
	帰宅困難者数（昼12時）	県内から県内	356,794 人	315,169 人	175,110 人
		東京都+他県から県内	731,022 人	261,867 人	686,418 人
	合計		1,087,816 人	577,036 人	861,528 人
	エレベーター閉じ込め台数		7,963 台	3,597 台	3,512 台
	大規模集客施設の滞留者（昼12時）	成田国際空港	約20,000 人	— 人	— 人
		東京ディズニーランド及び東京ディズニーシー	約50,000 人	— 人	— 人
		幕張メッセ	約7,500 人	— 人	— 人
被直接経済	建物	住宅、家財、償却・在庫資産	91,855 億円	2,913 億円	8,775 億円
	ライフライン	電力、都市ガス、上・下水道	4,178 億円	608 億円	634 億円
	交通施設	道路、鉄道、港湾	1,507 億円	162 億円	114 億円
	経済被害合計		97,540 億円	3,683 億円	9,523 億円
その他	震災廃棄物	体積	7,036,998 m ³	245,563 m ³	796,334 m ³
	タンクのスロッシングの高さ（最大）		3.00 m	0.50 m	1.82 m

- ※1 地震被害は、季節・時刻や気象条件により大きく変わる。ここでは、特に記載のない場合は、冬の18時、風速9m/s。
- ※2 地震被害想定は、想定した地震が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したもの。
- ※3 道路橋梁について、大規模損傷は2か月半、中規模損傷は1か月程度の通行止め、小規模損傷は1か月程度の交通規制。

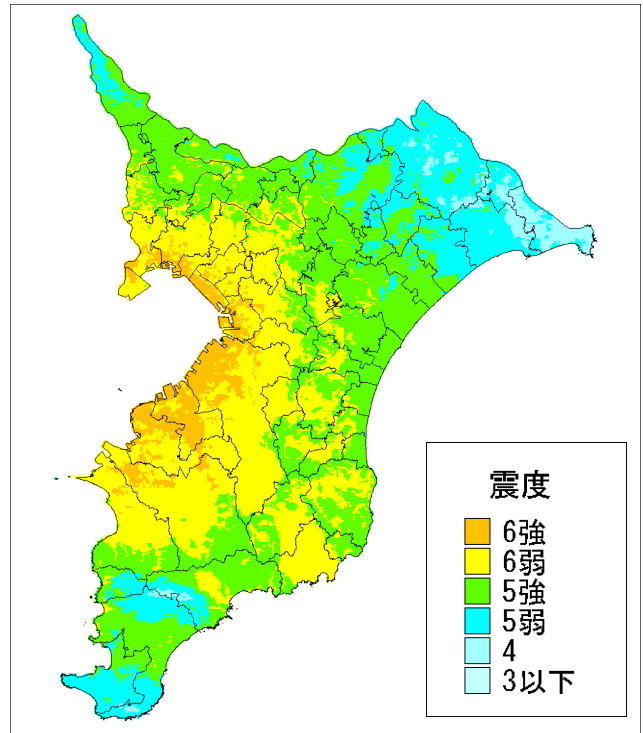
【被害想定対象地震の震源域】



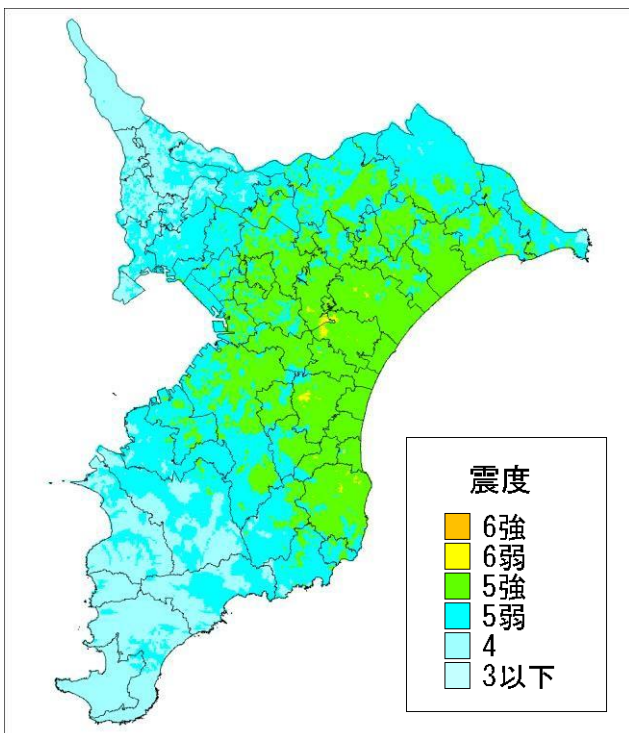
【震度分布図】



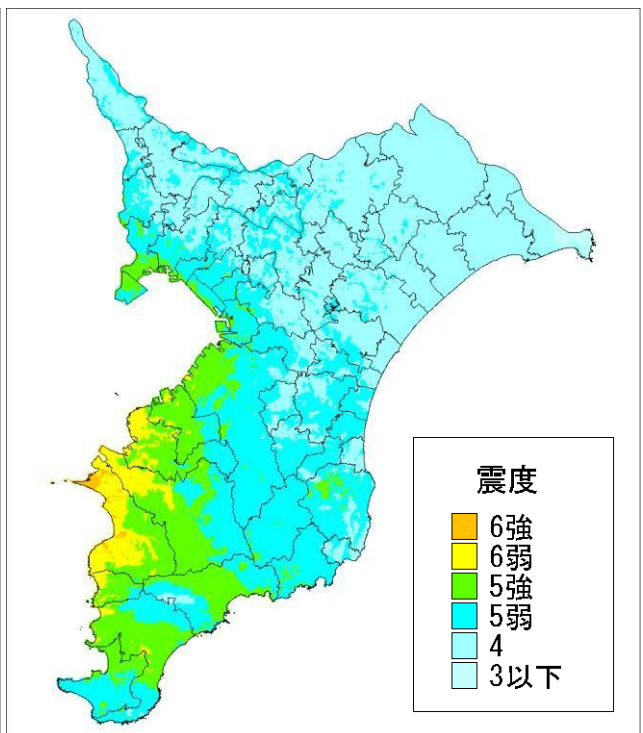
千葉県北西部直下地震 (マグニチュード7.3)



東京湾北部地震 (マグニチュード7.3)

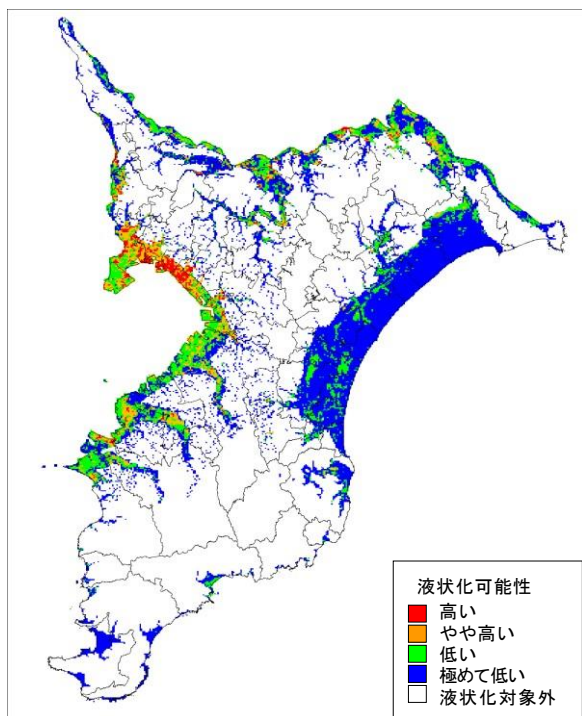


千葉県東方沖地震 (マグニチュード6.8)

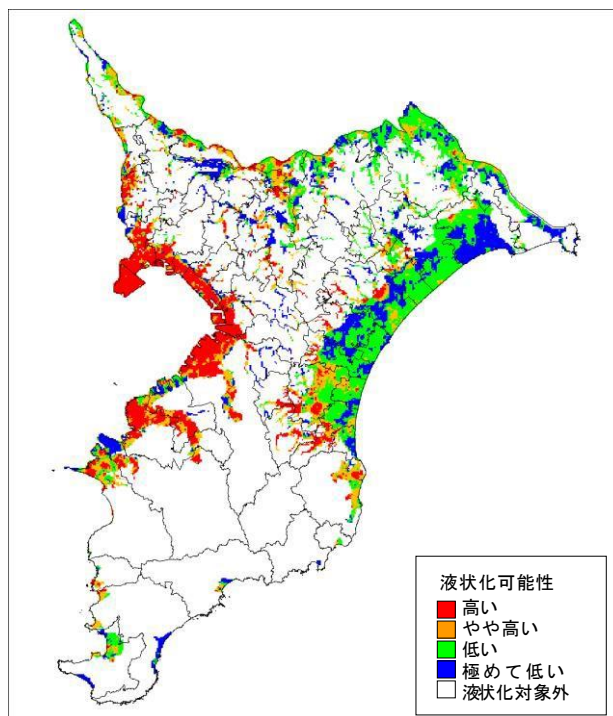


三浦半島断層群の地震 (マグニチュード6.9)

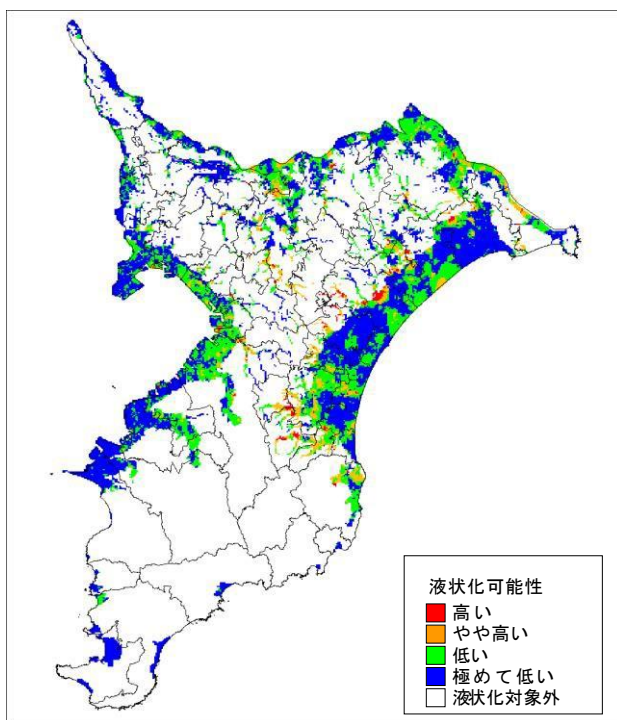
【液状化危険度分布図】



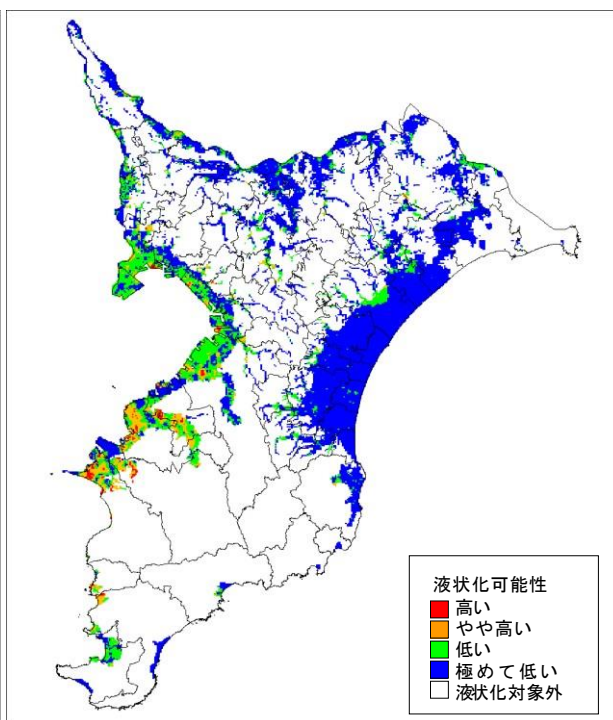
千葉県北西部直下地震



東京湾北部地震



千葉県東方沖地震



三浦半島断層群による地震

3 町における地震被害想定結果

想定地震のうち最も被害が大きいのは、千葉県北西部直下地震となっており、本町では震度6強～5弱が想定されている。全壊・焼失棟数は50棟となっているが、死者は5人未満（「一人」と表示）である。

また、東京湾北部地震や千葉県東方沖地震では、北部の利根川下流域の水田地帯において、液状化の危険性がやや高いところが見られる。

【被害想定結果】（平成26・27年度千葉県被害想定調査）

項 目		千葉県北西部直下地震 (18時 風速8m/秒)
全壊・焼失棟数		50棟
死者		一人
重傷者		一人
軽傷者		10人
避難者(1日後)	避難者	110人
	うち避難所退避者	60人
避難者(2週間後)	避難者	190人
	うち避難所退避者	80人
エレベーター 閉じ込め	台数	一人
	人数	一人
震災廃棄物		一万 t

【被害想定結果】（平成19年度千葉県被害想定調査）

項 目		想定地震ごとの被害(18時 風速9m/秒)		
		東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群の地震
建 物	全壊棟数	7棟	8棟	1棟
	半壊棟数	19棟	22棟	2棟
火 災	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
死者		0人	0人	0人
負傷者		3人	6人	0人
避難者(1日後)		25人	23人	3人
帰宅困難者		2,709人	2,709人	207人
エレベーター閉じ込め		0人	0人	0人
災害時要援護者死者数		0人	0人	0人
自力脱出困難者		0人	0人	0人
震災廃棄物		0万 t	0万 t	0万 t

4 津波による被害想定

「平成26・27年度 千葉県地震被害想定調査報告書」では、東北地方太平洋沖地震による断層の割れ残りを想定したモデル（房総半島東方沖日本海溝沿い地震モデル）について津波浸水域の予測を実施しているが、同調査において、本町は浸水面積の算定対象に含まれていない。

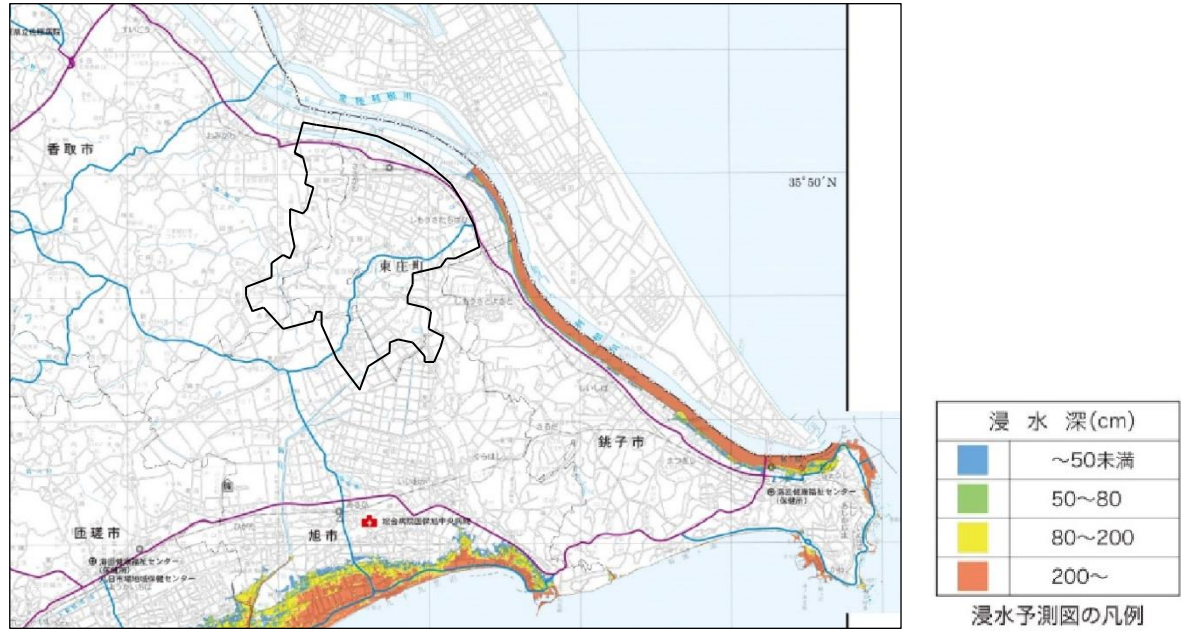
また、津波被害の予測についても、本町は「海域に接しておらず浸水が予測されない市町村（茂原市を除く。）」に含まれ、予測値が算出されていない。

千葉県地震防災地図（平成28年度作成）の津波浸水予測図（大津波警報：10m、防潮施設なし・水門開放）においては、利根川沿いで浸水が予測されている。

【水位の変化】（堤防あり：本町に最も近い地点）

地 点	最大津波高 (T. P. m)	津波到達時間 最大波 (分)	津波到達時間 第一波 (分)	津波影響開始 時間 (分)	最大津波 浸水深 (m)	最大浸水 距離 (m)	地盤 変動量 (m)
利根川河口	26	368	368	319	0.7	60	-0.1

【千葉県地震防災地図：千葉県地震防災地図】（大津波警報：10m、膨張施設なし・水門開放）



第3節 減災目標

〔総務課・まちづくり課〕

体系的・計画的に地震防災対策の推進を図っていくため、以下のように減災目標を設定する。

1 防災体制の強化

- (1) 関係機関や地域と連携した防災体制の強化を図る。
- (2) 企業などを対象に自主防災組織の結成を促進し、地域と消防団、ボランティアなどとの連携のもと災害時の初動体制の確保を図る。また、防災訓練などの実施により、応急対応の向上を推進する。
- (3) 非常食や飲料水の備蓄や民間事業者との協定により、災害時の物資の確保を図る。
- (4) 避難生活に配慮が必要な人のために、福祉避難所の確保を図る。
- (5) 大規模な広域災害を想定し、民間を含めた広域応援体制及び受援体制の確立を図る。

2 災害に強いまちづくり

- (1) 治山治水対策や土砂災害防止対策として、関係機関と連携してパトロールを行うなど、危険地域を把握し、周知を図る。
- (2) 避難所に指定している公共建物の耐震補強と避難経路の点検・確立を進める。
- (3) 建築年数の経過している住宅の耐震改修を促進する。
- (4) 住民への円滑な情報伝達のため、老朽化が進む防災行政無線設備の更新を図る。また、防災行政無線、緊急速報メールなどの適正かつ効果的な運用を図る。

3 消防・救急体制の充実

- (1) 消防本部と消防団の組織間の連携の充実と、消防団員の確保及び資質の向上を図り、消防・防災体制の整備を図る。
- (2) 消防本部や東庄分署と連携を図り、災害に十分対応できる施設・装備の導入を図る。
- (3) 要配慮者・避難行動要支援者に対応するため、関係機関などとの連携を強化し救急・救命体制の整備を図る。
- (4) 近隣市町と連携し、救急医療体制の強化を図る。

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

〔総務課・教育課〕

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら地震についての正しい認識を持ち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、町、県及び防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、被害想定等の実施を推進し、また、災害危険箇所の把握に努め、これらの調査結果等をもとに、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及・啓発活動を行い、住民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

また、千葉県に被害をもたらす大規模な地震・津波に関する必要な資料を定常的に収集するとともに、継続的に調査研究を進める。

1 防災教育

町、県及び防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりのおかげで防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童・生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域の消防団員等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置づけた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童・生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

2 過去の災害教訓の伝承

町及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう公開に努める。

また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3 防災広報の充実

平常時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、町、県をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

なお、震災知識の普及に当たっては、住民や防災関係者に周知すべき知識を重点的に知らしめる。

(1) 自らの身を守るための知識

- ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品、モバイルバッテリー等の準備
- ウ 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
- エ 医薬品、福祉器具、紙おむつ、ミルク（液体、粉）、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄
- オ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置
- カ 緊急地震速報の活用方法
- キ 警報等や避難指示等の意味と内容の説明
- ク 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、宿泊施設等の避難場所、避難経路等の確認
- ケ 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- コ 津波フラッグによる、津波警報等の視覚的な伝達
- サ 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- シ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- ス 自動車へのこまめな満タン給油
- セ 被災世帯の心得ておくべき事項
- ソ 地域の地盤状況や災害危険箇所
- タ 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む。）
- チ 帰宅困難者の心得
- ツ 地震保険の制度
- テ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- ト 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(2) 地域防災力を向上させるための知識

- ア 救助救護の方法
- イ 自主防災活動の実施
- ウ 防災訓練の実施
- エ 企業の事業継続計画（BCP）

(3) その他一般的な知識

- ア 地震、津波、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
- イ 各防災機関の震災対策
- ウ 町地域防災計画の概要

(4) 広報媒体等

防災機関名	媒 体	対 象	内 容
東庄町	広報誌 講演会 広報車 ビデオ・DVD 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット 等	地域住民 自治会 自主防災組織 児童・生徒・幼児 町職員 ボランティア	・町地域防災計画の概要 ・各防災機関の震災対策 ・地震、津波に関する一般知識 ・出火の防止及び初期消火の心得 ・室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ・ハザードマップ（地震・洪水・津波） ・避難所、避難路、避難地 ・避難方法、避難時の心得 ・食料、救急用品等非常持出品の準備 ・学校施設等の防災対策 ・建物の耐震対策、家具の固定 ・災害危険箇所 ・自主防災活動の実施 ・防災訓練の実施 ・発生した災害の情報及び町の対応 ほか
千葉県	西部防災センター 地震体験車 県民だより ビデオ・DVD・VR パンフレット リーフレット テレビ ラジオ 新聞 インターネット 防災ポータルサイト講演会 防災学習会 教職員を対象とした防災教育研修会 学校が地域と連携して行う防災教育 等	一般県民 自主防災組織 事業所 各種団体 児童・生徒・幼児 県職員及び市町村職員ボランティア	・西部防災センターによる啓発活動 ・地震体験車を活用した啓発活動 ・防災教育事業の概要 ・防災基本条例の概要 ・地域防災計画の概要 ・各防災機関の震災対策 ・地震、津波に関する一般知識 ・地震に関する調査結果 ・出火の防止及び初期消火の心得 ・室内外等における地震発生時の心得 ・ライフラインに関する一般知識 ・地震保険に関する情報提供 ・避難路、避難地 ・避難方法、避難時の心得 ・食料、救急用品等非常持出品の準備 ・学校施設等の防災対策 ・建物の耐震対策、家具の固定 ・災害危険箇所 ・自主防災活動の実施 ・各種防災訓練の実施 ・発生した災害の情報及び県の対応 ほか
消防本部	防災フェア 広報誌 パンフレット リーフレット	地域住民、事業所	・地震、津波に関する一般知識 ・出火の防止及び初期消火の心得 ・室内外等における地震発生時の心得 ・避難方法、避難時の心得

防災機関名	媒 体	対 象	内 容
	テレビ ラジオ インターネット 講演会 等		・食料、救急用品等非常持出品の準備 ・各防災機関の震災対策 ・救助救護の方法 ほか
楽天モバイル(株)	防災フェア 防災訓練 パンフレット インターネット 等	一般県民	・震災時の携帯電話使用上の心得 ・施設の耐震性 ・通信設備の災害対策 ・震災時の電話サービス等 (例：災害用伝言板サービス) ほか

(5) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。
災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

また、昭和60年9月1日から実施されている「緊急警報放送」についても、必要な場合には、協力を求める。

4 自主防災体制の強化

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、町は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、町は、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画の作成を進めることとする。

町は、自主防災組織の機能強化を図るため、県及び専門家等との連携のもと、大規模災害時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターの養成を促進するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小・中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、町と県は協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

【自主防災組織の活動形態】

平常時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害警戒区域等、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理等） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
災害時	1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、避難指示等） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し等）

（２）事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

学校、病院等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うので、消防本部は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

雑居ビル等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うので、消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

ウ 中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組みが遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及・啓発と取組みの促進を図る。

また、中小企業者等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を図るため、商工会が町と共同して作成する事業継続力強化支援計画の策定の促進を図る。

5 防災訓練の充実

震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練をはじめ各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、通信や交通の途絶、停電、感染

症が拡大している状況等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにして改善に努める。

(1) 町の防災訓練

災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、町が中心となり、消防本部、自主防災組織、ボランティア（NPO）組織、事業者、各種団体及び教育機関、福祉施設、その他関係機関と連携し、防災訓練を実施する。

町は、防災週間、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

特に、避難所の運営については、災害時に住民が主体となって運営できるよう、平常時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、町職員等の役割分担を明確化する。

また、消防本部は、震災時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防大学校や県消防学校において、消防職員及び消防団員等へ必要な教育訓練を行う。

6 調査・研究

大規模な地震に対し必要な資料を収集するとともに、調査研究を充実・強化する。

(1) 被害想定に関する調査・研究

町は、近隣市町と協力し、県の被害想定調査の結果等を参考に震災に関する調査研究に努め、予防対策及び応急対策に資する。

(2) 震災応急対策の調査研究

ア 災害の防止、防災対応に関する調査

被害想定に関する調査研究を基礎に、地震による被害を最小限に食いどめるため、以下の項目について、効果的な対策を調査する。

(ア) 地盤調査

(イ) 建築物の耐震調査

(ウ) 危険物の状況

(エ) 電気、ガス、水道の状況

(オ) 道路、橋梁の状況、交通障害対策

(カ) 消防水利状況

(キ) 停電、通信障害状況

(ク) 地震火災対策

(ケ) 避難場所及び避難路の状況

(コ) 自主防災組織

イ 防災カルテ・防災マップ等の整備

地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ・防災マップ等の作成に努める。

第2節 津波災害予防対策

〔総務課・まちづくり課〕

町はその北部を利根川に面しており、利根川河口堰が所在している。東日本大震災では数回にわたる越水（堰下流の水が堰を越えて上流へ流れる。）がみられ、堰本体への大きな被災はなかったが、水堰両岸上下流では護岸沈下による浸水被害がみられた。

東日本大震災の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されているなか、国は南海トラフ巨大地震及び日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に関する津波について被害の概要を公表しており、千葉県での最悪のケースとして、南海トラフ巨大地震での死者数が約1,600人、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震での死者数が約200人と想定されている。いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかはわからない状況である。利根川流域に位置する町北部は浸水被害を受けやすい地理的環境にあるため、町は住民等に注意喚起を図るとともに、必要に応じた津波対策を推進する。

1 総合的な津波対策の基本的な考え方

利根川河口堰をはじめとした河川管理施設のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策の充実化を図り、ハード・ソフトを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

津波対策の推進に当たっては、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努める。

また、町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、防災、まちづくり、建築等を担当する各部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

2 津波広報、教育、訓練計画

（1）津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成

ア 住民自らの取組み

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないためには、一人ひとりが迅速かつ自主的に高いところに避難することが原則である。

本町における津波の避難については、基本的に自主避難とするため、住民は日頃から、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認するとともに、町内会や自主防災組織等の自主的な避難体制や避難行動要支援者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難指示等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や河岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

イ 町及び県の取組み

町及び県は、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を住民等がとることができるよう、以下の内容について、広報誌、パンフレット、報道機関及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、周知するとともに、防災教育や防災訓練、講演会等のあらゆる機会をとらえて、わかりやすい広報・啓発に取り組み、津波防災意識の向上を図る。

(ア) 地震・津波に関する正確な知識

- a 津波の発生メカニズムや伝わる速さ
- b 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること
- c 津波は繰り返し襲ってくる
- d 第一波が最大とは限らないこと
- e 津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくる
- f 強い揺れを伴わず危険を体感しないままに津波が押し寄せる津波地震や遠地地震の発生がある
- g 津波は河川や水路を遡上すること

(イ) 津波シミュレーションの結果

町は、県が行った津波シミュレーションの結果（津波到達時間、津波高、浸水域、陸域を遡上する時間等）や、地盤標高図及び津波高と被害の関係をわかりやすく情報発信する。

また、観光客等が津波浸水予測図や津波に関する情報を入手しやすくするため、携帯電話やスマートフォン等の活用を検討する。

なお、避難のための津波浸水予測図は、気象庁の津波警報区分にあわせて作成しているが、自然は大きな不確実性を伴うため、想定以上の津波が襲ってくる可能性があること等を周知する。

(ウ) 津波警報等に関する情報及び知識

- a 気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報の内容と想定される被害及びとるべき行動
- b 津波警報等は津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること
- c 津波到達時間も同様に津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること
- d 津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全サイドに立った警報が必要であること
- e 気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること

(エ) 津波避難行動に関する知識

- a 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- b 過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと
- c 自ら迷わず率先して避難行動をとることが地域住民の避難を促すこと
- d 一度避難したら、津波警報等が解除されるまで避難を継続すること
- e 津波は河川を遡上するため河川から離れること

(オ) 地震、津波への備え

いつ地震、津波が発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、日頃から3日分以上の食料、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方法の確認について広報・啓発する。

(2) 防災教育の推進

学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の

参画のもとで開発するなどして、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

(3) 防災訓練の実施

町、住民及び事業所等が一体となった実践的地域訓練、図上訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、住民等の適切な避難措置等、体制の確立に努める。

なお、実施に際しては、自主防災組織、近隣住民等や要配慮者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求める。

(4) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

3 津波避難対策

(1) 町の津波避難体制の確立

町は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」などをもとに、町の避難対策を明らかにし、いざ津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう体制を整備する。

ア 避難指示

町は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波注意報等が発表された際に、直ちに避難指示ができる組織体制の整備を図る。

イ 住民等の避難誘導體制

(ア) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。

(イ) 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職員、消防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導に当たる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導する。

(ウ) 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援のための個別計画の策定に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

(エ) 町は、避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備に努める。

(オ) 町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導など、安全の確保を前提に町の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。

ウ 市町間の連携による広域避難体制の構築

津波は市町域を越えて広域的に被害をもたらすことから、地域によって市町間で連携し、避難場所や避難所の提供など市町域を越えた避難体制の構築を図る。

(2) 町の津波情報受伝達体制の確立

ア 津波情報受伝達対策

町は、休日・夜間等の勤務時間外における迅速な情報伝達及び関係職員の早期参集体制の確立に努める。

イ 地域住民等への情報伝達体制の確立

住民等には迅速に避難行動をとってもらふ必要があることから、町はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、住民等への津波予警報の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

(ア) 同報無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。

また、災害時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

(イ) 多様な伝達手段の確保

J－A L E R Tは、町において整備済みであり、情報受信時には防災行政無線が自動起動される。また、エリアメールや緊急速報メール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。

(ウ) 地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達が行なわれた時に、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に情報伝達できる組織体制の指導育成に努める。

(エ) 近隣市町間の連携

町は、津波被害等により地方自治体としての機能が麻痺又は著しく低下した場合における地域住民への情報伝達の手段等を確保するため、平常時から近隣市町との連携や情報共有に努める。

第3節 火災等予防計画

〔総務課〕

関東大震災による死亡者の9割弱が火災を原因とするものであり、現在も地震により市街地で同時多発のおそれがある火災は、二次災害を誘発する危険性が高く、可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵・取扱量の増大などの危険要因が増えている。

今後、起こり得る首都直下地震などの大地震には、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止や建築物の不燃化促進等を実施する。

1 地震火災の防止

(1) 出火の防止

ア 一般家庭に対する啓発

一般家庭内における出火を防止するため、町は、自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について啓発を行う。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が町内すべての住宅に適正に設置されるよう努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する

イ 防火対象物の防火管理体制の確立

消防本部は、防火管理者等設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者等の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と災害時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

ウ 火災予防に係る立入検査の強化指導

消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

エ 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部及び県は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。また、香取広域市町村圏事務組合火災予防条例の規定に基づく指定数量未満の危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

オ 化学薬品等の出火防止

町及び県は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に行い、保管の適正化の指導を行う。

カ 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性

を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

(2) 初期消火

ア 町及び消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

イ 町、消防本部及び県は、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織を指導する。

(3) 延焼拡大の防止

ア 常備消防の強化

消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、体制の確立を図るとともに、消防力の増強に努める。

町は、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

イ 消防団の強化

消防団は、震災時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに平常時は住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行う。とりわけ、弾力的な運営、他組織との連携・協力、教育訓練における工夫、被用者による消防団活動等の促進などについて配慮する。

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした団員の入団促進等に取り組み、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

ウ 消防水利の整備

震災時には、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、町は、耐震性貯水槽等の整備や、自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

エ 市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、町及び消防本部は「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成21年3月）」をもとに、市街地における空中消火について検討する。

2 建築物不燃化・防災空間の整備

(1) 建築物不燃化の促進

ア 建築物の防火規制

(ア) 建築物が密集し、震災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、準防火地域の指定を検討する。

(イ) 市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条の規定による屋根不燃区域の指定を検討するなど、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

イ 町防災不燃化促進事業

大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難場所・避難路周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を検討する。

(2) 防災空間の整備・拡大

- ア 良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、町における火災の防止に役立てる。
- イ 防災まちづくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園の整備に努める。
- ウ 町の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の幹線道路については緊急性の高いものから整備を図る。
- エ 河川空間は火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等に努める。

第4節 消防計画

〔総務課〕

大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

1 消防体制・施設の強化

(1) 常備消防の強化

町及び消防本部は、消防力を最大限有効に活用するため、訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。

(2) 消防団の充実・強化

町及び消防本部は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

2 市町村相互の応援体制

消防組織法第39条の規定による千葉県広域消防相互応援協定に基づき、運営の推進を図るとともに、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう、県の情報受伝達訓練等の各種訓練への参加及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

3 広域航空消防応援体制

大規模特殊災害時に、消防組織法第44条の3の規定により、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目、並びに県及び町の事前計画に定める手続き等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。

4 消防思想の普及

- (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する（各1週間）。
- (3) 各種講習会等を開催する。
- (4) 住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

5 消防計画及びその推進

消防計画は、香取広域市町村圏事務組合消防本部の消防計画によるが、特に次の項目について推進を図る。

- (1) 消防組織の整備強化
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の予警報計画

- (4) 消防職員、団員招集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画
- (7) 特殊地域の消防計画
- (8) 異常時の消防計画
- (9) その他の消防計画
- (10) 消防訓練計画
- (11) 火災予防計画

第5節 建築物の耐震化等の推進

〔総務課・まちづくり課〕

町内における建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物、ブロック塀や落下物など、地震時に被害を生じるおそれのある建築物等に対し、安全性の向上を図る必要がある。

また、東日本大震災においても、水道、電気、ガスなどのライフライン等の一部が寸断したことから、各施設の耐震性について、さらに強化を図る。

1 建築物等の耐震対策

(1) 既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修の促進

ア 既存建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、県と調整の上、耐震診断・耐震改修を促進する。

イ 建築物に関わる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震診断及び耐震改修等に積極的に努めるよう、指導を徹底していく。

ウ 町は県と連携して、国の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震診断及び耐震改修等の促進のための施策を推進する。

エ 東庄町耐震改修促進計画の推進に努め、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

(2) 学校施設の耐震化

町内の学校施設の耐震化率は100%となっているが、近年の大規模地震の状況等を踏まえ、吊り天井等非構造部材の耐震対策を進める。

(3) 文化財の防災対策

町及び県は、文化財保護のための防災対策に努める。

(4) ブロック塀等の安全対策

ア 「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」に基づき、適正な築造方法の啓発・普及に努めるとともに、既設のブロック塀等に関しては、県と連携して、所有者・管理者に対して倒壊を防止し、安全を確保するため必要な助言又は指導に努める。

イ 小学校・こども園の通学路等に面したブロック塀等を対象に、点検パトロールを実施し、危険なものには改善指導を徹底する。

(5) 落下物防止対策

ア 「千葉県落下物防止指導指針」に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、建築物の所有者等への啓発等に努める。

イ 人通りの多い道路や町が定める震災時の避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス等の落下による危険性のあるものについては、改修や補修の指導を行う。

(6) 家具・大型家電の転倒防止

町は、町ホームページ、広報とうのしょう及び住民対象の各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性を啓発する。

(7) 建築防災体制の整備と安全対策の啓発

ア 連絡協議会の運用

建築防災にかかる諸施設の推進のため、千葉県建築防災対策連絡協議会による、既存建築物の耐震診断・改修の促進や応急危険度判定支援体制の確立に協力する。

イ 安全対策の啓発

町は、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

2 ライフライン等の耐震対策

震災時に水道管や電気施設等ライフライン施設が被害を受けると、生活機能を麻痺させるばかりではなく、応急対策を実施する上での大きな障害になる要因となる。

このため、各事業者は、各施設の耐震性の強化を図り地震に強いライフラインづくりを行っていく。

(1) 水道施設

水道施設は、耐震設計、管路の改良及び配水池の増強等により、耐震性の強化が図られてきたところであるが、既存施設のなかにはまだ老朽化による更新又は補強が必要な施設等があり、次のとおり施設の耐震化を進め防災対策の一層の充実を図る。

ア 耐震化の指標作成

水道事業体に、水道施設の耐震化について、目標年度を定め耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進の計画作成を指導する。

イ 緊急を要する対策

耐震性の観点から老朽施設等について、緊急に補強又は更新の指導をする。

ウ 速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、自家用発電設備など施設の整備補強、及び複数系統化などの水道システムとしての耐震性の向上を図るよう指導する。

エ 広域的バックアップ体制の整備等

広域的バックアップ体制の整備や緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道の指導をする。

(2) 電気施設

ア 建物については、建築基準法、土木工作物(機器基礎を含む。)はダム設計基準、道路橋示方書などの基準水平震度とする。

イ 変電、送電、配電、通信設備はそれぞれ水平加速度等に合う耐震設計を行う。

ウ 定期的な巡視点検及び自家用需要を除く一般需要の電気工作物調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見・改修に努める。

(3) ガス施設

ア 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。

イ 緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。

ウ 新設設備は、ガス事業法、「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強等を行う。

エ 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、放散塔による中圧導管の緊急減圧措置を行うとともに、中圧導管の管内ガスを安全に空中放散する。

(4) 電話施設

ア 建築基準法による、建物設備の耐震設計を行う。

イ 埋設管路は、離脱防止継手等を使用し、中継ケーブル網設備の2ルート化・地中化等による耐震性を高める。

ウ 交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入による耐震性の強化、通信設備の周辺装置（パソコン等）は転倒防止対策を実施する。

エ 地震が発生した場合は、各社によって定める設備点検を実施する。

3 道路及び交通施設の安全化

道路、鉄道等は、地域内はもとより、都市間相互を連絡し、生活や経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。

(1) 災害に強い道づくり

道路は、震災時において救援・救護活動や緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに、リダンダンシー（多重化による代替性）を確保するための道路ネットワークの強化を図るなど、災害に強い道路の整備や、被災地域の復旧復興に資する幹線道路等の整備に努める。

緊急輸送道路に指定されている町管理道路の整備については、地震直後から発生する緊急輸送が円滑に行われるよう、道路改良など災害に強い道づくりに努める。

(2) 道路橋梁等防災計画

ア 橋梁については、改訂道路橋示方書に基づき、緊急度の高い橋梁から順次耐震対策を実施していく。

イ 道路については、特に崩落等の危険性のある法面について、安全対策を実施していく。

ウ 特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう、橋梁の耐震対策や法面の安全対策を最優先に実施していく。

(3) 鉄道施設等

ア 現況

本町内には、千葉市と銚子市を結ぶＪＲ成田線が走っており、笹川駅、下総橋駅の２駅が位置している。

イ 施設の耐震性

東日本旅客鉄道（株）は、鉄道施設の耐震補強について「既存鉄道施設の耐震補強に関する指針」、「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」に基づき実施する。

4 危険物施設等の安全化

(1) 液化石油ガス関係

ア 消費者の保安対策

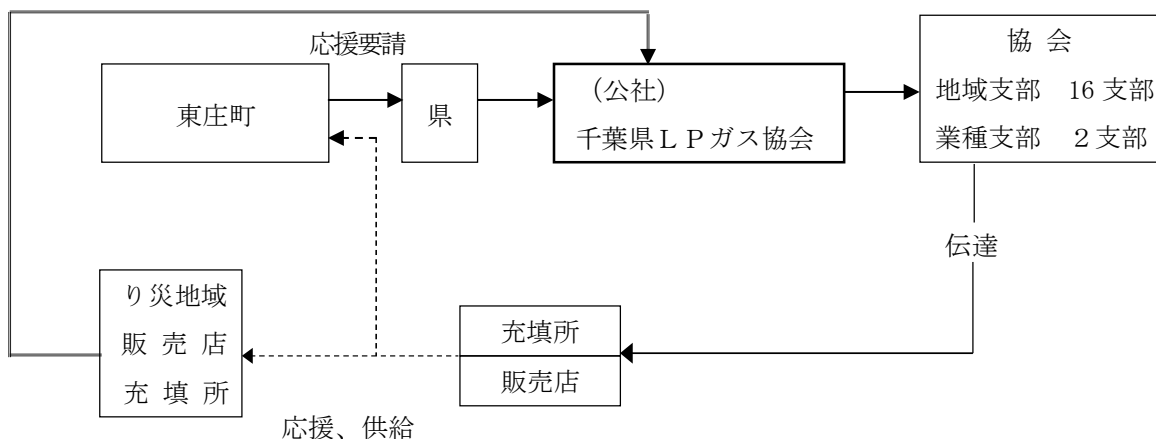
消防本部は販売事業者等に対し、次の指導を行うことにより、消費設備の事故防止と震災時の二次災害を防ぎ、消費者の安全確保を図る。

- (ア) 消費先の容器設置状況が基準に適合しているか確認し、容器のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底を図るとともに、ガス放出防止機器の設置促進を図る。
- (イ) マイコンメーター等の安全器具の普及を促進し、さらに感震機能を備えた安全装置（感震ブレーカー等）の導入についても促進を図る。
- (ウ) 消費者に対し、周知パンフレット等により地震時の元栓、器具栓、容器バルブの閉止等の措置について啓発に努める。
- (エ) 避難所に指定される可能性が高い公共的施設等への安全器具の設置を図る。

イ 情報収集、伝達体制、供給経路及び応援体制の整備

大地震に際して、被災地域において、販売施設、充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路、応援体制等を（公社）千葉県ＬＰガス協会を通じて整備し、供給の円滑と保安の確保を図る。

【（公社）千葉県ＬＰガス協会への応援要請・供給体制】



(2) 危険物施設関係

消防本部は、消防法第11条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

ア 設備面の対策

- (ア) 地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損、漏洩を防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配置及び支持方法についても配慮する。
- (イ) 地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換え等を行う。
- (ウ) 防火塀等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じひかえ壁等を設置する。
- (エ) 停電等に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を備える。
- (オ) 設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

イ 保安体制面の対策

(ア) 作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓練を実施する。

(イ) 点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認についての的確化を図るとともに従業員への周知を徹底する。

(ウ) 夜間、休日の応急体制、命令系統、通報体制について明確化を図る。

(3) 指定数量未満の危険物及び指定可燃物施設関係

消防本部は、香取広域市町村圏事務組合火災予防条例に規定されている指定数量未満の危険物及び指定可燃物施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう消防本部を通して指導し、地震時の災害を防止する。

ア 設備面の対策

(ア) 無届出施設の防止に努め、条例に定める貯蔵又は取扱いの技術上の基準の遵守を強力に指導する。

(イ) 地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本体の転倒、落下防止構造について配慮する。

イ 保安体制面の対策

(ア) タンクの元弁及び注入口の弁又はふたは、危険物又は指定可燃物を入れ、又は出すとき以外は閉鎖するように指導する。

(イ) 地震後の異常の確認の実施及び応急措置について指導する。

(ウ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

第6節 液状化災害予防対策

〔総務課・まちづくり課・健康福祉課〕

町北部の利根川流域の沖積平野（利根川低地部）は、地震による液状化の被害を受けやすく、東日本大震災においても、一部において流域の水田地帯や宅地では噴砂などの現象がみられたことから、住民等に注意喚起を図るとともに、総合的な液状化対策を推進していく。

1 液状化対策の推進

水道施設等のライフラインや、道路・橋梁等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、住民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、住民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策

（1）水道施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

（2）道路橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁については、液状化が予想される地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの方法を講じて落橋や倒壊を防ぐ。

（3）河川

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いですが、そのような地表面標高の低い地域では通常の水位（潮位）で浸水するおそれがあり、海岸に近い河川では地震発生とともに津波遡上の可能性もあるため、堤防や護岸等の整備に当たっては液状化対策など耐震対策を考慮して実施する。

3 液状化対策の広報・周知

（1）液状化現象に関する知識及び液状化しやすさマップや揺れやすさマップの周知

東日本大震災を受け、県が平成23年度に行った液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を用いて、住民にわかりやすく広報・周知する。

また、住民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに重要な情報となる地盤情報を収集・公表し、住民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうような施策を推進する。

（2）住宅の液状化対策工法の広報・周知

液状化による住宅被害の発生は、住民個人の生活や経済面に大きな負担がかかるため、住民に対して「液状化しやすさマップ」を参考に、液状化発生のリスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの

液状化対策工法を選定して行うよう啓発する。

また、液状化の危険性を周知するハザードマップの作成を検討する。

4 液状化被害における生活支援

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障害者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送るなかで、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組みや保健所（健康福祉センター）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

第7節 土砂災害等予防計画

〔総務課・まちづくり課〕

町南西部に所在する神代地区は、台地と平地が入り組む谷戸が多い地理的特徴を有しており、稲荷入地区、舟戸地区の2地区は、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。また、橘地区や東城地区においても急傾斜地を多く抱えている。このため、地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が平成26・27年度に実施した「地震被害想定調査」結果を参考に、がけ崩れ・地盤の液状化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導等の措置を講じる。

1 土砂災害の防止

(1) 土砂災害警戒区域等の公表

町は、土砂災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、県等と連携を図りながら、各種調査を推進し、土砂災害警戒区域等の把握に努める。

また、土砂災害警戒区域等については、県のホームページで公表されている土砂災害警戒区域等の一覧を町ホームページにリンクを貼り住民に広く周知する。

(2) 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を町地域防災計画に定めるとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

(3) 地震後の土砂災害警戒区域等の緊急点検

町は、震度5強以上の地震が発生した場合、県が行う土砂災害警戒区域等の緊急点検に協力する。

また、緊急点検の実施に当たり住民などに不安を与えないように、緊急点検の実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容等について、住民等に対して事前に周知する。

(4) 土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準

地震等の発生後は地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなるため、地震等の発生後における千葉県と銚子地方気象台が共同発表する土砂災害警戒情報には特に注意を払う。

(5) 土地利用の適正化

町は県と連携し、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、都市計画法、土砂災害防止法等の法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底等に努める。

(6) 国土保全事業の推進

土砂災害は、地形、地質等を素因とし、地震動や大雨等を誘因として発生するもので、その防止については科学的調査により地形、地質、気象、地下構造、地下水の状況等を十分把握し、地すべり等の発生のメカニズムを解明して県と協力し、効果的な防止工事を進める。

ア 地すべり対策

(ア) 地すべり防止区域の指定

県は、町と協議の上、地すべり等防止法第3条の規定により、地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請する。指定を要する危険箇所は、今後の調査により、区域指定の促進を図る。

(イ) 行為の制限

町は県と連携し、地すべりによる災害を防止するため地すべり等防止法第18条の規定により地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害し又は地すべりを助長もしくは誘発する行為の制限を行う。

(ウ) 防止工事の実施

町は、地すべり防止区域の指定を受けたときは県と協議し、地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これに基づき緊急度の高い区域から順次防止工事を実施する。

イ 急傾斜地崩壊対策

(ア) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、急傾斜地法第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、町と協議の上、住民の協力を得ながら順次「急傾斜地崩壊危険区域」として県が指定手続きを行う。

この指定区域に含まれていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進に努める。

【千葉県急傾斜地崩壊危険区域指定基準】

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの

(ア) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ

(イ) 急傾斜地の高さが5 m以上のがけ

(ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

(イ) 行為の制限

a 町は県と連携し、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

b また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている舟戸地区と稲荷入地区の2箇所である。

(ウ) 防止工事の実施

急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから、県費助成等を活用して順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

(エ) 施設整備の向上

土砂災害(がけ崩れ)が発生するおそれがある箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、以下について重点的に施設整備を実施する。

- a 要配慮者利用施設に係る危険箇所
- b 避難所や避難路を有する危険箇所
- c がけの状態が悪く緊急性の高い危険箇所

ウ 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

県は、調査により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区と判定した箇所を公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。県の調査によると、令和3年3月31日現在、町には山腹崩壊危険地区が14箇所あり、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区に判定された地区はない。

エ 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準及び町開発指導要綱等に基づき防災等の措置を講じ、特に丘陵地、急傾斜地においては地形地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。また、盛土造成地の位置や規模を示した盛土造成地マップを公表していく。

なお、県の工事の許可又は確認に準じ、次の事項に留意する。

- (ア) 災害危険区域(建築基準法第39条)、地すべり防止区域(地すべり等防止法第3条)、土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第9条)及び急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地法第3条)については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。
- (イ) 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。
- (ウ) 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

2 地籍調査データの管理

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、町は地籍調査データの管理を適正に行う。

3 河川、ため池施設の安全化

地震に伴う河川、ため池施設の被害を防止するため、耐震性の強化等の措置を講ずる。

(1) 河川施設の整備

地震による河川護岸等の損壊を防止するため、耐震化対策を進める。

(2) ため池等災害対策

町は県と連携し、老朽化、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池を防災重点農業用ため池に指定し、「千葉県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に基づき計画的に改修を行う。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれがあるた

め池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。

第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

〔総務課・健康福祉課〕

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多く、避難生活において特別な配慮が必要とされた。

本町における要配慮者に関して、町北部は人口の多くが集中し、介護認定者や要配慮者の数も多くなっている。そのため、介護認定者や要配慮者などを適切に避難誘導する上での総合的な体制整備を図る。また、町南部は、台地と平地が入り組む谷戸が多い地理的特徴を有し、土砂災害危険区域等が多く所在することから、土砂災害発生の切迫性を考慮した的確な避難準備情報等の発令など、情報伝達体制の整備が求められる。

あわせて町は、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

1 避難行動要支援者に対する対応

町は、災害対策基本法の規定により、取組指針や手引きを参考に、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿及び避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画である個別避難計画を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行う。

(1) 地域防災計画の策定

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に当たり、町は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、町地域防災計画に重要事項を定める。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児、外国人その他の要配慮者の把握に努め、災害時に迅速な対応がとれるよう備える。

(ア) 町は、日常業務のなかで、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。

また、平常時から要配慮者と接している町の健康福祉課、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握しておく。

(ウ) 所在把握には、自治会や町内会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

(エ) 町は、県の把握する要配慮者に関する情報が避難行動要支援者名簿の作成のために必要と判断されるときは、県へ情報提供を要請する。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

町は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の作成に当たって、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(ア) 避難行動要支援者の範囲の設定

- a 町は、要配慮者のうち避難行動要支援者の範囲について要件を設定する。
- b 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。
 - (a) 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
 - (b) 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
 - (c) 避難行動をとる上で必要な身体能力
- c 要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。

(イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

ウ 避難行動要支援者名簿情報の管理

町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(ア) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

町は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

(イ) 情報セキュリティ対策

町は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、避難行動要支援者の同意等を得た上で、避難支援等関係者（消防本部、警察署、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等）に平常時から名簿情報を提供し共有する。

また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、適切な措置を講ずるよう努める。

オ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(ア) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

また、避難行動要支援者名簿の更新に当たって、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(イ) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

カ 町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(3) 個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

(ア) 作成に係る方針及び体制等

町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成にあわせて、平常時から、防災担当部局や福祉担当部局の連携のもと、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。

作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、町や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。

また、上記の計画作成と並行して、早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするため、本人や本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入をする形態での個別避難計画の作成も進める。

あわせて、個別避難計画の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(イ) 個別避難計画の記載事項

個別避難計画は、名簿情報に加え、次の事項を記載する。

- a 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- c 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮の内容等）

(ウ) 個別避難計画のバックアップ

町は、庁舎の被災等の事態等により、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。

また、個別避難計画情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、町において適切な措置を講ずるよう努める。

(エ) 町における情報の適正管理

町は、個別避難計画の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

町は、避難行動要支援者の同意等を得た上で、避難支援等関係者に平常時から個別避難計画を提供し共有する。

また、個別避難計画を提供された避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報の漏えい防止について必要な措置を講ずる。

ウ 個別避難計画の更新

町は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新する。

エ 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。

オ 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

カ 県は、町における個別避難計画等の作成状況を把握し、必要に応じて助言を行う。

2 要配慮者全般に対する対応

(1) 支援体制の整備

町及び県は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

町は、取組指針や手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制のなかに女性を位置づける。

(2) 避難指示等の情報伝達

町は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災ラジオや緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

(3) 防災設備等の整備

町及び県は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、寝たきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等

の設置の推進に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努める。

なお、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

さらに、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

(4) 避難施設等の整備及び周知

町は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、平常時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。また、町及び県は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、ミルク（液体、粉）、哺乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

町は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(5) 防災知識の普及、防災訓練の充実

町及び県は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼びかけるよう努める。

(6) 在宅避難者等への支援

町及び県は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の仕組みや保健所（健康福祉センター）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(7) 広域避難者への対応

町及び県は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

3 社会福祉施設等における防災対策

町及び県は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設の職員や入所者等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者等が、災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

4 外国人に対する対策

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

町及び県は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置づけ、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 外国人に対する対応

町は、災害時における日本語の理解が十分でない外国人に対応するため、県の語学ボランティアの派遣要請を迅速に行えるよう、派遣制度の活用を図る。

また、日本語の理解が十分でない外国人と、コミュニケーションをとるため、翻訳機器の配置やアプリケーションの活用などを検討していく。

第9節 情報連絡体制の整備

〔総務課・健康福祉課・教育課・国保東庄病院〕

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、町、県及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進めるとともに、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

また、町は、日頃から県及び防災関係機関と情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を図る。

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的を実施して通信機器の操作の習熟に努める。

1 災害通信施設の整備

町は、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの災害関連情報等の収集や住民等への情報発信を図るため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネット、メール、町防災行政無線等の多様な通信手段の整備拡充に努める。特に、災害時に停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、地域住民と町との双方向の情報連絡体制を確保すること等に留意する。

また、町は、上記通信施設や非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。

2 非常通信体制の充実強化

町、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

3 その他通信網の整備

インターネット、東庄町防災メール等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第10節 備蓄・物流計画

〔総務課〕

町及び県は、住民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、住民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

あわせて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備

県の「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」（平成24年8月）に基づき、自助・共助・公助による備蓄の取組みを推進する。

（1）備蓄意識の高揚

町及び県は、備蓄する食料や飲料水が「最低3日、推奨1週間」分であることなど、各家庭や事業所等において最低減備えるべき備蓄の品目・量や、普段使用しているものを災害時にそのまま使用するという備蓄に対する考え方など、備蓄に関するノウハウを普及・啓発するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

（2）町における備蓄・調達体制の整備

町における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、町は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボールベッド・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材、家庭動物の飼養に関する資材を中心とした備蓄に努める。
なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者、女性、子供（特に乳幼児）の避難生活や食物アレルギー等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるものですべてを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。

（3）帰宅困難者支援に係る備蓄

町及び県は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

（4）町及び県における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、町及び県は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災

害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。

ア 町における物流体制

町は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平常時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携して人員や資器材を確保する等の体制を整備する。

また、町は、選定した集積拠点を県へ報告する。

なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

2 医薬品及び応急医療資機材等の整備

町は、町健康福祉課・国保東庄病院等を中心に、医療救護活動に必要な医薬品及び応急医療資機材等の備蓄に努める。また、物流備蓄等を活用するため、近隣の医薬品販売事業者等との協定締結を検討する。

3 水防用資機材の整備

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、水防用資機材の備蓄に努める。また、利根川下流河川事務所及び県等防災関係機関に対し、必要に応じた水防用資機材の調達依頼を円滑に行うための体制を整備する。

第11節 防災施設の整備

〔全課・機関〕

地震災害から住民の生命や財産を守るため、避難所等の各種防災施設の整備に努める。

1 避難施設の整備

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

また、町及び県は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

町は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、令和4年4月改訂）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行う。

（1）指定緊急避難場所の指定等

ア 指定緊急避難場所の指定

町は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

町は、指定緊急避難場所を指定又は取り消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定緊急避難場所の周知

町及び県は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

ウ 誘導標識の設置

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

町及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

（2）指定避難所の指定等

ア 指定避難所の指定

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

町は、指定避難所を指定又は取り消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定避難所の整備等

避難所等の整備等については、次の点に留意する。

- (ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、平常時から指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

- (イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など井戸、給水タンク、仮設トイレ、洋式トイレ、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、空調、照明、テレビ・ラジオ等の避難生活の環境を良好に保ち、要配慮者にも配慮した設備の整備に努める。

なお、トイレ環境の整備に当たっては、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

- (ウ) 上記（イ）の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大や再生可能エネルギーの活用を含めたエネルギーの多様化に努める。

- (エ) 避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。

- (オ) 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。

- (カ) あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

- (キ) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮する。

- (ク) 避難所に食料（ミルク（液体、粉）、アレルギー対応食品等を含む。）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、給水タンク、仮設トイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

- (ケ) 一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮したポータブルトイレ等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。

- (コ) 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮

者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(サ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

(シ) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(ス) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。

(セ) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(ソ) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取り組みを進めるとともに、必要な場合は、旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。

(タ) 町及び県は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

(チ) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

(ツ) 町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取り組みを円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

(テ) 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

(ト) 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(3) 避難路の整備

町は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講じる。

(4) 震災対策用貯水施設等の整備

町は、水道事業体等の協力を得て、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災用井戸の整備を行う。

なお、水道事業体は飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備について、積極的に協力をする。

(5) ヘリコプター緊急離着陸場の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するため、町は緊急時の離発着場の確保に努める。

特に、使用の際に混乱が予想される避難所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

第12節 帰宅困難者等対策

〔総務課〕

平成23年の東日本大震災では、ＪＲ成田線の運行に支障が生じたことにより、乗客が下車し、保健福祉総合センターに詰めかける事例がみられ、行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや、情報連絡体制が不十分であったことにより、混乱も生じた。

近隣市町も含めた大量の帰宅困難者が、一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。

このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会などにおける研究・検討を踏まえ、国や県、関係機関との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者等対策の推進を図る。

1 帰宅困難者等

(1) 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

(2) 帰宅困難者の発生予想数

本町における帰宅困難者の発生予想数は、「平成19年度 千葉県地震被害想定調査報告書」では、東京湾北部地震・千葉県東方沖地震ではともに2,709人、三浦半島断層群の地震では207人となっている。

2 一斉帰宅の抑制

(1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、町及び県は、広報誌、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、町及び県は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板（web171）、J-ampi、X（旧：ツイッター）・Facebook等のSNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて災害時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動をとるためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、町及び県は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送や町ホームページなどを活用し

て主体的に提供していく。

さらに、県や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、東庄町防災メール、町ホームページ、SNS等を活用した情報提供についても検討・実施していく。

(4) 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、町及び県は、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童・生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

3 帰宅困難者等の安全確保対策

(1) 一時滞在施設の確保と周知

町及び県は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮した上で、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、町が当該事業者と協議を行い、事前に協定や覚書等を締結し指定する。

また、町及び県は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、町及び県は、あらかじめ駅周辺帰宅困難者等対策協議会などにおいて大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

町及び県は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4 帰宅支援対策

(1) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

町は、県が進める店舗経営事業者との災害時帰宅支援ステーション協定の締結について、認知度向上のため、町ホームページや広報とうのしょうなどを活用した広報を実施する。

5 関係機関と連携した取組み

(1) 千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会

県内市町村や交通事業者、大規模集客施設事業者や経済団体など関係機関の参画を得て設立した「千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会」を中心に、個人で準備・行動できることの普及・啓発を図るとともに、関係機関との連携を図りながら対策を検討・実施する。

(2) 近隣の駅周辺帰宅困難者等対策協議会との連携

大量の帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺においては、各駅周辺の地域事情等に鑑みた、実

効性の高い対策を検討・実施していくことが必要である。

このため、町は近隣の駅周辺帰宅困難者等対策協議会との連携体制の構築に努める。

6 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第13節 防災体制の整備

〔総務課〕

町は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、県・他市町村等からの広域応援体制を構築するため、平常時から県内市町村、県や防災関係機関、事業者等との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。

また、大規模地震等の発生時には、住民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要があることから、業務継続計画に基づく行政機能の確保など体制整備に努める。

1 防災体制の整備

(1) 災害対策本部の活動体制の整備

町は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部訓練等を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図る。

(2) 応援受入計画の策定

大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、これらの支援を円滑に受け入れるための防災拠点进行をあらかじめ確保し、災害時に速やかに運用できる体制を整えておく。

(3) 広域避難者の受入体制の整備

町は、県が調整する市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

(4) 町、県及び防災関係機関の連携の強化

町は、日頃から県及び防災関係機関と情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を図る。

(5) 事業者との連携

町は、円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に努めるとともに、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続き等の確保を行うなど、実効性の確保に留意する。

(6) 燃料の供給体制の整備

町は、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

(7) 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

町は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。

2 町の業務継続計画

(1) 業務継続計画の策定

町は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人

員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

(2) 策定に係る重要6要素

町は、業務継続計画の策定等に当たっては、特に以下の重要6要素について定めておく。

ア 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

ウ 電気・水・食料等の確保

エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

オ 重要な行政データのバックアップ

カ 非常時優先業務の整理

○大規模災害時に優先して実施すべき業務（非常時優先業務）を特定しておく

○非常時優先業務ごとの遂行体制（全庁的な役割分担、人員配置）を定めておく

○大規模災害時に優先して実施すべき業務（非常時優先業務）を特定しておく

○非常時優先業務ごとの遂行体制（全庁的な役割分担、人員配置）を定めておく

○非常時優先業務の遂行が職員のみでは困難となる場合に備えるための、他の地方公共団体からの応援職員受入れに関する規定（受援を調整する担当組織、派遣要請の手順、支援を要請する他団体の連絡先、応援職員を受け入れて実施する業務など）を定めておく

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

〔全課・機関〕

大地震が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害など、広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力をあげて対処するため、町、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

1 町の活動体制

町は、地震による災害時は、法令又は本計画の定めるところにより、県及び防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。

その際、全職員は、以下のプロアクティブ原則を基本理念とし、危機意識を共有して、行動する。

- ・ 疑わしいときは行動せよ
- ・ 最悪事態を想定して行動せよ
- ・ 空振りは許されるが見逃しは許されない

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、東庄町災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、県において千葉県災害対策本部等が設置されたときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進める。

東庄町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「東庄町災害対策本部条例」の定めるところによる。

なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「災害時応急活動マニュアル」により各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証し改善を行っていく。

2 災害対策本部設置前の初動対応

（1）注意配備

【震災対策等配備区分・基準】に該当する場合、総務課長は状況を総合的に判断し、注意配備をとる。

また、状況の変化に応じて、警戒配備へと移行する。

【注意配備の業務内容】

担 当	業 務 内 容
総務課	1 防災対策全般の総括及び総合調整に関すること 2 注意配備の決定及び解除に関すること 3 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること 4 地震・気象情報等の収集、整理、伝達に関すること 5 職員の動員・把握に関すること 6 被害情報調査の総括及び報告に関すること 7 その他のまちづくり課に属さない事務
まちづくり課	1 総務課との連絡調整及び情報の収集、報告に関すること 2 道路、河川、急傾斜地等の被害状況の調査、報告に関すること 3 土木関係機関との連絡調整に関すること 4 災害危険区域の巡視及び応急措置に関すること

(2) 警戒配備

【震災対策等配備区分・基準】に該当する場合、総務課長は状況を総合的に判断し、警戒配備をとる。

また、状況の変化に応じて、災害対策本部へと移行する。

【警戒配備の業務内容】

担 当	係	所掌事務
総務課 出納室 議会事務局	【庶務係】 【議会事務局】	1 防災対策全般の総括及び総合調整に関すること 2 警戒配備の決定及び解除に関すること 3 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること 4 地震・気象情報等の収集、整理、伝達に関すること 5 職員の動員・把握に関すること 6 各課の対策実施状況の把握に関すること 7 被害情報調査の総括及び報告に関すること 8 避難所等の防災拠点との連絡調整に関すること 9 課内の連絡調整並びに情報の収集、報告に関すること 10 その他各部の各班に属さない事務
	【企画係】 【財政係】 【管財係】 【DX推進係】 【出納室】	1 町有施設の被害状況調査、庁舎機能の維持及び警備に関すること 2 本部全般に係る資機材の調達、配備に関すること 3 町内会・自治会等との連絡調整等に関すること
	【企画係】 【財政係】 【秘書係】	1 災害情報等の広報に関すること
	【建設係】 【都市計画係】	1 課内の連絡調整及び情報の収集、報告に関すること 2 道路、河川、急傾斜地等の被害状況の調査、報告に関すること 3 土木関係機関との連絡調整に関すること

担 当	係	所掌事務
		4 災害危険区域の巡視及び応急措置に関すること 5 管理施設の被害状況の調査、報告に関すること
	【水道係】	1 管理施設の被害状況の調査、報告に関すること
	【産業振興係】 【農政係】 【農業委員会】	1 ため池・農業用水路の氾濫等の警戒に関すること 2 大規模集客施設等の被害調査、情報提供及び支援に関すること
町民課 健康福祉課 国保東庄病院	【町民係】	1 課内の連絡調整及び情報の収集、報告に関すること 2 来庁者の安全確保に関すること 3 避難所の開設・運営に関すること 4 外国人の安否確認、避難支援に関すること
	【福祉係】 【介護保険係】 【子育て支援係】 【地域包括支援センター】	1 避難行動要支援者の安否把握、避難支援に関すること 2 福祉関係施設の被害状況の調査、報告及び応急対策に関すること 3 保育所、放課後児童クラブ等の園児及び児童の保護及び応急保育に関すること
	【保健衛生係】 【国保東庄病院】 【訪問看護ステーション】	1 人的被害（傷病者）の調査、報告に関すること 2 医療関係機関の被害状況の調査、報告に関すること 3 医師会その他医療機関との連絡及び出動要請に関すること
	【生活環境係】 【国保年金係】	1 管理施設の被害状況の調査、報告及び応急対策に関すること 2 香取広域市町村圏事務組合との連絡調整に関すること
	【賦課徴収係】 【固定資産税係】	1 住家及び土地の被害調査に関すること
教育委員会	【教育課】 【こども園、小学校、中学校】	1 委員会内の連絡調整及び情報の収集、報告に関すること 2 園児、児童・生徒の避難に関すること 3 教育関係施設の被害状況の調査、報告に関すること 4 教育関係機関との連絡調整に関すること 5 避難所の開設・運営への協力に関すること

3 災害対策本部

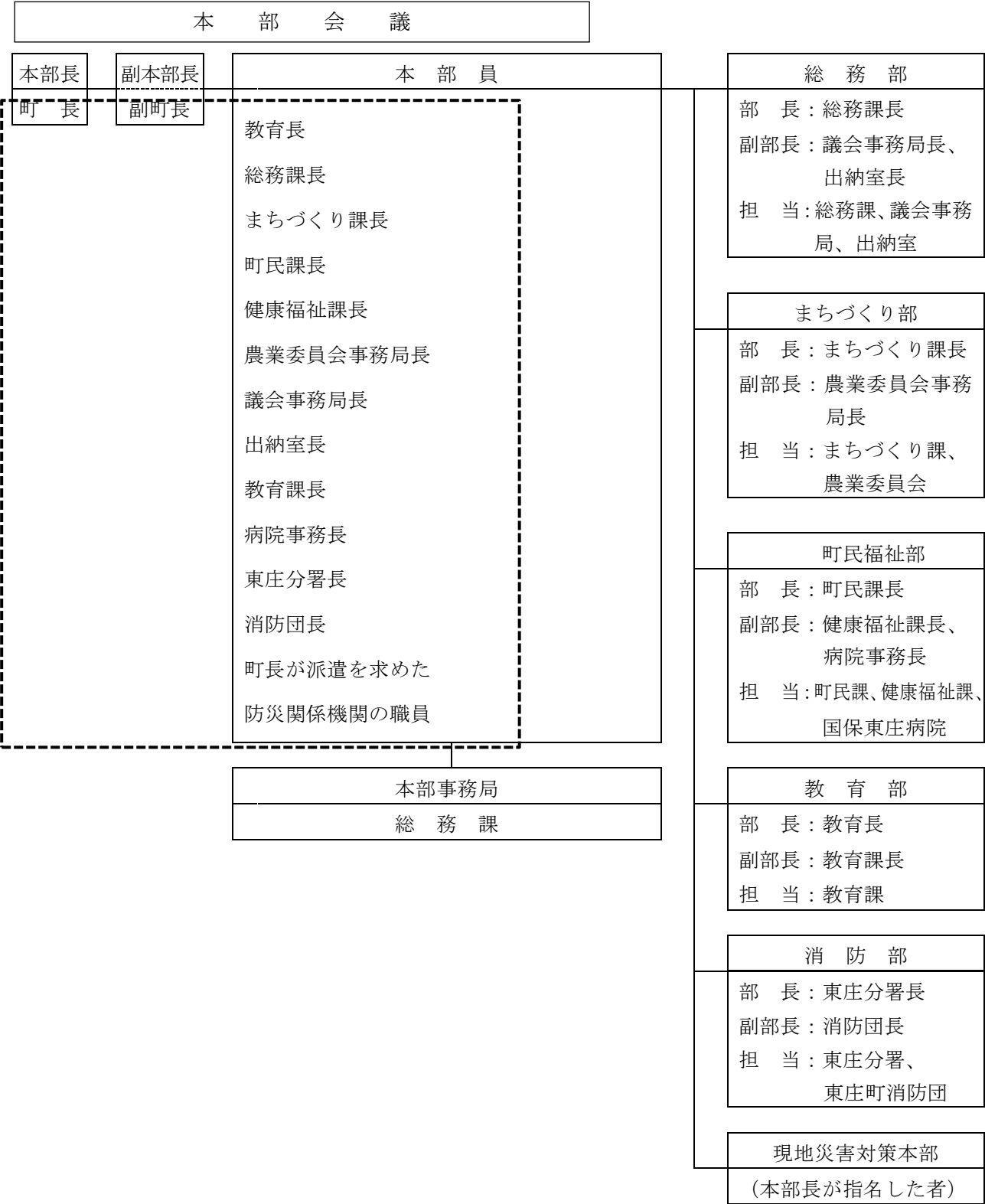
地震災害時に、「災害対策基本法第23条の2第1項」及び「東庄町災害対策本部条例」により、町長を本部長とする災害対策本部を設置する。

また、町長が不在や事故等により業務が遂行できない場合は、副町長、総務課長、まちづくり課長の順でその業務を代理する。

(1) 組織編制

災害対策本部の組織編制は次のとおりとする。

【災害対策本部組織図】



※本部連絡員は各部から各1名

ア 本部会議

(ア) 本部長は、町の災害対策を推進するため、本部長、副本部長、本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策等に関する重要事項について審議決定する。

(イ) 本部長は、上記(ア)の審議決定に当たり、必要に応じて防災関係機関に対して本部派遣職員の派遣を要請し、意見等を求める。

イ 本部事務局

災害対策本部の事務局は、総務課とし、災害活動に必要な情報や指令等の収集伝達の取りまとめ、本部会議の補佐に当たる。

ウ 本部連絡員

本部連絡員は本部室に常駐し、本部会議からの指令、連絡事項を各部に伝達するとともに、各部所管の被害状況・応急対策の実施状況を取りまとめ本部会議に報告する。

エ 部

(ア) 部は、部長、副本部長、班長及び班員をもって構成し、部が所掌する分掌事務を遂行する。

(イ) 部及び班の分掌事務は、次のとおりとする。

【災害対策本部の事務分掌】

部	班	所掌事務
総務部 ◎総務課長 ○議会事務局長 ○出納室長	総括班 【庶務係】 【議会事務局】	1 防災対策全般の総括及び総合調整に関すること 2 防災会議の総括及び記録に関すること 3 災害対策本部の設置及び廃止に関すること 4 県災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整に関すること 5 県及び町防災行政無線の運用に関すること 6 地震・気象情報等の収集、整理、伝達に関すること 7 災害対策に必要な情報システムの運用及び活用に関すること 8 職員の動員・把握に関すること 9 各部の対策実施状況の把握に関すること 10 被害情報調査の総括及び報告に関すること 11 各部間の職員の応援体制に関すること 12 避難指示等の発令及び解除に関すること 13 警戒区域の設定及び解除に関すること 14 避難所等の防災拠点との連絡調整に関すること 15 自衛隊、消防、自治体への応援要請及び連絡調整に関すること 16 部内の連絡調整並びに情報の収集、報告に関すること 17 職員への食料、物資の供給等の活動支援に関すること 18 災害救助法に関すること 19 応援及び派遣職員の支援及び健康管理に関すること

部	班	所掌事務
		20 自衛隊、他自治体からの応援の受入れ、調整及び配置に関する事 21 県外避難者の支援に関する事 22 被災他市町村への避難所運営支援に関する事 23 議会との連絡その他渉外に関する事 24 被災者生活再建支援法に関する事 25 その他各部の各班に属さない事務
	企画財政班 【企画係】 【財政係】 【管財係】 【D X推進係】 【出納室】	1 町有施設の被害状況調査、庁舎機能の維持及び警備に関する事 2 本部全般に係る資機材の調達、配備に関する事 3 災害対策従事者の装備品の確保、配布に関する事 4 燃料の確保に関する事 5 災害時の配車計画及び車両の借上げに関する事 6 緊急通行車両証明書に関する事 7 国、県への災害に係る要望、陳情に関する事 8 国、県からの災害関係資金に関する事 9 臨時バスの運行に関する事 10 町内会・自治会等との連絡調整等に関する事 11 対策に係る予算の編成及び執行管理に関する事 12 資金計画の作成に関する事 13 災害経費の出納に関する事 14 公務災害補償に関する事 15 復興計画の策定に関する事
	秘書広報班 【企画係】 【財政係】 【秘書係】	1 本部長及び副本部長の秘書及び特命に関する事 2 視察者、見舞者への対応に関する事 3 災害情報等の広報に関する事 4 電話・FAX・メールの受理、対応に関する事 5 災害広報誌の作成及び配布に関する事 6 避難所等への広報に関する事 7 各種報道機関との連絡調整に関する事 8 報道機関への要請に関する事 9 報道発表に関する事 10 災害時の記録撮影等、災害記録に関する事
まちづくり部 ◎まちづくり課長 ○農業委員会 事務局長	建設班 【建設係】 【都市計画係】	1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関する事 2 災害応急措置に要する資機材等の調達に関する事 3 応急作業の業者委託に関する事 4 道路、河川、急傾斜地等の被害状況の調査、報告に関する事 5 道路、河川、急傾斜地等の応急復旧に関する事 6 道路、河川等の障害物の除去に関する事 7 災害時の道路通行制限に関する事

部	班	所掌事務
		8 土木関係機関との連絡調整に関する事 9 災害危険区域の巡視及び応急措置に関する事 10 緊急輸送道路に関する事 11 管理施設の被害状況の調査、報告に関する事 12 管理施設の応急措置に関する事 13 管理施設の避難施設への供与に関する事 14 被災建築物・宅地の応急危険度判定に関する事 15 倒壊家屋等の解体撤去に関する事 16 住宅等における障害物の除去に関する事 17 家屋の浸水に対する応急措置に関する事 18 応急仮設住宅の建設計画（用地交渉を含む。）及び工事施工、維持管理に要する事 19 応急仮設住宅の入居及び退去に関する事 20 公営住宅等の斡旋に関する事 21 ヘリポートの開設に関する事
	水道班 【水道係】	1 災害応急措置に要する資機材等の調達に関する事 2 応急作業の業者委託に関する事 3 管理施設の被害状況の調査、報告に関する事 4 管理施設の応急修理及び復旧に関する事 5 応急給水に関する事 6 県水道局、東総広域水道企業団との連絡調整に関する事
	物資班 【農政係】 【産業振興係】 【農業委員会】 【給食センター】	1 ため池・農業用水路の氾濫等の警戒、二次被害防止に関する事 2 応急食料、物資の調達及び配送に関する事 3 生活必需品、その他日常応急物資の調達及び斡旋に関する事 4 炊き出しに関する事 5 商工業及び農畜産業関係の被害状況の調査、報告に関する事 6 義援物資の受入れに関する事 7 帰宅困難者対策に関する事 8 災害による家畜伝染病の防疫に関する事 9 被災商工業者及び被災農家に対する金融対策に関する事 10 大規模集客施設の被害調査、情報提供及び支援に関する事
町民福祉部 ◎町民課長 ○健康福祉課長	避難班 【町民係】	1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関する事 2 来庁者の安全確保に関する事 3 避難所の開設・運営に関する事 4 避難者の誘導に関する事

部	班	所掌事務
		5 避難者の収容及び輸送に関すること 6 被災者台帳の作成に関すること 7 安否情報の提供に関すること 8 外国人の安否確認、避難支援に関すること 9 外国人の安全確保と生活支援に関すること 10 防犯対策に関すること 11 災害相談に関すること 12 窓口対応に関すること 13 応急仮設住宅における自治会等の設立及び運営支援に関すること
	福祉班 【福祉係】 【介護保険係】 【子育て支援係】 【地域包括支援センター】	1 避難行動要支援者の安否把握、避難支援に関すること 2 福祉関係施設の被害状況の調査、報告及び応急対策に関すること 3 要配慮者の安全確保と生活援助に関すること 4 要配慮者の生活必需品の調達及び配送に関すること 5 福祉避難所の設置、運営に関すること 6 災害ボランティアセンターの設置支援及び連絡調整に関すること 7 保育所、放課後児童クラブ等の園児及び児童の保護及び応急保育に関すること 8 要保護児童（被災による孤児、遺児等）に関すること 9 日赤等社会福祉団体への連絡に関すること 10 義援金、見舞金の受入れ、配分、保管、礼状に関すること
	救護班 【保健衛生係】 【国保東庄病院】 【訪問看護ステーション】	1 応急医療救護及び助産に関すること 2 救護所の設置に関すること 3 救護班の編成に関すること 4 人的被害（傷病者）の調査、報告に関すること 5 被災者の医療対策に関すること 6 救護に必要な医薬品、医療品及び資機材等の確保に関すること 7 医療関係機関の被害状況の調査、報告に関すること 8 医師会その他医療機関との連絡及び出動要請に関すること 9 被災者のこころのケアに関すること 10 防疫に関すること

部	班	所掌事務
	環境班 【生活環境係】 【国保年金係】	1 管理施設の被害状況の調査、報告及び応急対策に関すること 2 香取広域市町村圏事務組合との連絡調整に関すること 3 仮設トイレの確保に関すること 4 し尿の収集、処理に関すること 5 災害廃棄物の収集及び処理に関すること 6 ごみの収集及び処理に関すること 7 環境汚染等の対策に関すること 8 死体の検案・処理、収容及び安置に関すること 9 死者、行方不明者の調査、処理に関すること 10 死体の埋火葬申請に関すること 11 死亡動物の処理に関すること 12 放浪動物、家庭動物への対応に関すること 13 放射線対策に関すること
	調査班 【賦課徴収係】 【固定資産税係】	1 住家及び土地の被害調査に関すること 2 り災台帳の作成に関すること 3 り災証明書の交付に関すること 4 町税の減免等、災害時の税制措置に関すること 5 国保税の減免等、災害時の税制措置に関すること
教育部 ◎教育長 ○教育課長	教育班 【教育課】 【こども園、小学校、中学校】 【給食センター】	1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関すること 2 園児、児童・生徒の避難に関すること 3 教育関係施設の被害状況の調査、報告に関すること 4 教育関係機関との連絡調整に関すること 5 教育関係施設の応急修理及び復旧に関すること 6 災害時の応急教育に関すること 7 被災児童・生徒に対する学用品の支給に関すること 8 災害時の学校給食に関すること 9 社会教育諸団体への協力要請に関すること 10 文化財の被害状況の調査、報告及び応急対策に関すること 11 避難所の開設・運営への協力に関すること
消防部 ◎分署長 ○消防団長	消防班 【東庄分署】 【東庄町消防団】	1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関すること 2 災害情報の収集に関すること 3 火災等の警戒及び鎮圧に関すること 4 救助・救急に関すること 5 避難者の誘導に関すること 6 避難施設等への給水及び搬送に関すること 7 行方不明者の捜索に関すること 8 広域医療搬送に関すること 9 水防活動、危険物対策に関すること 10 火災調査に関すること
共通事項	各部各班	1 本部長の特命事項に関すること

(2) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部は、災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

現地本部の組織編成、所掌事務及び設置場所は次のとおりとする。

ア 組織編成

現地本部長及び現地本部員は、災害対策本部の副本部長、本部員、又はその他の職員のうちから本部長が指名する者とする。

イ 所掌事務

(ア) 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析

(イ) 現地における災害対策本部、各防災関係機関との連絡調整

(ウ) 自衛隊の災害派遣について意見具申

(エ) 本部長の指示による応急対策の推進

(オ) その他緊急を要する応急対策の実施

ウ 設置場所

現地本部の設置場所は、災害現地付近の適当な場所又は建物とする。

(3) 災害対策本部の設置又は廃止とその基準

町長は、災害応急対策を推進するため、次の基準により状況を総合的に判断し、災害対策本部を設置する。

また、災害対策本部を設置した後において、町の地域について災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したため、災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

ア 【震災対策等配備区分・基準】に該当する場合

イ その他、近隣市町等において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合など、本部長が必要と認めたとき。

(4) 災害対策本部設置又は廃止の通報及び発表

本部長（町長）は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を知事及び近隣市町長に通報するほか、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

また、本部長（町長）は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

【災害対策本部設置及び廃止の通知先】

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
知事 (香取地域振興事務所)	県防災行政無線、電話、地域衛星通信ネットワーク、Ｌアラート	総務課長
各出先機関 香取警察署（小見川幹部交番） 香取広域市町村圏事務組合消防本部 (東庄分署長) 近隣市町長	県防災行政無線、電話、地域衛星通信ネットワーク、Ｌアラート	各主管課長
庁内職員	庁内放送、電話、携帯電話のメール	総務課長
町防災会議委員	電話、ＦＡＸ	各主管課長
住民	防災行政無線、緊急速報メール、町ホームページ、東庄町防災メール、Ｌアラート、広報車	総務課長
報道機関	電話、ＦＡＸ	総務課長

(5) 各組織の連絡方法

- ア 本部長の命令あるいは本部会議で決定した事項は、本部事務局が本部連絡員を通じて各部及び各班に連絡する。
- イ 各部及び各班で収集した情報又は、実施した対策等のうち、本部長あるいは他の各部及び各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて速やかに本部事務局に報告する。
- ウ 上記イにより報告を受けた本部事務局は、速やかにこれを本部長に報告するとともに、本部連絡員を通じて各部及び各班に伝達する。

(6) 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請する。

(7) 災害対策本部の開設場所

災害対策本部は、原則として役場庁舎（２階防災対策室）に開設するが、被災等によりその機能が著しく低下し、維持できないときは、本部長（町長）又は、本部長の代理者が指定する場所（東庄町保健福祉総合センター・東庄ふれあいセンター等）に開設する。

(8) 標識

本部長は、災害対策本部を設置したときは、本部設置施設正面玄関に「東庄町災害対策本部」の標識を掲げる。

(9) 市町村間での応援体制

千葉県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づく応援要請があった場合、動員計画に基づき応援のための職員を確保する。

4 配備体制の区分・基準

配備区分に基づきあらかじめ各課で定めてある動員区分に従い、災害応急活動を実施する。なお、動員区分の適用は、被害の程度により弾力的に行う。

【震災対策等配備区分・基準】

区 分		基 準	決定者
本部設置前	注意配備	①気象庁により町内に震度3以下の地震が観測され、軽微な災害の発生が予想されるとき。 ②千葉県九十九里・外房に津波警報が発表されたとき。 ③南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	総務課長が決定
	警戒配備	①気象庁により町内に震度4以下の地震が発表され、災害の発生が予想されるとき。 ②千葉県九十九里・外房に大津波警報（特別警報）が発表されたとき。 ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	
災害対策本部	第1配備	①気象庁により町内に震度5弱の地震が発表されたとき、又は、災害が発生したとき。 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	自動設置
	第2配備	①気象庁により町内に震度5強以上の地震が発表されたとき。 ②避難指示の発令が検討される災害の発生が予想されるとき。	

【体制内容・動員区分】

区 分		体制内容・処理事項	動員区分・担当課
本部設置前	注意配備	①総務課・まちづくり課職員で情報収集をする。 ②警戒配備に移行する際の招集連絡を確認する。	①総務課・まちづくり課のうち定められた職員 ②警戒配備担当課は常時連絡がとれる体制とする。
	警戒配備	①全課の所要人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行える体制をとる。 ②災害対策本部の設置に備える。	①以下の課のうち定められた職員 総務課、まちづくり課、健康福祉課、町民課、教育課
災害対策本部	第1配備	①災害応急対策に関係ある課の所要人員で、情報収集及び連絡活動並びに応急措置を実施する。 ②状況により第2配備に移行し得る体制とする。	①全課の定められた職員
	第2配備	①災害対策本部全員をもって対処する体制とし、職員は全員防災業務に従事する。	①災害対策本部全員による組織配置 ②職員全員登庁又は在庁して指示を待つ。

5 動員配備の方法

地震が発生し災害のおそれのあるときは、あらかじめ定められた震災時の職員の配備基準に基づき配備体制を決定し、職員の動員を行い、必要に応じ関係機関職員の出動を要請する。

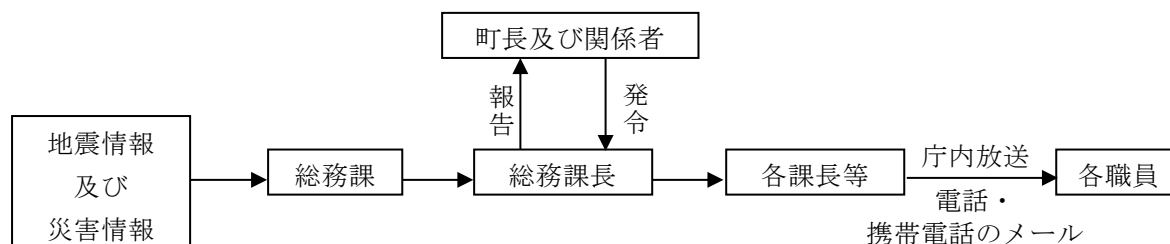
(1) 動員の伝達系統及び方法

(1) 平常勤務日の伝達及び系統 総務課長は、災害対策本部が設置された場合（初動体制の場合も同じ。）、本部長（町長）の指示に従い、各課長等に対し決定した配備体制を指令する。各課長等は、直ちに所属職員に連絡し、これを指揮して所掌事務又は業務を実施する体制を確立する。	
(2) 休日又は退庁後の参集基準	
震度3程度	総務課長は、注意配備体制の有無について検討し、必要な場合は、定められた職員の登庁を命ずる。なお連絡は電話・携帯電話のメール等により実施する。
震度4程度	総務課長、まちづくり課長等管理職全員及び定められた職員は、速やかに登庁し、警戒配備の有無について決定する。なお、連絡は電話・携帯電話のメール等により実施する。
震度5弱程度	第1配備体制要員は、登庁する。
震度5強以上	職員は、全員登庁する。

(2) 連絡の方法

災害対策本部の設置、配備体制の決定及び動員通知は、庁内放送、電話・携帯電話のメール等を併用し、最も迅速・確実な方法で行う。

【連絡系統図】



6 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

町は、災害の状況に応じ、災害対策本部会議に県職員、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

また、県において災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進める。

7 県への応援要請

町は、大規模災害が発生し、被災状況の報告を行うことができなくなった場合には、県に職員の派遣を要請し、情報収集を行う。

8 災害救助法の適用手続き等

町は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施、又は知事が行う救助を補助する。

(1) 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害時において、応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

(2) 適用基準・条件等

ア 災害が発生した場合の適用基準

災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、町における具体的適用基準は次のとおりである。

(ア) 住家が滅失した世帯の数が、本町の区域内において40世帯以上であること（法施行令第1条第1項第1号）。

(イ) 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、本町の区域内において20世帯以上であること（法施行令第1条第1項第2号）。

(ウ) 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること（法施行令第1条第1項第3号）。

(エ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであり、次の基準に該当すること（法施行令第1条第1項第4号）。

a 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的

に救助を必要とすること。

- b 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

イ 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域（千葉市については、市又は区のいずれの地域も単位とすることができる。）を単位に行うものである。

（3）救助の実施機関

ア 知事は、災害時において、災害救助法を適用する場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図る。

イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

ウ 町長は、上記イにより町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。

（4）救助の種類

災害救助法に基づく救助は、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

【救助の実施と種類】

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の給与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町 設置～県（ただし、委任したときは町）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～県・日赤県支部 （ただし、委任したときは町）
助産	分娩の日から7日以内	医療班～県・日赤県支部 （ただし、委任したときは町）
被災者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1か月以内	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町
埋葬	10日以内	町

遺体の捜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤県支部
障害物の除去	10日以内	町

※ 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(5) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

(ア) 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもの

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもの

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、(ア)、(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

(イ) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(6) 災害救助法の適用手続き

ア 災害に対し、町における災害が、(2)アの災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちにその旨を知事に報告する。

イ 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。

ウ 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一による。

なお、災害救助法施行細則別表第一により救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第2節 情報収集・伝達体制

〔全課・機関〕

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、地震の規模や予想される津波高等の情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが必要である。特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。

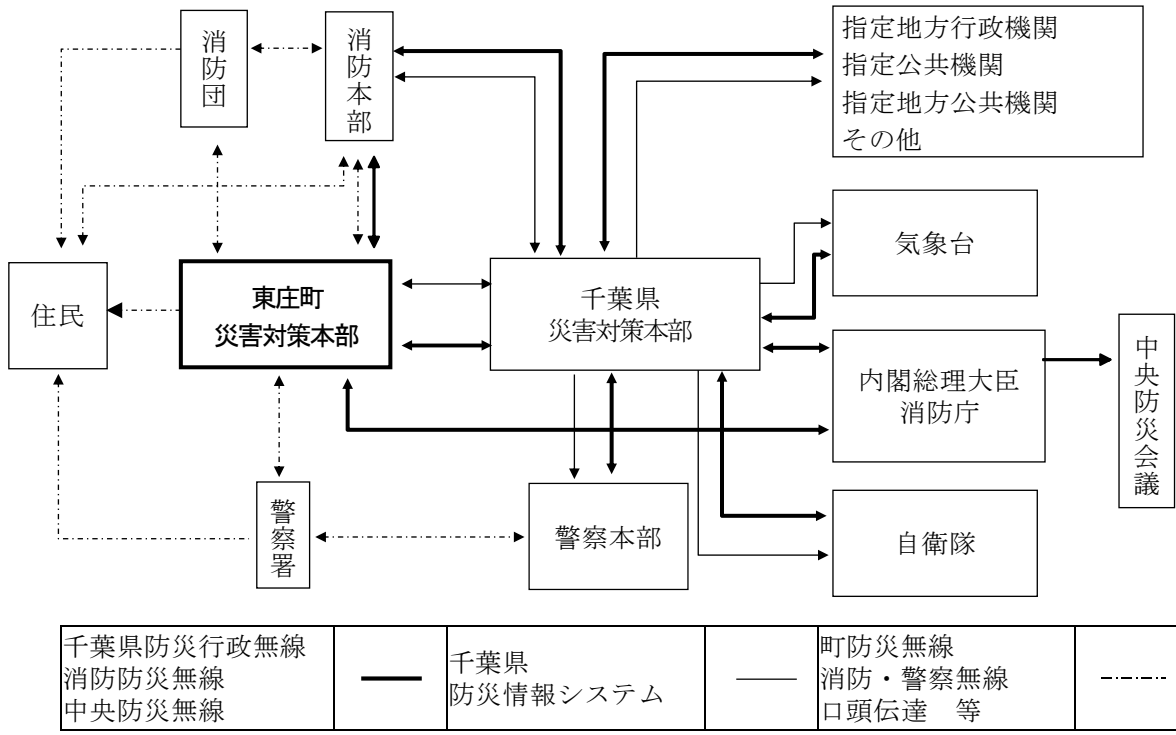
また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

1 通信体制

(1) 通信連絡系統図

震災時の情報連絡の流れは次のとおりである。

【通信連絡系統】



(2) 通信連絡手段

区 分	方 法
東庄町	1 千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）等により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。 3 保有する同報無線等を中心に、各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。 4 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話もしくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話（株）及び各施設管理者の協力を確保しておく。

区 分	方 法
消防本部	1 消防無線、消防電話等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。

(3) 災害時における町防災行政無線の取扱い

ア 災害時の防災関係機関との連絡

(ア) 東庄町防災行政無線

固定局(1w)、移動局(5w)：ぼうさいとうのしょう

(イ) 千葉県防災行政無線

地球局：LASCOM ちばけんちばスーパーバードかはんちきゅう V73

イ 住民等への広報

町防災行政無線の屋外受信拡声設備を活用するとともに、必要に応じ広報車、サイレン等を利用する。

(4) NTT「災害時優先電話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、町は、あらかじめ東日本電信電話(株)に対し、電話番号を指定し届け出て災害時優先電話としての承認を受けておく。

イ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話(株)に依頼することとし、非常扱い電報(緊急扱い電報)である旨を告げる。

(5) 通信施設の使用不能の場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る(災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条、電波法第52条)。

ア 県の無線通信施設(千葉県防災行政無線を除く。)

イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設

(ア) 警察通信施設

(イ) 国土交通省関係通信施設

(ウ) 日本赤十字社通信施設

(エ) 東日本電信電話(株)通信施設

(オ) 東京電力グループ通信施設

(カ) 日本放送協会千葉放送局通信施設

(キ) 東京ガスネットワーク(株)通信施設

ウ 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

(6) すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使者をもって連絡する。

(7) 被災通信施設の応急対策

- ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておく。
- イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努める。

(8) 非常通信の利用方法

ア 取扱対象用件

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- (キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。
- (ク) 遭難者救護に関するもの。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関すること。
- (シ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出す。

- (ア) 官公庁（公共企業体を含む。）
- (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 消防長会及び消防協会
- (オ) 電力会社
- (カ) 地方鉄道会社

ウ 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取り扱う。

エ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

- (ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
- (イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）

(ウ) 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はない。

(エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ 依頼方法

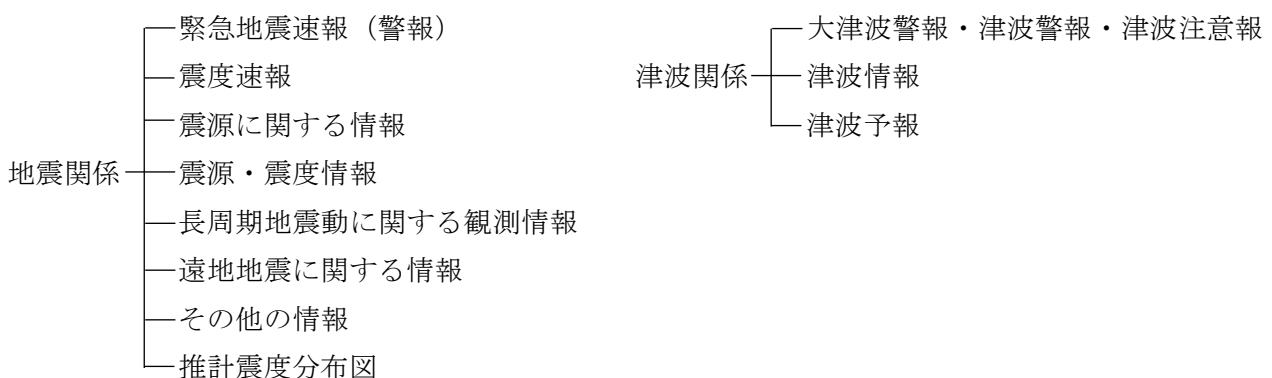
最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

2 地震に関する情報の収集・伝達

町は、町役場に設置された計測震度計から震度を確認するとともに、県防災情報システムや気象庁の発表する正確な地震情報をテレビ、ラジオ等により一刻も早く入手し、防災行政無線等により住民等に伝達する。

3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報

(1) 警報及び情報等の種類



(2) 情報等の発表

ア 地震情報

(ア) 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上を予想した時に発表する。発表対象地域は、震度4又は長周期地震動階級3以上を予想した地域となる。

本町の地域名は、「千葉県北東部」で発表される。

(イ) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。

(ウ) 震源に関する情報

震度3以上で発表する（津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」

又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。

(エ) 震源・震度情報

以下のいずれかを満たした場合に発表する。

- a 震度1以上
- b 津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される時
- c 緊急地震速報（警報）発表時

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表する。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表する。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表する。

（オ）その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

（カ）推計震度分布図

震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。

観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

（キ）長周期地震動に関する観測情報

震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合に、10分程度で発表する。

（ク）遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。

- a マグニチュード7.0以上
- b 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）

地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表する（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表している。）。

日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

イ 津波関係

（ア）警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、津波警報（大津波、津波）又は津波注意報を発表する。

本町に影響を及ぼすと考えられる津波予報区は、「千葉県九十九里・外房」で発表される。

【津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波 の最大波の高さ が高いところで 3 mを超える場 合	10m超 (10m<予想される津波の 最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
		10m (5 m<予想される津波 の最大波の高さ≤10m)		
		5 m (3 m<予想される津波 の最大波の高さ≤5 m)		
津波警報	予想される津波 の最大波の高さ が高いところで 1 mを超え、3 m 以下の場合	3 m (1 m<予想される津波の 最大波の高さ≤3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波 の最大波の高さ が高いところで 0.2m以上、1 m 以下の場合であ って、津波による 災害のおそれがある場合	1 m (0.2m≤予想される津波 の最大波の高さ≤1 m)	(表記しない)	海のなかでは人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海のなかにいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまでは海に入ったり海岸に近づいたりしない。

(イ) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表する。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。※1
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。※2

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

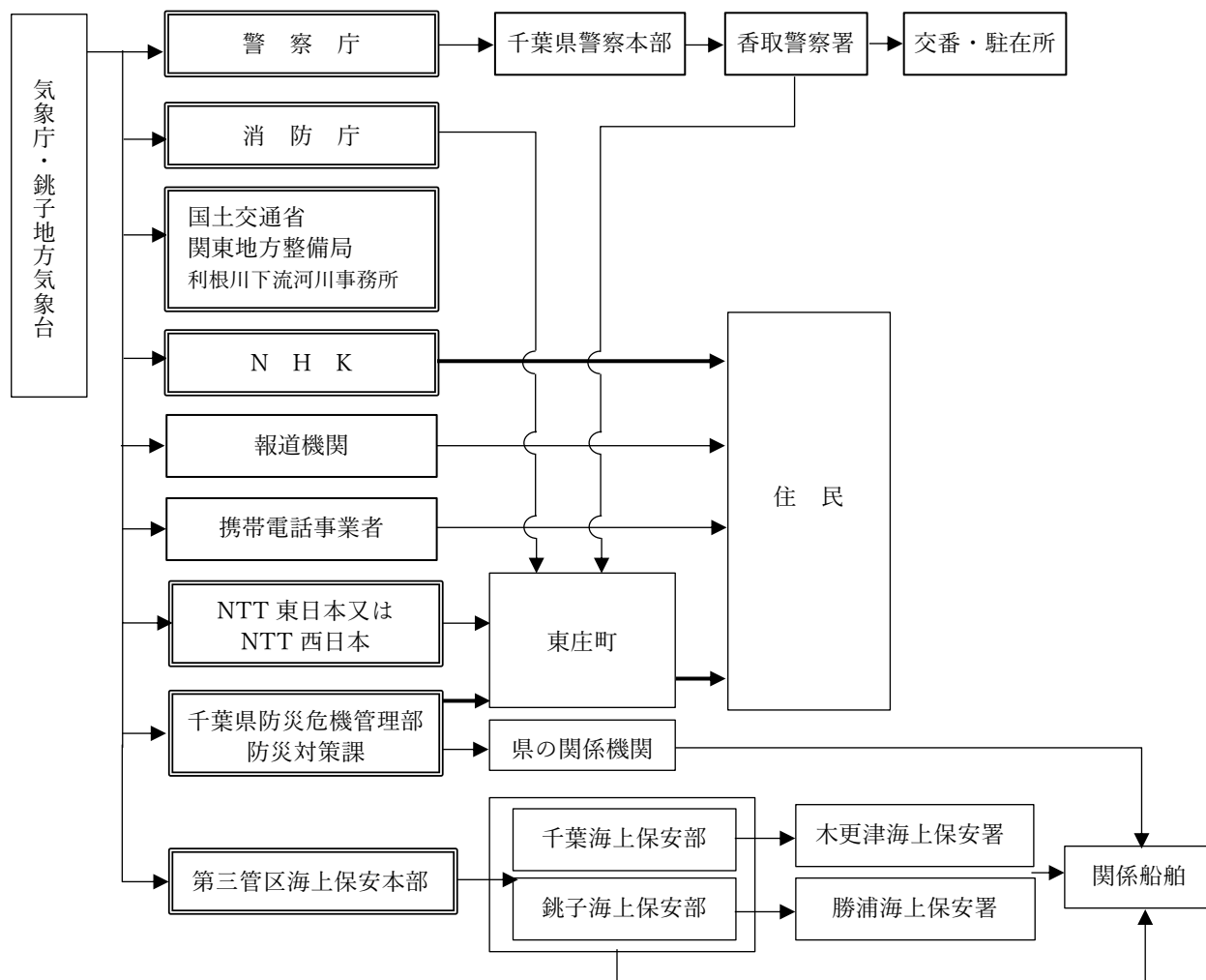
(ウ) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(3) 受伝達系統等

【地震情報伝達系統図】（※津波予報等についても、この伝達系統図を準用する。）



- 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
 - 2 太線矢印の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
 - 3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象情報伝送処理システム（アデス）」等により行う。
 - 4 障害等により通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びN T T 公衆回線等で行う。
- ※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者から関係するエリアに配信される。

4 関係機関における措置

区 分	内 容
東庄町	町は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又は東日本電信電話（株）から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に通報する。 住民もしくは警察官又は海上保安官から異常現象の通報を受けた場合は気象庁（銚子地方気象台）その他関係機関に通報する。
千葉県	防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する。
警察署	津波をはじめとした気象警報等の通報を受けた警察本部長は、知事から要請があった場合、警察署長を通じて町長に伝達する。 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに町に通報する。
消防本部	消防本部は、気象庁からの津波警報等及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。
関東地方測量部	関東地方測量部は、災害時に被災状況等を把握するため、地理空間情報及び地殻変動情報を提供する。
銚子地方気象台	銚子地方気象台は、気象業務法に基づき、津波警報等（地震、津波関係情報）を県、NHK千葉放送局、関係機関に通報する。
東日本電信電話（株）	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を市町村及び関係機関に通報する。
放送機関	気象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努める。
その他防災機関	県、気象台その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報、警報については直ちに所属機関に通報する。

5 被害情報等収集・報告

被害情報等の迅速かつ的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、町、県及び防災関係機関は、災害時は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

（１）被害情報の収集・把握

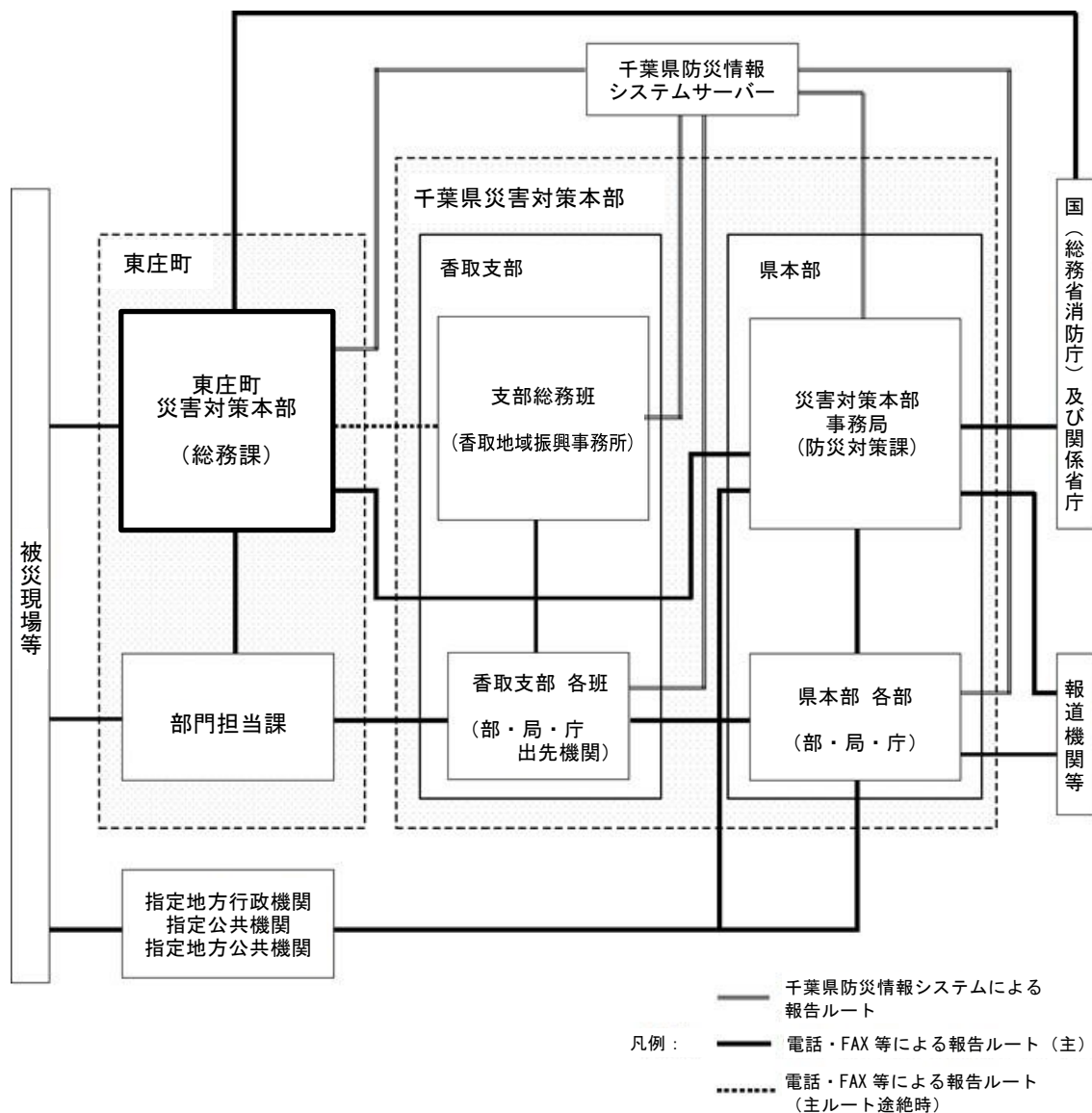
ア 情報の収集

災害の発生直後において、概括的被害情報、ライフラインの被害の範囲、医療機関における負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集し、記録・情報係において情報の集約を行う。

イ 県防災情報

県防災情報システムの活用により、県内各地の被害の発生及び応援要請の状況並びに県全域での被害規模等の情報を収集する。

【被害情報等の収集報告の流れ】



(2) 災害状況の通報及び被害状況報告

ア 国・県への報告

- (ア) 災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・FAX又は防災行政無線により県本部事務局（防災対策課）に報告する。
- (イ) 県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。
- (ウ) 「震度5強」以上を記録した地震にあつては、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」により被害の有無を問わず、第1報等について県とあわせて国（総務省消防庁）に報告する。また、同時多発火災等により消防本部に通報が殺到したときは、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。
- (エ) 町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

(オ) 災害総括報告及び災害詳細報告は、「千葉県被害情報等報告要領」の所定の様式で、県防災情報システム及び文書により報告する。

イ 報告一覧種別等

町が県に行う被害情報報告の区分及び内容は次のとおりである。

報告の種類	調査時期	調査内容
災害緊急報告	災害発生の通報を受け、又は発見した場合直ちに調査する。	災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況（部分情報、未確認情報も可）を調査・報告する。
災害総括報告	災害発生後の状況の変化に伴い、随時に調査を詳細に行う。	災害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従ってできる限りその都度行う。
災害詳細報告	災害が終了しその被害が確定したとき調査する。	災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また復旧費の費用負担に影響を与えるので、正確を期する。

報告の種類		報告の内容	報告時間・方法等
災害緊急報告		①災害の原因 ②災害が発生した日時 ③災害が発生した場所又は地域 ④被害の状況 ⑤災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況 ・主な応急措置の実施状況 ・その他必要事項 ⑥災害による住民等の避難の状況 ⑦災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ⑧その他必要な事項	①覚知後直ちに ②第1報の後、詳細が判明の都度直ちに （電話・FAX）
災害総括報告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 ①被害情報 町内の人的被害、住家被害及びその他の施設等の全般的な被害状況(件数) ②措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況	①原則として、1日2回、9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで （電話・FAX及び端末入力）
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告 本報告は災害復旧の基礎となるものであるから、正確に記載すること。 ①被害情報 町の全般的な被害状況(件数) ②措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 ③被害総額情報 町内の施設被害総額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 （端末入力及び文書）
年報		4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで（端末入力及び文書）
災害詳細報告		災害総括報告で報告した被害情報の内容(日時、場所、原因等)及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで （電話・FAX及び端末入力）

※端末入力:千葉県防災情報システム端末に入力

ウ 報告先

各課が県に行う被害情報の報告先は、次に示す表のとおりであり、報告の際は、同時に総務課にも報告することとする。

被害情報の種類	報告主管課	報告先
公共土木施設等関係	まちづくり課	香取土木事務所
農林業施設等関係	まちづくり課	香取農業事務所、北部林業事務所
商工施設等関係	まちづくり課	商工労働部経済政策課
公立学校施設等関係	教育課	県教育庁企画管理部財務施設課
衛生関係及び社会福祉施設関係	健康福祉課	香取健康福祉センター（香取保健所）
危険物施設等関係	総務課	防災危機管理部消防課
し尿、一般廃棄物処理施設関係	町民課	環境生活部廃棄物指導課
水道施設関係	まちづくり課	総合企画部水政課

（３）収集報告に当たって留意すべき事項

ア 発災初期は、千葉県防災情報システムを利用し被害状況等の収集に当たるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像など被害規模を推定する概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。

イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

ウ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

エ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておく。

特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

オ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

カ り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

キ 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めること。

（４）報告責任者の選任

町は、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

区 分	所掌事務	人 数
総括責任者	町における被害情報等の報告を総括する。	1 名
取扱責任者	町における部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。	所掌事務等を勘案して定める。

(5) 千葉県危機管理情報共有要綱

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

(6) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

総務省 消防庁	①消防防災無線（県防災行政無線を使用。地上系は県庁のみ使用可能。） 電話：120-90-49103（地上系） 048-500-90-49103（衛星系）（消防庁応急対策室） FAX：120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系）（消防庁応急対策室） ②一般加入電話 電話：03-5253-7527（消防庁応急対策室） FAX：03-5253-7537（消防庁応急対策室）
千葉県	①県防災行政無線 電話：500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系）（防災対策課） FAX：500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系）（防災対策課） ②一般加入電話 電話：043-223-2175（防災対策課） FAX：043-222-1127（防災対策課）
香取地域 振興事務所	①県防災行政無線 電話：504-721・723 FAX：504-722 ②一般加入電話 電話：0478-54-6811

(7) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（防災対策課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

総務省 消防庁	①消防防災無線（県防災行政無線を使用。地上系は県庁のみ使用可能。） 電話：120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系）（消防庁宿直室） FAX：120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系）（消防庁宿直室） ②一般加入電話 電話：03-5253-7777（消防庁宿直室） FAX：03-5253-7553（消防庁宿直室）
千葉県	①県防災行政無線 電話：500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系）（県防災行政無線統制室） FAX：500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系）（県防災行政無線統制室） ②一般加入電話 電話：043-223-2178（県防災行政無線統制室） FAX：043-222-5219（県防災行政無線統制室）
香取地域 振興事務所	①県防災行政無線 電話：504-721・723 FAX：504-722 ②一般加入電話 電話：0478-54-6811 FAX：0478-52-5529

6 災害時の広報

(1) 広報活動要領

町、県及び防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

(2) 広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 交通規制等に関する情報

ウ 被害に関する情報

(ア) 人及び家屋関係

(イ) 公益事業関係

(ウ) 交通施設関係

(エ) 土木港湾施設関係

(オ) 農林水産関係

(カ) 商工業関係

(キ) 教育関係

(ク) その他

エ 応急対策活動に関する情報

(ア) 水防、警備、救助及び防疫活動

(イ) 通信、交通、土木等施設の応急対策活動

(ウ) その他一般住民及び被災者に対する必要な広報事項

オ 町外で発生した震災に係る支援に関する情報

カ 流言飛語の防止に関する情報

(3) 広報方法

総務課は、各課等から入手する被害状況、応急対策の実施状況、避難救助の状況等を把握し、広報資料の整備を図り、町等が保有する以下の媒体等を活用して広報を実施する。また、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、県に対し広報の協力を要請する。

ア 一般広報活動

(ア) 町防災行政無線、広報車等を活用した広報

(イ) 広報とうのしょう、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報

(ウ) テレビ、ラジオの広報番組を活用した広報

(エ) インターネット（町ホームページ、東庄町防災メールなど）を活用した広報

イ 報道機関への発表

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

ウ 放送事業者及びインターネット事業者への要請

町が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき要請する。

また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討する。

【放送要請協定機関及び窓口】

機 関 名 ・ 窓 口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203-0507	043-203-0396
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-7303	500-9702	043-231-3111	043-231-4999
(株)ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7878	043-351-7827
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-3287-1111	03-3287-7696

(4) 効果的な連絡方法

実施しているエリアメールや緊急速報メール、防災メールについては、その普及促進に努めるとともに、防災ポータルサイト、SNSなどの情報発信手段についても、その実施を検討していく。

第3節 地震・火災避難計画

〔総務課・町民課・健康福祉課〕

地震時には延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体及び財産の安全の確保に努める。なかでも避難行動要支援者の安全避難については特に留意する。

1 計画内容

災害に際し、危険地域の住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導體制を整える。

2 実施機関

(1) 避難の指示等

避難の指示等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携をとり実施する。

実施責任者	要 件	根 拠 法
町長	災害全般	・災害対策基本法第60条
警察官	災害全般（ただし、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき又は町長から要求があったとき。）	・災害対策基本法第61条 ・警察官職務執行法第4条
水防管理者（町長）	洪水による氾濫からの避難の指示	・水防法第29条
知事又はその命を受けた 県職員	災害全般（ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。）	・水防法第29条 ・地すべり等防止法第25条
自衛官	〃（警察官がその場にはいない場合に限る。）	・自衛隊法第94条

(2) 避難所の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を収容するため、学校や公民館等の避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、町長が行うものとし、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事又は救助実施市の長が行い、町長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助する。なお、町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

イ 町で対応不可能な場合は、近隣市町、県、国及びその他の関係機関の応援を得て実施する。

3 避難の指示等

- (1) 地震の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、関係法令の規定に基づき、避難の指示等を行う。

ア 町長等の措置

町長は、火災、がけ崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立ち退きの指示等を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき立ち退きの指示等に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

イ 警察官等の措置

警察官は、地震に伴う災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が措置をとることができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立ち退きを指示する。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

エ 知事等の措置

知事等は地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し立ち退きを指示する。

(2) 避難の指示等の内容

町長等が避難の指示等を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の指示等の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は防災行政無線、東庄町防災メール、町ホームページ、広報車等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て周知徹底を図る。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、防災行政無線を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。なお、周知に当たっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせよう努める。

町防災行政無線（戸別受信機を含む。）

有線放送

広報車

サイレン又は警鐘

X（旧：Twitter）等のSNS

電話、FAX、登録制のメール

ラジオ放送（コミュニティFMを含む。）

その他速やかに住民に周知できる方法

イ 関係機関の相互連絡

町、県、県警察及び自衛隊は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

（4）避難指示等の基準

避難指示等は、次の状況が認められるときを基準として、災害発生の可能性を総合的に判断し、実施する。

【判断基準（地震・津波）】

種 別	判 断 基 準
避難指示	1 地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められる場合 2 がけ崩れ等で避難するとき、又はがけ崩れ等の地殻変動により避難するとき並びに付近の住民に生命の危険が認められる場合 3 地震による河川堤防の破損、地盤の緩みなどによって浸水害など、二次災害のおそれが高まっている場合 4 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められる場合 5 その他災害の状況により、町長（本部長）が必要と認める場合

※ 地震の発生は突発的であることから、基本的には「避難指示」のみを発令する。ただし、地震による火災・津波や二次災害の発生の可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討する。

4 避難誘導等

（1）避難誘導の実施

ア 町職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

イ 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は、本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の関係者へ提供し、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難支援体制の整備に努める。

ウ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、宿泊施設等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確

保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

エ 町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

オ 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の市町村との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるよう努める。

5 警戒区域の設定

町長は、災害時、あるいは人の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

【警戒区域の設定権者及び要件・内容】

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
町長	・災害時において、人の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法 第63条
知事	・災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を町長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法 第73条
消防長 消防署長	・ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命、身体及び財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、もしくはその区域への出入りを禁止し、もしくは制限することができる。	消防法 第23条の2
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 ・消防長もしくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員もしくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長もしくは消防署長から要求があったとき。	消防法 第23条の2
消防吏員 又は 消防団員	・火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入りを禁止しもしくは制限することができる。	消防法 第28条
水防団長 水防団員 消防機関に 属する者	・水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法 第21条

警察官	次の場合、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。 ・町長もしくは町長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第63条
	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 ・消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	消防法 第28条
	・水防団長、水防団員もしくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	水防法 第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・町長もしくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法 第63条

6 避難所等の開設・運営

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し受入れ保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、家庭動物対策、感染症対策及び性暴力・DVの発生防止などについても適切に対応するよう努める。

- (1) 町は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、宿泊施設等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を受入れできる規模をもって適切に配置するよう努める。特に、耐震性や耐災害性（洪水・津波・土砂災害）には、特に注意する。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

- (2) 町は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

また、その作成に当たっては、施設管理者と協議をする。

学校にあっては、教育活動の早期再開のため、「災害時における実働計画（実働マニュアル）」によって行う。

- (3) 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難住民自らが中心となって運営する方法を基本とし、町職員や施設管理者、ボランティアが支援を行う。

- (4) 町は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れる。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性

相談窓口や女性専用の物資配布など運営上の配慮を行うとともに、女性相談窓口の設置に努める。

- (5) 町は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理や福祉的な支援に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握や摂食嚥下機能のアセスメントの実施、食物アレルギーや食形態、栄養バランスに配慮した食料の確保、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等に努める。
- (6) 町は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。その際、車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。
- (7) 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。
- (8) 町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。
- (9) 町は、家庭動物との同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。また、家庭動物の収容場所を確保するとともに、衛生面、騒音面等でのトラブル等が起きないように飼育ルールの作成及び家庭動物との同行避難訓練の実施に努める。

家庭動物の収容場所については、学校のグラウンドの一角や一室の確保、避難所の脇にスペースを設置するなどの方法が考えられ、ケージに入れることを原則とし、飼育場所・施設は清潔にし、必要に応じて消毒をする。就寝スペースから離れていて鳴き声等の影響が少ないことや、物資の運搬等の避難所運営活動の邪魔とならないことなどにも留意する。

- (10) 町は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、段ボールベッド、畳・パーティション、仮設風呂・シャワーなどである。

なお、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環

境づくりに努める。

(11) 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(12) 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

また、感染症により自宅療養中の住民が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(13) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(14) 町は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院及び女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(15) 町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

7 安否情報の提供

町及び県は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者のなかに、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

第4節 津波避難計画

〔総務課・町民課・健康福祉課〕

津波からの避難については、住民自らが津波の規模や津波警報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。

千葉県では、平成26・27年度に「千葉県地震被害想定調査」を実施し、津波浸水域の予測や津波被害の予測を発表しているが、本町は「海域に接しておらず浸水が予測されない市町村(茂原市を除く。)」に含まれるなど、海岸線を持つ市町村以外には被害想定がなされていない。

一方、本町には海岸線はないものの、利根川の河口から10km程度に町域を有しており、千葉県地震防災地図(平成28年度作成)の津波浸水予測図(大津波警報：10m、防潮施設なし・水門開放)においては、利根川沿いで浸水が予測されていることなどから、川を遡上して被害をもたらした東日本大震災の被災状況を鑑みると、本町域に被害が発生することも想定されるため、大津波警報等が発表された場合には必要な措置を講ずる。

なお、避難所の開設及び避難指示等の基準等については、「第3節 地震・火災避難計画」を準用する。

1 津波対策

(1) 津波情報の入手

津波情報の入手は、「第2節 情報収集・伝達体制」を準用する。

(2) 津波災害に対する応急活動体制

津波災害に対する応急活動体制は、「第1節 災害対策本部活動」を準用する。

(3) 住民への広報等

津波災害に対する住民への広報等は、「第2節 情報収集・伝達体制」を準用する。

(4) その他

河川管理者と連携して、河川、用排水路の状況を把握し、水門の閉鎖等必要な措置を講じる。

2 津波からの避難

県の実施している被害想定では、本町域における被害想定はなされていないが、海岸に近い区域という特性から、住民すべてが津波からの避難について知識を有していることが重要である。

津波からの避難は、強い揺れや長い揺れを感じた場合、自らの判断で迅速に避難することが基本である。また、自ら避難することが地域住民の避難につながることを理解し、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど、地域が一体となり避難することが重要である。

【津波警報・注意報と避難のポイント】

- ・震源が陸地に近いと津波警報・注意報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、すぐに避難を開始しましょう。
- ・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難をしましょう。
- ・津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・津波は長い時間繰り返し襲ってきます。津波警報・注意報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

出典：気象庁ホームページ

（１）避難場所の周知・理解

避難場所については、事前に、津波に耐え得る堅牢な建物（鉄筋コンクリート造等）の位置を把握しておくとともに、一時的な避難場所となる「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」と、学校や公民館などの「避難生活を送るために避難する場所」とを、津波発生時に住民等が間違わないよう両者の違いについて周知徹底を図る。

（２）徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を、警察と調整の上、あらかじめ検討する。

（３）住民に求められる津波からの避難等

ア 強い揺れ（震度４程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちにテレビ・ラジオ等から津波に関する情報を入手すること。

また、揺れを感じなくても、大津波警報等が発表されたときは、直ちに堅牢な建物（鉄筋コンクリート造等）の２階以上に避難すること。

イ テレビ・ラジオ等の情報や町からの広報などから、高い津波の襲来が予想される場合には、迷うことなくさらに高い場所へ避難すること。

ウ 避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが地域における率先避難者となるよう努めること。

エ できるだけ正しい情報を、エリアメールや緊急速報メール、東庄町防災情報メール、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話等を通じて入手すること。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報等が解除されるまで気をゆるめないこと。

第5節 要配慮者等の安全確保対策

〔健康福祉課〕

地震時には津波、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、町が策定した避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1 避難誘導等

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿等に基づく避難支援のための個別避難計画等により避難支援者による避難誘導、支援を行う。

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

- ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、避難者の誘導措置を講ずること。
- イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。
- エ 避難誘導は、受入先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。
- オ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、町職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

(2) 避難順位

避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うが、その優先順位等については、避難行動要支援者の全体計画等に基づき、町が定める。

(3) 緊急入所等

町は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

2 避難所の開設、要配慮者への対応

(1) 避難所の開設は、「第3節 地震・火災避難計画」による。

町及び県は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努める。

また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。
さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。

- ア 避難所における要配慮者用相談窓口の設置
- イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請
- ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進

(2) 外国人に対する対応

町は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、また避難所等で支援活動を行う語学ボランティアの派遣を要請するなど、外国人に対応した避難所運営に努める。

3 福祉避難所の設置

一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所に指定し、発災後は速やかに福祉避難所を設置する。

- (1) 福祉避難所の設置は、町長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助する。

なお、町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

- (2) 町のみでは対応不可能な場合は、近隣市町、県、国及びその他の関係機関の応援を得て実施する。
(3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4 避難所から福祉避難所への移送

町は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

町は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。町や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかけることを検討する。

5 被災した要配慮者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していく。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、町及び県は災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- (1) 要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
(2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第6節 消防・救助救急・医療救護活動

〔総務課・東庄分署・東庄町消防団・健康福祉課・国保東庄病院〕

地震の発生とともに、地震火災、地震水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、これらの災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、町は関係機関と緊密に連携をとりながら、有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

1 消防活動

(1) 活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防御活動を常備消防、消防団の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

また、大地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合、消防本部は「消防地震対策本部」等を設置し、消防長が本部長となり、災害応急活動の全般を指揮統括する。

(2) 活動方針

震災時には、住民の生命、身体及び財産の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行する。

(3) 活動の基本

ア 常備消防

(ア) 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行う。

(イ) 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。

(ウ) 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行う。

(エ) 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たる。

(オ) 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要

な消防活動を優先する。

イ 消防団

(ア) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

(イ) 消火活動

常備消防の出動不能もしくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行う。

(ウ) 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

(エ) 避難誘導

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(4) 消防機関相互の応援

県内消防機関による広域的な応援を実施する必要がある場合、町長及び消防長は、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」の定めにより、迅速な消防相互応援を実施する。

2 救助・救急

(1) 救助・救急活動

町は消防本部、警察署、医師会及び病院等の医療機関と密接な連携を図り、迅速・的確な救助・救急活動に当たる。

関係機関	項 目	活動内容
消防本部	救助・救急活動	① 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 ② 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動し、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 ア) 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 イ) 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ウ) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 エ) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

関係機関	項目	活動内容
消防本部	救急搬送	① 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、町、消防本部、県等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 ② 救護所等からの後方医療施設への移送は、他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	① 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し救助隊、東庄町救急応急手当員等と密接な連携を図り、救護活動を行う。 ② 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。
県警察		① 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校等多人数の集合する場所等を重点に行う。 ② 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に搬送する。

(2) 住民及び自主防災組織による救助・救急活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行う関係機関へ協力するよう努める。

(3) 救助・救急資機材の調達

ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

3 水防活動

地震水害等の発生に対する水防活動については、「東庄町水防計画」に基づき実施する。

4 危険物等の対策

(1) 高圧ガス等の保管施設の応急措置

【機関別対応措置】

機 関 名	対 応 措 置
東庄町 及び 千葉県	① 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。 ② 関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。 ③ 連絡通報体制の早期確立を図る。
消防本部	① 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 ② 関係機関との情報連絡を行う。

機 関 名	対 応 措 置
ガス事業所	① ガスホルダーの受入れ、送出の停止又は調整を行う。 ② 地区整圧器の作動停止又は調整を行う。 ③ ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設の応急措置

町、県及び消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害時の自主防災組織活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

(3) 危険物等輸送車両の応急対策

町、県及び消防本部は、危険物等輸送車両の応急対策として、次に掲げる措置を講じる。

【機関別対応措置】

機 関 名	対 応 措 置
消防本部	① 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 ② 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 ③ 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
県警察	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。

5 医療救護

(1) 関係者とその役割

ア 住民

- (ア) 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
- (イ) 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
- (ウ) 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ 町

- (ア) 医療救護は、関係機関の協力を得て救護班を編成し、町長が行う。ただし、災害救助法が

適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

(イ) 町のみでは対応不可能な場合は、(一社)香取郡市医師会、日本赤十字社千葉県支部地区・分区長の救護隊の出動を要請し、近隣市町、県、国及びその他の関係機関の応援を得て実施する。

(ウ) 町長は、必要に応じて救護班に出動を命じ、香取郡市医師会長、香取匝瑳歯科医師会長、日赤千葉県支部長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。

ウ 医療機関

(ア) 災害時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。

(イ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。

(ウ) 災害時においては、(ア)に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、町、県及び関係機関等と連携して活動する。

エ 関係団体

(ア) 町、県及び地域における医療救護に関する計画等の作成に参加する等、医療救護体制の整備に協力する。

(イ) 各団体の災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。

また、下部機関等を有する場合には、各機関に災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成を促す。

(ウ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。

(エ) 災害時においては、(イ)に記載する計画に基づき活動し、また、町、県及び関係機関等と連携して活動する。

(2) 災害時の活動

ア 指揮と調整

(ア) 町は救護班を中心に、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。

(イ) 町長は、必要に応じて、香取地域合同救護本部に支援や調整を求める。

イ 医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。

(ア) 災害に起因する負傷者

(イ) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症又は悪化した疾患（精神疾患を含む。）を有する者

(ウ) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者

(エ) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

ウ 情報の収集と提供

町及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

- (ア) 傷病者等の発生状況
- (イ) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (ウ) 避難所及び救護所の設置状況
- (エ) 医薬品及び資器材の需給状況
- (オ) 医療施設、救護所等への交通状況
- (カ) その他医療救護活動に資する事項

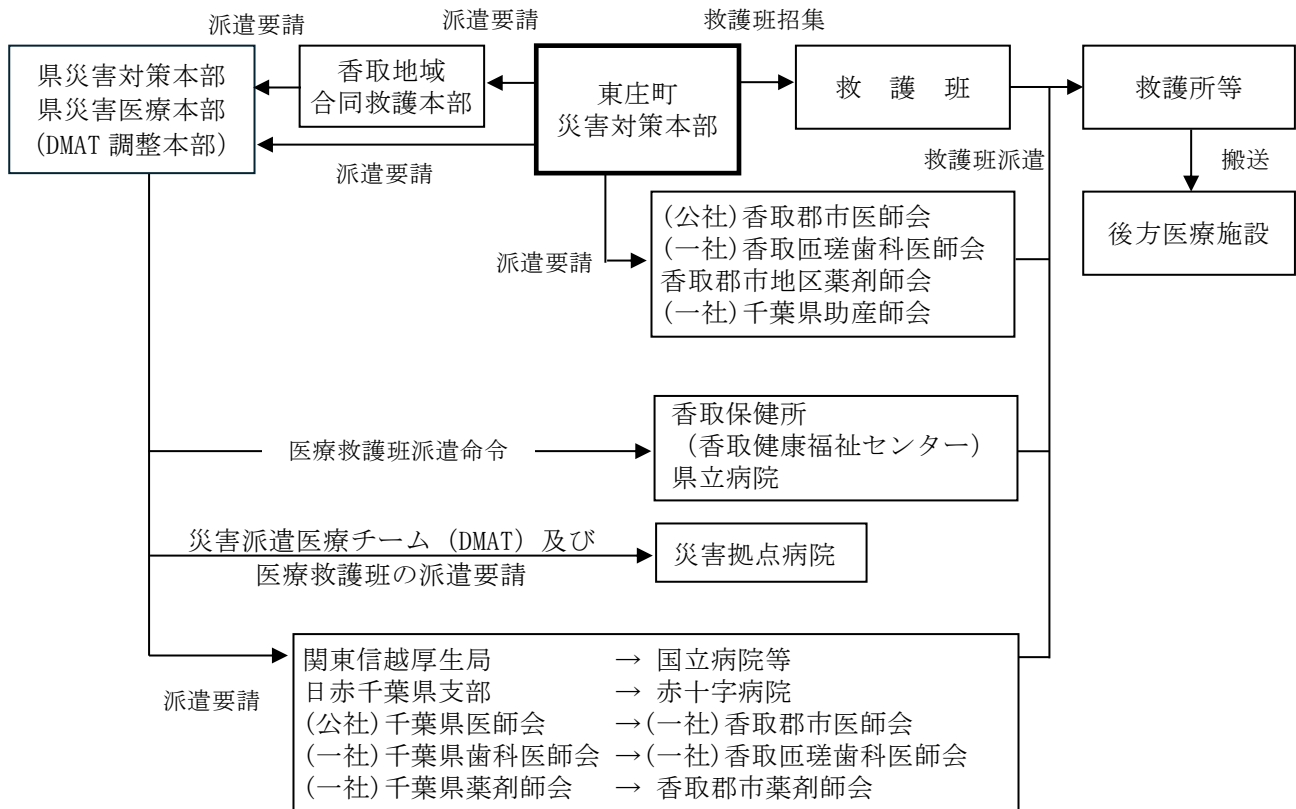
エ 医療救護活動の実施

- (ア) 町及び県は、緊密な連携のもとに協力して医療救護活動を行う。
- (イ) 町長は、町の医療救護に関する計画に基づき、救護班と連携し、救護所の設置等、医療救護活動を行う。
- (ウ) 救護班の業務内容
 - a 傷病者に対する応急処置
 - b 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
 - c 軽症患者等に対する医療
 - d 避難所等での医療
 - e 助産救護

(エ) 救護所の設置

救護所は町が設置し、救護班は救護所において医療救護活動を実施する。なお、やむを得ない事情があるときは、病院又は診療所において医療救護を実施する。

【医療救護活動の流れ】



オ 医療機関の役割分担と患者受入先の確保

- (ア) 傷病者等の受入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受入先をあらかじめ各地域で検討し、災害時の速やかな受入れに努める。
- (イ) 災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受け入れる。
- (ウ) 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、町の救護班又は香取地域合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた町の救護班又は県の合同救護本部は搬送先の確保に努める。
- (エ) 搬送先の確保を要請された町の救護班又は香取地域合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた災害医療本部は搬送先の確保に努める。

カ 傷病者等の搬送

大規模災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

- (ア) 町は、傷病者等を救護所又は医療機関へ搬送することに努める。
- (イ) 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。
- (ウ) 医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を町長又は知事に要請する。

(エ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から救護所へは町が、救護所から医療機関へは町及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。

(オ) 住民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

キ 応援要請

町長は、必要に応じて、香取郡市医師会等の関係団体の長に救護班の出動を要請するほか、近隣市町、県、国及びその他の関係機関に救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

ク 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保

災害時における医薬品等の確保については、原則として以下のとおりとする。

(ア) 町は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて救護所等に提供する。救護所等で使用する医薬品等が不足した場合は、香取地域合同救護本部を通じて、災害医療本部に提供を要請する。

(イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、香取地域合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。

ケ 血液製剤の確保

血液製剤が不足した医療機関は日本赤十字社千葉県赤十字血液センターに供給を要請する。

コ 地域医療体制への支援

町又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、町の救護班又は香取地域合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

(3) 災害救助法による医療及び助産

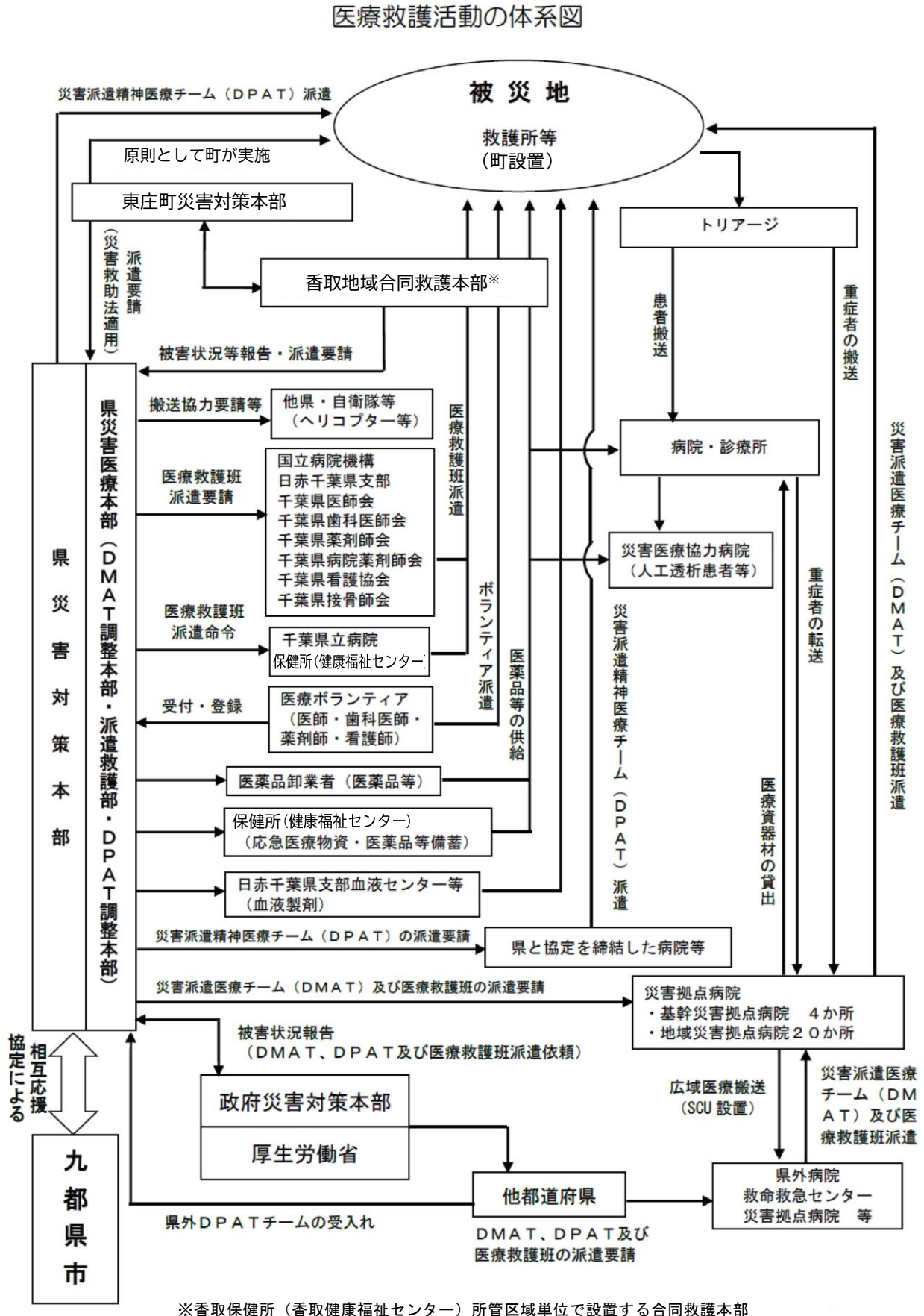
災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事又は救助実施市の長が行い、町長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助する。

なお、町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

(4) 惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、救助・救援活動に当たる職員等の惨事ストレスへの理解とその対応に努める。なお消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

【医療救護活動の体系図】



第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

〔総務課・まちづくり課〕

災害時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため住民の生命、身体及び財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期す。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1 災害警備計画

警察は、地震や津波に伴う災害時において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

2 交通規制計画（警察本部）

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

交通規制実施者	内 容	根拠法
道路管理者	道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合	道路法 第46条
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認める場合	道路交通法 第4条
	災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認める場合	災害対策基本法 第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認める場合	道路交通法 第5条 又は第114条の3
警察官	道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ない場合	道路交通法 第6条 又は第75条の3
	通行禁止区域において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認める場合	災害対策基本法 第76条の3
自衛官及び 消防職員	警察官がその場にいない場合に限り、警察官の職務の執行について行うことができる。	災害対策基本法 第76条の3第3項 及び第4項

3 交通規制の指針

- (1) 被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害応急対策活動を図るため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。
- (2) 交通規制の対象となる道路は、主として「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」

のなかから選定する。

- (3) 緊急交通路を確保するため、幹線道路においては必要により交通検問所を設置する。
- (4) 交通規制を実施するときは、道路交通法もしくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場の警察官の指示により行う。
- (5) 町管理道路において、車両の通行を禁止もしくは制限しようとするときは、警察機関と相互に緊密な連絡を保ち、規制の対象、区間、期間及び理由を警察機関へ、警察機関にあっては町へ通知する。
- (6) 交通規制を実施した場合、適当な回路を設定し、必要な地点に標示する等、一般交通にできる限り支障のないよう努める。
- (7) 規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに県、道路情報センター及び報道機関を通じて周知徹底する。

4 緊急輸送の実施

災害時における被災者の避難、及び援助物資並びに応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

なお、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、速やかに県に対してヘリコプターの派遣の要請を行う。

(1) 輸送対象

ア 被災者の輸送

町長が、町内の関係機関へ協力を要請して行う。

イ 災害応急対策及び災害救助の実施において必要な要員及び物資の輸送

災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長が行う。

(2) 輸送に当たっての配慮事項

緊急輸送の実施に当たっては、下記に配慮する。

ア 人命の安全

イ 被害の拡大防止

ウ 災害応急対策の円滑な実施

(3) 緊急輸送手段

ア 町所有の車両及びかとり農業協同組合、消防署、自動車輸送業者等からの借上げを原則とする。調達順位は以下のとおり。

(ア) 公共機関所有車両

(イ) 営業用車両

(ウ) 一般自家用車両

イ 車両が不足するときは、県を通じ、千葉県トラック協会に対し、応援要請をする。

(4) 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

ア 緊急輸送道路の確保

最も適当な緊急輸送道路や回路を選定し確保する。なお、県の緊急輸送ネットワークにおける本町の緊急輸送道路は、1次路線として国道356号、2次路線として県道旭笹川線、県道小見川海上線、県道下総橋停車場東城線が指定されている。

イ 輸送拠点等の確保

輸送拠点として定めている施設（町民体育館）の被害状況を把握する。また、指定した輸送拠点が確保できない場合は代替地を確保する。

ウ 関係機関及び住民等への周知

緊急輸送道路、輸送拠点、救援物資等の備蓄・集積拠点等について、警察・消防等の関係機関及び住民等へ周知する。

5 緊急通行車両の確認等

（1）緊急通行車両の確認

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

イ 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

ウ 前記イにより交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

（2）緊急通行車両の災害発生前の確認

ア 町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、あらかじめ公安委員会に対し緊急通行車両の審査を行う。

イ 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、標章及び確認証明書を交付する。

ウ 標章の交付を受けた車両については、交通検問所で緊急交通路の通行を求めるときは、標章及び確認証明書を提示し、現に災害応急対策を実施するための運転中の車両であることの確認を受ける。

エ 町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

6 規制除外車両の確認等

（1）規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外を受けることができる。

（2）規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記5（1）が準用される。

（3）規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって

ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

については、規制除外車両の事前届出制度の対象となる。事前届出・確認は、前記5（2）が準用される。

7 震災発生時における運転手のとるべき措置

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

（1）車両運転中の場合

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオやSNS等により災害情報及び交通情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に駐車しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

（2）車両運転中以外の場合

やむを得ない場合を除き、津波から避難するために車両を使用しないこと。

（3）災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内の一般車両については次に掲げる措置を講ずること。

ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

- ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- ・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）。

8 道路管理者の通行の禁止又は制限

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

9 道路啓開

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業

協会と密接な連携を図りながら路上の障害物の除去（路面変状の補修やう回路の整備を含む。）や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じる。

なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知する。

（１）緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

ア 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

イ 運転者の不在時等は、道路管理者等が自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

（２）土地の一時使用

（１）の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる（沿道での車両保管場所の確保）。

（３）関係機関、道路管理者間の連携・調整

町長は、特に必要があると判断される場合は、道路管理者である県、国に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な措置をとることを要請する。

10 交通マネジメント

国土交通省関東地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限にとどめることを目的に、交通システムマネジメント※¹及び交通需要マネジメント※²からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下「検討会」という。）」を組織する。

県は、町の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省関東地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施に当たり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行う。

※¹ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組み

※² 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組み

第8節 救援物資供給活動

〔まちづくり課・町民課・健康福祉課・教育課・給食センター〕

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路等の確保を行う。

また、町及び県は、大規模災害時において国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとる。

1 応急給水

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民（ポンプの停止により、水の利用ができなくなった集合住宅の住民や、井戸水利用者なども含む。）に対して、配水場における拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

（1）実施機関

ア 飲料水の供給は、町長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、町長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助する。なお、町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

イ 町長は、町のみでは対応不可能な場合は、近接市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 県、東総広域水道企業団は、町が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

（2）給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少1人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

（3）飲料水の供給

ア 支給対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

イ 飲料水給水の方法

給水タンク、ポリ容器等での運搬給水を行う。なお、可能な場合は、新堀配水場及び小南配水場での拠点給水等を検討する。

ウ 要配慮者への優先的給水

町は、応急給水の実施に当たり、要配慮者の優先的給水に努める。

（4）補給水利及び応急給水用資機材の確保

ア 補給水源の確保

新堀配水場及び小南配水場

イ 緊急遮断弁の作動

各配水場の緊急遮断弁により、貯留水の異常流出防止及び確保を図る。

ウ 応急給水用資機材の確保

東総広域水道企業団と町の給水タンク、給水容器、車両等を確保し、給水に当たる。その他、災害の状況に応じて、香取広域市町村圏事務組合所有のタンク車及び自衛隊の備蓄機材を随時利用要請する。

(5) 水道施設の応急復旧

災害時は各施設とも被害を受けることが予想されるので、速やかに応急復旧を行う。なお、町長は、町のみでは対応不能な場合は、指定給水装置工事事業者及び建設業者の応援を求めるとともに「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき応援を得て、応急復旧を行う。

2 食料供給計画

災害により食糧の配給販売機関等が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者に対し応急的な炊き出しを行い、又は住家に被害を受けたため一時縁故先等へ避難する者に対し、必要な食糧を支給することにより、一時的に被災者の食生活を保護する。

(1) 実施機関

ア 食料の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

イ 町長は、町のみでは対応不可能な場合は、近隣市町、県、国及びその他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 炊き出しその他による食品の供給

ア 支給対象者

(ア) 避難所に収容された者

(イ) 住家に被害を受けて炊事のできない者

(ウ) 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する必要のある者

(エ) その他町長が必要と認めた者

イ 炊き出しその他による食品給与の方法

(ア) 炊き出しその他による食品の供給は、米穀、乾パン、乾燥米飯又は一般食糧品店等から購入した弁当、パン等により行う。

(イ) 炊き出し供給のための副食品等は関係業者等から調達する。

(ウ) 高齢者向け、並びにアレルギー等への配慮が必要な者向けの数量をあわせて把握するよう配慮する。

ウ 米穀の調達

(ア) 町長は小売業者から直接購入する。

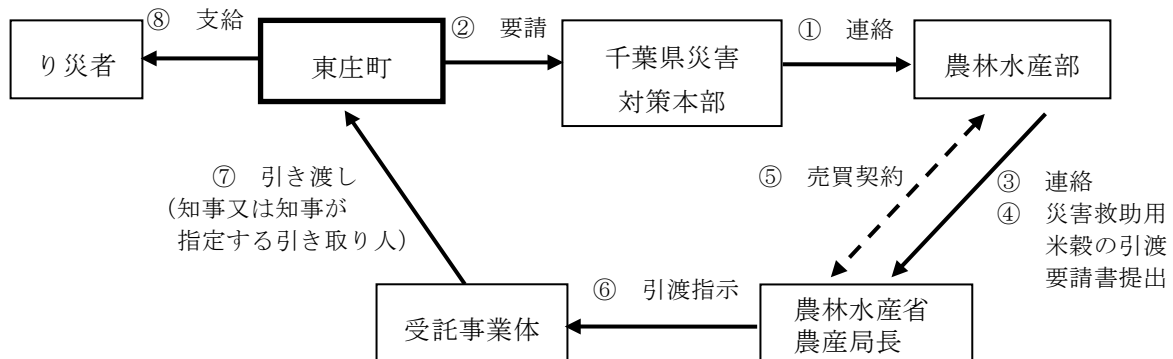
(イ) 政府米の調達は、町長が、必要とする米穀の数量を知事に要請し、災害応急用米穀数量等通知書により関東農政局千葉県拠点卸売業者に対して売却を要請する。

(ウ) 災害が広範囲にわたり、調達量が多いときは、知事（農林水産部）が直接売却を受けて、農林水産省指定倉庫から調達する。

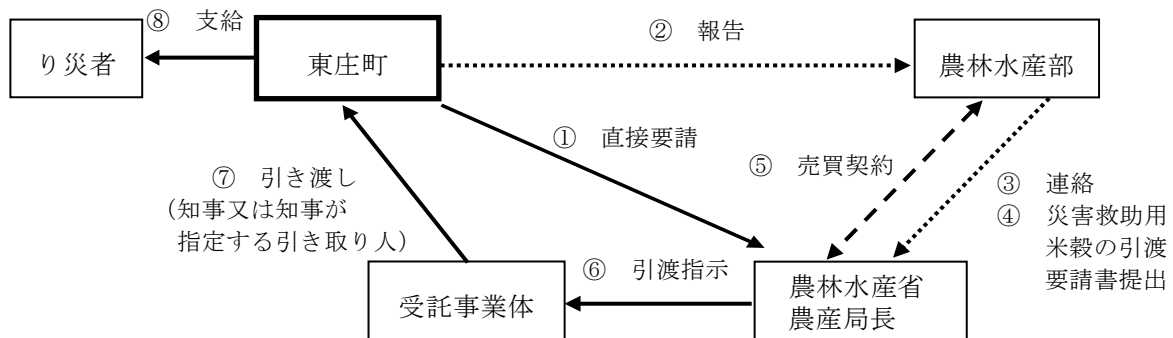
(エ) 災害救助法が適用された場合は、県地域防災計画に定めるところによる。

【食料の受渡し系統図】

I 町からの要請を受け、県が要請する場合



II 町が直接要請した場合



(3) 給食基準

ア 炊き出し責任者

町民福祉部が原材料の調達管理、衛生管理に当たる。

イ 炊き出しの場所及び輸送

炊き出しは学校給食センターを拠点とし実施する。また、状況により公民館、ふれあいセンター等も利用する。なお、炊き出しに当たっては、衛生上の注意を十分払う。

ウ 協力団体

炊き出しの実施は、日本赤十字社奉仕団、ボランティア団体等による協力を得て行う。

エ 炊き出し物資の確保

応急配給による主食糧の確保のほか、副食、調味料、燃料その他炊き出しに必要な物資等は、町内の関係機関、生産者、販売業者等へ協力を要請し、優先提供により確保する。確保できないときは、近隣市町又は県に確保、輸送あるいは斡旋を要請する。

オ 要配慮者への優先的給食

町は、炊き出しの実施に当たり、要配慮者の優先的給食に努める。

3 衣料・生活必需品等供給計画

災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び

生活必需品を喪失又はき損し日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

(1) 実施機関

ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

イ 町長は、町のみでは対応不可能な場合は、近隣市町、県、国及びその他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 衣料・生活必需品の供給又は貸与

ア 支給対象者

(ア) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった者を含む。）等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(イ) その他町長が必要と認めた者

イ 給与又は貸与品目

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事器具、食器、日用品及び光熱材料とする。

ウ 衣料・生活必需品の供給又は貸与の方法

救援物資購入（配分）計画を作成し、この計画に基づきそれぞれの世帯の構成員に応じて配分する。

エ 物資の調達

救助物資は、町内の販売業者等へ協力を要請し、優先提供により確保する。確保できないときは、近隣市町又は県に確保、輸送あるいは斡旋を要請する。

オ 要配慮者への優先的供給

町は、衣料・生活必需品の供給又は貸与の実施に当たり、要配慮者の優先的供給又は貸与に努める。

4 企業等との協定

(1) 燃料

町は、災害時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、あらかじめ、燃料取扱事業者と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所の指定に努める。

(2) 食料、生活必需品等

町においては、食料、生活必需品等の備蓄を進めているが、これらをさらに整備し、必要量を検討し備蓄に努めるとともに、販売業者と十分協議し、その協力を得て、災害時における引き渡しに関する協定を締結し、被災者等に供給できる体制を整備する。

第9節 広域応援の要請及び県外支援

〔総務課・まちづくり課〕

大規模な地震時には、被害が拡大し、各防災関係機関が単独で対応することが困難な事態が想定される。

このため、町及び各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

1 国・県に対する応援要請

(1) 国に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、総務省の応急対策職員派遣制度を活用して、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(2) 県に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、県職員の派遣や必要物資の提供等の応援を要請する。

(3) 県による応急措置の代行

県は、県内で災害が発生した場合において、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、災害対策基本法第73条により応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、全部又は一部を、町に代わって行う。

2 市町村間の相互応援

(1) 県内市町村との相互応援

ア 災害が発生し緊急に応援する必要がある場合、近隣市町に対し応援要請を行う。

イ 災害がさらに拡大した場合、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき他市町村に対して応援を要請し、県は県内市町村の相互応援を調整する。また、県を通じて他県又は他県の市町村、防災関係機関等からの応援を要請する。

ウ 町長は、被災市町村から応援要請又は知事からの要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

エ 応援の種類

(ア) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(イ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(ウ) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供

(エ) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

(オ) 被災者の一時収容のための施設の提供

(カ) 被災傷病者の受入れ

(キ) 遺体の火葬のための施設の提供

(ク) ごみ・し尿等の処理のための施設の提供

(ケ) ボランティアの受付及び活動調整

(コ) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

オ 要請手続き

町長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請し、後日速やかに要請文書を提出する。

(ア) 被害の状況

(イ) 応援の種類

(ウ) 応援の具体的な内容及び必要量

(エ) 応援を希望する期間

(オ) 応援場所及び応援場所への経路

(カ) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(2) 地域間交流による相互応援

大規模災害時において、地域間交流のある県外市町村との協定に基づき応援・受援を行う。

なお、経費の負担は協定に定めるところによる。

3 町の受援計画

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努める。

町は、県や他の市町村等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、旅館・宿泊施設、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

4 消防機関の応援

消防本部は、大規模災害及び特殊災害等の発生により、持てる消防力では災害の防御が困難な場合には、「千葉県広域消防相互応援協定書」・「香取広域市町村圏事務組合と鹿島南部地区消防事務組合との消防相互応援協定書」に基づき応援の要請を行う。

5 国土交通省所管の公共施設に係る相互応援

町長は、町の管理する公共施設に関わる応急措置を実施するため必要があると認めるときには、関東地方整備局及び1都8県5政令市の間で締結した「災害時相互協力に関する申合せ」に基づき、県を通じて応援要請を行う。

6 水道事業体等の相互応援

水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県の調整のもとに他の事業体に応援要請を行う。

7 資料の提供及び交換

- (1) 町及び防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。
- (2) 町長は、災害応急対策に必要な職員の応援・受援措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

8 経費の負担

国、県、他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による(災害対策基本法施行令第18条)。

9 民間団体等との協定等の締結

町は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、既に協定等を締結している各民間団体等に対し協力を要請する。

10 広域避難

町は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続きを円滑に行うよう努める。

(1) 町外への広域避難者への支援

ア 広域避難の調整手続き等

- (ア) 町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内のほかの市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (イ) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際にあわせて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (ウ) 町、県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。
- (エ) 町、県及び指定行政機関、公共機関及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

イ 被災者への情報提供等

町は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、広域避難者に対し広報誌の送付やインターネット等による情報提供に努める。

また、所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

(2) 町内への広域避難者への支援

ア 広域避難の調整手続き等

(ア) 県内市町村間における広域避難者の受入れ

他市町村から、被災者の受入れについて協議を受けたときは、同時被災など受入れを行う

ことが困難な場合を除き、当該被災者を受け入れる。

また、必要に応じ、県に対し広域避難の受入れについての支援等を要請する。

(イ) 都道府県域を越える広域避難の受入れ

県より他の都道府県からの広域避難者の受入協議を受けたときは、同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者の受入れに努める。

また、県に対し広域避難の受入れについての支援等を要請する。

イ 避難者情報の提供

町は、広域避難者から、町内における避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を県を通じて避難前の都道府県や市町村へ提供し、広域避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

ウ 住宅等の滞在施設の提供

町は、広域避難者に対し、公共施設、公営住宅、民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

11 広域一時滞在

ア 町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内のほかの市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めることができる。

イ 町は、指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第10節 自衛隊への災害派遣要請

〔総務課〕

大規模な地震等の災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、町長は知事に対し、災害派遣要請の要求を行う。

1 災害派遣の方法

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 知事の要請による災害派遣

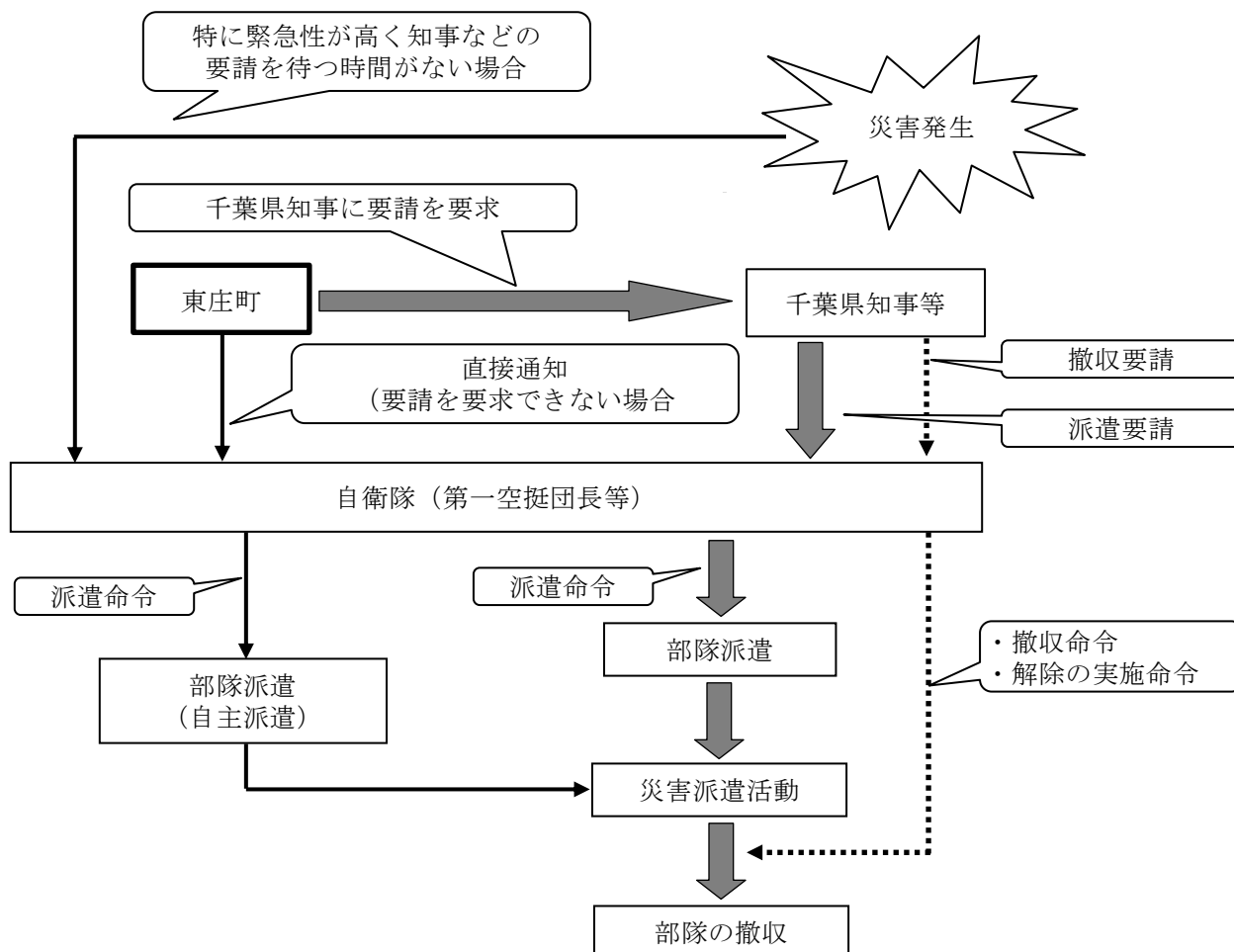
- ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。
- イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。
- ウ 災害時で、町長が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

町長は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 知事が要請する暇がない場合等における災害派遣

- ア 災害に際し、通信の途絶等により知事との連絡が不能で、町長が自衛隊へ通報し、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。町長が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- イ 災害に際し、通信の途絶等により知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。
- ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。
- エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。
- オ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が自主的に派遣する。

【要請から派遣、撤収までの流れ】



2 知事への災害派遣の要請の要求

- (1) 知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として町長が行う。
- (2) 町長が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。
 ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。
 - ア 提出（連絡）先 防災危機管理部防災対策課
 - イ 提出部数 1部
 - ウ 記載事項
 - (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (イ) 派遣を希望する期間
 - (ウ) 派遣を希望する区域、活動内容
 - (エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項
- (3) 突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通知する。

【緊急の場合の要請のあて先】

区 分	あて先	所 在
陸上自衛隊 に対するもの	第1空挺団長	〒274-8577 船橋市薬田台3-20-1
	高射学校長	〒264-8501 千葉市若葉区若松町902
	第1ヘリコプター団長	〒292-8510 木更津市吾妻地先
	需品学校長	〒270-2288 松戸市五香六実17
海上自衛隊 に対するもの	横須賀地方総監	〒238-0046 横須賀市西逸見町1
	下総教育航空群司令	〒277-8661 柏市藤ヶ谷1614-1
	第21航空群司令	〒294-8501 館山市宮城無番地
航空自衛隊 に対するもの	中部航空方面隊司令官	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3

【緊急の場合の連絡先】

部隊名（駐屯地等名）			連絡責任者		電話番号 （ ）は時間外	県防災 行政無線
			時間内 08:00-17:00	時間外		
県内	陸上 自衛隊	第1空挺団 （習志野）	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	習志野 047-466-2141 内線 578(301)	632-721 当)632-725
		高射学校 （下志津）	警備課長	駐屯地 当直司令	千葉 043-422-0221 内線 488(302)	500-9631 当)500-9633
		第1 ヘリコプター団 （木更津）	第2科 運用班長	駐屯地 当直司令	木更津 0438-23-3411 内線 215(301)	633-721 当)633-724
		需品学校 （松戸）	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	松戸 047-387-2171 内線 202(302)	636-721 当)636-723
	海上 自衛隊	教育航空集団 （下総）	司令部 運用幕僚	団当直 幕僚	柏 04-7191-2321 内線 2420(2424)	635-723
		下総教育航空群 （下総）	司令部 運用幕僚	群当直	柏 04-7191-2321 内線 2213(2222)	635-721
		第21航空群 （館山）	司令部 運用幕僚B	群当直	館山 0470-22-3191 内線 413(222)	634-721
	航空 自衛隊	第4補給処 （木更津）	総務課 企画班長	分屯基地 当直	木更津 0438-41-1111 内線 207(225)	638-721
県外	陸上 自衛隊	第1師団司令部 （練馬）	第3部 防衛班長	駐屯地 当直司令	東京 03-3933-1161 内線 2750(2301)	
		東部方面航空隊 （立川）	総括幹部	駐屯地 当直司令	立川 042-524-9321 内線 232(301)	
	海上 自衛隊	横須賀 地方総監部 （横須賀）	防衛部 第3幕僚室 防災主任	作戦要務室 当直幕僚	横須賀 046-822-3500 内線 2543(2222)	637-721 637-723

（注）緊急の人命救助を必要とする場合に、救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機する。

- 1）陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川駐屯地）
- 2）海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

3 自衛隊との連絡

(1) 情報の交換

災害対策本部及び自衛隊は、災害時は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に情報を交換する。

(2) 連絡班の派遣

町長は、災害時は、関係部隊に連絡班の派遣を依頼する。

(3) 連絡所の設置

災害対策本部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、指揮連絡上最も適切なところに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。

4 災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

町長及び知事は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

町長及び知事は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資器材を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め住民との連絡調整を実施する。

(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通知

町長及び知事は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議の上、使用調整を実施し部隊に通知する。

(4) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。また、地方公共団体等から避難者等の駐屯地等への受入れを求められた場合、駐屯地司令等は、受入可能な範囲で避難者等を受け入れ、避難者等に対して、所要の支援を実施する。なお、避難者等については、原則として地方公共団体等からの要請に基づき受け入れ、避難者等を受け入れる場合、駐屯地司令等は、地方公共団体と同職員の駐屯地等への配置、避難所等への早期移管を調整する。

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防本部に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は町等が提供するもの

を使用する。

カ 道路又は水路の啓開

道路もしくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は町等の提供するものを使用する。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 給食、給水及び入浴支援

被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。

コ 入浴支援

被災者に対し、入浴支援を実施する。

サ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

シ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

ス その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、町長及び派遣部隊の長と協議を行う。

6 経費負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議し定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。

第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

〔教育課〕

災害時は学校等における児童・生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童・生徒に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

1 防災体制の確立

(1) 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努める。

(2) 事前準備

ア 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

イ 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

(ア) 計画的に防災に関わる施設、設備の点検整備を図る。

(イ) 児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

(ウ) 町教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。

(エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

(3) 災害時の体制

各学校は、県が作成した「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月作成）を活用し、児童・生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

ア 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 校長は、災害の規模並びに児童・生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会へ報告しなければならない。

ウ 校長は、状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、町教育委員会に報告する。

エ 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

オ 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど応急教育計画を立案し、災害状況と合致するよう速やかに調整する。

カ 応急教育計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。

(4) 災害復旧時の体制

ア 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童・生徒に対しては被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

イ 町教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

ウ 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童・生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急教育計画に基づき、町教育委員会と緊密に連絡の上、できる限り早い段階での授業再開に努める。

エ 町教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

2 応急教育実施の予定施設

被災の程度に応じ、おおむね次のような方法により、学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。また、応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議の上、選定し、教職員・住民に対し、周知徹底を図る。

(1) 学校の一部の校舎が災害を受けた程度の場合

ア 特別教室等を利用する。

イ 2部授業を実施する。

(2) 学校の校舎が全部被害を受けた程度の場合

ア 公民館等公共施設を利用する。

(3) 町全体について相当大きな災害を受けた場合

ア 住民避難先の学校・公民館・公共施設等を利用する。

イ 応急仮校舎を建設する。

3 応急教育方法

学校の施設が被災したり、避難施設となったりした場合、次の点に留意して応急教育を実施する。

(1) 学校施設が被災した場合は、応急復旧を速やかに行い、教育が実施できるように措置する。

(2) 応急復旧不可能な場合は、被災僅少地域の学校施設・公民館・その他民有施設等を借り上げて実施する。

(3) 一斉授業が不可能な場合は、勉学方法、内容等をあらかじめ周知させる。

(4) 長期にわたり授業不可能な場合は、学校と児童・生徒との連絡方法及び勉学上の組織（地区組織など）の整備と活用を十分にする。

(5) 教職員の動員体制を整え、各学校が連携のもとで対処できるようにする。

4 教材・学用品の調達及び配給方法

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

(1) 実施機関

ア 教材・学用品の給与は、町長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、町長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助する。なお、町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

イ 町長は、町のみでは対応不可能な場合は、県教育委員会の応援を得て実施する。

(2) 学用品の給与

ア 学用品の給与を受ける者

- (ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた児童・生徒等であること。
- (イ) 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）
- (ウ) 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

- (ア) 学校及び町教育委員会の協力を受けて行う。
- (イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。
- (ウ) 実際に必要なものに限り支給する。
- (エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

5 授業料等の減免・育英補助の措置

町は、被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

6 学校給食の実施

町長は、被災を受けた学校給食物資に関して、その被害状況を県災害対策本部に報告し、（公財）千葉県学校給食会等に対しその物資の確保について要望する。

7 文化財の保護

(1) 災害時の状況把握及び報告

- ア 町は、文化財所有者等からの報告・連絡により文化財の被害状況把握に努める。
- イ 町は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。
- ウ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、町を經由し県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

- ア 町は、必要に応じて、県の文化財担当課に、応急措置等の指導・助言及び復旧計画の策定へ

の必要な指導・助言などの支援を要請する。

イ 町は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

ウ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

建造物については、町等が協力し、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、町、県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、町等が協力し、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

第12節 帰宅困難者対策

〔総務課・まちづくり課・教育課〕

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがある。また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、町は、住民、企業、学校など関係機関に対し、県と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内にとどまるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、東庄町防災情報メール、町ホームページ、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

4 帰宅困難者等の把握と情報提供

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

町は、大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者や幹線道路などを通して徒歩により町内に移動してくる帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者等への情報提供

町及び県は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送や町ホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺ごとに設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行う。

さらに、県や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、東庄町防災メール、町ホームページ、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の開設

町及び県は、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、町は区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

町は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

あわせて、町内の一時滞在施設の開設状況を町ホームページなどに掲載するなどして提供する。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が町や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、町や県は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

6 徒歩帰宅支援

(1) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

町及び県は、震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、支援の要請を行う。

(2) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設にとどまった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、町及び県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し提供する。

また、町や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、東庄町防災メール、町ホームページ、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

7 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの人など自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、町は、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

〔町民課・健康福祉課・まちづくり課〕

地震により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

1 保健活動

- (1) 町は、災害時、把握している要配慮者の安否・健康状態を調査し、香取健康福祉センター（香取保健所）が把握する要配慮者等に関する情報との共有・交換を行う。
- (2) 町は保健活動チームを編成し、避難所や避難所以外の被災地域において、巡回や健康相談等による被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズの把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。
- (3) 町は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。
- (4) 町は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備とあわせ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に実施する。
特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。
- (5) 町は、避難所においてできるだけ早期に健康相談が実施できる体制（人・場所）を整備する。
- (6) 町は、平常時から、避難所等における予防活動やこころのケア等のチーム編成等の体制の整備に努める。
- (7) 町は、(1) から (6) までの活動をする際、香取保健所（香取健康福祉センター）に対し、住民の健康情報及び県の保健師等の派遣要請の必要性等について伝達する。

2 飲料水の安全確保

町は、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

3 防疫活動

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

(1) 防疫体制の確立

町及び県は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずる。

(2) 実施主体

地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、香取保健所（香取健康福祉センター）等の指導を得て町が実施する。

(3) 災害防疫の実施方法

ア 防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫班を編成し、対策の推進を図る。

イ 広報活動の実施

住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

ウ 消毒の実施

感染症法第27条の規定により、消毒を行い、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

エ 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

オ 専門家の派遣要請

避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣要請を検討する。

(4) 報告

町は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時香取保健所（香取健康福祉センター）に報告する。

4 遺体の搜索処理等

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに搜索し、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等遺体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ遺体の応急的な埋葬等を実施する。

(1) 実施機関

ア 遺体の搜索、収容、処理及び埋葬等は、警察署、消防本部、ボランティア団体の協力を得て、町長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、町長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

イ 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

ウ 遺体の安置所は、公共建築物等の適当な場所を選定する。ただし、適当な建物がない場合は天幕、幕張り等の設備を設ける。

エ 遺体保存用の資機材の確保及び埋葬等について、町のみでは対応不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町、県、国及びその他の関係機関の応援を得て実施する。

オ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所、死体安置所）の確保は、町及び県が場所の選定を行う。

（2）検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、

ア 町長は検案医師等について、必要に応じ国保東庄病院に出動を命じ、香取郡市医師会長、香取匝瑳歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。

イ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図る。

（3）災害救助法による救助の基準等

ア 遺体の搜索

行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの。なお、搜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。

イ 遺体の処理

災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に遺体の処理を実施するもの

（ア）遺体を処理する場合

a 災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合

b 町外から町に漂着した場合

漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できる場合、町長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせる。

ただし、引き取る暇のない場合においては知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、町長が遺体の処理を行う。

c 警察等が取り扱う遺体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（平成25年号外国家公安委員会規則第4号、全文改正）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の遺体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は町等の関係者に引き渡された後の必要な遺体の処理をする場合

（イ）遺体の処理内容

a 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

b 遺体の一時保存

c 検案

ウ 埋葬等

災害の際死亡した者に対して、資力の有無に関わらず、遺族が埋葬等を行う事が困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬等を行う。

（ア）埋葬等を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬等を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない。）

(イ) 埋葬等の方法

- a 埋葬等は、原則として遺体を火葬に付すことにより実施する。
- b 埋葬等は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

(4) 県警察における計画

ア 検視・身元確認体制の確立

警察本部長は、県、町その他の団体の協力を得て、遺体安置場所を確保するとともに、遺体の身元を明らかにするための措置を行う医師等の確保に努める。

また、他の都道府県警察の応援を得て、検視及び遺体発見時の調査等を行う職員の確保に努める。

イ 遺体の調査

警察本部長は、遺体を発見し、又は遺体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う遺体の死因又は身元の調査等に関する法律等により遺体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引き渡す。

ウ 身元を明らかにするための措置

警察本部長は、身元不明遺体について、警察署長から報告される身元確認に資する資料又は情報を収集及び整理し、必要に応じ、当該身元不明遺体の人相、着衣、所持品、特徴等の資料を関係方面に手配し、又は当該身元不明遺体に関する資料を掲示することにより、町が行う身元不明遺体の身元確認に協力する。

エ 遺体の搜索及び収容に対する協力

警察本部長は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う遺体及び行方不明者の搜索及び収容等に対し、必要な協力を行う。

5 動物対策

町は香取保健所（香取健康福祉センター）、千葉県動物愛護センターと連携し、飼い主の被災等により家庭動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を保護収容する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関との連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講ずる。

6 清掃及び障害物の除去

震災時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が生活に支障がないよう、環境保全を図る。

(1) 災害廃棄物処理

町は、平常時には「災害廃棄物対策指針」（環境省）（以下「対策指針」という。）、「千葉県災害廃棄物処理計画」（以下「県計画」という。）、「東庄町災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

ア 実施機関

（ア）災害時における被害地帯の清掃は、町長が実施する。

(イ) 町は、災害等による大量の廃棄物が発生し、香取広域市町村圏事務組合では対応不可能な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、県及び他市町村と相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。

(ウ) 町は、必要に応じて、町災害廃棄物処理計画策定に関する助言、災害廃棄物処理に関する技術的な助言等を県に求める。なお、町が甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると判断される場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づき、町が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部又は一部を委託し、県が町に代わって災害廃棄物の処理を行う。

イ 廃棄物の収集、処理

(ア) 組織体制

災害廃棄物対策組織として、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、国、香取広域市町村圏事務組合、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に当たる。

(イ) 災害廃棄物の処理方針

a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、原則として香取広域市町村圏事務組合の最終処分場で適正に処分する。

b 片付けごみ

住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみが多量に発生することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておく。

c 生活ごみ

生活ごみ(避難所のものを含む。)は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておく。

d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置する。

e し尿に関する処理方針

災害により水洗トイレが使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。

(ウ) 発生量の推計方法

町において、対策指針又は策定指針で定めた推計方法等によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

(エ) 仮置場の確保

膨大な量が発生する災害廃棄物を適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、対策指針又は策定指針で定めた推計方法等によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

(オ) 仮設トイレの確保

断水や合併浄化槽の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、町では民間業者の協力を求める等事前に検討しておく。

(カ) 災害廃棄物に関する啓発・広報

住民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

ウ 環境大臣による廃棄物の処理の代行

町長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

(2) 障害物の除去

ア 道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図る。

イ 河川関係障害物除去計画

河川の機能を確保するため、河川における障害物を除去、しゅんせつする。

ウ 住宅関連障害物除去計画

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(ア) 実施機関

- a 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、町長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助する。なお、町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- b 町長は、町のみでは対応不可能な場合は、近接市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

(イ) 障害物の除去の対象となる者

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者

(ウ) 障害物の除去の方法

- a 救助の実施機関が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること。）。

(エ) 重機等機械器具の借上げ

障害物の除去に必要な機械器具等は、町が保有している機械器具等を用いるものとし、現有の機械器具等で処理不可能の場合は、関係業者の協力を求め、借上げ使用する。

(3) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、監視体制を整備するとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

町は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

〔総務課・まちづくり課・町民課・健康福祉課〕

震災による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定実施関連団体との連携に努める。

1 応急仮設住宅の供与等

災害により住家に被害を受けた被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理を実施する。

(1) 応急仮設住宅の供与

地震災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を供与する。

ア 実施機関

(ア) 応急仮設住宅の供与は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、町長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

(イ) 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

(ウ) 町のみでは対応不可能な場合は、近隣市町、県、国及びその他の関係機関の応援を得て実施する。

イ 供与の方法

(ア) 民間賃貸住宅の借上げ

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、被災規模や被害状況及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し賃貸型応急住宅を提供する。

(イ) 建設場所

町内の公園、公有地、その他民間未利用地等を中心に、災害の規模及び種別等に応じた応急仮設住宅建設が可能な用地から、県等と協議し適当な場所を選定し建設する。

(ウ) 建設住宅の形式

- a 建設住宅は平屋建とし、必要に応じてこれと同程度の長屋建とする。
- b 同一敷地又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、集会施設を設置できる。
- c 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する「福祉仮設住宅」を設置できる。

(2) 被災した住宅の応急修理計画

災害により、住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、自己の資力では応急修理ができない被災者又は大規模な補修を

行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

ア 実施機関

(ア) 被災した住宅の応急修理は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、町長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

(イ) 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

(ウ) 町のみでは対応不可能な場合は、近隣市町、県、国及びその他の関係機関の応援を得て実施する。

イ 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施に当たっては、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図るとともに具体的な連携のあり方について今後検討していく。

(3) 建設資材の確保

ア 応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、

(ア) 一般社団法人プレハブ建築協会

(イ) 一般社団法人千葉県建設業協会

(ウ) 一般社団法人全国木造建設事業協会の斡旋する業者

(エ) 一般社団法人日本ログハウス協会

(オ) 一般社団法人日本ムービングハウス協会

等を通じて確保する。

イ 災害応急復旧用材の確保

町は、災害復旧用の資材が不足した場合は、県に供給調整を要請する。

2 被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の実施が極めて重要である。

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

ア 実施機関

(ア) 被災建築物応急危険度判定は、町長が行う。

(イ) 知事は、判定に必要な支援を行う。

(2) 実施体制の整備

町は、非常時における家屋被害調査担当部局と応急危険度判定部局の情報共有体制を確立するとともに、県や被災建築物応急危険度判定実施関連団体と連携し、災害時における協力体制の構築や判定に必要な資機材等の整備を行う。

(3) 応急危険度判定士の確保

町は、県を通じて被災建築物応急危険度判定実施関連団体へ応急危険度判定士の派遣を要請する。

(4) 受入体制の整備

判定士の受入れに際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。

3 被災宅地危険度判定支援体制の整備

大規模な地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、以下の施策を推進する。

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

ア 被災宅地危険度判定は、町長が行う。

イ 知事は、判定に必要な支援を行う。

(2) 実施体制の整備

町は、県や被災宅地危険度判定実施関連団体と連携し、災害時における協力体制の構築や判定に必要な資機材等の整備を行う。

(3) 応急危険度判定士の確保

町は、県を通じて被災宅地危険度判定実施関連団体へ応急危険度判定士の派遣を要請する。

(4) 受入体制の整備

判定士の受入れに際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。

4 被災証明書の交付

(1) 町は、遅滞なく被災者に被災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査や被災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結など被災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

(2) 町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に被災証明書や被災証明書の交付体制を確立し、被災者に交付する。

(3) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧

〔総務課・まちづくり課〕

水道・電気・ガス・通信・交通等のライフライン施設が大震災により液状化などの被害を受けた場合、生活機能は著しく低下し、麻痺状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災などでさらに明らかになったところである。また、東日本大震災において、本町では笹川、石出両地区の一部地域に液状化現象が発生し、道路などのライフライン施設に被害が生じた。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行う。

町及び県は、情報収集で得た航空写真・画像等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

1 水道施設

震災時において、町は東総広域水道企業団と連携し、生活水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、町及び東総広域水道企業団のみで対応不可能な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行う。

(1) 震災時の活動体制

震災時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

(2) 応急復旧

応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

(ア) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

ウ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

(3) 広報対策

水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

2 電気施設

地震災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド（株）は、非常災害対策支部を成田支社に設置する。

なお、夜間休日等の緊急時においても応急復旧に必要な要員確保に備える。

3 ガス施設

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、防災対策を実施する。

4 通信施設

(1) 東日本電信電話（株）千葉事業部

震災が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

また、震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たり、町、県及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(2) (株) NTT ドコモ

震災が発生した場合はその状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

また、震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たり、町、県及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(3) KDD I（株）

KDD I（株）は、災害時には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

(4) ソフトバンク（株）

ソフトバンク（株）は、災害時には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

(5) 楽天モバイル（株）

楽天モバイル（株）は、災害時には、防災業務計画に基づく対策組織を設置して被災の回復措置を講じ、基地局の損傷等が生じた場合は、移動基地局車や可搬型基地局を出動させ、被災地域での携帯電話やメールなどの通信手段を確保する。

また、携帯電話の通信・通話が集中し、輻輳が発生した場合は、電気通信サービスを一時的に規制することで一定の電気通信サービスを維持・確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。

(6) 日本郵便（株）

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

5 放送機関

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、町及び県の要請による防災情報の伝達に当たる。

6 道路・橋梁

地震が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、う回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

(1) 災害時の対応

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、パトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じてう回路の選定を行う。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努める。緊急輸送道路を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

7 鉄道施設（東日本旅客鉄道（株））

震災が発生した場合、東日本旅客鉄道（株）は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

また、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに必要に応じて無線車等も利用し、災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を構築する。

8 その他公共施設

地震が発生した場合、河川、急傾斜地崩壊防止施設、都市公園等の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、各機関と協力し、災害活動を実施するとともに応急措置を行う。

(1) 河川管理施設

地震、津波等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれのあるときは関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

(2) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

地震により砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれのあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(3) 都市公園施設

地震、津波により園路・広場、管理施設等が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第16節 ボランティアの協力

〔町民課・健康福祉課・総務課・まちづくり課〕

大規模地震時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

町災害ボランティアセンターは東庄町社会福祉協議会が運営することとし、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

その際、町及び県は、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練を通じて推進する。

また、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

1 町災害ボランティアセンターの設置

災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、町は被災の状況を踏まえ、必要に応じて町災害ボランティアセンターを設置し、東庄町社会福祉協議会に運営を委託する。

2 ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動は次のとおりとする。

（１）専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

（２）一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片付けなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

3 ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求める。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団
- イ 千葉県社会福祉協議会及び東庄町社会福祉協議会
- ウ 千葉県災害ボランティアセンター連絡会
- エ (公財) ちば国際コンベンションビューロー
- オ (一社) 日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- カ その他ボランティア団体・NPO法人等

4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかける。

(1) 平常時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、住民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日頃から連携の強化を図る。

「千葉県県民活動推進計画」に基づき「ちば県民活動PR月間」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての住民の理解と活動への参加の促進を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンターや市町村市民活動支援センター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

5 災害時におけるボランティアの登録及び受入れ

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受

付、登録は原則として発災後に実施することとし、町、県及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応する。

(1) 災害ボランティアセンターによる登録・派遣

町災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアは、町内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。

また、町のみでは対応不可能な場合は、近隣市町災害ボランティアセンター、県災害ボランティアセンターに派遣要請を行う。

(2) ボランティアニーズの把握

町は被災現地における体制を整備し、町災害ボランティアセンターと連携の上、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

町災害ボランティアセンターは、県災害ボランティアセンターとの連絡を密にし、情報収集するとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、町全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(3) 各種ボランティア団体との連携

町災害ボランティアセンターは、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携のもとに災害支援活動を進める。

6 ボランティア受入体制

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 町災害ボランティアセンターの活動拠点の提供

町災害ボランティアセンターの活動拠点は、オーシャンプラザとする。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる町が負担する。東庄町町社会福祉協議会は、ボランティアが活動に必要とする資機材について備蓄に努める。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、町災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等に調整能力など高い専門性が必要であるため、災害ボランティアセンター立ち上げを委託する社会福祉協議会と協力して各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、災害時に迅速な受入れができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入れ・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

第17節 労働力の確保

〔まちづくり課〕

災害時における応急対策に必要なときは、作業員等の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図る。

1 供給方法

（１）求人の申込み

町長は、災害応急措置の実施において作業員等を必要とするとき、佐原公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし、求人申込みをする。

- ア 職業別、所要労働者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

（２）求職者の紹介

町長は、佐原公共職業安定所長に対し即時に条件に該当する求職者を最優先で照会し、該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所への依頼を含めて、求職者の開拓に努めるよう要請する。

2 賃金及びその他の費用負担

（１）作業員等に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。

（２）作業員等に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための支援

〔総務課・まちづくり課・町民課〕

震災により被害を受けた住民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらにこころのケア等を行うことによって、住民の自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

1 被災者に関する支援の情報の提供等

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、町は被災者台帳を作成する際において、必要に応じ、県が実施した支援における被災者に関する情報等の提供を要請する。

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケアスマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

あわせて、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

2 災害弔慰金・災害見舞金

(1) 災害弔慰金

自然災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

ア 実施主体

町

イ 対象災害

自然災害

(ア) 町内において住居が5世帯以上滅失した災害

(イ) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

(ウ) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

(エ) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

ウ 受給遺族

(ア) 配偶者、子、父母、孫、祖父母

(イ) 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

エ 支給額

(ア) 生計維持者が死亡した場合 500万円

(イ) その他の者が死亡した場合 250万円

オ 費用負担

国 1／2 県 1／4 町 1／4

(2) 災害障害見舞金

自然災害により住民が負傷し又は疾病にかかり、治ったときに以下に示す程度の障害があるときは、当該住民に対し、災害障害見舞金を支給する。

ア 実施主体

町

イ 対象災害

自然災害

(ア) 町内において住居が5世帯以上滅失した災害

(イ) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

(ウ) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

(エ) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

ウ 受給者

上記イにより重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢、ひじ関節以上切断等）を受けた者

エ 支給額

(ア) 生計維持者 250万円

(イ) その他の者が死亡した場合 125万円

オ 費用負担

国 1／2 県 1／4 町 1／4

3 被災者生活再建支援金

(1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

(2) 対象となる自然災害

ア 町内において災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した自然災害

イ 町内において10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

ウ 県内において100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

エ 県内において上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村があり、町内において5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

オ 茨城県において上記ウ又はエに規定する災害が発生し、隣接市においてア～ウに規定する被害が発生し、かつ、町内において5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合で、町内においてその自然災害により2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

(3) 対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

ア 住宅が「全壊」した世帯

- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額 （全壊・解体・長期 避難・大規模半壊）	200万円	100万円	50万円
支給額 （中規模半壊）	100万円	50万円	25万円

(5) 支援金支給手続き

町が支給申請を受け付け、申請書等の確認を行い取りまとめの上、県へ提出する。

(6) 千葉県被災者生活再建支援事業

- ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記（2）の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。
- イ 本事業の実施主体は、市町村とする（県から町への補助方式：補助率8/10）。
- ウ 支援金の支給額は上記（4）と同等とする。

4 公営住宅の建設等

自己の資力では、住宅の再建が困難なものに対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設もしくは買取又は被災者へ転貸するために借り上げる。

町は、災害公営住宅の建設等を行う場合、必要に応じ、県に指導・支援を要請する。

5 災害援護資金

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付を行う。

(1) 貸付対象

ア 貸付の対象となる被害

- （ア）世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合
- （イ）住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害である

と認められる場合

イ 世帯の所得制限

上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主

(2) 貸付限度額

ア 世帯主の1か月以上の負傷のある場合

(ア) 家財等の損害がない場合	150万円
(イ) 家財の1/3以上の損害	250万円
(ウ) 住居の半壊	270万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等
特別の事情がある場合

(エ) 住居の全壊	350万円

イ 世帯主の1か月以上の負傷のない場合

(ア) 家財の1/3以上の損害	150万円
(イ) 住居の半壊	170万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等
特別の事情がある場合

(ウ) 住居の全壊（（エ）を除く。）	250万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等
特別の事情がある場合

(エ) 住居の全体が滅失もしくは流失	350万円

(3) 貸付条件

ア 貸付期間	10年（据置期間を含む。）
イ 据置期間	3年（特別な場合5年）
ウ 利子	年3%（据置期間中は無利子）
- (4) 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還
(5) 申込方法 町総務課

6 生活福祉資金の貸付

(1) 貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯

(2) 貸付金額 一世帯150万円以内

(3) 貸付条件

- ア 据置期間 6月以内
- イ 償還期間 据置期間経過後7年以内
- ウ 利子
 - 保証人あり 無利子
 - 保証人なし 年1.5%
- エ 保証人
 - (ア) 連帯保証人となること
 - (イ) 原則として県内に居住し、その生活の安定に熱意を有する者
 - (ウ) 生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者
- (4) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦
- (5) 申込方法 官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ東庄町社会福祉協議会へ申し込む。

7 租税の減免措置等

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又は東庄町税条例の規定に基づき、町税の減免又はこれに準ずる措置を実施する。

8 被災者の生活相談

被災者の自立復興を支援するため、被災者のための相談所を役場庁舎内に設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。

9 雇用の維持に向けた支援

- (1) 雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。
- (2) 雇用調整助成金等の特例的な運用について、厚生労働省への要請を行う。

10 義援金

大規模な地震災害や風水害等による被災者に対し、寄託された義援金品を被災者に配分するため、町は、受付、保管、輸送等について県、日本赤十字社千葉県支部、東庄町社会福祉協議会と協力し、活動を実施する。

- (1) 義援金品の受付
 - 町は、義援金品の受付に関する計画を樹立する。
- (2) 配分及び輸送
 - 町は、県及び日本赤十字社から送付された義援金品を日赤奉仕団等関係団体の協力を得て、被災者に配分する。
- (3) 保管場所
 - 町は、被災者に配分するまでの間、町長の指定する場所に一時的に保管する。

11 その他の生活確保

機 関 名	生活確保の取扱い
日本郵便（株）	災害救助法が発動された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策等を迅速かつ的

機 関 名	生活確保の取扱い
	確に実施する。 1 郵便関係 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施する。 2 災害時における窓口業務の維持 3 (株) ゆうちょ銀行の非常払及び(株) かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
労働局	1 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ速やかにその斡旋を図る。 2 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。 (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 (2) 巡回職業相談の実施 3 雇用保険の失業給付に関する特例措置 災害により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
日本放送協会	災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

12 中小企業への融資

経営安定資金の融資対策を講じる。

(1) 市町村認定枠

ア 融資対象者

(ア) 激甚災害により被害を受けた者

(イ) 中小企業信用保険法第2条第5項の規定による認定を受けた者

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

エ 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金 7年以内

オ 融資利率

年1.0%～1.4%（融資期間により異なる。）

(2) 市町村認定以外枠

- ア 融資対象者
知事が指定する災害により被害を受けた者
- イ 融資使途
設備資金、運転資金
- ウ 融資限度額
1 中小企業者 8,000万円以内
- エ 融資期間
設備資金 10年以内、運転資金 7年以内
- オ 融資利率
年1.1%～1.7%（融資期間により異なる。）

(3) 激甚災害枠

- ア 融資対象者
激甚災害法の対象地域において直接被害を受けた方
- イ 融資使途
設備資金、運転資金
- ウ 融資限度額
1 中小企業者 8,000万円以内
- エ 融資期間
設備資金 10年以内、運転資金 7年以内
- オ 融資利率
年1.0%～1.4%（融資期間により異なる。）

(4) 高度化融資（災害復旧貸付）

既往の高度化事業の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合、又は、災害による被害を受けた施設を復旧するに当たって新たに高度化事業を実施する場合に、優遇された貸付条件を適用

- ア 貸付期間
最長20年（うち据置期間3年以内）
- イ 貸付金利
無利子
- ウ 貸付割合
貸付対象事業費の90%以内

13 被災農林業関係者への融資

令和6年8月1日現在

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利 率	償還期間 据置期間
天災資金	3.0%以内資金	種苗、肥料、飼料、 労賃、水利費、薬剤、 農機具、家畜又は家 さん、薪炭原木、し いたけほだ木、漁具、 稚魚、稚貝、餌料、 漁業用燃油の購入、 漁船の建造又は取 得、共済掛金(農業共 済又は漁業共済)の 支払等	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家さ んの購入等 500万円(600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円(250万円) 〈法人〉 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽 培、家畜・家さんの購 入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害 法による特例措置	3.0%以内 (平成10年の適 用例0.6%)	原則6年以内(果樹 栽培、家畜・家さん の購入等5年以内)
	5.5%以内資金	〃	〃	5.5%以内 (平成10年の 適用例0.6%)	原則5年以内
	6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年の 適用例0.6%)	原則3年以内 (果樹栽培、家畜・家 さんの購入等原則5 年以内)
県単農業災害資金	経営安定資金	種苗、肥料、飼料、 労賃、水利費、薬 剂、農機具、家畜 又は家さん、薪炭 原木、しいたけほ だ木、菌床、農業 共済掛金、簡易施 設復旧資材等	災害の都度決定(標準的 な例:被害認定額の80%以 内で300万円以下)	災害の都度決定 (令和4年の適 用例0%)	災害の都度決定(標 準的な例:5年以内)
	施設復旧資金	農業用施設復旧に要 する経費	災害の都度決定(標準的 な例:被害認定額の80%以 内で500万円以下)	災害の都度決定 (令和4年の適 用例0%)	災害の都度決定(標 準的な例:6年以内 (据置2年以内))
県漁業災害対策 資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、 飼料、燃料、労賃、 漁業共済掛金、簡易 施設資材等	災害の都度決定(標準的 な例:被害認定額の80%以 内又は300万円以下)	災害の都度決定 (令和元年の適 用例0%)	災害の都度決定(標 準的な例:5年以内)
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の 復旧に要する経費	災害の都度決定(標準的 な例:被害認定額の80%以 内で500万円以下)	災害の都度決定 (令和元年の適 用例0%)	災害の都度決定(標 準的な例:6年以内 (据置2年以内))

政策日本	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額	固定金利 (適用される融資時の金利は毎月見直し)	25年 (据置10年以内)
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円(特認年間経営費等の6/12以内)		15年(据置3年以内)
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧	80～90%以内		30年 (据置20年以内)
		災害による林道の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)
		災害による樹苗養成施設の復旧	80%以内		15年 (据置5年以内)
	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内	変動 (毎月見直し)	20年 (据置3年以内)
	農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植	1施設当たり300万円(特認600万円、漁船1,000万円～11億円)又は負担する額の80%のいずれか低い額		15年 (据置3年以内) 果樹の改植補償は25年 (据置10年)
	(共同利用施設)	農業施設、林業施設、水産施設等共同利用施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)

第2節 津波災害復旧対策

〔まちづくり課〕

大地震の被災により沈下した利根川河口堰護岸等については、余震に伴う水位上昇等に備え、速やかに復旧を行う必要がある。

1 河川

河川管理者は、管理する施設が被害を受けた場合は、関係機関と連携を図りながら被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

(1) 河川管理施設

- ア 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- イ 堤防護岸等の決壊又はそのおそれのあるもの
- ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- エ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- オ 護岸、床上、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策

〔総務課・まちづくり課〕

上水道・電気・ガス・通信等の生活関連施設、農林業用施設また道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行う。

1 水道施設

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進める。

- ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- イ 施設の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- エ 町の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。この場合は次の点に留意する。
 - (ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
 - (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

2 電気施設

町と東京電力パワーグリッド株式会社で締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、電力復旧を優先すべき重要施設について、電力復旧計画の策定に当たり、町が県に提出した施設リストに基づき、復旧の順位について十分に配慮する。

ただし、優先順位に沿った電力復旧が困難な場合は、県及び町と連携の上、調整を図る。

3 ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命に関わる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

4 通信施設

東日本電信電話（株）は、震災により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位に従って実施する。

【重要通信を確保する機関の順位】

順 位	重要通信を確保する機関(契約約款に基づく)
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

5 農林業施設

(1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行う。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 用水施設

- (ア) 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- (イ) 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

イ ため池

- (ア) 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- (イ) 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

エ 排水施設

- (ア) 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- (イ) 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの
- (ウ) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行う。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

イ 林地荒廃防止施設

林地荒廃防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

6 公共土木施設

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。

復旧に当たっては、被害者の救命・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施するとともに、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、行う。

(2) 河川、急傾斜地崩壊防止施設

河川、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

(ア) 堤防の決壊、護岸又は天然河岸の破壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

(イ) 堤防の決壊又はそのおそれのあるもの

(ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

(エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの

(オ) 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第4節 激甚災害の指定

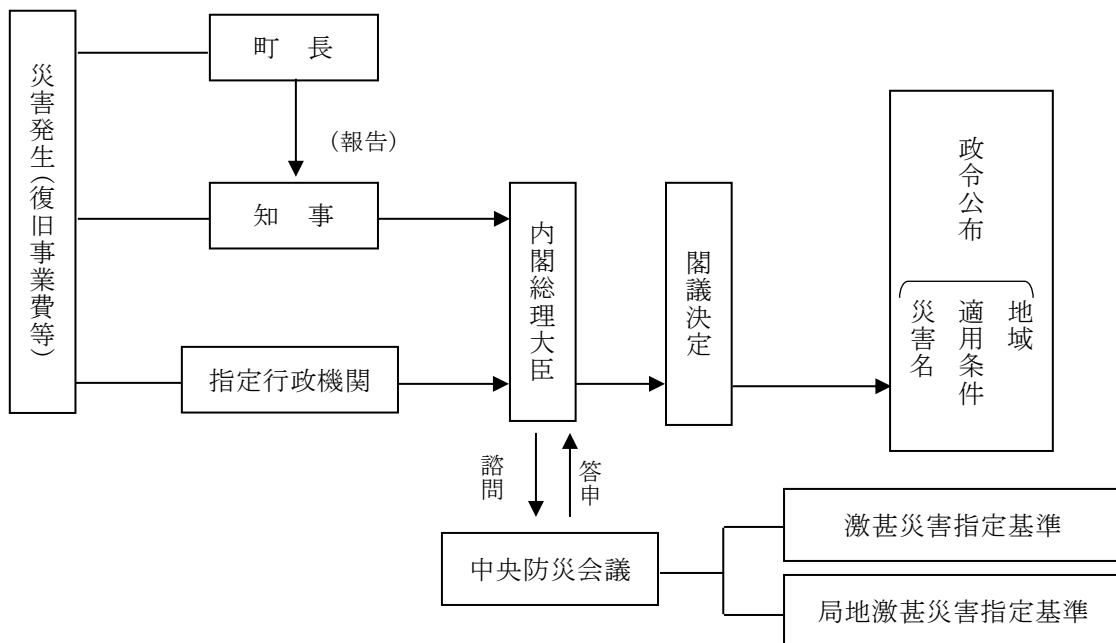
〔総務課〕

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は県と連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

1 激甚災害指定手続き

町は、大規模な災害が発生した場合、被害の状況を速やかに調査、把握し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、知事に被害状況を報告し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

【激甚災害指定の流れ】



2 特別財政援助等の申請手続き等

町は、激甚災害の指定を受けたときは速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

第5節 災害復興

〔全課・機関〕

町は、壊滅的な被害を受けた場合、原型の復旧に加え、再度被害を被らないように被害発生防止を考慮した空間整備を実施し、必要な施設の新設や単なる復旧ではなく、将来に向け地域活性化させる「復興」までを視野に入れた改良復旧を行い、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

1 体制の整備

町は、住民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

2 災害からの復興に関する基本的な考え方

町などの行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域のすべての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

町は、今後起こり得る首都直下地震などの大規模災害に対応するため、「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努める。

また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、町、県及び国は、それぞれの役割分担のもと、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図る。

3 想定される復興準備計画

以下の復興計画を実効ある内容と住民の立場に立ったよりよいものにするためには、地域の特性や被害の状況に応じた復興調査が重要になってくる。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

（1）くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、すべての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対するこころのケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

（2）市街地の復興

壊滅的な被害を受けた市街地の復興については、生活の基礎地盤となる地域社会の継続の必要性和地域機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と住民とが協働した都市計画の策定を目指す。

また、地域の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心掛ける。

（3）住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を

促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

4 復興対策の研究、検討

今後起こり得る大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておく。

(1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 地域コミュニティの活性化

(2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持・増進、こころのケア・地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

(3) 教育分野における防災体制の充実

- ア 教育施設の早期耐震化推進
- イ 防災教育の一層の充実
- ウ 学校における災害時の児童・生徒等に対する支援の充実

(4) 農林業の再生と発展

- ア 農林業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- イ 東庄町産農産物等の魅力発信
- ウ 緑豊かで活力ある農山村づくりの推進
- エ 自然災害対策の推進

(5) 商工業・観光業等の再生と発展

- ア 商工業の再生及び成長支援
- イ 観光業の再生
- ウ 就労支援及び雇用創出の推進

(6) 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり

- ア 安全なまちづくりの推進
- イ 公共土木施設の防災機能の強化
- ウ 交通ネットワークの機能強化
- エ 水道施設等ライフラインの機能強化

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進計画

第1節 総 則

〔総務課〕

1 推進計画の目的

本章は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下この章において「法」という。）第5条第2項の規定に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画として、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この章に記載のない事項は、第1編「総則」及び第2編「地震・津波編」による。

2 定義

この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）後発地震

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺でモーメントマグニチュード(Mw) 7以上の地震が発生した後に発生する大規模な地震をいう。

（2）北海道・三陸沖後発地震注意情報

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、モーメントマグニチュード(Mw) 7.0以上の地震が発生した場合に気象庁から発表される情報をいう。

第2節 推進地域及び特別強化地域

〔総務課〕

法第3条第1項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として内閣総理大臣が指定する。

千葉県における推進地域は次のとおりである。

千葉市、銚子市、館山市、成田市、佐倉市、旭市、勝浦市、八千代市、我孫子市、四街道市、印西市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町及び御宿町（27市町村（令和4年10月3日内閣府告示第99号））

第2編 地震・津波編
第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

〔総務課〕

第1編「総則」第3章「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

〔総務課・まちづくり課・健康福祉課・教育課・国保東庄病院〕

町及び各防災関係機関は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

1 避難場所・避難施設、避難経路等の整備

避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るよう整備に努める。

2 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。

3 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

市街地において幅員6メートル以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員6メートル以上の道路の整備に努める。

4 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備

住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。

5 道路、緊急輸送道路、ヘリポート等

緊急輸送道路、ヘリポート等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。

緊急輸送道路に指定されている道路については、線形不良や隘路区間などの改善のため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進する。

6 共同溝、電線共同溝等

災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線類の無電柱化、公益物件を地下に埋設する共同溝の整備等に努める。

7 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等

避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、地すべり防止施設等の整備に努める。

8 医療機関、社会福祉施設、学校等

医療機関、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震性の維持に努める。

9 ため池

老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。

10 地域防災拠点施設

災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の防災機能の強化等整備に努める。

11 防災行政無線施設

災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。

12 備蓄施設等

飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、非常用電源等の整備に努める。

13 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備

災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また、負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

町は、津波による被害を防止、軽減するための施設の整備、運用体制の確立に努める。

津波防護施設等の整備については、第2編 第2章 第2節「津波災害予防対策」を準用する。

2 津波に関する情報の伝達

津波警報等の伝達については、第2編 第3章 第4節「津波避難計画」を準用する。

また、被害情報等の収集・報告の方法、防災行政無線の整備計画については、第2編 第3章 第2節「情報収集・伝達体制」を準用する。

3 避難対策等

住民等の自主的な避難行動及び町等が行う避難誘導については、第2編 第2章 第2節「津波災害予防対策」及び同編 第3章 第4節「津波避難計画」、避難所の運営・安全確保については、第2編 第3章 第3節「地震・火災避難計画」を準用する。特に要配慮者については、第2編 第3章 第5節「要配慮者の安全確保対策」を準用する。

また、津波広報、教育、訓練については、第2編 第2章 第2節「津波災害予防対策」を準用する。

4 消防機関等の活動

(1) 町は、消防機関及び水防団((消防団) 町においては、以下同様)が津波からの円滑な避難の確保のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2) 水防管理団体等は、地震が発生した場合、次の措置をとるものとする。

ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡

イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

ウ 水防資機材の点検、配備

5 ライフライン、通信、放送関係

(1) 水道施設

各水道事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等の破損等による二次災害を軽減するための措置をとる。

なお、水道については、第2編 第3章 第15節「液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」を準用する。

(2) 電気、ガス、通信

電気、ガス、通信事業者が行う二次災害防止のための広報の実施及び応急措置の内容については、第2編 第3章 第15節「液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」を準用する。

(3) 放送

放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の住民等に対して、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

また、町は、県と連携、協力して被害情報、交通情報、ライフライン関連情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努める。

放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災防止措置を講じる。

6 交通

第2編第3章第7節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」を準用する。

7 迅速な救助

被災者の救助、救急活動等については、第2編 第3章 第6節「消防・救助救急・医療救護活動」を準用する。

第6節 関係者との連携協力の確保

1 物資等の調達手配

第2編「地震・津波編」第3章 第8節「救援物資供給活動」を準用する。

2 広域応援の要請

第2編「地震・津波編」第3章 第9節「広域応援の要請及び県外支援」を準用する。

なお、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。

3 帰宅困難者への対応

第2編「地震・津波編」第3章 第12節「帰宅困難者対策」を準用する。

第7節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき 防災対応に関する事項

1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等

- (1) 町は、後発地震への注意を促す情報等を、勤務時間内・外に関わらず、確実に伝達する。その方法は、第2編「地震・津波編」第3章 第2節「情報収集・伝達体制」を準用する。
- (2) 町は、住民、防災関係機関等に対し、後発地震への注意を促す情報等を正確かつ広範に伝達する。その方法は、第2編「地震・津波編」第3章 第2節「情報収集・伝達体制」を準用する。
その際、多重、多様な手段を活用し、短時間で正確かつ広範に伝達する。また、地域住民等には、とるべき具体的行動をあわせて示す。
- (3) 町は、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合に災害対策本部等を設置、運営する。
その方法等は、第2編「地震・津波編」第3章 第1節「災害対策本部活動」を準用する。
- (4) 町は、後発地震への注意を促す情報について、状況の変化等に応じて必要な情報を逐次伝達する。その際、住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行う。
- (5) 町は、管轄区域内の地域住民等及び防災関係機関に対し、後発地震への注意を促す情報等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示する。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において生活かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意する。なお、地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。
- (6) 町は、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合の活動体制、運営方法その他の事項について、推進計画に明示する。
- (7) 町及び県は、後発地震への注意を促す情報等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知

町は、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、住民等に密接に関係する事項（後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等）を周知する。その体制、方法は、第2編「地震・津波編」第3章 第2節「情報収集・伝達体制」を準用する。

3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等

町は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に至った地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間）、後発地震に注意する措置をとる。

4 町のとるべき措置

北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、町は次の措置を講じる。

- (1) 住民等に対して適切な防災対応（日頃からの地震への備えの再確認、円滑かつ迅速な避難をするための備え等）をとる旨を呼びかける。

その方法は、第2編「地震・津波編」第3章 第2節「情報収集・伝達体制」を準用する。

- (2) 日頃からの地震への備えの再確認、施設・設備等の点検等を行い、円滑かつ迅速な避難に備える。

後発地震に対して注意する具体的措置

- ア 家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- イ 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
- ウ 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- エ 個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

第8節 防災訓練に関する事項

第2編「地震・津波編」第2章 第1節「防災意識の向上」5「防災訓練の充実」を準用する。

第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

〔総務課〕

町及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。

その内容は、第2編「地震・津波編」第2章 第1節「防災意識の向上」を準用する。また、北海道・三陸沖後発地震注意情報に関する次の教育、広報に努める。

1 町及び防災関係機関の職員に対する教育

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育及び広報

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の防災上とるべき行動に関する知識

第10節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、災害対策基本法第7条第1項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成することになっている。

本町は津波による浸水は想定されないが、事業者は、自主的に対策計画に準ずる計画の作成に努める。その他この節に記載のない事項については、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画による。

地震・津波編附編

**東海地震に係る周辺地域
としての対応計画**

第1章 総論

本附編は、第1編「総則」で示された目的や基本的な考え方、並びに地震・津波編の附編としての位置づけとして、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を防止すること等を目的として定めたものである。

これまで特に切迫性が高いと考えられてきた「東海地震」は、近年切迫性の高まりが想定される南海トラフ地震のひとつとなる。おおむね100～150年間隔で繰り返し発生している南海トラフ地震は、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））が発生してから70年以上が経過している現在、東海地震に限らず、南海トラフ全域で大規模地震発生の切迫性が高まっている状況にある。

このため、気象庁では、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行い、東海地震のみに着目した従来の「東海地震に関連する情報」の発表は行わない、としている。

現在、東海地震のみではなく、南海トラフ地震全体への対策が求められるなか、新たな防災対応が定められるまでの過渡期にあり、県地域防災計画との整合性を図るため本附編を策定する。

第1節 地震・津波編の附編としての位置づけ

〔総務課〕

1 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- (2) 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な措置

等を定めることによって、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

なお、本計画は、各機関が具体的に実施することとなる対応措置を掲げることを基本としたが、県、団体等、個別に対応が異なる計画事項については、その基本的考え方を示した。

2 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急、復旧対策は、地震・津波編で対処する。

3 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- (1) 東海地震が発生した場合の千葉県の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。
- (2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（おおむね午前10時から午後2時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

4 計画の実施

本町の位置する千葉県は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

5 計画の位置づけ

本計画は、地震・津波編の附編として位置づける。

第2章 東庄町の業務

〔総務課〕

町が実施する業務の大綱は、次のとおりである。

機関名	事務又は業務の大綱
■ 東庄町	1 町の防災会議及び災害対策本部の設置、運営に関すること 2 東海地震対策の連絡調整に関すること 3 東海地震に係る予防、応急対策に関すること 4 東海地震予知情報等の受理、伝達に関すること 5 広報、教育、防災訓練に関すること 6 消防、水防対策に関すること 7 町が管理又は運営する施設対策に関すること 8 例外措置として住民避難に関すること

第3章 事前の措置

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

〔全課・機関〕

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるには、平常時から不断の準備を進めることが必要である。このため、震災編においても予防計画を定めているが、東海地震については、予知できる可能性があり、その発生が懸念されていることから、本節においては特に緊急に促進すべき事項について定める。

1 町の事前の措置

区分	担 当	業務内容
情報伝達手段の整備	総務課	(1) 県防災行政無線等の整備 町は、非常時において、地震情報等を迅速に収集・伝達するため、県防災行政無線、県防災情報システム、J－A L E R T、Lアラート等の整備を行う。 (2) 町防災行政無線の整備 町は、住民等に対し地震情報等を迅速に伝達するため、町防災行政無線の整備を行う。 (3) 他の通信施設の利用 町は、非常時において、通信の輻輳あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄りの防災関係機関等の通信施設の円滑な利用（非常通信等による。）が図れるよう平素から協力体制の確立を推進する。
建築物・構造物の地震対策及び道路・河川等の対策	まちづくり課	(1) 建築物の耐震診断・改修の実施 ア 役場庁舎、学校、病院等は耐震診断実施結果に基づき、耐震改修の実施を促進する。 イ 建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修等の実施を指導・助言する。 (2) ブロック塀等の安全対策 通学路に面したブロック塀等の点検結果に基づき、補強・改修の実施を指導する。 (3) 外壁等の落下物防止対策 道路に面した外壁、窓ガラス、屋外突出物等の点検結果に基づき補強・改修の実施を指導する。 (4) 施設等の点検整備 ア 河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路・橋梁施設について、定期又は随時に点検整備を行う。 イ 水防資機材は水防倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。

区分	担 当	業務内容
食料確保の計画化	まちづくり課	(災害応急食料の計画) (1) 災害時における応急食糧の配給において、町長が米穀小売販売業から調達する米穀は精米で引き渡しを受ける。 (2) 政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、町は管内の小売販売業者又は卸売業者等と、精米計画を策定しておく。
学校・病院・社会福祉施設の耐震性の強化	町教育委員会	(小・中学校に対する指導事項) (1) 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全員が点検確認すると同時にその取扱いを熟知しておく。 (2) 戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は、倒壊しないように固定する。 (3) 避難経路となる廊下・階段・出入口には避難障害となる戸棚・本箱等を置かない。 (4) 屋内の額縁、掛時計、植木鉢等、落下しやすい物品の設置場所、設置方法等に留意する。 (5) 万年壩、バックネット、国旗掲揚塔、体育遊戯施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。 (6) 薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下・倒壊防止及び出火防止に留意する。
	健康福祉課	(一般病院、診療所、助産所等に対する指導事項) (1) 医療器具の転倒及び落下物の安全対策 (2) 医薬品及び危険物等の安全対策 (3) 飲料水、薬品等の備蓄 (4) 発電機の整備 (5) 防火及び避難誘導計画の作成と訓練の実施 (精神障害者社会復帰施設及び老人保健施設に対する指導事項) (1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 (2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 (3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保 (社会福祉施設に対する指導事項) (1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 (2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 (3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保

第2節 事業所等に対する指導及び協力要請

〔総務課・まちづくり課〕

警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑制などについては、関係事業所等の果たす役割は非常に大きく、その協力は不可欠である。このため、次の事項について指導及び協力要請を行う。

- 1 火気の手扱い
- 2 自衛消防組織
- 3 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検手扱い
- 4 教育訓練
- 5 顧客、従業員等の安全確保
- 6 情報収集、伝達、広報
- 7 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置
- 8 営業方針、従業員の時差退社
- 9 その他必要な事項

第3節 広報及び教育

〔総務課・教育課〕

東海地震対策は、当該地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災対策上適切に対応するためには、防災機関の職員はもとより、住民、事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、事業所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、住民等がこれを冷静に受けとめ、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、平常時から広報、教育活動の徹底を期する。

1 広報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災機関、住民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、各防災機関は、平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及・啓発に努める。

なお、東海地震に関する情報体系が見直され、平成23年3月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

(1) 町における広報

ア 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施に当たっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は住民、事業所等が理解しやすい簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、①平常時、②東海地震に関連する調査情報発表時、③東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

イ 広報の内容

広報すべき事項は、おおむね次のとおりである。なお、広報の実施に当たっては、特に住民生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点を置く。

(ア) 東海地震に関する一般的知識

a 大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等

b 警戒宣言、判定会、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等

c 地震が発生した場合の町への影響度等

(イ) 警戒宣言時に主要防災機関のとり措置

(ウ) 住民、事業所等が具体的にとるべき行動基準

(エ) その他必要な事項

ウ 広報の方法

広報の方法は、広報とうのしょう等の印刷物によるほか、町ホームページ等を通じて実施する。

2 教育

(1) 町職員に対する教育

町は、警戒宣言が発せられた場合等において、それぞれ所管する災害応急対策が、迅速かつ的確に遂行されるよう職員に対し必要な事前の防災教育を実施する。

ア 教育事項

町、各防災機関の実施する防災対策の内容周知を重点とするほか、県に準じて実施する。

イ 教育の方法、手段等

各機関の特性及び実情に即し、効果的な方法、手段を選定する。

(2) 児童・生徒等に対する教育

町教育委員会は、小・中公立学校の児童・生徒等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

ア 教育内容

(ア) 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

(イ) 地震・津波に関する情報の活用

(ウ) 地震・津波に対する備えについての理解

イ 教育の方法、手段等

防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム活動）を中心に様々な教育活動を通じて指導し、防災訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事のなかで取り扱う。

(ア) 内容の選択及び指導に当たって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。

(イ) 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。

(ウ) 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。

(エ) 防災訓練の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等を効果的に関連づけ、指導方法を工夫し、児童・生徒が臨場感をもって参加するよう配慮する。

第4節 地震防災訓練

〔総務課〕

1 総合防災訓練

町は、県の総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として個別に訓練の実施に努める。

訓練の実施に当たっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、住民、事業所等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

2 住民、事業所が実施する訓練

町は、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として警戒宣言が発せられた後に行うことになるが、本章では東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ実施すべき措置について定める。

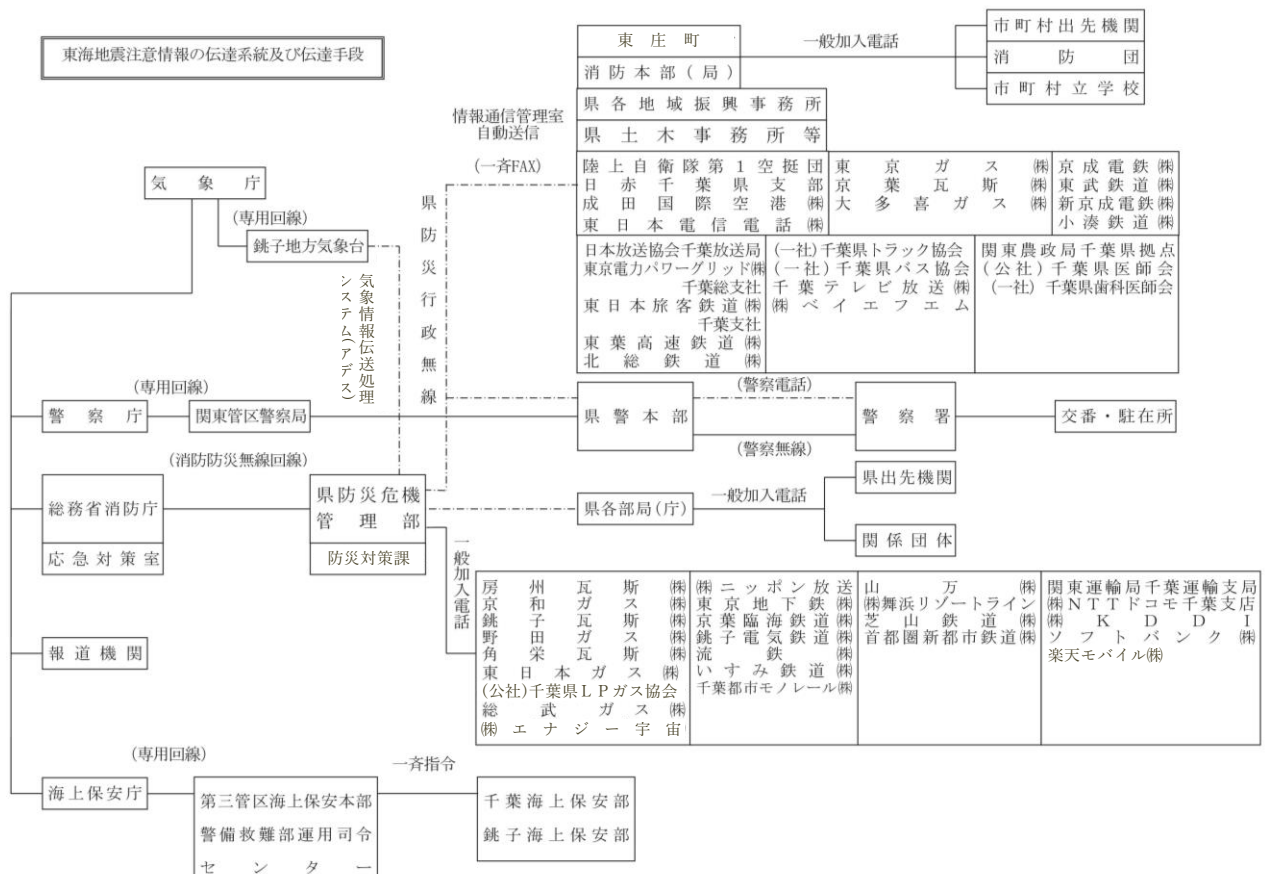
第1節 東海地震注意情報の伝達

〔総務課〕

1 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

【東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段】



2 伝達体制

町は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体、住民等に対し、直ちにその旨を伝達する。

3 伝達事項

- (1) 町は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることをあわせて伝達する。
- (2) その他必要と認める事項

第2節 活動体制の準備等

〔総務課〕

町は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の設置準備及び警備本部を設置する等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な体制をとる。

1 災害対策本部の設置準備

警戒体制をとるとともに、東海地震予知情報が発表された場合に備えて災害対策本部設置の準備をする。

2 東海地震注意情報発表時の所掌事務

災害対策本部が設置されるまでの間、総務課が関係各防災機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- (2) 社会的混乱防止のため必要な措置
- (3) 県、他市町村、各防災機関との連絡調整の準備

第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

〔総務課〕

東海地震注意情報から警戒宣言が発せられるまでの間は、原則として県がテレビ、ラジオ等により、住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、混乱発生のおそれが予測される場合は、町が必要な対応及び広報を行うとともに、県へ緊急連絡を行う。

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

本章では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震の発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、各防災機関が警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間において、とるべき措置を定める。

第1節 活動体制

町は、内閣総理大臣が警戒宣言（気象庁からは同時に東海地震予知情報）を発表し、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置する。災害対策本部の設置場所、各班の所掌事務等は、「第2編第3章第1節 災害対策本部活動」を準用する。

町は、警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、住民に対する広報を実施する。

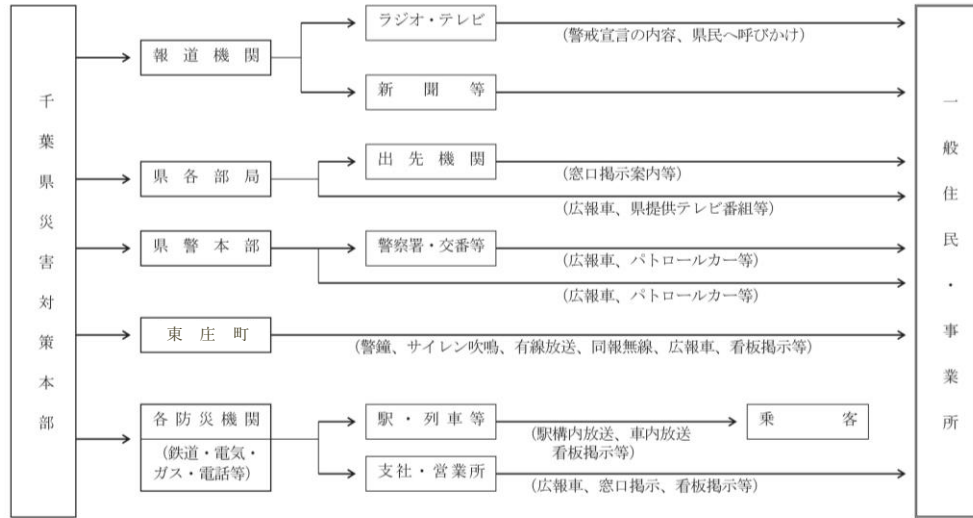
(1) 庁内及び出先機関への伝達

町は、警戒宣言及び東海地震予知情報等について、県から通報を受けたときは、直ちに庁内放送、防災行政無線、一般加入電話等によりその旨を庁内、各課、出先機関等へ伝達する。

[illegible]

224

【一般住民、事業所に対する警戒宣言等の情報伝達系統及び伝達手段】



(2) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ア 警戒宣言等の内容
- イ 本町への影響予想
- ウ 各機関がとるべき体制
- エ その他必要事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、これらに対処するため、県によるテレビ、ラジオ等による広報のほか、町の所管業務を中心に広報活動を積極的に行う。

(1) 広報活動

警戒宣言が発せられたときは、各防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。なお、特に重要な広報は、広報例文等をあらかじめ定めておく。

ア 広報の項目

- (ア) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- (ウ) 防災措置の呼びかけ
- (エ) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

イ 広報の実施方法

防災行政無線、広報車、看板掲示、東庄町防災メール、町ホームページ等によるほか、自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

(2) 報道機関への発表

災害対策本部は、警戒宣言が発せられた場合、住民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えてとるべき措置が円滑に実施できるよう、報道機関に対して各種情報の提供を行う。

第3節 水防・消防等対策

〔総務課・まちづくり課〕

1 町

町及び消防本部は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講じる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災、水害等防除のための警戒
- (3) 土砂災害警戒区域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- (4) 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 資機材の点検整備の実施

2 水防管理団体（町）

町は水防管理団体として、次の対応措置を講じる。

- (1) 要員確保については消防本部と協議し、水防要員を確保する。
- (2) 管轄区域に係る水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び各機関より管理委託されている水門、閘門及び内水排除施設等の点検を実施する。

3 発災後に備えた資機材人員等の輸送体制

警戒宣言等が発せられた場合においては、発災後の緊急輸送に備えて、資機材、人員等の輸送体制の確保を行う。

第4節 交通対策

〔総務課・まちづくり課〕

1 道路管理者のとり措

道路管理者は、警戒宣言が発せられた場合、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化を図る。

(1) 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

(2) 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

第5節 上下水道、電気、ガス、通信等対策

〔総務課・まちづくり課〕

1 上水道対策

町は東総広域水道企業団と連携し、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、住民、事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。また、指定給水装置工事事業者等関係会社との連絡協力体制について確認する。

イ 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

(3) 施設の保安措置等

ア 警戒宣言時における施設設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

イ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

ウ 配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水压の調整を行う。

エ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として次のとおり広報活動を実施する。

広報内容	(1) 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること。 (2) 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること。 ア 飲料水の汲み置き ポリタンク、ふたのできる容器を利用して、3日ごとに新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。 イ 生活用水の汲み置き 浴槽等を利用し、貯水する。 (3) 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制
広報手段	(1) 防災行政無線による放送 (2) 広報車による広報 (3) 水道工事店の店頭掲示 (4) 町ホームページによる広報等

2 電気対策

■東京電力パワーグリッド株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保

イ 資機材の確保

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講じる。この場合において地震発生 of 危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行う。

ア 特別巡視及び特別点検等

イ 通信網の確保

ウ 応急安全措置

エ 広報

3 ガス対策

■東京ガスネットワーク株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 基本方針

地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

応急措置対策の実施に向けて、人員の確保、緊急用工具・資機材及び車両の点検準備を行う。

(3) 施設の保安装置

無線、電話等の連絡網を確認するとともに、ガス供給施設等の施設の巡視、点検を行う。

また、需要家又は地先における作業を中止し、工事による事故防止措置をとる。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。

4 通信対策

東日本電信電話株式会社千葉事業部、株式会社NTTドコモ千葉支店、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社は、警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、災害応急対策を進める。

■東日本電信電話株式会社千葉事業部は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

(1) 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。

ア 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。

イ 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

(2) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

(3) 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

ア 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認

イ 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認

ウ 工事中施設等の安全装置

(4) 応急対策

ア 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

(ア) 防災機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。

(イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

(5) 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただ今混み合っかかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

■株式会社N T T ドコモ千葉支店は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

(1) 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話株式会社千葉事業部に準じる。

(2) 資機材の点検、確認等

ア 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

イ 災害復旧用資機材、車両の確認

ウ 工事中施設等の安全対策

(3) 応急対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

■KDDI株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

(1) 災害対策本部の設置

警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部及び現地対策室を設置する。

(2) 要員の参集

第三次非常参集要員は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に定める要員計画に基づき、災害対策本部もしくは参集拠点に参集する。

(3) 資機材の点検、確認等

設備運用保守部門は、車載型移動基地局車、可搬型基地局装置、移動電源車等通信設備の被災に備え、復旧用車両の点検確認を行う。

また、局舎、災害復旧用資機材及び緊急通行車両の点検確認を行う。

なお、警戒宣言が発せられた際に工事中の施設等がある場合は速やかに安全対策をとる。

(4) 応急対策

警戒宣言の発令により、通信の輻輳が懸念されることから、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとる。

■ソフトバンク株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

(1) 防災体制の確立・動員

必要に応じて、防災業務計画に基づく対策組織を設置する。

必要な要員については、別に定める参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保する。

(2) 災害対策用資機材の配備及び確保

重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備し、災害対策用資機材、車両等の所在及び数量等を確認し、必要な手配等を実施する。

(3) 重要通信のそ通確保

警戒宣言の発令により、通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」第8条第2項及び「電気通信事業法施行規則」第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。

■楽天モバイル株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

(1) 防災体制の確立

防災業務計画に基づく対策組織を設置する。

(2) 動員

参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保する。

(3) 災害対策用資機材の確保

災害対策用資機材、車両等の所在及び数量等を確認し、必要な手配等を実施する。なお、人員、資機材の緊急輸送、もしくは災害発生後における電気通信設備等の迅速な復旧に必要な車両については、緊急輸送用としての事前届出を実施する。

(4) 通信の利用制限等の措置

地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置をとる。

第6節 学校・病院・社会福祉施設等対策

〔健康福祉課・教育課・国保東庄病院〕

1 学校対策

町教育委員会は、警戒宣言が発せられた場合には、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、公立学校については次のとおり対応する。

- (1) 警戒宣言発令後は、校長は、直ちに授業を中止し、学校安全計画により児童・生徒の下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- (2) 児童・生徒等の下校方法等については、実態に応じて次のように定める。
 - ア 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
 - イ 交通機関を利用している児童・生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
- (3) 学校に残留し、保護する児童・生徒等については、氏名等を把握し、職員は、職務内容に従って対応する。
- (4) 保護者への連絡は通信不能の事態も想定の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、関係者に徹底しておく。
- (5) 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。
- (6) 校長は、校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全を確認し、防災上改善が必要な部分について早急に必要な措置をとる。
- (7) 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- (8) 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

2 病院対策

町は、警戒宣言が発せられた場合において、次の事項を基本方針とした医療体制を確保するよう医療機関に要請する。

- (1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- (2) 検査等は、可能な限り延期する。
- (3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- (4) 入院患者の安全確保に万全を期す。
- (5) 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- (6) 水及び食料の確保を図る。

3 社会福祉施設等対策

町は、警戒宣言が発せられた場合において、所管する各社会福祉施設等で迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておく。

なお、計画は通所（園）施設、入所施設の別及び通所（園）者、入所者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

(1) 情報の受伝達

職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等

(2) 施設の防災点検

応急補修、設備備品等の転倒・落下の防止措置等

(3) 出火防止

消火器等の点検、緊急貯水等

(4) 通所（園）者、入所者等の安全確保

応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬用具等の確保

(5) 要保護者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置

(6) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置

(7) その他必要な事項

第7節 避難対策

〔総務課・健康福祉課〕

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生により土砂災害の危険性が特に高い地区にあっては、町長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておく。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じる。

1 警戒宣言時の措置

(1) 避難指示

町長は、消防本部等関係機関と協力して、防災行政無線、広報車、東庄町防災メール、町ホームページ等により速やかに指示を行う。

(2) 避難所の確認

- ア 落下物、転倒物の予防措置を確認する。
- イ 防災設備等を確認する。
- ウ 給食、給水用資機材を確認する。
- エ 衣料品等生活必需物資を確認する。

(3) 情報伝達体制の確認

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

(4) 関係機関に対する通知

避難所を開設した場合は、速やかに、県、消防署等関係機関に通知する。

(5) 職員の派遣

避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

(6) 要配慮者に対する支援

乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、病弱者等、特に配慮を要する者に対して必要な支援を行う。

(7) 給食、給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な援護を行う。

(8) 生活必需物資の給与

(9) その他

避難終了後、消防署等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

2 事前の措置

町長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておく。

(1) 避難対象地区の選定

関係機関とあらかじめ連絡調整を図った上、土砂災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。

(2) 避難所の指定

避難者を一時的に収容、保護するため、学校、公民館等を避難所として指定する。

(3) 避難指示体制の確立

防災行政無線、広報車、東庄町防災メール、町ホームページ等による避難指示体制を確立しておく。

(4) 情報伝達体制の確立

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。

(5) 要配慮者に対する介護体制の確立

乳幼児、児童、高齢者、病弱者等、特に配慮を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における支援体制を確立しておく。

(6) 住民に対する周知

避難対象地区の住民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

第8節 救護救援・防疫対策・保健活動対策

〔まちづくり課・町民課・教育課・国保東庄病院〕

1 救護救援対策

(1) 医療関係機関の対応

医療関係機関がとる措置は次のとおりである。

ア 国保東庄病院

(ア) 警戒宣言が発せられた場合、病院内に災害対策本部を設置し、町災害対策本部等関係機関との情報交換を密にする。

(イ) 医師、看護師等、医療技術職員及び事務職員を配置待機させる。

(ウ) 医薬品、医療機器等の確保配置及び点検を行う。

(エ) 病院内の施設を再点検し、余剰スペース等を利用するなど被災者多数の受入体制を整える。

(オ) 病院内の施設、設備、危険物等の点検と保安対策を行う。

イ (一社)香取郡市医師会、(一社)香取匠瑳歯科医師会

(ア) 発災に備え連絡体制を確保する。

(イ) 会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。

2 防疫対策

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を次のとおり推進する。

(1) 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること。

(2) 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること。

3 保健活動対策

(1) 町の行う業務

災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

ア 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・要配慮者のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。

要配慮者の把握についてはプライバシー保護に十分注意すること。

イ 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。

ウ 保健師等の派遣の必要性について検討し、必要時は香取保健所（香取健康福祉センター）を通じて、県に応援派遣を要請する。

エ 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による住民不安への対応を実施する。

(2) 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用具及び血液の円滑な確保を図るため、必要な措置を講ずる。

ア 医薬品等(血液を除く。)の供給体制

町は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の円滑な確保を図るため、町内及び近隣市町の主な卸売業者の在庫量を把握し必要な医薬品等の保管及び放出準備の要請を行う。

イ 合同救護本部に対し、医薬品等の供給調整を依頼する。

(3) 清掃

町は、災害発生により生じるごみ又はし尿を収集運搬するため、保健・衛生課の編成及び車両の確保について準備する。

また、指定された避難地に仮設トイレが設置できるように資機材の調達準備を行う。

第9節 その他の対策

〔全課・機関〕

1 物資等の確保対策

(1) 物資確保体制の整備

町は、警戒宣言時の避難者等の救護のための物資の確保を図るほか、発災に備えて予想される被災者に対する救助物資等の円滑な調達を図るため、主な生産者、卸売業者、大型小売業者等の保有物資等についての在庫量を把握し調達体制を整備するとともに、これらの業者等を通じ、又は直接それらの業者等に対し、必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行う。

(2) 食料の確保

町は、警戒宣言発令とともに、地震災害の発生に備え、備蓄物資等を確認し、協定等を締結している関係団体等と連絡を取り食料調達体制の確認をするとともに、食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段等の確保を図る。

2 緊急輸送の実施準備

町は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講じる。

(1) 緊急輸送車両の確保

町は、緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。

(2) 緊急輸送車両の確認

「地震・津波編第3章第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策」を準用する。

(3) 関係団体による協力

町のみでは対応不可能な場合は、県、(一社)千葉県トラック協会その他の関係機関の応援を得て実施する。

3 公共施設対策

(1) 道路

町は、他の道路管理者と相互に連携し必要に応じて道路の応急復旧のため建設業協会、建設業者、販売業者に対し、出動準備体制をとるよう要請し、また建設業者、販売業者等の保有する仮設資材の在庫量の把握を行い調達体制を整える。

(2) 河川

河川管理者は、必要に応じて応急復旧に必要な水防用資機材の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所の点検を行うとともに、水防管理者に対し水防団の待機を要請する。

(3) 町が管理、運営する施設対策

町が管理、運営する公民館、社会教育施設、社会体育施設、図書館等については、原則として開館、開催を自粛する。

ア 教育委員会

警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として開館を自粛する。この場合、図書館等の個人使用形態をとる施設においては、個人施設利用者、体育館、公民館等団体利用形

態をとる施設においては主催責任者に、それぞれ協力を呼びかける。

なお、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講じる。

イ まちづくり課

警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として供用を自粛する。

各施設においては利用者に協力を呼びかける。

(4) 町税の申告、納付等に関する措置

警戒宣言発令時等における町税の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、町税の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。

イ 警戒宣言発令に引き続き、町の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、町税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について適切な措置を講じる。

(5) 庁舎等重要公共施設対策

庁舎等重要公共施設管理者は、庁舎等重要公共施設が災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすため、おおむね次の措置を講じる。

また、応急復旧に必要な資機材の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し出動準備体制をとるよう要請する。

ア 自家用発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保

イ 無線通信機器等通信手段の整備点検

ウ 緊急輸送車両その他車両の整備点検

エ 電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置

オ その他重要資機材の整備点検又は被災防止措置

カ 飲料水の緊急貯水

キ エレベーターの運行中止措置

ク 出火防止措置及び初期消火準備措置

ケ 消防設備の点検

(6) 工事中の建築物その他工作物又は施設

ア 工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物その他工作物又は施設について、必要に応じて工事の中断等の措置を講じる。

イ 特別の必要により、補強、落下防止等を実施するに当たっては、作業員の安全に配慮する。

ウ 倒壊等により、近隣の住民等に影響が出るおそれがある場合は、その居住者等に対して注意を促すとともに町に通報する。

第6章 住民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、千葉県は震度5強程度になると予想されているところから、ところによっては、①壁に割れ目が入る、②墓石・石どうろうが倒れる、③煙突・石垣などが破損する、④軟弱な地盤では、割れたり崩れたりする、⑤ブロック塀が倒壊する等の被害の発生が予想される。

このため、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。

町、県及び国をはじめ防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、すべての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本章では、住民、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示す。

第1節 住民のとるべき措置

〔全課・機関〕

区 分	と る べ き 措 置
平常時	(1) 家や塀の耐震化を促進する。 ア わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。 イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。 (2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定する。 イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 (3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 ア ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。 (4) 消火器、消火用水の準備をする。 ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 イ 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。 (5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく（1人1日分の飲料水 約2～3リットル）。 イ 食料は、長期保存ができる食品（米、クラッカー、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩など。）と日頃の買い置きなどをあわせて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。

区 分	と る べ き 措 置
	(6) 救急医薬品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布などを救急箱等に入れて準備しておく。 なお、常用している医薬品がある場合は、「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。 また、処方箋のコピーやおくすり手帳を用意しておく。 (7) 生活必需品の準備をする。 簡易トイレ、カセットコンロ、多めの生活用品（トイレットペーパー、食品用ラップ、ごみ袋など）を準備しておく。 (8) 防災用品の準備をする。 ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。 (9) 非常持出品の準備をする。 非常の際、すぐに持ち出せるように、必要なものをリュックサックなどにまとめておく。 例：飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、救急セット、常備薬など (10) 防災講習会、訓練へ参加する。 町、消防本部、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。 (11) 家族で対応措置の話し合いをする。 ア 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 ウ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。 (12) 自主防災組織に積極的に参加する。
東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまで	(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 (2) 電話の使用を自粛する。 (3) 自動車の利用を自粛する。 (4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 (5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(1) 警戒宣言情報を入手する。 ア 町等の防災信号（サイレン）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 イ 県、町、警察署、消防署等防災機関の関連情報に注意する。 (2) 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 ア 家具、棚等の上の重いものをおろす。 イ 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等を貼る。 ウ ベランダの置物を片付ける。 (3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 ア 火器の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 イ ガス器具等の安全設備を確認する。

区 分	と る べ き 措 置
	ウ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 エ 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。 (4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 (5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。 (6) 非常用飲料水、食料を確認する。 (7) 救急医薬品を確認する。 (8) 生活必需品を確認する。 (9) 防災用品を確認する。 (10) 電話の使用を自粛する。 県、町、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。 (11) 自家用車の利用を自粛する。 ア 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 イ 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 (12) 幼児、児童・生徒、高齢者、病者の安全を確認する。 ア 幼児、児童・生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。 イ 幼児、児童・生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との 打合せ事項により対応措置をとる。 (13) エレベーターの使用を避ける。 (14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 (15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

〔総務課〕

区 分	と る べ き 措 置
平常時	(1) 組織の編成と、各課の役割を明確にする。 (2) 防災知識の普及活動を行う。 ア 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 ウ 地域内の消防水利を把握する。 エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 (3) 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練避難所運営訓練等を行う。 (4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 ア 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 イ 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 ウ プロパンガスボンベの点検を指導する。 (5) 防災資機材等を整備する。 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。 (6) 情報の収集、伝達体制を確立する。 ア 町、消防本部等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。 イ 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまで	(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 (2) 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(1) 自主防災組織の活動体制を確立する。 ア 自主防災組織の編成を確認する。 イ 自主防災組織本部を設置する。 ウ 自主防災組織の役割分担を確認する。 (2) 町、消防本部等防災機関から伝達された警戒宣言情報を正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 (3) 地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける。 (4) 防災資機材等を確認する。 (5) 乳幼児、児童・生徒、妊産婦、高齢者、病者の安全対策措置を呼びかける。 (6) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

第3節 事業所のとるべき措置

〔総務課・まちづくり課〕

区 分	と る べ き 措 置
平常時	消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成する。 防災計画作成上の留意事項は次による。 （１）自衛防災体制の確立 ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 イ 組織の役割分担の明確化 （２）教育及び広報活動 ア 従業員の防災知識の高揚 イ 従業員の安否確認方法 ウ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 エ 従業員の帰宅対策 （３）防災訓練 災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練 （４）危険防止対策 ア 施設、設備の定期点検 イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置 （５）出火防止対策 ア 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 イ 消防水利、機材の整備点検 ウ 商品の整備点検 エ 易・可燃性物品の管理点検 （６）消防資機材等の整備 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。 （７）情報の収集、伝達体制の確立 ア 町、消防本部等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。 イ 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。
東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまで	（１）テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 （２）自衛防災体制を準備、確認する。 （３）消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。 （４）顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	（１）自衛防災組織の活動体制を確認する。 ア 自衛防災組織の編成を確認する。 イ 自衛防災本部を設置する。 ウ 自衛防災本部の役割分担を確認する。

区 分	と る べ き 措 置
	(2) 情報の収集、伝達体制をとる。 町、消防本部等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。 (3) 危険防止措置を確認する。 ア 施設、設備を確認する。 イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。 (4) 出火防止措置を確認する。 ア 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 イ 火気使用場所及び周辺を確認する。 ウ 消防水利、機材を確認する。 エ 易・可燃性物品を確認する。 (5) 防災資機材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。 (6) 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、住民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。 (7) 不特定かつ多数の者が出入りする大規模集客施設においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。 (8) 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。 (9) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。 (10) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。 (11) 電話の使用を自粛する。 県、町、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。 (12) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

第3編 風水害等編

第1章 総 則

本編は、「第1編 総則」で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、災害時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期す。

第1節 風水害等対策の基本的視点

〔総務課〕

1 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること

風水害による災害の発生は想定を超えることも多く、ハード対策に依存した防災対策には限界がある。したがって、今後想定すべき災害に対しては、減災の視点に重点を置き、住民の避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。

そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。

その上で、ハード対策については、国・県と連携し、安全対策に係る社会基盤の整備などを図るとともに、ソフト対策については、要配慮者の避難対策や自主防災活動の強化、ハザードマップ等の活用と、災害発生や避難に関する情報などの連絡体制の充実を図るなど、多重防御の視点から、ハード・ソフトを織り交ぜた、総合的な防災対策を推進することが重要である。

2 過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること

全国各地において、集中豪雨や台風等による風水害等が多く発生している。本町においては、昭和46年9月の台風25号により、町内一円の冠水、家屋の全半壊、床上・床下浸水等や、河川の氾濫、がけ崩れの多発による死者・重軽傷者など、大きな被害を受けている。

このため、過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

3 早期対応が実施できる計画であること

気象関連情報等の精度向上により、災害につながるような状況の事前情報が充実しつつある。住民においても、防災意識の高まりにより、気象情報等を様々な手段により把握し、自らの判断で避難を開始することも考えられる。

これらの状況を踏まえ、災害の発生が予想される状況となった場合には、現に災害が発生していない段階であっても、被害を軽減するために早期の体制を整え、災害対応が開始できる計画とすることが重要である。

第2節 町域の保全

【総務課・まちづくり課】

本町は千葉県の北東部に位置し、その北部を利根川・黒部川に面しており、降雨・暴風等により被害を受けやすい地形的条件にある。利根川河口堰等の治水事業、治山事業等が計画的に推進されてきたため、近年では、水田冠水や浸水家屋などの風水害による被害は最小限にとどめられているところである。

しかしながら、市街化の進展、住民の生活様式の変化による上下水道、電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展などによる要配慮者の増加や、住民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

台風や集中豪雨、竜巻などの暴風の発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていく。

1 治水

河川の水が人類に与える利益には、計り知れないものがある反面、豪雨の際には、市街地の浸水被害や、耕地を押し流し、農作物に被害を与えるなど大災害が発生する原因となっている。ひとたび河川が氾濫すると、被害は多大なものとなることから、災害発生の可能性を軽減し、又は発生した災害を最小限度にするために、築堤や河道掘削等の河川改修事業を推進するとともに、これらの河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で被害を軽減させる治水対策、「流域治水」の推進が重要である。

また、町の北部を流れる利根川は、直轄河川として国が直接改修工事を行っており、引き続き維持改修を国に要望していく。

【河川の特徴（利根川を除く。）】

河川の 地域区分	主要河川名	特 徴
利根川支川	黒部川 桁沼川 新 川	1 利根川に接した軟弱地盤の低地を形成しているが、流域の大部分は下総台地からなる。 2 下総台地を水源とした河川は、利根川に注ぐ内水河川となっており、出水時には本川の水位上昇が長期に及ぶため排水に苦しむ地域である。 3 利根川沿線地域を中心に農地の面的整備が進んでいる。 4 洪水時には、水防活動が重要な地域である。

2 治山

本町の土砂災害の危険箇所は、谷戸等土地が入り組んでいる斜面に多く、町内に点在している。土砂崩壊は、斜面がある一定の起伏量比であれば、地質・土質に関係なく降雨の大きさによってはどこでもすべて崩壊の危険があることになる。

このため、治山事業・急傾斜崩壊対策事業等の推進により森林を維持・造成し、土砂流出等を防ぎ、災害の軽減・防止を図ることが重要である。

第3節 浸水被害の想定

〔総務課・まちづくり課〕

町では、利根川が大雨によって氾濫した場合を警戒して、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、東庄町洪水ハザードマップを作成し公表している。浸水の範囲は、利根川流域で最大規模の雨が降った場合を想定しており、想定雨量は利根川におおむね200年に1回程度起こる大雨（昭和22年のカスリーン台風時と同程度）としている。

第2章 災害予防計画

風水害等による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体及び財産を守るためには、関係機関の防災対策の推進にあわせて、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、風水害等についての正しい知識をもち、災害時に沈着に行動できる力を日頃から身につけることが最も必要なことである。

このため、町は、災害危険箇所の調査・把握に努め、この調査結果等をもとに可能な限り多様な媒体を用いて防災思想の普及・啓発活動を行い、住民の防災意識の高揚を図るとともに、各自治会・区、各事業所の防災体制の充実を図ることとする。

さらに、これらの災害活動が十分に発揮できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、災害知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者への広報に十分配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努める。

第1節 防災意識の向上

〔総務課・教育課〕

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体及び財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、災害についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、町、県及び防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、特に台風シーズン到来前などの時期をねらい、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及・啓発活動を行い、住民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、防災知識の普及に当たっては、気候変動の影響も踏まえつつ、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

1 防災教育

「第2編第2章第1節1 防災教育」を準用する。

2 過去の災害教訓の伝承

「第2編第2章第1節2 過去の災害教訓の伝承」を準用する。

3 防災広報の充実

平常時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、町及び県をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体や気象防災アドバイザー等の専門家の知見を活用し防災広報の充実に努める。

(1) 広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に、住民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及する。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

ア 災害時の心得

災害時において、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努める。

- (ア) 避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容及び地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動についての説明
- (イ) 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- (ウ) 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
- (エ) 医薬品、福祉器具、紙おむつ、ミルク（液体、粉）、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄
- (オ) 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- (カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、旅館・宿泊施設等の避難場所、避難経路等の確認
- (キ) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ク) 自動車へのこまめな満タン給油
- (ケ) 被災世帯の心得ておくべき事項
- (コ) 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む。）
- (サ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (シ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (ス) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

イ 災害危険箇所等

水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、町によるハザードマップの作成を促進する。

また、水防活動や避難行動の参考情報として町内の雨量や河川水位情報等を逐次公表する。

ウ 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努める。

エ 町地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条第5項の規定に基づく「東庄町地域防災計画」の要旨の公表は、東庄町防災会議が東庄町地域防災計画を作成し、又は修正した時に、その概要について行う。

(2) 実施方法

ア 防災行政無線の利用

防災行政無線を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等の放送を随時行う。

イ 広報誌

防災に関しての知識を深めるため、広報とうのしょう等に、防災知識に関する事項を掲載する。

ウ 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時県民及び市町村職員その他関係者を対象として実施する。

エ 学校教育

児童・生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。学校においては、児童・生徒への防災教育の充実を図る。

オ インターネットの活用

町ホームページ等を活用し、防災知識の普及を図る。

(3) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

4 自主防災体制の強化

「第2編第2章第1節4 自主防災体制の強化」を準用する。

5 防災訓練の充実

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練をはじめ各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、被害の想定を明らかにするとともに、通信や交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

訓練後には評価を行い、課題等を明らかにして改善に努める。

(1) 水防訓練

水防管理団体である町は、町の水防に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防訓練を実施するほか、必要に応じ広域洪水等を予想して近隣の水防管理団体と連合し、又は県と連合する等関係団体が実施する訓練に参加する。

ア 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果の上がる時期を選んで実施する。

イ 実施地域

河川危険箇所等、洪水のおそれのある地域において実施する。

ウ 方法

実施に当たり、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練とあわせて実施する。

(2) 消防訓練

町及び消防本部は、香取広域市町村圏事務組合消防本部の消防計画に基づく消防活動の円滑な

遂行を図るため、消防に関する訓練を実施する。

(3) 避難等救助訓練

町その他関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施する。なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所等にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。また、地域の自主防災組織や住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことも必要である。

(4) 総合防災訓練

町は、県の総合防災訓練に参加し、防災計画の習熟や技能の向上等を図る。

第2節 水害予防計画

〔総務課・まちづくり課・健康福祉課〕

台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から、住民の生命、身体、財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施し、防災対策を推進する。

1 農作物等の水害予防対策

水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、大雨によって河川が氾濫して田畑を浸したり、洪水によって田畑を流失したり、山崩れによって田畑を埋没したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病害虫を発生するなど間接のものもある。

また、被害を与える水の方から考えると、大別して二つとなる。第1は流水による直接破壊、第2は流水の運搬性である。

町北部には黒部川・利根川河岸の低地帯に水田が広がっており、また南部には神代地区や東城地区にかけては干潟耕地の水田地帯がある。台風に伴う強風と豪雨により、水田や畑の浸水被害があるほか、昭和30年代には、利根川の水が少なくなることにより、海水が遡上し、水稻が枯死するなどの塩害が生じた。近年では、こうした水田冠水による被害は、治水事業の整備により最小限にとどめられているところであるが、河川改修等の必要に応じた水害予防対策が求められる。

(1) 水害の気象的条件

雨による災害の発生は総雨量もさることながら、どれだけの時間内に降ったかが大きな要因となる。同じ50mmの雨でも、1日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが1時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

大雨の降り方と水害の規模には次の3つのタイプがある。

ア 短時間強雨

雷雨など、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、中小河川や水路の急な増水などが多発する。

イ 短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う。）で、低地の浸水、がけ崩れ、河川の洪水・氾濫など大きな災害に結びつくことが多い。

ウ 一様な降り方の大雨

前線活動などによる大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水などの災害に結びつく。また、がけ崩れが発生することもある。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

(2) 水害に対する恒久的な防ぎ方

ア 農林業経営の立場からの対策

豪雨や長雨の時期をはずして栽培することや、水害に対して抵抗力のある作物を栽培するなど、農業経営（価格差等）及び水害に対する危険度を考えに入れた上で、利益の期待値を大きくするなどの方法がとられている。農業の多角経営もこの部類に入れることができる。

要するに、時間と空間と対象を考慮して、水害による被害を最小限にしようとするものである。

イ 農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

(3) 水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して二つとすることができる。第1は、水害直前の対策、第2は、水害発生中ないし直後の対策である。

ア 水害直前の対策

水害が予想されるときは、河川堤防の補強、土俵の配置、あるいは臨時の堤防を築くなどするほか、ポンプ排水などを行い洪水の調節に努める。また、被災物を外に移動することも行われる。しかし、農林災害の対象となるものの多くは移動が不可能である。

水害の予想されるときは、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備、避難の準備をしておくことなども重要である。

イ 水害直後の対策

水害をうけた農作物に対する応急処置は、作物によっても異なるが、一般的なものとしては、水路の障害物を除去したり、排水ポンプ等により、耕地の停滞水をなるべく早く除去すること、浸水のため根元が現れたときは、他から土をもってきて根株を固定すること、収穫期にある農作物は水が引いたならば、なるべく早く収穫してよく乾燥させること、病虫害防除の対策をとること、回復の見込みのないものは取りかたづける、弱っている作物に生育を促す肥料をやる、といったことが必要である。また逆に、窒素肥料は水稻の水害を大きくするから控えるといった注意も必要である。

(4) 水害等に対する事前対策

基幹的な排水施設を事前に運転するなど、気象条件等から必要な対策を的確に実施する。

2 河川改修等に関する治水事業

町内における河川は次のとおりである。

一級河川（国土交通省管理）	： 利根川
一級河川（千葉県管理）	： 黒部川、桁沼川
二級河川（千葉県管理）	： 新川

これまで、国や県の河川改修事業により、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨や市街化の進展などに起因する水害の発生がいまだ多くみられ、最近では、河川から越水する外水氾濫よりは、雨水が河川に十分排水されないことに起因する内水氾濫が多くなっている。これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまふことや町の内水排除施設の能力不足に起因しており、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施が必要である。

- (1) 護岸施設、排水施設、樋門等については老朽度点検・維持管理を行うとともに、国や県に対し、利根川・黒部川・桁沼川・新川の計画的整備を要請する。
- (2) 雨水地下浸透施設の整備促進、遊水池等の整備を含む総合治水対策を推進する。
- (3) たびたび冠水する地域については家屋等の移転・河川断面の拡大を含む被害防止対策等を検討する。
- (4) 内水排除施設の整備に努める。

3 浸水想定区域等の作成及び公表

水害危険区域について以下の状況の把握に努め、国・県管理河川の浸水想定区域図や浸水実績図に基づいて、洪水ハザードマップの公表等により周知する。

(1) 浸水想定区域の調査

(ア) 利根川は利根川下流河川事務所より、水防法に基づく浸水想定区域が示されている。

(イ) 黒部川は、千葉県より、水防法に基づく浸水想定区域が示されている。

(ウ) その他の河川については、町は、河川周辺地域での外水及び内水の氾濫や津波の影響により、家屋の浸水が予想される浸水想定区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努める。

(2) 要配慮者利用施設の避難確保計画等について

町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、県の技術的助言をもらいながら、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な訓練、その他の措置に関する計画の作成が義務づけられる。

(3) 地盤沈下の調査

著しい地盤沈下が進行すると、河川沿いの土地では洪水の危険度が高まると同時に、自然排水機能が低下し、標高が満潮水位以下の土地ではわずかの降雨に対しても、日常的な排水に支障をきたすこととなる。

津波、洪水等の危険は、これらに対する施設設備の状況によって評価されるべきであるから、この項では、内水による危険区域という面で評価する。

(4) 浸水想定区域等の周知

町は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、各種ハザードマップや広報誌等により、一般住民に対し浸水想定区域や避難所等の周知に必要な措置を講ずる。

河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、浸水実績や洪水シミュレーション結果に基づく浸水想定区域を基礎資料とする、東庄町洪水ハザードマップの作成・更新を行う。

東庄町洪水ハザードマップは、水害時の人的被害の防止、啓発活動などを目的として浸水情報や避難場所等を記載し、地域住民への公表・周知を図るものである。

(5) 災害危険区域の指定

町及び県は、洪水等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や浸水想定区域等を踏まえて、様々な建築の制限を幅広く検討する。

(6) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への対応

町は、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内の、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。

【浸水想定区域内にある要配慮者施設】

・笹川中央保育園	・デイサービス たちばな
・子育て支援センター スマイル	・デイサービス遊 YOU
・特別養護老人ホーム ささがわ	・リハビリケアセンター東庄
・リハビリデイサービス NEXT	

4 道路災害による事故防止

(1) 道路防災施設等の整備

台風や集中豪雨等により、落石、法面崩落、道路冠水等のおそれのある箇所について、防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

(2) パトロールの実施

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」により、パトロールの実施の徹底を図る。

(3) 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され、交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定により通行の禁止又は制限を行う。

また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路交通規制要領」に基づく交通止めの措置をとる。

5 気象（降水量）、河川水位等の観測

以下の雨量、河川水位の観測データ等を把握し、水防対策に資する。

(1) 降水量場所の確認

東庄地域雨量観測所（東庄町小南）

(2) 河川水位場所の確認

国水位テレメーター観測所（横利根・太田新田）

（独）水資源機構利根川河口堰管理事務所（黒部川水門）

6 電力・通信施設水害防止対策

電力・通信施設の水害防止対策は、関係防災機関の予防対策によるものとし、町はこれを支援する。

第3節 土砂災害予防計画

〔総務課・まちづくり課・健康福祉課〕

台風や集中豪雨などに起因して発生する土砂災害から、住民の生命、身体、財産を守るため、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。

土砂災害の防止に関しては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）、「砂防法」及び「地すべり等防止法」等に基づいた対策に努める。

1 土砂災害防止法に基づく対策の推進

土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害防止法」が平成13年4月に施行された。

本町では、106箇所が土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）に指定されている。町は県と連携し、土砂災害による被害の軽減を図るため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の災害防止策を講じる。

（1）土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

ア 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が町長の意見を聴いた上で指定する。

イ 土砂災害特別警戒区域

警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が町長の意見を聴いた上で指定する。

（2）土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策

ア 町は、土砂災害から住民等の生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。

イ 居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。

ウ 住宅宅地分譲や、要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可する。

エ 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告をすることができる。

また、勧告を受けた者に対し、土地の取得についての斡旋その他の必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 緊急調査及び土砂災害緊急情報

町及び県は、地すべりを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況となった場合、緊急調査を実施し、その結果に基づき重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにする。

緊急調査の結果、自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域もしくは時期が明らかに変化したと認めるときは、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係する市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講じる。

2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害に関する情報の収集

町及び県は、平常時から土砂災害警戒区域等や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、住民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

(2) 警戒避難体制の整備

町は、主として以下の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備する。

ア 町は、土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を町地域防災計画に定めるとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努める。

さらに、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

イ 町は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生危険が予想されたときは、体制の強化を図り、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）などの土砂災害発生切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を発令する。

特に高齢者等避難は要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、町は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。

また、町は、これらについて、必要に応じて銚子地方気象台、県等に助言を求める。

ウ 町は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を定

めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。

エ 町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

オ 町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、町をいくつかの区域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

カ 町は、避難指示の発令の際には、避難場所の開設に努めるが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

キ 町は、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

ク 町は、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

【土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設】

・北総育成園	・香取学園龍ヶ谷寮
・香取学園松葉寮	・香取学園瑞穂寮

3 防災知識の普及・啓発

（１）町は、住民に対し町ホームページ、広報とうのしょう、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図る。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、防災訓練の実施に努める。

（２）県は、土砂災害警戒区域等の指定箇所及び土砂災害が発生するおそれがある箇所の基礎調査結果を公表する。

また、町は、上記要配慮者利用施設が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを対象地域の住民等に対し周知することにより、住民の防災知識の普及・啓発に努める。

4 県土保全事業の推進

（１）急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、急傾斜地法第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、町と協議の上、住民の協力を得ながら順次「急傾斜地崩壊危険区域」として県が指定手続きを行う。

現在、この指定区域に含まれていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進に努める。

【千葉県急傾斜地崩壊危険区域指定基準】

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの

- (ア) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- (イ) 急傾斜地の高さが5 m以上のがけ
- (ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

イ 行為の制限

- (ア) 町は県と連携し、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。
- (イ) また、急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図るとともに、「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等に基づき移転を促進する。現在、県条例により指定されているのは、舟戸地区と稲荷入地区の2箇所である。

ウ 防止工事の実施

急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから、県費助成等を活用して順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

エ 施設整備の向上

土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれがある箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、以下について重点的に施設整備を実施する。

- (ア) 要配慮者利用施設に係る箇所
- (イ) 避難所や避難路を有する箇所
- (ウ) がけの状態が悪く緊急性の高い箇所

(2) 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

県は、調査により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区と判定した箇所を公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。県の調査によると、令和3年3月31日現在、町には山腹崩壊危険地区が14箇所あり、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区に判定された地区はない。

(3) 宅地造成地災害対策

町は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、こ

れらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令の規定に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準及び町開発指導要綱等に基づき、防災等の措置を講じ、特に丘陵地、急傾斜地においては地形、地質、気象、周辺構造物、地下水の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した盛土造成地マップを公表していく。

なお、県の工事の許可又は確認に準じ、次の事項に留意する。

ア 災害危険区域（建築基準法第39条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。

イ 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。

ウ 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

（４）盛土の崩落を防ぐ安全対策

町及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令の規定に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

5 災害に強いまちづくりの推進

町は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

町は、災害リスクを十分考慮の上、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づける。

また、町及び県は土砂災害の発生のおそれのある土地の区域について、土砂災害に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、土砂災害に強い土地利用の推進に努める。

第4節 風害予防計画

〔総務課・まちづくり課・国保東庄病院〕

台風、冬期の季節風、その他の局所的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及・啓発を図る。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、あわせて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

1 台風・竜巻等に関する知識の普及・啓発

町及び県は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下について普及・啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平常時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」がある。「予告的な気象情報」と「雷注意報」は各地の気象台から、「竜巻注意情報」は気象庁から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内 容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風が発生が予想される場合には「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風が発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部の3区域に分けて発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風を今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。 平常時を含めて常時10分ごとに発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

(2) 身を守るための知識

台風などによる気象災害から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

(ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。

(イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。

(ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。

(エ) 大粒の雨やひょうが降り出す。

イ 発生時に屋内にいる場合

(ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く。

(イ) 雨戸・シャッターを閉める。

(ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する。

(エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る。

ウ 発生時に屋外にいる場合

(ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。

(イ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。

(ウ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない。

2 農作物等の風害防止対策

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、恒久的な風害対策として、防風林や防風垣の設置、風だけでなく降雹、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網等を設置する。

3 電力・通信施設風害防止対策

電力・通信施設の風害防止対策は、関係防災機関の予防対策によるものとし、町はこれを支援する。

第5節 雪害予防計画

〔総務課・まちづくり課〕

本町は、豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結などですぐに社会機能の低下が危ぶまれるほか、特に農産物に被害が出ることなどを鑑み、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行う。

1 道路雪害防止対策

(1) 道路通行規制の実施

町及び県は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行うよう努める。

(2) 防災知識の普及

町及び県は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努める。

2 農作物等の雪害防止対策

農作物が雪害を被る場合はいろいろあるが、これを分類すると、①積雪の重さによるもの、②積雪の沈降によるもの、③積雪の移動によるもの、④長期積雪によるもの、⑤積雪の崩壊によるものの五つに分けることができる。なお、このほかにも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水のかん養によって生ずる冷水害などがあげられる。

(1) 野菜について

ア 事前対策

(ア) ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、なかでも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、金属パイプによる筋交いや中柱等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。

(イ) ビニールハウスは、積雪20cm以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に注意すると同時に、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。

イ 事後対策

(ア) 降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。

(イ) 露地野菜も降雪による凍害を受けやすいので、できる限り除雪及び融雪の促進、融雪水の排水に努める。融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防によって生育の回復を早めるようにする。

(2) 果樹について

ア 事前対策

(ア) 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。

(イ) 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置、整備を行うこと。

また「寒冷紗」や「コモ」で樹を被覆する。ただし、被覆はかけ方によって逆に荷重が加わって被害を大きくするので、樹の上部をトンガリ帽子状に被覆する。また、幼木の被覆は1樹1束とする。

(ウ) 多目的防災網は、施設及び樹体の被害を回避するため、小さくまとめるか、あらかじめ支柱から外しておく。

イ 事後対策

(ア) 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、灰等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかわたって凍害を受けるので注意する。

(イ) 融雪期間が長くなると、湿害が起こりやすいので溝を掘って排水をよくする。

(ウ) 裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。

(3) 花きについて

ア 事前対策

(ア) ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強する。特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。

(イ) ハウス屋根の積雪は20cmを超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。

(ウ) ハウス内作物の保護は、暖房器具に注意し、停電等による中断や、たき過ぎに特に注意する。

(エ) 露地ものについては、支柱を四隅に建て、マイカー線などで周囲を押さえるなど倒伏から守る。

イ 事後対策

(ア) 降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、遮光をして直射光線による害から守り、また、除雪とともに融雪に努め、施設付近に堆積しておかないこと。

融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。

(イ) 露地ものについては、降雪後くん炭等をまいて融雪に努めるとともに、明きょを掘るなどの排水対策を行い湿害から守る。

3 電力施設雪害防止対策

電力施設の雪害防止対策は、関係防災機関の予防対策によるものとし、町はこれを支援する。

4 通信施設雪害防止対策

通信施設の雪害防止対策は、関係防災機関の予防対策によるものとし、町はこれを支援する。

第6節 火災予防対策

〔総務課・まちづくり課〕

火災の予防を行い、その被害の低減を図るための対策を推進する。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、「第4編第2章 大規模火災対策」、林野火災を想定した対策については、「第4編第3章 林野火災対策」を準用する。

1 火災予防に係る立入検査

消防本部は、3月1日から7日間の春季及び11月9日から7日間の秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して、以下の項目を重点に火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

(1) 立入検査の主眼点

- ア 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- イ 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、香取広域市町村圏事務組合火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- ウ こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、香取広域市町村圏事務組合火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- エ 公衆集合場所での裸火の使用等について、香取広域市町村圏事務組合火災予防条例に違反していないかどうか。
- オ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵・取扱いの状況が、香取広域市町村圏事務組合火災予防条例に違反していないかどうか。
- カ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

2 住宅防火対策

消防本部は、住宅火災の予防とその被害の軽減を図るため、関係機関と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や住宅防火意識の普及・啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、町内すべての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

- ア 住宅用防災機器等の展示
- イ 啓発用パンフレットの作成
- ウ 講演会の開催

3 火災予防についての啓発

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間において、火災予防思想の普及のため次のような啓発活動を実施する。

- ア 火災予防運動を住民に周知させるため、火災予防運動初日の3月1日、11月9日に消防本部、署及び分団等の警鐘の打鐘の実施、消防車による広報活動
- イ 防災・防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催
- ウ 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察
- エ 商店街、小学校、保育所、病院等の消火・避難訓練

第7節 消防計画

「第2編第2章第4節 消防計画」を準用する。

第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

「第2編第2章第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備」を準用する。

第9節 情報連絡体制の整備

「第2編第2章第9節 情報連絡体制の整備」を準用する。

第10節 備蓄・物流計画

「第2編第2章第10節 備蓄・物流計画」を準用する。

第11節 防災施設の整備

「第2編第2章第11節 防災施設の整備」を準用する。

第12節 帰宅困難者等対策

〔総務課〕

帰宅困難者等対策は、大規模地震に伴う発災当初の混乱防止や人命救助活動等の円滑化を図ることから、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本方針の周知徹底や、帰宅困難者等の安全確保などの対策を図るものであるが、台風等の風水害発生時においても、鉄道を中心とした交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれる。

地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができるなど、対策にも違いがあるが、暴風や出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図る。

1 一斉帰宅の抑制

被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族などの安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先などから居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

台風等の暴風雨が Continuing している場合は、移動行動そのものが困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底が不可欠である。この基本原則を実効性のあるものとするため、具体的な取組みを実施していく。

2 情報連絡体制の整備

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨が Continuing している状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関などの関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。

このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会や、今後、各地域で町が事務局となり設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会の活用など、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。

3 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動をとるためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため町及び県は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報提供を図るとともに、県や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、東庄町防災メール、町ホームページ、SNSなどの情報発信手段についても検討していく。

4 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、風水害等により交通機関が一定期間停止した場合における施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第13節 防災体制の整備

「第2編第2章第13節 防災体制の整備」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

〔全課・機関〕

災害が発生した場合、人的被害にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害など、広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力をあげて対処するため、町、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

1 町の活動体制

町は、風水害等による災害時は、法令又は本計画の定めるところにより、県及び防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、東庄町災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、県において千葉県災害対策本部等が設置されたときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進める。

東庄町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「東庄町災害対策本部条例」の定めるところによる。

なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「災害時応急活動マニュアル」により各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証し改善を行っていく。

2 災害対策本部設置前の初動対応

「第2編第3章第1節2 災害対策本部設置前の初動対応」を準用する。

3 災害対策本部

「第2編第3章第1節3 災害対策本部」を準用する。

4 配備体制の区分・基準

配備区分に基づきあらかじめ各課で定めてある動員区分に従い、災害応急活動を実施する。なお、動員区分の適用は、被害の程度により弾力的に行う。

【風水害等配備区分・基準】

区 分		基 準	決定者
本部設置前	注意配備	①次の注意報の1つ以上が東庄町に発表され、災害の発生が予想される とき。 大雨注意報、強風注意報、洪水注意報、竜巻注意情報	総務課長
	警戒配備	①次の警報の1つ以上が東庄町に発表され、災害の発生が予想される とき。 大雨警報、暴風警報、洪水警報 ②各種警報等が発表されている状況下で、台風が通過する可能性がある とき。 ③高齢者等避難の発令が検討される災害の発生が予想される とき。	
災害対策本部	第1配備	①災害の危機が増大したとき。 ②局地災害が発生し、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生 するおそれがあるとき。 ③避難指示の発令が検討される災害の発生が予想される とき。	町長
	第2配備	①災害の危険が極めて増大したとき。 ②数地区で災害が発生し、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が 発生するおそれがあるとき。 ③緊急安全確保の発令が検討される災害の発生が予想される とき。	

【体制内容・動員区分】

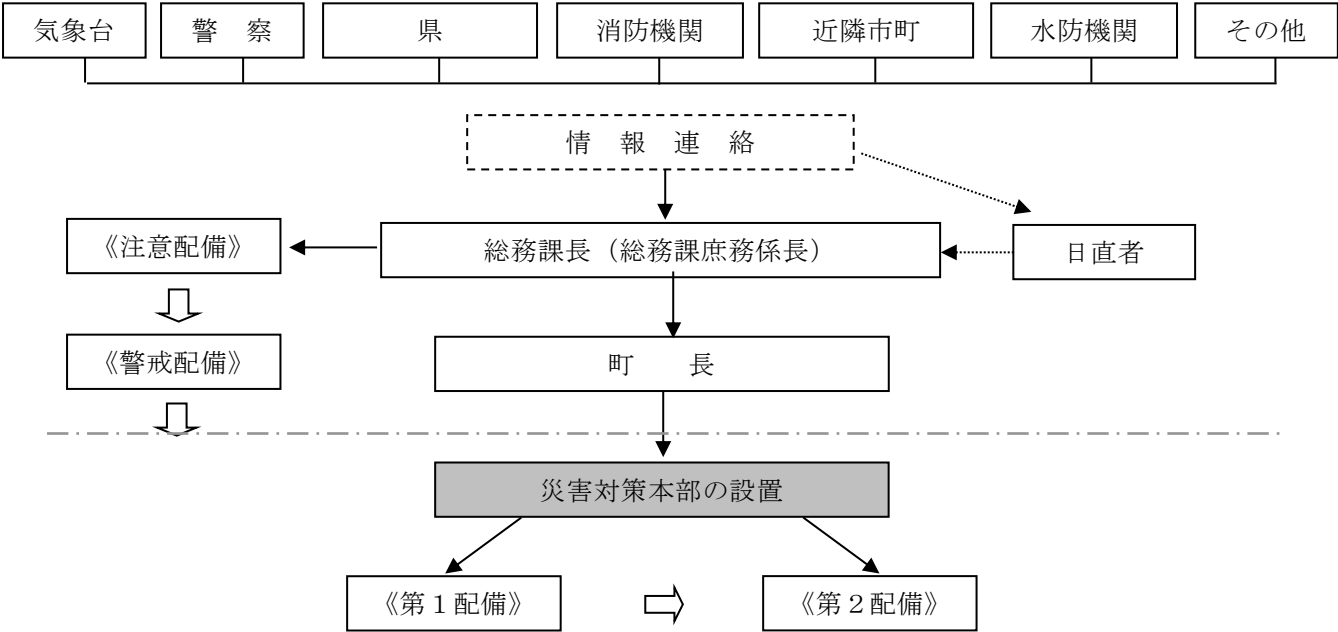
区 分		体制内容・処理事項	動員区分・担当課
本部設置前	注意配備	①総務課・まちづくり課職員で情報収集をする。 ②警戒配備に移行する際の招集連絡を確認 する。	①総務課・まちづくり課のうち定めら れた職員 ②警戒配備担当課は常時連絡がとれる 体制とする。
	警戒配備	①関係課の少数の人員で、情報収集及び連絡 活動等が円滑に行える体制をとる。 ②災害対策本部の設置に備える。	①以下の課のうち定められた職員 総務課、まちづくり課、健康福祉課、 町民課、教育課
災害対策本部	第1配備	①災害応急対策に関係ある課の所要人員で、 情報収集及び連絡活動並びに応急措置を 実施する。 ②状況により第2配備に移行し得る体制と する。	①全課の定められた職員
	第2配備	①災害対策本部全員をもって対処する体制 とし職員は全員防災業務に従事する。	①災害対策本部全員による組織配置 ②職員全員登庁又は在庁して指示を待つ。

5 動員配備の方法

町内の災害時には、あらかじめ定められた風水害時の職員の配備基準に基づき配備体制を決定し、職員の動員を行い、必要に応じ関係機関職員の出動を要請する。

(1) 動員の伝達系統及び方法

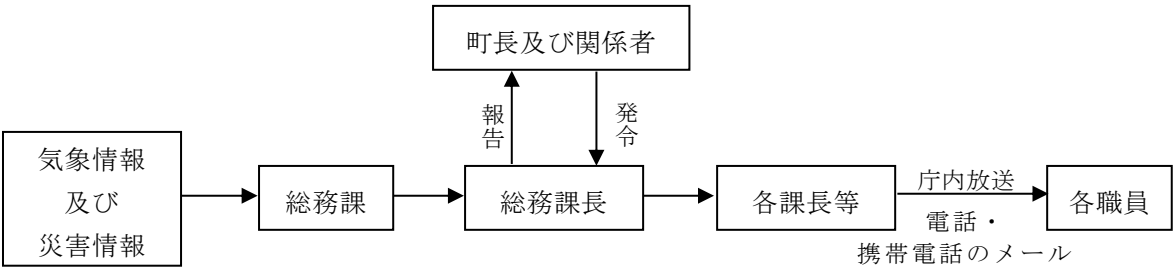
(1) 平常勤務時の伝達及び系統	総務課長は、災害対策本部が設置された場合（初動体制の場合も同じ。）、本部長（町長）の指示に従い、各課長等に対し決定した配備体制を指令する。各課長等は、直ちに所属職員に連絡し、これを指揮して所掌事務又は業務を実施する体制を確立する。
(2) 休日又は退庁後の伝達	日直者及び連絡担当者は、次に掲げる情報を収受又は察知したときは、直ちに総務課長・総務課庶務係長に連絡して指示をあおぎ、必要に応じ関係課長に連絡する。 ① 気象警報が発表されたとき。 ② 災害が発生し、又は災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。 ③ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき



(2) 連絡の方法

災害対策本部の設置、配備体制の決定及び動員通知は、庁内放送、電話・携帯電話のメール等を併用し、最も迅速・確実な方法で行う。

【連絡系統図】



6 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

「第2編第3章第1節6 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携」を準用する。

7 県への応援要請

「第2編第3章第1節7 県への応援要請」を準用する。

8 災害救助法の適用手続き等

「第2編第3章第1節8 災害救助法の適用手続き等」を準用する。

第2節 情報収集・伝達体制

〔全課・機関〕

災害時には、被害を最小限にとどめるため気象情報等の防災情報及び被害情報を一刻も早く地域住民等へ伝達することが必要である。特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

1 通信体制

「第2編第3章第2節1 通信体制」を準用する。

2 気象注意報・警報等の収集・伝達及び気象業務組織

(1) 注意報・警報等の伝達体制の確立

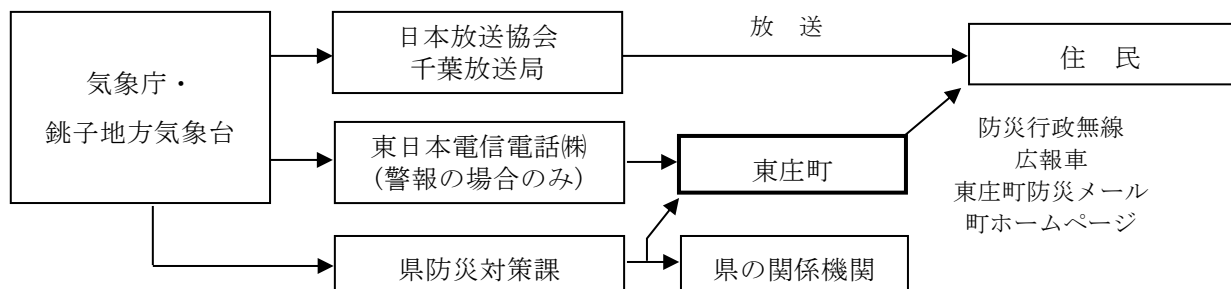
注意報・警報等伝達体制を確立し、関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう努める。また、県防災情報システムにより注意報、警報等が表示された場合、確認作業を行い、気象観測情報を収集する。

(2) 気象注意報・警報・情報の発表及び伝達

気象注意報・警報は、県防災行政無線電話、県防災情報システム、一般加入電話等で町に通報される。

住民に対する広報は、防災行政無線及び広報車、東庄町防災メール、町ホームページにより行うとともに、必要に応じ消防団等に通知し出動の準備を要請する。

【気象注意報・警報伝達系統】



(3) 異常現象発見の際の手続き

ア 災害対策基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報する。

イ 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報する。

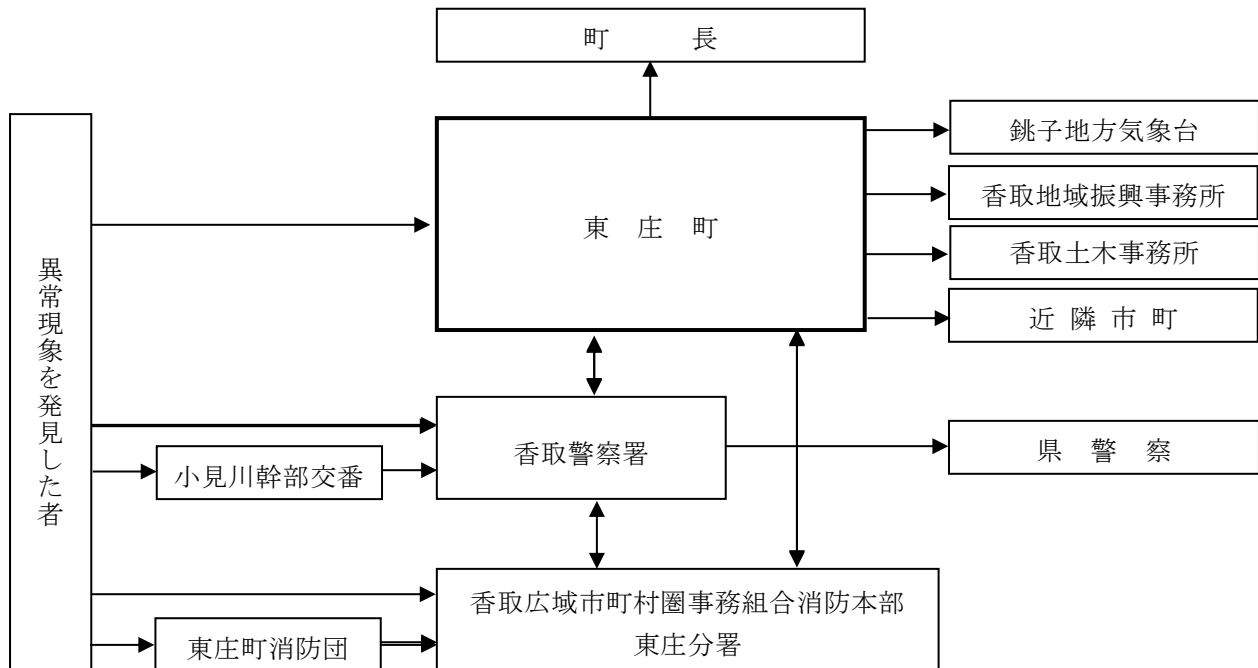
ウ 上記ア及びイにより通報を受けた町長は、直ちに下記の機関に通報する。

(ア) 銚子地方気象台

(イ) その災害に関係のある近隣市町

(ウ) 香取地域振興事務所、香取土木事務所及び香取警察署

【通報系統】



(4) 気象業務組織

本町の予報区及び注意報・警報に用いる細分区域名は次のとおりである。

【細分区域名】

府県予報区 (担当気象官署)	一次細分区域名	市町村等をまとめた 地域の区域名	二次細分区域名
千葉県 (銚子地方気象台)	北東部	香取・海匝	東庄町

(注) 警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

3 気象に関する情報

(1) 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所がキキクル（警報の危険度分布）、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等で発表される。

【特別警報・警報・注意報の概要】

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ 著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある 場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、 その旨を注意して行う予報

【特別警報・警報・注意報の種類と概要】

特別警報・警報・注意報 の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報 （浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事 項が明記される。 災害が既に発生していることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき に発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき に発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大 きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うこと による視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと きに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生す るおそれが著しく大きいときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され る。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土 砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生する おそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、 河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され る。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障 害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表さ れる。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれ があると予想されたときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

※ 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

(2) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布等）

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりを洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(3) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県）で発表される。

大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(4) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、千葉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(5) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度がさらに高まったとき、市

町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（土砂災害警戒区域のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く。）を特定して警戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

（6）記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）し、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

（7）火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに銚子地方気象台長が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて市町村や消防本部に伝達される。火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一である。ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。

（8）線状降水帯に関する各種情報

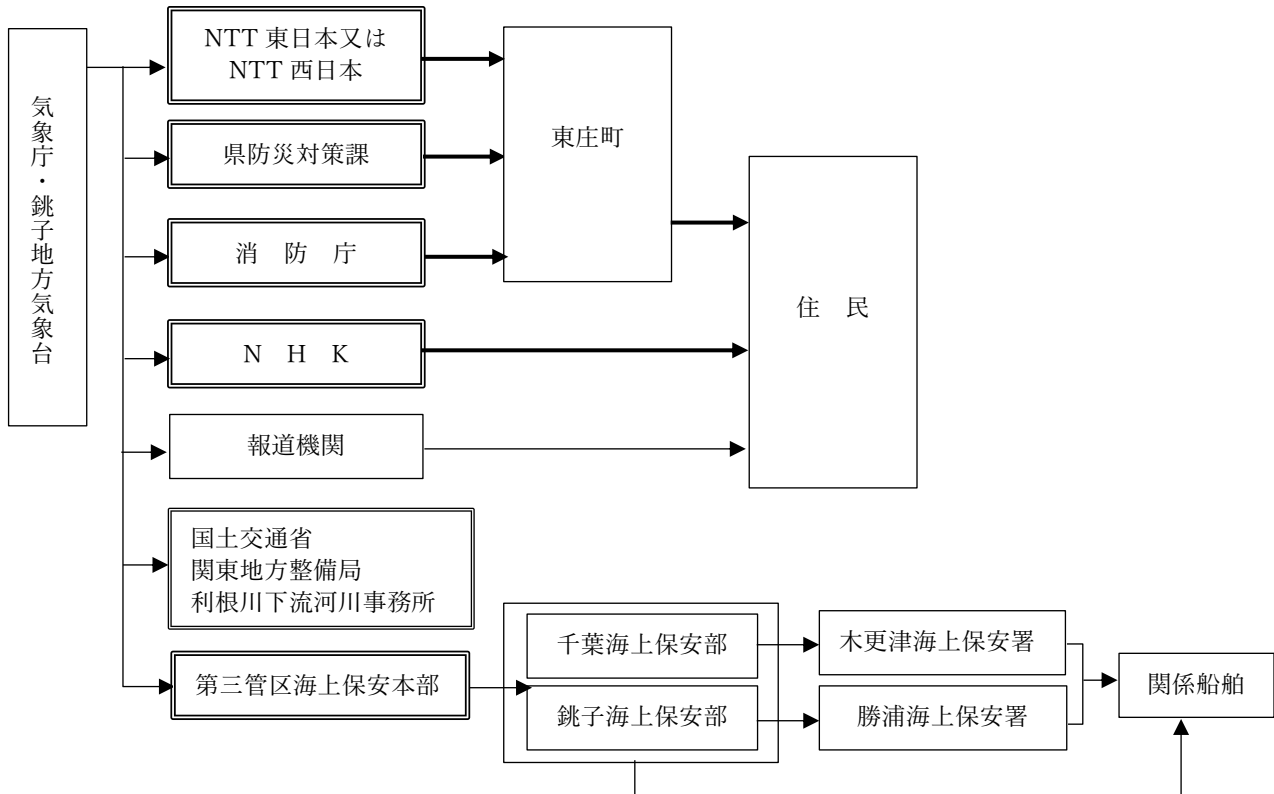
大雨による災害発生の危険度が急激に高まっているなかで、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを用いて、「顕著な大雨に関する気象情報」（府県気象情報の一種）が発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

この線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合には、半日程度前から府県気象情報で発表される。

なお、実況の気象状況で、この情報が発表されたときは、避難が必要とされる警戒レベル4相当以上の状況となる。

(9) 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図

【伝達系統図】



- 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号並びに第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 2 太線矢印の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象情報伝送処理システム（アデス）」等により行う。
- 4 障害等により上記3の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。

【警報・注意報の具体的な発表基準】

(令和6年5月23日現在)
発表官署 銚子地方気象台

東庄町	府県予報区			千葉県	
	一次細分区域			北東部	
	市町村等をまとめた地域			香取・海匝	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	132	
	洪水	流域雨量指数基準	黒部川流域＝25.8、桁沼川流域＝8.3		
		複合基準＊1	－		
		指定河川洪水予報による基準	利根川下流部〔横利根〕		
	暴風	平均風速	20m/s		
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
	波浪	有義波高	－		
	高潮	潮位	－		
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準		12	
		土壌雨量指数基準		92	
	洪水	流域雨量指数基準		黒部川流域＝20.6、桁沼川流域＝6.6	
		複合基準＊1		黒部川流域＝(10, 16.5)、桁沼川流域＝(6, 3.8)、利根川流域＝(6, 133.3)	
		指定河川洪水予報による基準		利根川下流部〔横利根〕	
	強風	平均風速		13m/s	
	風雪	平均風速		13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高		－	
	高潮	潮位		－	
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	－			
	濃霧	視程	視程100m		
	乾燥	最小湿度30％で、実行湿度60％			
	なだれ	－			
	低温	夏季（最低気温）：銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季（最低気温）：銚子地方気象台で-3℃、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下			
	霜	晩霜期に最低気温4℃以下			
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm		

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している。

【市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説】

- ア 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。
特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- イ 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると

予想される市町村等に対して発表する。

- ウ 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- エ 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- オ 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- カ 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- キ 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- ク 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km 四方ごとに設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方ごとの基準値については、別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- ケ 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- コ 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- サ 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- シ 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- ス 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- セ 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害に関わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【雨を要因とする特別警報の指標】

下記のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を 発表する。	
（土砂災害） 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km 格子がおおむね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。	（浸水害） 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。 ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1 km 格子がおおむね30個以上まとまって出現。 ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1 km 格子がおおむね20個以上まとまって出現。

※激しい雨：1時間におおむね30mm以上の雨

【雨に関する50年に一度の値】

（令和4年3月24日現在）

地 域				50年に一度の値		
府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	48時間降水量（mm）	3時間降水量（mm）	土壌雨量指数
千葉県	北東部	香取・海匝	東庄町	332	155	220

【台風等を要因とする特別警報の指標】

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa 以下又は最大風速50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。	
台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風等の警報を特別警報として発表する。	温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）等の警報を、特別警報として発表する。

【雪を要因とする特別警報の指標】

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

【雪に関する50年に一度の値】（東庄町に近い地点）

（令和5年11月1日現在）

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深（cm）	既往最新積雪（cm）
千葉県	銚子	4	17

(10) 注意報・警報（以下、特別警報も含む。）の取扱い

ア 注意報及び警報の切替え、解除

注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われた時に切替えられ、解除されるまで継続する。注意報及び警報の一部を変えるとき又は新しい事項を追加する必要がある場合は、新たな注意報又は警報を行い切り替える。

注意報・警報の必要がなくなった場合は、その注意報・警報を解除する。

(11) 気象警報通報

この通報は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）第15条の規定に基づき、気象警報を住民に対して、迅速かつ確実に周知徹底させることを目的としている。

ア 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

イ 台風に関する気象情報

台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する。

ウ 記録的短時間大雨情報

数年に1度しか起こらないような、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測し、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合、記録的短時間大雨情報を発表する。

エ 竜巻注意情報

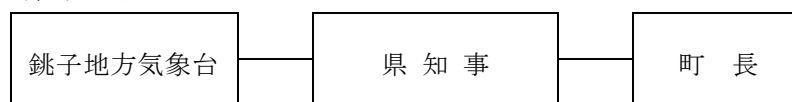
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

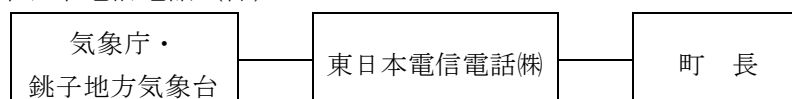
オ 通報系統

(ア) 通報系統

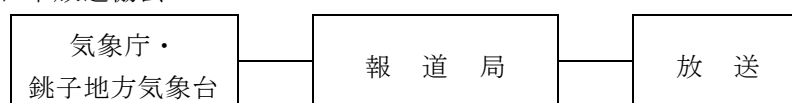
a 千葉県知事



b 東日本電信電話（株）



c 日本放送協会



d その他警察庁、国土交通省、県等の県内機関及び報道関係等に通報する。

(イ) 東日本電信電話（株）への電文は下記のとおり

気象警報	暴風警報	ボウフウ
	暴風警報解除	ボウフウカイジョ
	暴風雪警報	ボウフウセツ
	暴風雪警報解除	ボウフウセツカイジョ
	大雨警報	オオアメ
	大雨警報解除	オオアメカイジョ
	大雪警報	オオユキ
	大雪警報解除	オオユキカイジョ
洪水警報	洪水警報	コウズイ
	洪水警報解除	コウズイカイジョ

4 被害情報等収集・報告

「第2編第3章第2節5 被害情報等収集・報告」を準用する。

5 災害時の広報

「第2編第3章第2節6 災害時の広報」を準用する。

第3節 水防計画

〔総務課・まちづくり課〕

町内の各河川等に対し、水防上必要な監視、警戒、予防等を行うとともに水閘門の操作、消防本部や県及び近隣水防管理団体等との協力、水防資材及び設備の運用等を実施し被害の軽減を図る。

1 水防の目的

洪水、内水氾濫等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって、町内の各河川等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡、輸送及び水閘門の操作を行う。

また、水防のための消防機関等の活動、近隣水防管理団体間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備運用等を実施する。

2 水防の責任

(1) 町（水防管理団体）

水防管理団体である町は、水防計画並びに各々の水防計画に基づき各々その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 県

県(水防本部)は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。

(3) 知事は、指定した河川、湖沼又は海岸について洪水又は高潮等により相当の損害を生ずるおそれがあると認めたときは水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。

(4) 一般住民

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域でともに助け合い、進んで水防に協力しなければならない。

3 安全配慮

洪水に対応する際は、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

(1) 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

ア 水防活動時にはライフジャケットを着用する。

イ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

ウ 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

エ 水防活動は、原則として複数人で行う。

オ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。

カ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。

キ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。

- ク 指揮者は水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ケ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- コ 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

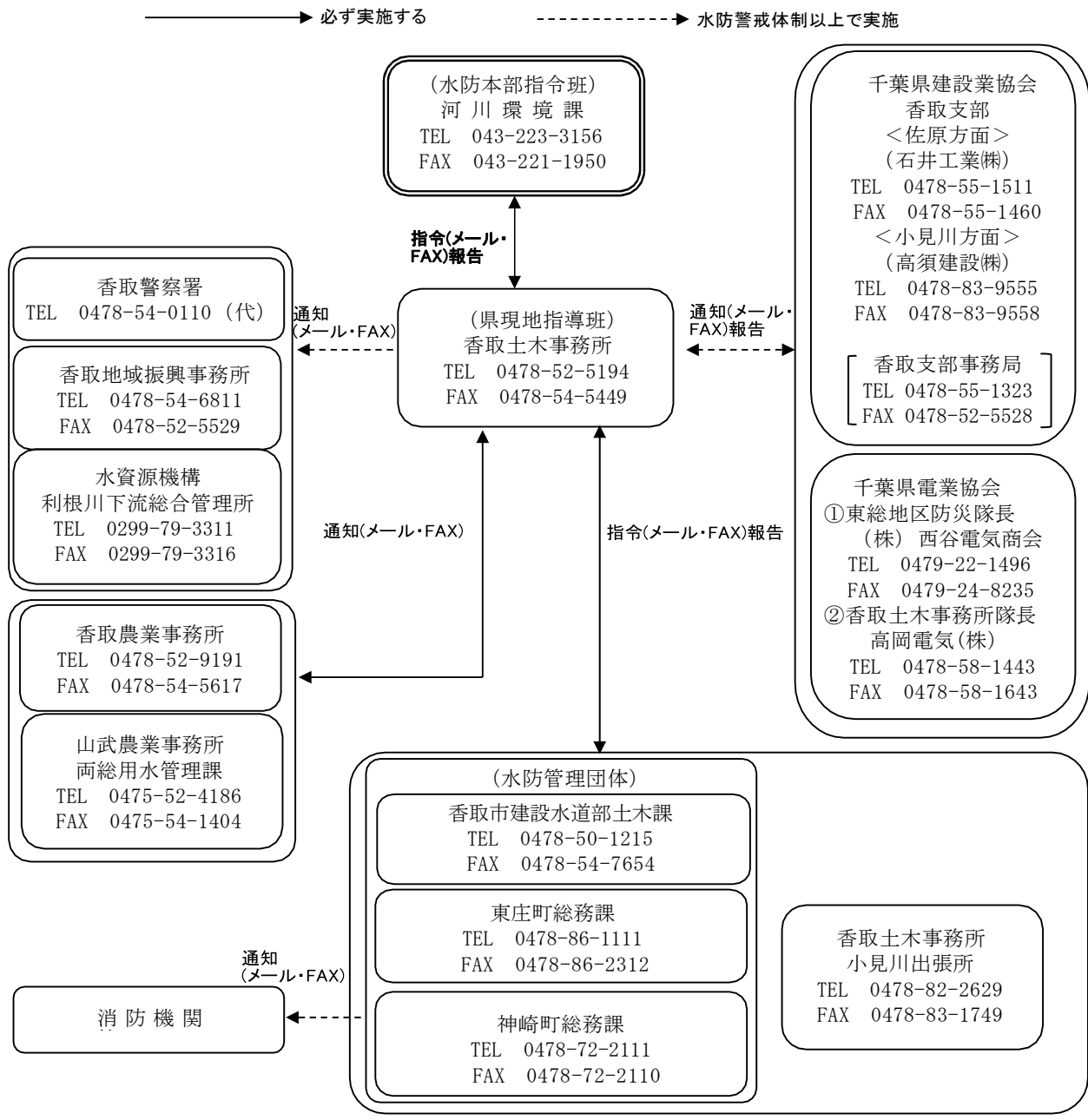
4 水防組織

水防管理者（町長）は、洪水その他による水災の発生又は発生するおそれがあるとき、又は水防警報の通知を受け、必要があると認めたときは、「第2編第3章第1節 災害対策本部活動」の定めるところにより災害対策本部を設置し、水防に関する事務を処理する。

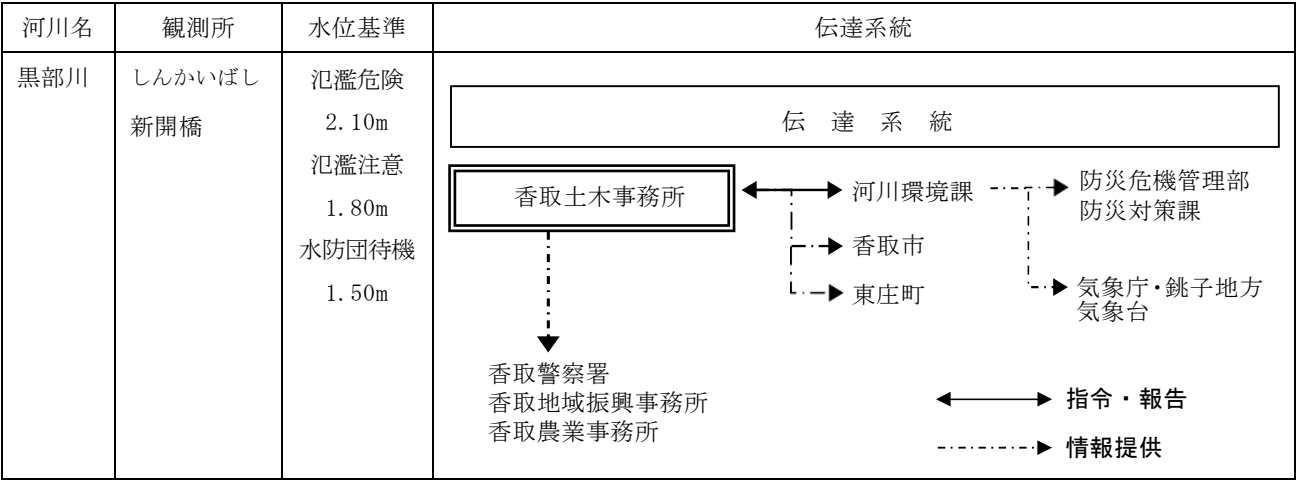
5 連絡系統

香取土木事務所管内の連絡系統は次のとおりである。

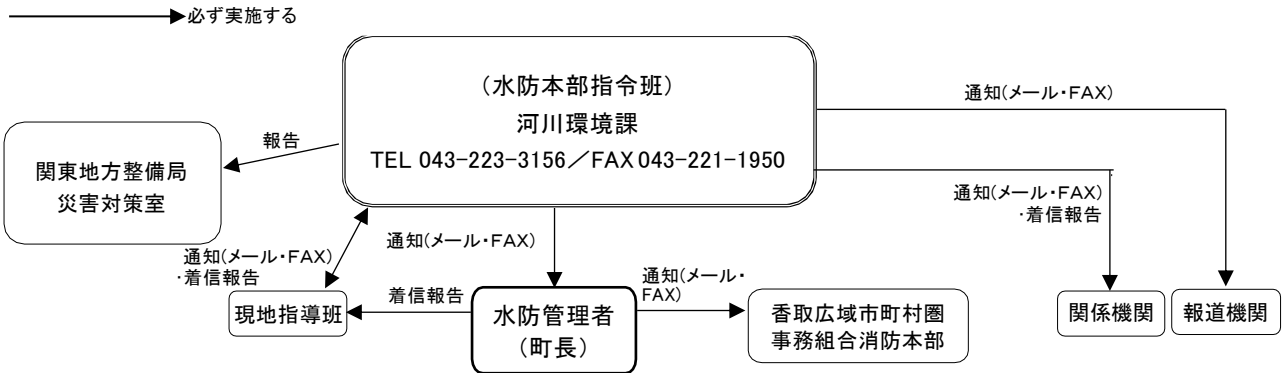
【水防本部水防指令情報伝達系統 香取土木事務所】



水防警報伝達系統 香取土木事務所



【氾濫危険情報の伝達系統】



6 水防管理団体

水防法第2条第2項による水防管理団体である町は、区域内の河川等で水防を必要とする箇所を警戒防御するため、水防又は消防機関を組織しておく。

(1) 水防管理団体の配備

ア 水防団員の配備

水防管理団体員（水防事務担当者）の配備については千葉県水防本部員に準ずるものとし、町はあらかじめその体制を整備する。

イ 作業員に対する出動準備並びに出動

(ア) 概要

水防警報が発せられたとき、水位が知事の定める氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、県の水防計画で定めるところにより消防機関等を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。（水防法第17条）

その基準はおおむね次のとおりである。

a 出動準備

水防管理者（水防管理団体の長）は次の場合、管轄する消防機関等に対し出動準備をさせる。

- (a) 水防警報により待機又は準備の指令が発表されたとき。
- (b) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達して、なお上昇のおそれがある、かつ出動の必要が予測される時。
- (c) 上記のほか、水防管理者（町長）が水防上必要であると認めたとき。

(イ) 出動

水防管理者(町長)は次の場合直ちに管轄する消防機関等を出動させ警戒配置につかせる。

- a 水防警報により出動の指令が発表されたとき。
- b 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- c 上記のほか、水防管理者（町長）が水防上必要であると認めたとき。

7 水防訓練

町は、県の実施する水防訓練に参加する。

8 洪水予報・水防警報

(1) 気象庁が単独で行う洪水の予報

ア 洪水予報

気象庁長官は、気象等の状況によって洪水のおそれがあると認めたとき、水防法第10条第1項及び気象業務法第14条の2の規定に基づき、その状況を国土交通大臣及び千葉県知事に通知し、さらに必要に応じ一般に周知しなければならない。

イ 予警報の種類

水防活動に関する予報警報の種類は次のとおりである。

【水防活動に関する予報警報の種類】

銚子地方気象台

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される。
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

※気象庁が単独で行う洪水予報は、河川の水位、流量の記載が示されていない。

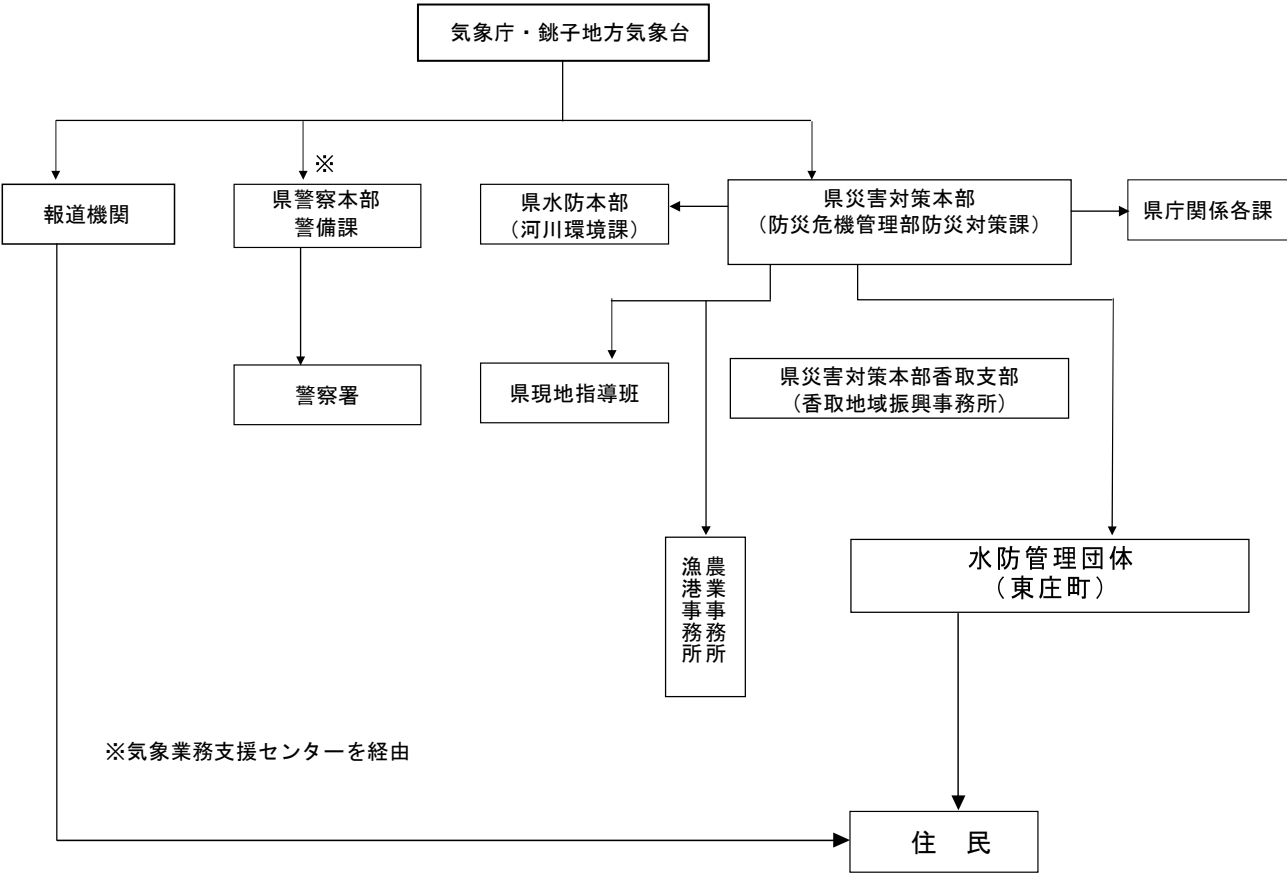
（大雨警報・洪水警報等を補足する情報）

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分ごとに更新）。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上でおおむね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分ごとに更新）。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分ごとに更新）。

（2）気象情報伝達系統図

【気象情報伝達系統図】



(3) 県知事が行う水防警報等

ア 県知事が行う水防警報（水防法第16条）

河川・海岸名	観測所名	所在地	零点高 (m)	水防団待機 (通報) 水位 (m)	氾濫注意 (警戒) 水位 (m)
(一) 黒部川	新開橋	香取市小見川	YP-0.17	1.50	1.80

イ 県知事が行う水位情報の通知及び周知（水防法第13条）

河川名	観測所名	所在地	零点高 (m)	水防団待機 (通報) 水位 (m)	氾濫注意 (警戒) 水位 (m)	氾濫危険 (特別警戒) 水位 (m)
(一) 黒部川	新開橋	香取市小見川	YP-0.17	1.50	1.80	2.10

ウ 水防警報の種類、内容及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

【水防警報の種類、内容及び発表基準】

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	利根川氾濫注意情報（洪水注意報）等により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき、又は水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な堤防から水があふれる・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	利根川氾濫危険情報（洪水警報）等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

(4) 国土交通大臣が行う洪水予報・水防警報等

ア 関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき国土交通大臣が指定し、水位流量を示して、洪水の予報を行う本町に関係ある河川は次のとおりとし、氾濫後の水位情報等についても同様とする。

なお、関東地方整備局と気象庁が共同して行う洪水予報は、河川の水位流量を示して行う。

【洪水予報河川】

河川名	実施区域	基準地点
利根川 (下流部)	左岸 茨城県稲敷郡河内町生板鍋子新田1842番9号地先～海まで 右岸 千葉県印旛郡栄町大字西字耕地650番6地先～海まで	横利根

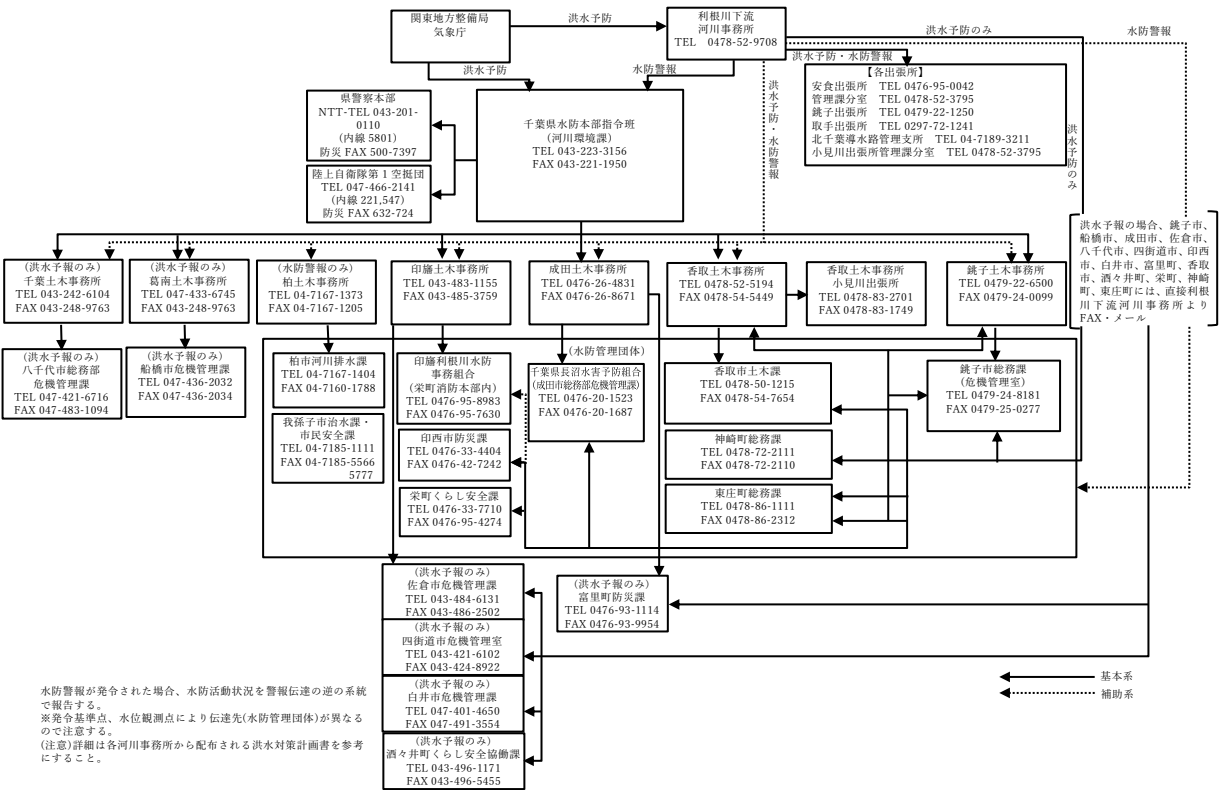
【洪水予報の種類】

種類	内容
利根川(下流部) 氾濫注意情報 (洪水注意報)	洪水のおそれがあるときに与えられる注意報(予報地点のいずれかの1地点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)を超える洪水となることが予想されるとき発表)
利根川下流部 氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達すると見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれる場合
利根川下流部 氾濫危険情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位(危険水位)に到達したときあるいは、急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位(危険水位)を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき速やかに発表する。
利根川下流部 氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫発生情報(洪水警報)は、氾濫が発生した後速やかに発表する。

【伝達系統(基本系及び責任者)】

伝達担当官署	河川名	発表者 (通知責任者)	受信者 (受報責任者)	伝達方法
国土交通省 関東地方整備局	利根川 下流部	関東地方整備局 (水災害予報センター長)	千葉県 水防本部指令班 (河川環境課長)	マイクロファックス 国土交通省専用電話 N T T線、Eメール

イ 洪水予報・水防警報伝達系統概要図
(利根川：利根川下流河川事務所管理区間)



9 情報収集及び巡視、警戒

(1) 雨の強さと降り方の目安

1 時間雨量 (mm)	10以上～ 20未満	20以上～ 30未満	30以上～ 50未満	50以上～ 80未満	80以上
予報用語	やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
人の受けるイメ ージ	ざーざーと降る	どしゃ降り	バケツをひっくり 返したような雨	滝のように降る (ゴーゴーと降り 続く)	息苦しい圧迫感、 恐怖を感じる
人への影響	地面からの跳ね返 りで足元が濡れる	傘をさしていても濡れる		傘は全く役に立たなくなる	
屋内（木造）	雨の音で話し声が よく聞き取れない	寝ている人の半数ぐらいが雨に気づく			
屋外の様子	地面一面に水たまりができる		道路が川のように なる	水しぶきで辺り一面が白っぽくなり、 視界が悪くなる	
車に乗っていて		ワイパーを速くし ても見づらい	高速走行時車輪と 路面の間に水膜が 生じ、ブレーキが 効かなくなる (ハイドロプレー ニング現象)	車の運転は危険	
災害発生状況	この程度の雨でも 長時間続くときは 注意が必要	側溝や下水、小さ な川があふれ、小 規模のがけ崩れが 始まる	- 山崩れ、がけ崩 れが起きやすく なり危険地帯で は避難の準備が 必要 - 都市では下水管 から雨水があふ れる	- 都市部では地下 室や地下街に雨 水が流れ込む場 合がある - マンホールから 水が噴出する - 土石流が起こり やすい - 多くの災害が発 生する	雨による大規 模な災害の発 生するおそれ が強く、厳重な 警戒が必要

(2) 情報収集手段

ア 県が行う情報提供

(ア) 水防本部職員専用情報

a 「水防情報システム（雨量水位観測情報）」パソコン版

<http://suibo2.bousai.pref.chiba.lg.jp/>（ID・PW 必要）

b 「土砂災害警戒情報システム」パソコン版

総務課（ID・PW 必要）<http://dosyabo.bousai.pref.chiba.lg.jp/chibaDosya/web/top>

c 「千葉県砂防GIS」パソコン版

<http://sabogis.bousai.pref.chiba.lg.jp/webGIS/map.aspx>（ID・PW 必要）

(イ) 一般向け情報提供

a 「千葉県防災ポータルサイト」（雨量水位観測情報、気象注警報）

パソコン版 <https://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/>

※雨量水位観測情報は下記 URL で直接アクセス可能

<http://suibo.bousai.pref.chiba.lg.jp/>

イ 国が行う情報提供

(ア) 行政向け

- a 国土交通省「統一河川情報システム」
パソコン版 <http://city.river.go.jp/> (ID・PW 必要)
提供情報：雨量水位情報、レーダー観測情報、水防警報洪水予報 等

(イ) 一般向け

- a 国土交通省「川の防災情報」
パソコン版 <http://www.river.go.jp/>
携帯電話版 <http://i.river.go.jp/>
提供情報：雨量水位情報、河川監視カメラ映像、レーダー観測情報、水防警報洪水予報 等
- b 国土交通省「ハザードマップポータルサイト」
<https://disaportal.gsi.go.jp/>
- c 銚子地方気象台
<https://www.jma-net.go.jp/choshi>
- d 気象庁
<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
提供情報：各種気象情報、キキクル（各種危険度分布等）

(3) 報道機関を通じた情報提供

水位周知河川に指定された河川において、水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達した時に、氾濫危険情報の周知として、報道機関へ千葉県報道広報課を通じて情報提供され放送される。

テレビ	ラジオ
・千葉テレビ放送(株) ・NHK (日本放送協会千葉放送局)	・NHK千葉放送局(FM放送) 千葉 80.7、館山 79.0、白浜 82.9、勝浦 83.7、銚子 83.9 (MHz) ・(株)ニッポン放送 AM放送:1242(kHz) FM放送:93.0(MHz) ・(株)ベイエフエム (FM放送) 千葉 78.0 館山 77.7 白浜 79.7 勝浦 87.4 銚子 79.3(MHz)

(4) その他

- ア 気象注意報警報等について
銚子地方気象台 ホットライン
- イ その他インターネットなどの情報提供サイト
日本気象協会 <https://tenki.jp/>

(5) 巡視（平常時）

水防法第9条に基づく巡視の要領又は基準は次のとおりとする。

水防管理者（町長）、消防本部長は、管轄する区域内の河川等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該施設管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(6) 警戒（出水時）

ア 洪水

水防管理者（町長）、消防本部長は出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、被害箇所、その他重要な箇所を中心として巡回し、特に次の状態に注意し異常を発見した場合は直ちに県現地指導班に報告するとともに水防活動を開始する。

（ア）堤防斜面の居住地側で漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

（イ）堤防斜面の川側で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

（ウ）堤防上面の亀裂又は沈下

（エ）堤防から水があふれる状況

（オ）水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合

（カ）橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

(7) 緊急通行

ア 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

イ 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

(8) 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

(9) 避難のための立ち退き

水防法第29条の規定に基づき洪水等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防本部長、その命を受けた水防本部構成員又は水防管理者は、必要と認める区域の住民に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者（町長）が指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨通知しなければならない。

水防管理者（町長）は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を香取土木事務所長等に速やかに報告し、香取土木事務所長等は水防本部長に報告する。

水防管理者（町長）は、当該区域を管轄する香取警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておく。

(10) 決壊時の処置並びに決壊後の処置

ア 水防法25条の規定に基づき、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき（地震による場合も含む。）は、水防管理者（町長）、消防本部長は、直ちにこれを関係者（当該施設管理者並びに管轄する県現地指導班）に通報しなければならない。

イ 利根川筋における取扱いについては前記の処置と同時に「8（4）イ 洪水予報・水防警報伝達系統概要図」の逆の系統で、直ちに関係機関（国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所）に報告しなければならない。

(11) 水防配備の解除

ア 県の水防配備の解除

県水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

イ 水防管理団体（町）の水防配備の解除

水防管理者（町長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

なお、配備を解除したときは、県現地指導班を通じ水防本部指令班（河川環境課）に報告する。

(12) 協力応援

ア 応援体制

水防法第23条の規定に基づき、水防のため緊急の必要あるときは、水防管理者（町長）は、他の水防管理者又は市町村長、消防長に対して応援を求めることができる。

応援体制については、あらかじめ水防計画書に記載しておくこととする。

イ 応急対策に関する協力要請

水防本部は、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」に基づき、風水害等の災害が発生するおそれのある場合の防止、及び災害が発生した場合の応急対策に関わる業務の施行に関し、下記協会に要請することができる。

一般社団法人	千葉県建設業協会
一般社団法人	千葉県電業協会
公益社団法人	千葉県測量設計業協会
一般社団法人	千葉県地質調査業協会
一般社団法人	関東地質調査業協会千葉県支部
一般社団法人	千葉県建設コンサルタント業協会
一般社団法人	建設コンサルタンツ協会関東支部
一般社団法人	日本埋立浚渫協会関東支部

ウ 水防体制の強化

（ア）警察官の援助要請

水防法第22条の規定に基づき、水防管理者は水防のため水防区域の立入禁止、盗難予防、避難立ち退きのための誘導及び緊急輸送等必要があると認めるときは警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(イ) 車両の移動等の措置命令、強制措置等について

災害対策基本法の一部を改正する法律（平成26年11月21日公布）により、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者による緊急通行車両の通行の確保のための措置等の規定が新たに盛り込まれ、道路管理者、警察官及び消防本部等は、車両の移動等の措置命令、強制措置等の行為が可能となったことから、水防管理者（町長）は警察署及び道路管理者等と密接な連絡をとって、水防体制の強化を図ることとする。

なお、消防本部は、警察官がいない場合に限りこのような措置を講ずることができる。

(ウ) 自衛衛隊の災害派遣要請

自衛隊派遣要請に基づき、町長は知事に自衛隊の災害派遣要請の要求をすることができる。

(エ) 国土交通省関東地方整備局が所有する災害対策用資機材の派遣要請

自治体は国土交通省関東地方整備局が所有する災害対策用資機材の派遣を要請することができる。なお、派遣要請の受付窓口は国土交通省関東地方整備局企画部防災課及び最寄りの事務所となっている。

・ 関東地方整備局防災室 電話 048-600-1333、FAX 048-600-1376

(13) 水防報告

ア 緊急報告

水防管理者（町長）が県現地指導班長に緊急に報告すべき事項は次のとおりとする。

(ア) 消防機関等を出動させたとき。

(イ) 他の水防管理者に応援を要求したとき。

(ウ) 堤防が決壊、氾濫したとき。

(エ) その他必要と認める事態の生じたとき。

イ 水防顛末報告

水防が終結したときは遅滞なく次の事項を取りまとめて、水防管理者（町長）は水防活動実施報告書様式別紙様式により管轄する県現地指導班長に報告し、これを保管しなければならない。（水防法第47条第1項、第2項）

(ア) 降雨並びに水位記録

(イ) 出動並びに水防解除の時刻

(ウ) 消防機関等に属する者の出動の時刻及び人員

(エ) 水防作業の状況

(オ) 堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果

(カ) 使用資器材の種類及び員数とその消耗分及び回収分

(キ) 水防法第21条による収用又は使用の器具、資器材の種類、員数及び使用場所

(ク) 障害物を処分した数量及びその事由、並びに除却の場所

(ケ) 土地を一時使用したときはその箇所及び所有者名とその事由

(コ) 他の水防管理者又は消防長に対して、応援を求めたときはその状況

(サ) 居住者出動の状況

(シ) 警察官の出動状況

(ス) 県現地指導班の出動人員名簿

- (セ) 立ち退きの状況及びそれを指示した事由
- (ソ) 水防関係者の死傷
- (タ) 殊勲者及びその功績
- (チ) 雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- (ツ) 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況
- (テ) その他必要となる事項
- (ト) 社団法人千葉県建設業協会及び電業協会の協力要請状況

第4節 避難計画

〔総務課・町民課・健康福祉課〕

風水害等による災害に際し、住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。この際、避難行動要支援者の安全避難について、特に留意する。

なお、避難場所への避難よりも屋内での待避が安全な場合には、屋内にとどまることのほか、建物の2階以上や屋上等上階への移動を指示する。

1 計画方針

「第2編第3章第3節1 計画内容」を準用する。

2 実施機関

「第2編第3章第3節2 実施機関」を準用する。

3 避難の指示等

- (1) 災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、関係法令の規定やガイドラインに基づき、避難の指示等を行う。

ア 町長の措置

(ア) 町長は、火災、がけ崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体の危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの指示等又は指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「緊急安全確保」等の安全確保措置を指示する。

町長は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

町長は、避難の指示等を行う場合、必要に応じて銚子地方気象台や利根川下流河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求める。

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施すべき立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

- (イ) 町長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮し、国が作成した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害、高潮に対しては5段階の警戒レベルを導入する。

また、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に利根川下流河川管理事務所と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

- (ウ) 町長は、住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動や、「緊急安全確保」といった適切な行動を住民がとれるように努める。

また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じたエリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

イ 警察官等の措置

警察官は、災害の発生により、住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が措置をとることができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、直ちに当該地域住民に避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。

警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民等に避難のための立ち退きを指示する。

なお、立ち退き又は緊急安全確保措置を指示した場合は、直ちに町長へ通知する。

また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内での待避等緊急安全確保措置を指示する。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に当該区域からの退去を命じることができる。

エ 知事等の措置

知事又はその命を受けた水防本部構成員は洪水及び地すべり等により著しく危険が切迫していると認めるときは危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示する。

(2) 高齢者等避難、避難指示等の内容

町長等が高齢者等避難の発表や避難の指示等を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 高齢者等避難、避難指示等の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は防災行政無線、東庄町防災メール、町ホームページ、広報車等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て周知徹底を図る。

イ 関係機関の相互連絡

町、県、県警察及び自衛隊は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

(4) 避難指示等の基準

【判断基準】

区 分		判 断 基 準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	洪 水	1 相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 2 大雨・洪水警報が発表されたときで、必要と判断した場合 3 指定河川洪水予報 [利根川(洪水予報河川)] ① 利根川の横利根水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)である3.90mに到達し、かつ水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 ② 利根川の横利根水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)に到達する予測が発表されている場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合) ③ 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合 [黒部川(水位周知河川)] 黒部川水防警報(新開橋：氾濫注意水位)が発表され、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 新開橋地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ② 黒部川の洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合) ③ 新開橋地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 4 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 5 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 6 近隣での浸水や、河川・水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により、浸水のおそれがあると見込まれる場合
	土 砂 災 害	1 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で「警戒(赤)」となった場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に到達することが想定される場合 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など(夕刻時点で発令)
避難指示 【警戒レベル4】	洪 水	1 相当な豪雨で、災害の発生が予想される場合 2 大雨・洪水警報が発表されたときで、必要と判断した場合 3 指定河川洪水予報 [利根川(洪水予報河川)] ① 利根川の横利根水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)である4.40mに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 ② 利根川の横利根水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)である4.40mに到達していないものの、氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合 ③ 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」になった場合

		[黒部川(水位周知河川)] 黒部川水防警報(新開橋：氾濫注意水位)が発表され、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 新開橋地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ② 黒部川の洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合) ③ 新開橋地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 4 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 5 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 6 近隣での浸水や、河川・水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により、浸水の危険が高い場合
	土砂災害	1 土砂災害警戒情報が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」となった場合 3 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 5 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合
	洪水	1 決壊や越水・溢水が発生した場合 2 大雨特別警報(浸水害)が発表されたとき 3 指定河川洪水予報 [利根川(洪水予報河川)] ① 利根川の横利根水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達した場合 ② 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合 [黒部川(水位周知河川)] 黒部川水防警報(新開橋：氾濫危険水位)が発表され、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 新開橋水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合 ② 黒部川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫(黒)」が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で大雨特別警報(浸水害)の基準に到達した場合) 4 緊急安全確保の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 5 堤防に異常な溢水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 6 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する。)
緊急安全確保 【警戒レベル5】	土砂災害	1 大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」となった場合 3 土砂災害が発生が確認された場合 4 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合

		5 避難指示による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を居住者等に促す必要がある場合

※洪水等・土砂災害において、避難のための立ち退きを行うことにより生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合には、「屋内での待機等の指示」を出す場合がある。

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位
利根川	横利根	茨城県稲敷市西代	2.10m	2.85m	3.90m	4.40m
黒部川	新開橋	千葉県香取市小見川	1.50m	1.80m	—	2.10m

4 避難の誘導等

「第2編第3章第3節4 避難誘導等」を準用する。

5 警戒区域の設定

「第2編第3章第3節5 警戒区域の設定」を準用する。

6 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への対応

町は、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内の、要配慮者利用施設に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報を伝達するとともに、避難誘導に関しては、住民組織の協力を得るなどした、地域ぐるみで安全確保を図る。

7 避難所等の開設・運営

「第2編第3章第3節6 避難所の開設・運営」を準用する。

8 安否情報の提供

「第2編第3章第3節7 安否情報の提供」を準用する。

第5節 要配慮者等の安全確保対策

〔健康福祉課〕

「第2編第3章第5節 要配慮者等の安全確保対策」を準用する。

第6節 消防・救助救急・医療救護活動

〔町民課・健康福祉課・国保東庄病院〕

「第2編第3章第6節 消防・救助救急・医療救護活動」を準用する。

第7節 交通対策・警備計画

〔総務課・まちづくり課〕

災害時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため住民の生命、身体及び財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとし、円滑な応急復旧対策、被災地における社会秩序の維持を図る。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1 災害警備計画

「第2編第3章第7節1 災害警備計画」を準用する。

2 被災施設の応急対策方法

(1) 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告する。

(2) 調査及び報告

まちづくり部建設班は、調査の結果支障箇所を発見した場合は、下記の要領により報告する。

ア まちづくり部建設班は、町道について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・う回路線の有無その他被災の状況等を本部長（町長）に報告する。

イ 本部長（町長）は上記アによる報告を受けたときは、その状況を直ちに香取土木事務所、県警察、関係機関の長に報告する。

3 交通規制計画

「第2編第3章第7節2 交通規制計画」を準用する。

4 交通規制の指針

「第2編第3章第7節3 交通規制の指針」を準用する。

5 緊急輸送の実施

「第2編第3章第7節4 緊急輸送の実施」を準用する。

6 緊急通行車両の確認等

「第2編第3章第7節5 緊急通行車両の確認等」を準用する。

7 道路啓開

「第2編第3章第7節9 道路啓開」を準用する。

第8節 救援物資供給活動

〔まちづくり課・町民課・健康福祉課〕

「第2編第3章第8節 救援物資供給活動」を準用する。

第9節 広域応援の要請県外支援

〔総務課・まちづくり課〕

「第2編第3章第9節 広域応援の要請及び県外支援」を準用する。

第10節 自衛隊への災害派遣要請

〔総務課〕

「第2編第3章第10節 自衛隊への災害派遣要請」を準用する。

第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

〔教育課〕

「第2編第3章第11節 学校等の安全対策・文化財の保護」を準用する。

第12節 帰宅困難者等対策

〔総務課・教育課〕

台風等による風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者に対し、地震発生時に準じた支援を行う。

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止などにより大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、住民、企業、学校など関係機関に対し、県と連携して、むやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内にとどまるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機

「第2編第3章第12節2 企業、学校など関係機関における施設内待機」を準用する。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

「第2編第3章第12節3 大規模集客施設や駅等における利用者保護」を準用する。

4 帰宅困難者等への情報提供

町及び県は、気象情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送や町ホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺ごとに設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行う。

さらに、県や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、東庄町防災メール、町ホームページ、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

「第2編第3章第12節5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導」を準用する。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

〔まちづくり課・町民課〕

「第2編第3章第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策」を準用する。

第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

〔総務課・まちづくり課・町民課・健康福祉課〕

「第2編第3章第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理」を準用する。

第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧

〔総務課・まちづくり課〕

「第2編第3章第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」を準用する。

第16節 ボランティアの協力計画

〔町民課・健康福祉課・総務課・まちづくり課〕

「第2編第3章第16節 ボランティアの協力」を準用する。

第17節 労働力の確保

〔まちづくり課〕

「第2編第3章第17節 労働力の確保」を準用する。

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための支援

「第2編第4章第1節 被災者生活安定のための支援」を準用する。

第2節 ライフライン関連施設等の復旧対策

「第2編第4章第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策」を準用する。

第3節 激甚災害の指定

「第2編第4章第4節 激甚災害の指定」を準用する。

第4節 災害復興

「第2編第4章第5節 災害復興」を準用する。

第4編 大規模事故等災害編

第1章 総則

〔総務課〕

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、大規模火災、林野火災、危険物等災害、放射性物質事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故について対応するため、それぞれの事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。この計画に定めのないものについては、「第2編 地震・津波編」の規定に準ずる。なお、これらの災害が発生した場合における本町の配備基準は次のようになっている。

1 応急活動体制

- (1) 町は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (2) 町は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。
- (3) 町における配備基準は下表のとおりとする。

【大規模事故等配備区分・基準】

区 分		基 準	決定者	動員区分・担当課
本部設置前	注意配備	対象とする大規模火災、林野火災、危険物等災害、放射性物質事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故等により災害が発生又は発生が予想される場合で、総務課長が必要と認めたとき。	総務課長が決定	①総務課・まちづくり課のうち定められた職員 ②警戒配備担当課は常時連絡がとれる体制とする。
	警戒配備			①以下の課のうち定められた職員 総務課、まちづくり課、健康福祉課、町民課、教育課
災害対策本部	第1配備	対象とする大規模火災、林野火災、危険物等災害、放射性物質事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故等により重大な災害が発生し、町長が必要と認めたとき。	町長が決定	①全課の定められた職員
	第2配備			①災害対策本部全員による組織配置 ②職員全員登庁又は在庁して指示を待つ。

2 災害対策本部設置前の初動対応

【大規模事故等配備区分・基準】に該当する場合、総務課長は状況を総合的に判断し、注意配備又は警戒配備をとる。

3 災害対策本部

大規模事故等が発生し、又は発生のおそれがある場合に、「災害対策基本法第23条の2第1項」及び「東庄町災害対策本部条例」により、町長を本部長とする災害対策本部を設置する。

また、町長が不在や事故等により業務が遂行できない場合は、副町長、総務課長、まちづくり課長の順でその業務を代理する。

4 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対

策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部は、災害対策本部、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

5 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

町は、災害の状況に応じ、災害対策本部会議に県職員、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

また、県において災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進める。

災害の現場において、県との連携を図りつつ、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置する。

第2章 大規模火災対策

〔総務課・教育課・消防本部〕

第1節 基本方針

〔総務課〕

大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び災害時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第2節 予防計画

〔総務課・教育課〕

1 建築物不燃化の促進

「第2編第2章第3節2（1）建築物不燃化の促進」を準用する。

2 防災空間の整備・拡大

「第2編第2章第3節2（2）防災空間の整備・拡大」を準用する。

3 火災予防に係る立入検査

「第3編第2章第6節1 火災予防に係る立入検査」を準用する。

4 住宅防火対策

「第3編第2章第6節2 住宅防火対策」を準用する。

5 多数の者を収容する建築物の防火対策

（1）防火管理者及び消防計画

町及び消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施

イ 消火、通報、避難等の訓練の実施

ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施

エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施

オ 従業員等に対する防災教育の実施

（2）防火対象物の点検及び報告

町及び消防本部は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

6 文化財の防火対策

(1) 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

(2) 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防本部から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防本部と町教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

7 消防組織及び施設の整備充実

(1) 消防組織

町及び消防本部は消防職員・団員の確保に努める。

(2) 消防施設等の整備充実

町及び消防本部は、消防施設整備計画に基づき、消防施設等の整備強化を促進するため、必要に応じて、県に支援を要請する。

第3節 応急対策計画

〔総務課〕

1 応急活動体制

- (1) 町及び消防本部は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (2) 町及び消防本部は、県及び関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

2 情報収集・伝達体制

町及び消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

3 災害救助法の適用

「第2編第3章第1節8 災害救助法の適用手続き等」を準用する。

4 消防活動

- (1) 消防本部は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。
- (2) 町長又は消防本部長は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。
- (3) 発災現場が町以外の場合で、発災現場の市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防本部と連携して応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

5 救助・救急計画

- (1) 町及び消防本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県、防災関係機関に応援を要請する。
- (2) 町及び消防本部は、必要に応じ、民間（東庄町救急応急手当員連絡協議会含む。）からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- (3) 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

6 交通規制計画

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

7 避難計画

- (1) 町及び消防本部は、災害時には県警察等と協力し、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

第4編 大規模事故等災害編

第2章 大規模火災対策

第3節 応急対策計画

(3) 町は、必要に応じて避難所を開設する。

8 救援・救護計画

食料・飲料水・生活必需品等の供給に関する計画並びに医療救護に関する計画については、「第2編第3章第6節 消防・救助救急・医療救護活動」及び「第2編第3章第8節 救援物資供給活動」を準用する。

第3章 林野火災対策

〔まちづくり課・消防本部〕

第1節 基本方針

〔まちづくり課〕

最近の林野火災は、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者が多くなるに伴い、その発生件数も増加傾向にある。

また、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策を定める。

なお、林野火災の発生又は拡大の危険性が高い地域については、林野火災に係る総合的な事業計画を樹立し、林野火災対策の推進を図る。

第2節 予防計画

〔まちづくり課〕

1 広報宣伝

(1) 広報などによる注意

町及び消防本部は、町防災行政無線、広報とうのしょう、町ホームページ回覧板等を利用し住民の注意を喚起する。

(2) 学校教育による指導

町及び消防本部は、小、中学校児童・生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。

(3) 山火事予防運動の実施

町、消防本部及び森林組合は、山火事予防運動週間中に警報旗を設置するなどの各種啓発事業を強力に推進する。

2 法令による規制

(1) 条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）

町及び消防本部は、住民に対し、火災警報発令下における香取広域市町村圏事務組合火災予防条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

(2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

町及び消防本部は、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

(3) 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

町及び消防本部は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。

3 予防施設の設置

(1) すいがら入れの保持

町、消防本部及び森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。

(2) 立看板等の設置

町及び消防本部は、公園等の人の集まるところに立看板等を設置する。

4 消火施設の設置

(1) 水槽の設置（自然水利の活用）

町、消防本部及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。

5 林野等の整備

(1) 林業経営

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り火災の起こりにくい森林の育成に資する。

(2) 林道

町及び県は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。

(3) 防火線

町、消防本部及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

第3節 応急対策計画

〔まちづくり課〕

1 消防計画の樹立

(1) 地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

町及び消防本部は、地形状況を把握し、具体的状況のなかで容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成し、消防団等にあらかじめ配布しておく。

(2) 消防の出動と配分図

町及び消防本部は、消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ近隣市町と協議しておく。

(3) 重点地域の指定

町及び消防本部は、特に多発又は大規模火災が予想される地域を重点地域に指定し、集中的に林野火災対策を推進し体制の確立を図る。

(4) モデル地区の設置

町及び消防本部は、モデル地区を設置し、他の模範となるよう指導する。

(5) 消防計画図の作成

香取広域市町村圏事務組合消防本部の消防計画のなかに、林野火災消防計画図を取り入れる。

2 総合的消防体制の確立

(1) 警報連絡体制の確立

町及び消防本部は、火災警報、その他気象情報が円滑、適切に連絡できるよう、その体制を確立させる。

(2) 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は応援を要請した町長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

(3) 防御機器等の整備

町及び消防本部は、林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておく。

(4) 地域自衛組織の育成

町及び消防本部は、森林組合等地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。

(5) 防災訓練の実施

町及び消防本部は、機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

(6) 広域応援体制の確立

町及び消防本部は、初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

(7) 航空機による空中消火体制の整備

町及び消防本部は空からの消火については、県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材並びに自衛隊保有の空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

管理委託先	空中消火バケット保管場所	臨時離発着場
自衛隊	陸上自衛隊木更津駐屯地 第一ヘリコプター団内倉庫	木更津駐屯地飛行場

(8) 救護体制の確立

町及び消防本部は、日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班の活動その他医療救護体制の確立を図る。

3 情報収集・伝達体制

町及び消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

4 避難計画

町及び消防本部は、警察と協力し、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

第4章 危険物等災害対策

〔総務課・消防本部〕

第1節 基本方針

〔総務課〕

石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、「第4編第8章 道路事故災害対策」を準用する。

1 危険物

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

2 高圧ガス

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

第2節 予防計画

〔総務課〕

1 危険物

(1) 事業所等

ア 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ 消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

(ア) 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

(イ) 危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

(ウ) 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

ウ 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

(ア) 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

(イ) 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

(ウ) 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

(2) 町及び消防本部

ア 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

イ 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

(ア) 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

(イ) 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

(ウ) 消防体制の強化

消防本部は、各事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、近隣市町との相互応援協定の締結を推進する。

(エ) 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について的確な教育を行う。

2 高圧ガス

(1) 事業所等

災害時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

ア 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

イ 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

ウ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

エ 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

オ 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

さらに、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

カ 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

キ 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 町、消防本部、その他関係機関

町、消防本部及びその他関係機関は協力し、以下の対策を実施する。

ア 防災資機材の整備

(ア) 町及び消防本部は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

(イ) 町及び消防本部は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

イ 保安教育の実施

町及び関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

ウ 防災訓練の実施

町及び関係機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

第3節 応急対策計画

〔総務課〕

1 危険物

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

ア 通報体制

（ア）責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

（イ）責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。

イ 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

ウ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

(2) 町、消防本部、その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び町地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

ア 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、町、県及びその他関係機関に災害発生速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ 救急医療

当該事業所、消防本部、町、県及び医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。県警察及びその他関係機関はこれに協力する。

ウ 消防活動

消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

エ 避難

町は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

オ 警備

県警察は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

カ 交通対策

道路管理者及び県警察は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

キ 原因の究明

町、消防本部、県及び学識経験者等は、災害の発生原因の究明に当たる。

2 高圧ガス

(1) 事業所等

ア 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

エ 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

オ 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

(2) 町、消防本部、その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 防災資機材の調達

（ア）町及び消防機関は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

（イ）県警察及び消防機関は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

エ 被害の拡大防止措置及び避難

（ア）防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

（イ）町は、必要に応じ避難の指示等を行う。

オ 原因の究明

町、消防本部、県及び学識経験者等は、災害の発生原因の究明に当たる。

第5章 放射性物質事故対策

第1節 基本方針

〔総務課・町民課〕

千葉県には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、本町は、「原子力施設等の防災対策について（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）」（以下「対策指針」という。）、県外の原子力事業所の「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）」には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質もしくはこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素もしくはこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、町及び県は、核燃料物質等又は放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。さらに、局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じたところである。

これらを受け、町地域防災計画に、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、応急対策及び復旧対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては県によって別途定める「放射性物質事故対応マニュアル」によるものとし、放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後もそれらの動向を踏まえ、本計画を修正する。

- ※ 核原料物質：原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。
- ※ 核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。
- ※ 放射性同位元素：放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。
- ※ 原子力事業所：原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- ※ 核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。
- ※ 核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
- ※ 放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等の規制に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
- ※ 放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

第2節 放射性物質事故の想定

〔総務課・町民課〕

県内の放射性物質取扱事業所で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないことから、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。

さらに、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災及び人為的ミス等による事故などを想定する。

原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災及び人為的ミス等による事故などを想定する。

第3節 放射性物質事故予防対策

〔総務課・町民課〕

1 町内の放射性物質取扱事業所の把握

町及び県は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

2 情報の収集・連絡体制の整備

町及び県は、国、関係市町村、県警察、消防本部、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にする。

3 通信手段の確保

町及び県は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図る。

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努め、特に、町の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。

また、電気通信事業者は、町及び県等の防災関係機関の通信確保を優先的に行う。

4 応急活動体制の整備

(1) 職員の活動体制

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部又は応急対策本部を設置できるよう整備を行う。

(2) 防災関係機関の連携体制

町は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておく。

また、事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国、県その他の関係機関との連携を図る。

また、町は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備へ協力する。

(3) 広域応援体制の整備

放射性物質事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、県は、他都県との応援協定等により、広域応援体制を整備、充実する。

(4) 防護資機材等の整備

町、県、警察、消防本部及び核燃料物質使用事業所の事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努める。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努める。

5 環境放射線モニタリング体制の整備

(1) 平常時における環境放射線モニタリング

町は、必要に応じ、県が収集する平常時の空間放射線量率のデータやモニタリングポスト等の測定データ、緊急時における対策の基礎データ等の提供を要請する。

(2) 放射線測定器等の整備

町は、平常時又は緊急時において、町内の環境に対する放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器、検出器等の整備に努める。

6 緊急時被ばく医療体制の整備

町は、あらかじめ県、消防本部、医療機関相互の連絡体制を整備する。

7 退避誘導体制の整備

町は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努める。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し、安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

県警察は、町職員が現場にいないとき、また、これらの者から要求があったときは、町の職権を行う。この場合、県警察は直ちにその旨を町へ通知する。また、災害派遣を命ぜられた自衛隊の職務の執行についても、町職員が現場にいない場合に限り、町の職務の執行について準用する。この場合、自衛隊は直ちにその旨を町へ通知する。

道路管理者は、県警察及び他の道路管理者等との連絡調整を行い、退避経路上の交通障害となる物件を排除し、住民等の事故現場周辺からの退避について円滑化を図る。

8 広報相談活動体制の整備

町は、放射性物質事故発生時に、教育施設、社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに住民等からの問い合わせに係る窓口の設置や、住民等に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報相談活動体制を整備する。

9 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災関係者への教育

町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施する。

(2) 住民に対する知識の普及

町及び県は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図る。

(3) 訓練の実施

町及び県は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施する。

第4節 放射性物質事故応急対策

〔総務課・町民課〕

1 情報の収集・連絡

(1) 町内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

町内の放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、速やかに以下の事項について、町、県、県警察、消防本部及び国の関係機関に通報する。

また、事故情報等については、随時、連絡を行う。

- ア 事故発生時刻
- イ 事故発生場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 放射性物質の放出に関する情報
- オ 予想される被害の範囲、程度等
- カ その他必要と認める事項

町は、必要に応じ、県及び関係機関等と対応策を協議する。

(2) 町内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、町内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象(原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象)発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに町、県、警察、消防本部及び国の関係機関に(1)ア～カの内容について通報する。

(3) 町外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル(平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ)」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合、町は、県、国、事故の所在都道府県などから情報収集を迅速に行う。

(4) 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報する。

2 事業者による応急対策活動の実施

(1) 町内の放射性物質取扱事業所における事故への応急対策活動

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がり防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講ずる。

(2) 町内の放射性物質の事業所外運搬での応急対策活動

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速により行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者にも要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行う。また、上記以外の事業者又は当該事業者から放

放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行う。

3 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施

町は、大気中の放射線量のモニタリングを行うとともに、県が実施したモニタリングの活動状況について把握する。

【県の実施する緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目】

- | |
|--|
| (1)大気汚染調査（環境生活部） |
| (2)水質調査（総合企画部、健康福祉部、環境生活部、企業局） |
| (3)土壌調査（環境生活部、農林水産部） |
| (4)農林水産物への影響調査（農林水産部） |
| (5)食物の流通状況調査（健康福祉部、農林水産部） |
| (6)市場流通食品検査（健康福祉部） |
| (7)肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査（農林水産部） |
| (8)廃棄物調査（総合企画部、環境生活部、県土整備部、企業局） |
| (注)この他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施する。 |

4 放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置

町は、必要に応じて、放射性物質事故応急対策本部又は災害対策本部を設置する。

5 避難等の防護対策

町は、県より退避又は避難の要請があった場合は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずる。

【参考 防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標】

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。

- (注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。
2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、何らの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとる。

6 緊急時被ばく医療対策

町は、必要に応じ、県に緊急時被ばく医療対策の実施を要請する。

7 広報相談活動

町は、放射性物質事故が発生した場合、モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ住民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行う。

- (1) 情報の伝達は、防災行政無線、広報車、東庄町防災メール、町ホームページ等により行う。
- (2) 住民等（外国人を含む。）からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合窓口を開設する。町は、地域住民が必要とするモニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報する。

8 飲料水及び飲食物の摂取制限等

町及び県は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

【参考 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準】

対 象	放射性セシウム（セシウム134及びセシウム137）
飲料水	10ベクレル/キログラム
牛乳	50ベクレル/キログラム
乳児用食品	50ベクレル/キログラム
一般食品	100ベクレル/キログラム

9 消防活動

町内の放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防本部は、当該事業者からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

10 広域避難

「第2編第3章第9節10 広域避難」を準用する。

11 協定による広域避難者の受入れ

銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、多古町及び東庄町と茨城県大洗町とは、周辺地域において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における大洗町民の県外広域一時滞在について協定を締結している。

協定に基づき町は、原子力災害時等で大洗町民の生命もしくは身体を災害から保護するため、大洗町長が県外広域避難の必要があると認めたときは、町は大洗町民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、大洗町民を受け入れる。

広域避難者の受入れについては、「原子力災害時における県外広域避難移管する協定書」により行う。

【避難元及び避難先】（東庄町受入分）

避難元			避難退域時 検査場所	避難先		
地区	避難者数	一時集合場所		自治体名	中継避難所	避難所
桜道	1,381人	旧大貫小学校 南小中学校	○メイン検査場所 鹿島灘海浜公園 ○サブ検査場所 銚田市大洋運動場 大竹海岸駐車場	千葉県 東庄町	東庄町公民館	中継避難所 他29箇所

- ※1 一時集合場所：自家用車を持たない、あるいは使用しない町民がバス等を利用し避難するために一時的に集合する施設をいう。
- ※2 中継避難所及び中継避難場所：地理に不慣れな町民が、避難先市町村で道に迷うことも想定されることから、町民が最初に向かう施設として避難先市町内でわかりやすく、目立つ施設を想定している。

【避難経路】（東庄町受入分）

地区	避難経路		避難先 (中継所兼避難所)
桜道	国道51号→国道124号→県道44号（成田小見川鹿島港線）→国道356号	約62km	東庄町 (東庄町公民館)

第5節 放射性物質事故復旧対策

〔総務課・町民課〕

1 汚染された土壌等の除染等の措置

町及び県は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

町内の放射性物質取扱事業所の事業者等は、町、国、県及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行う。

2 各種制限措置等の解除

町及び県は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

3 被災住民の健康管理

町及び県は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談やこころのケアを実施する。

4 風評被害対策

町は、国、県と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

5 廃棄物等の適正な処理

町は、国、県と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。

第6章 航空機事故災害対策

〔総務課〕

第1節 基本方針

〔総務課〕

航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模災害時に、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定める。

第2節 予防計画

〔総務課〕

1 情報の収集・連絡体制の整備

関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集、連絡体制を整備する。

2 協力・応援体制の整備

関係機関は、相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

3 消火救難、救助・救急及び医療活動に係る資機材等の整備及び備蓄

関係機関は、災害時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

4 防災訓練

関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努める。

航空機災害時に防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

初動体制を早期に確立するため、関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

[illegible]

航空機事故が発生した際、次の対応をとる。

町及び消防機関は、県、近隣市町消防機関、警察と協力し消防活動に当たる。

イ 航空機災害に係る火災が発生した場合、町長及び消防機関の職員は、住民及び旅客の生命、身体を安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

ウ 災害の規模等が大きく、町及び消防本部のみでは対応不可能な場合は、近隣市町消防機関等の応援を得て実施する。

当該航空運送事業者、町、消防本部、警察、県は、(一社)香取郡市医師会、(一社)香取匝瑳歯科医師会、(一社)千葉県薬剤師会等の協力を得て救出救護活動に当たる。

ア 負傷者の救護は、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームの派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

イ 重軽傷者の救護は、応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図る。

実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器

材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

(イ) 医療チームの派遣

負傷者の救護は、日本赤十字社千葉県支部、(一社)香取郡市医師会、(一社)香取匝瑳歯科医師会、(一社)千葉県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームの派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

(ウ) 救護所の開設

重軽傷者の救護は、応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図る。

(3) 救急、搬送

消防本部が中心となって応急措置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

(4) 遺体の収容

町が、死体一時保存所、検案場所を設置し、収容する。

(5) 交通規制

県警察は、災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに住民に広報する。

(6) 広報

災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地元住民、旅客、送迎者及び地域住民等に対して次のとおり広報を行う。

ア 町及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し

イ 避難の指示及び避難先の指示

ウ 地域住民等への協力依頼

エ その他必要な事項

(7) 防疫及び清掃

防疫及び事故現場の清掃については、「第2編第3章第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策」を準用する。

3 応援体制

被災地に早急に必要人員及び物資の派遣及び調達をするため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。

第7章 鉄道事故災害対策

〔総務課〕

第1節 基本方針

〔総務課〕

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

第2節 予防計画

〔総務課〕

1 事業者による予防対策

東日本旅客鉄道（株）千葉支社（以下「鉄道事業者」という。）は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行う。

2 行政等による予防対策

- （1）国、公共機関、県、町及び鉄道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- （2）国、県及び町は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、住民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。
- （3）国、県、町、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第3節 応急・復旧計画

〔総務課〕

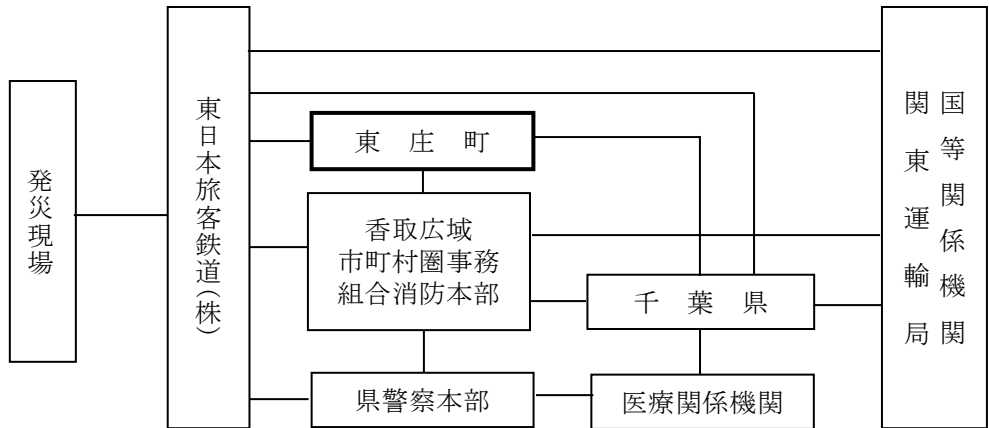
1 行政等による応急活動体制

町及び県は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

2 情報収集・伝達体制

鉄道事故災害時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。

【情報受伝達ルート】



【関係機関連絡先】

関東運輸局	NTT 電話	NTT FAX
総務部総務課	045-211-7269	045-212-2017

※ 鉄道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局安全指導課（NTT 電話 045-211-7240）

鉄道事業者	防災担当課	県防災行政無線		一般加入電話	
		防災無線電話	防災無線 FAX	NTT 電話	NTT FAX
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	運輸部指令	640-721	640-722	043-225-9857	043-225-4886

3 相互協力・派遣要請計画

- （1）鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。
- （2）町は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請する。
- （3）県は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。また、町は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。

4 消防活動

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。
- (2) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

5 救助・救急計画

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。
- (2) 国、県及び町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- (3) 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

6 交通規制

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図る。

7 避難計画

- (1) 災害時には、町及び県警察等は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- (3) 町は、必要に応じて避難所を開設する。

第8章 道路事故災害対策

第1節 基本方針

〔まちづくり課〕

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、また災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

【計画の対象となる道路災害】

橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物の流出等

第2節 予防計画

〔まちづくり課〕

1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずる。

(1) 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行う。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行う。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の決壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。 危険箇所はもとよりすべての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため、道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時には緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。 また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。
危険箇所の改修	道路管理者	異常気象時に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
	東庄町	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。 また、町道の計画、建設及び改良に当たっては、県から道路構造物の被災の防止に係る技術指導を受ける。

(2) 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておく。

2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

(1) 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は、危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯する。

第3節 応急対策計画

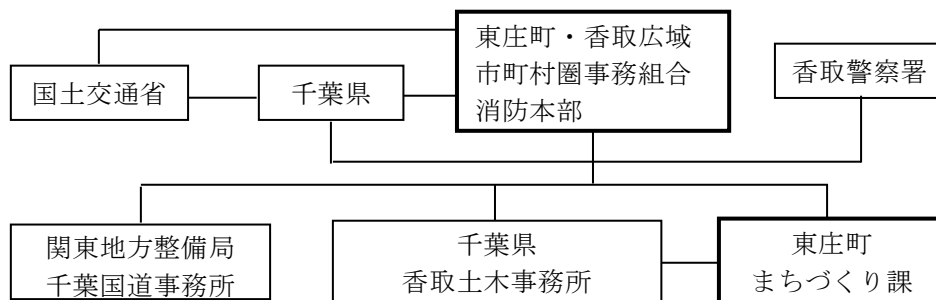
〔まちづくり課〕

1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

(1) 情報収集・伝達体制

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、消防本部及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告する。

【情報連絡系統】



(2) 応急活動

ア 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制をとる。

また、町は必要に応じ災害対策本部等の体制をとる。

イ 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者 警察署	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
	東庄町及び消防本部	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置をとる。 災害の規模が大きく、町及び消防本部のみでは十分な応急対策が実施できないときは、周辺の消防機関及び市町に応援を求める。また、県に対し災害救助法の適用要請（救助実施市を除く。）及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
	警察署	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防本部等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。

2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の応急対策を実施する。

(1) 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防本部に対し、流出危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を伝達する。

(2) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施する。

(3) 交通規制

道路管理者及び県警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。

(4) 避難

町及び県警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難指示及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。

(5) 広報

町及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難指示等を踏まえた警戒情報を広報する。

※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

東庄町地域防災計画

発 行 令和7年3月

編 集 東庄町役場 総務課

〒289-0692

千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131

TEL 0478-86-6082

東庄町ホームページ <https://www.town.tohnosho.chiba.jp/>